平成２０年第１回長瀞町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

３月１１日（火）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○町長あいさつ …… 6
○議事日程の報告 …… 8
○会議録署名議員の指名 …… 8
○会期の決定 …… 8
○町長の施政方針 …… 8
○町政に対する一般質問 …… １４
１番　関口雅敬君 …… １４
１０番　渡辺　強君 …… ２５
８番　梅村　務君 …… ３３
２番　村田正弘君 …… ４２
６番　新井利朗君 …… ４８
７番　大澤タキ江君 …… ５１
○延会について …… ６３
○次会日程の報告 …… ６３
○延　　会 …… ６３

◇

３月１２日（水）
○開　　議 …… ６７
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… ６７
○議事日程の報告 …… ６７
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… ６７
○議案第１号の説明、質疑、討論、採決 …… ６７
・議案第１号　町長等の給与の特例に関する条例
○議案第２号の説明、質疑、討論、採決 …… ７０
・議案第２号　長瀞町後期高齢者医療に関する条例
○議案第３号の説明、質疑、討論、採決 …… ７５

・議案第３号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
○議案第４号の説明、質疑、討論、採決 ……７８
・議案第４号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
○議案第５号の説明、質疑、討論、採決 ……７９
・議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○議案第６号の説明、質疑、討論、採決 ……８０
・議案第６号　長瀞町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
○議案第７号の説明、質疑、討論、採決 ……８３
・議案第７号　長瀞町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀞町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
○議案第８号の説明、質疑、討論、採決 ……８４
・議案第８号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例
○議案第９号の説明、質疑、討論、採決 ……８６
・議案第９号　長瀞町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
○議案第１０号の説明、質疑、討論、採決 ……８７
・議案第１０号　長瀞町立学校設置条例の一部を改正する条例
○議案第１１号の説明、質疑、討論、採決 ……８８
・議案第１１号　平成１９年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）
○議案第１２号の説明、質疑、討論、採決 ……１００
・議案第１２号　平成１９年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１３号の説明、質疑、討論、採決 ……１０２
・議案第１３号　平成１９年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１４号の説明、質疑、討論、採決 ……１０５
・議案第１４号　平成２０年度長瀞町一般会計予算
○会議時間の延長 ……１３７
○延会について ……１４４
○次会日程の報告 ……１４４
○延　　会 ……１４４

◇

３月１３日（木）

○開　　議 ……１４７
○議案等の説明のため出席した者の紹介 ……１４７
○議事日程の報告 ……１４７
○議案第１４号の質疑、討論、採決 ……１４７
・議案第１４号　平成２０年度長瀞町一般会計予算

○議案第１５号の説明、質疑、討論、採決 ……１５７
・議案第１５号　平成２０年度長瀞町国民健康保険特別会計予算
○議案第１６号の説明、質疑、討論、採決 ……１６５
・議案第１６号　平成２０年度長瀞町老人保健特別会計予算
○議案第１７号の説明、質疑、討論、採決 ……１６６
・議案第１７号　平成２０年度長瀞町介護保険特別会計予算
○議案第１８号の説明、質疑、討論、採決 ……１７０
・議案第１８号　平成２０年度長瀞町後期高齢者医療特別会計予算
○議案第１９号の説明、採決 ……１７４
・議案第１９号　長瀞町教育委員会委員の任命について
○議案第２０号の説明、質疑、採決 ……１７４
・議案第２０号　長瀞町教育委員会委員の任命について
○議案第２１号の説明、採決 ……１７９
・議案第２１号　長瀞町公平委員会委員の選任について
○請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……１８０
・請願第１号　後期高齢者医療制度に対する意見書に関する請願
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の件 ……１８２
○町長あいさつ ……１８２
○教育長退任あいさつ ……１８２
○閉　　会 ……１８３

○ 招　集　告　示

長瀞町告示第１４号

平成２０年第１回長瀞町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２０年３月６日

長瀞町長　　大　　澤　　芳　　夫

１　期　　日　平成２０年３月１１日（火）

２　場　　所　長瀞町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番	関　口　雅　敬　君	２番	村　田　正　弘　君
３番	大　島　瑠美子　君	４番	齊　藤　　實　君
５番	野　原　武　夫　君	６番	新　井　利　朗　君
７番	大　澤　夕キ江　君	８番	梅　村　　務　君
９番	染　野　光　谷　君	１０番	渡　辺　　强　君

不応招議員（なし）

平成２０年第１回長瀞町議会定例会　第１日

平成２０年３月１１日（火曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、諸般の報告

１、町長あいさつ

１、議事日程の報告

１、会議録署名議員の指名

１、会期の決定

１、町長の施政方針

１、町政に対する一般質問

１番	関　口　雅　敬	君
１０番	渡　辺　　強	君
８番	梅　村　　務	君
２番	村　田　正　弘	君
６番	新　井　利　朗	君
７番	大　澤　タキ江	君

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午前９時開会

出席議員（１０名）

１番	関口　雅敬　君	２番	村田　正弘　君
３番	大島　瑠美子　君	４番	齊藤　實　君
５番	野原　武夫　君	６番	新井　利朗　君
７番	大澤　タキ江　君	８番	梅村　務　君
９番	染野　光谷　君	１０番	渡辺　強　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤　芳夫　君	教育長	村田　六郎　君
参事	新井　敏彦　君	参事	平　健司　君
総務課長	齊藤　敏行　君	税務課長	野原　寿彦　君
町民福祉課長	浅見　初子　君	地域整備観光課長	染野　真弘　君
会計管理者	大澤　彰一　君	教育次長	大澤　珠子　君
代表監査委員	中畝　攻佳　君		

事務局職員出席者

事務局長	若林　実	書記	石川　正木

◎開会の宣告　　（午前９時）

○議長（大島瑠美子君）　皆さん、おはようございます。

本日、平成20年第１回長瀞町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成20年第１回長瀞町議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（大島瑠美子君）　これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君）　本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎諸般の報告

○議長（大島瑠美子君）　ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成19年11月から平成20年１月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

平成19年12月18日に、長瀞町役場で「秩北町村議員クラブ役員会」が開催され、副議長齊藤實君、関口雅敬君、村田正弘君ともども出席いたしました。

12月21日に、横瀬町役場で「秩父地域議長会役員会」が開催され、副議長齊藤實君ともども出席いたしました。

平成20年１月７日に、秩父消防本部で「秩父広域消防出初式」が開催され、副議長齊藤實君、広域市町村圏組合議会議員野原武夫君ともども出席いたしました。

１月17日に、さいたま市の埼玉自治会館で「埼玉県町村議会議長会臨時役員会」が開催され、出席いたしました。

１月17日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

１月17日に、秩父宮記念市民会館で「ＪＡちちぶ新年祝賀会」が開催され、副議長齊藤實君に出席していただきました。

１月23日に、秩父地域議長会の「正副議長及び事務局長合同視察研修」が開催され、さいたま市の「新都心ビジネス交流プラザ」「鉄道博物館」などを副議長齊藤實君、事務局長ともども視察いたしました。

１月25日に、埼玉自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

２月15日に、さいたま市の浦和東武ホテルで埼玉県町村議会議長会の「正副議長及び事務局長合同研修会」が開催され、副議長齊藤實君、事務局長ともども出席いたしました。

２月29日に、埼玉自治会館で「埼玉県町村議会議長会の定期総会並びに自治功労者表彰式」が開催され、出席いたしました。

なお、この表彰式において、在職25年以上で功労のあった議員として、染野光谷君が埼玉県町村議会議長会の自治功労者表彰を受賞されました。また、在職27年以上で功労のあった議員として、渡辺强君が全国町村議会議長会の自治功労者表彰を受賞されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君）　本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　おはようございます。本日、３月定例議会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成20年第１回長瀞町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、去る12月議会には、体調不良のため欠席をいたし、皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことに深くおわびを申し上げます。

さて、冬の観光の目玉の一つであります宝登山のロウバイ園には、ことしも大勢の観光客やハイカーの方々が訪れ、ロウバイにかわり、現在宝登山では梅が見ごろを迎えております。朝夕はまだ寒い日が続いておりますが、これから一雨ごとに暖かくなり、桜を初めとする花の季節を迎え、本格的な春の訪れを迎えることと存じます。

さて、先月、房総半島沖で海上自衛隊のイージス艦と漁船が衝突する事故が発生いたしました。国民の生命財産を守る自衛隊がこのような事故を起こしたことは、危機管理体制や緊張感が欠けていたのではないかと考えられますが、二度とこうした事故が起きないような体制をつくり上げていただきたいと思います。

また、中国製冷凍ギョーザに毒物が混入していた件でも情報伝達のおくれが問題となりましたが、国民の生命にかかわるような情報が行政内部の問題によって停滞するようなことはあってはならないと思います。一部地域では学校給食への影響も出て心配されているところでございますが、長瀞町の学校給食については心配されるようなことはございません。しかし、さらにこの機会に、このような事態を招かないよう、子供に対し安心で安全な給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

年明け早々、株安と原油高騰、景気後退の不安が高まる中で、平成20年度政府予算案は年度内成立が確

定しているものの、ガソリン税の暫定税率の維持を含む関連法案は、野党が優位な参議院で否決されると衆議院の再可決を要し、税率の期限切れにつながる可能性があり、ほとんどの地方自治体にとっては、暫定税率が認められないと悪影響は必至との危機感を抱いているところであります。この関係では、埼玉県北西部管内自治体連絡協議会長名で、２月20日、衆参両院議長、内閣総理大臣、関係大臣、さらに県内選出国会議員などに対し、地方の立場から税率維持を求める要望書を提出したところでございます。国は、国民生活や地域の実情を見据え、議論、審議を重ねていただきたいものと考えております。

こうした社会経済情勢の中、私は、住民に一番身近に接する町の代表者といたしまして、簡素で効率的な行政運営を進める中でも、住民の皆様のご理解をいただけるよう、安心、安全に暮らしていけるまちづくりを進めるべく日々努めているところであります。

なお、町政の基本方針などは施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

さて、ここで12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務関係でございますが、「交通事故死ゼロを目指す日」といたしまして、２月20日に、秩父警察署を初めとする関係機関の協力のもと、役場前で街頭キャンペーンを実施いたしました。

続いて、福祉関係ですが、去る２月21日、「第10回福祉スポーツレクリエーション大会」が中央公民館で開催されました。これは、心身障害者やその家族が、スポーツやレクリエーションを通じて心身のリフレッシュを図り、親睦を深めてもらうため開催しているものであります。当日は、民生委員さんやボランティア連絡協議会の皆さんを初め大勢の関係者の方々にご出席をいただき、盛大に開催することができました。参加された方々は、車いす競争や宝探し、輪投げなどの種目に参加し、一日楽しんでいただけたものと思います。皆様のご協力に心から感謝いたします。

続いて、地域整備関係について申し上げます。３月２日に、秩父路に春を告げる「長瀞火祭り」が宝登山山ろくで盛大に行われました。当日は、秩父各地の郷土獅子舞の奉納や秩父屋台ばやしなどが行われ、大勢の見物客でにぎわいました。

若者定住促進のための蔵宮団地跡の宅地分譲につきましては、当初予定どおり４区画が分譲され、補正予算でも歳入計上をしているところであります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。毎年恒例の成人式を１月13日に行い、新たに104名が成人の仲間入りをいたしました。議員の皆様には、ご出席をいただき、ともに成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

例年実施しております「スポーツ賞授与式」を去る３月１日に行い、功労賞１名、本年度各種大会で優秀な成績をおさめた個人９名、団体８団体に対し、その功績をたたえました。

さて、最後に町史編さん事業についてでございますが、ご案内のように、町史本編の資料編として長年にわたり編集、刊行してまいりました「持田鹿之助日記」ですが、このたび最終となります第８集を刊行し、無事解読事業が終了になりました。これをもちまして、町史編さん事業は当分の間休止いたすこととといたしました。長い間町史編さん事業にお骨折りをいただきました専門員の皆様には、心から感謝を申し上げ、またその労をねぎらいたいと存じます。

以上、本定例会までの主な事業などの報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の制定案２件、条例の一部改正案８件、補正予算案３件、新年度予算案５件、人事案件３件の合わせて21議案であります。よろしくご審議賜りますようお願

い申し上げ、またこれらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大島瑠美子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

８番　　梅　村　　務　君

９番　　染　野　光　谷　君

10番　　渡　辺　　強　君

以上の３名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの３日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの３日間とすることに決定いたしました。

◇

◎町長の施政方針

○議長（大島瑠美子君）　日程第３、町長の施政方針。

町長、施政方針をお願いします。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　平成20年第１回長瀞町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご健

勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日ごろ町政にもご尽力をいただいていることに対しまして、敬意を表するとともに感謝申し上げる次第でございます。

平成20年度の当初予算案を初め諸議案のご審議をお願いするに先立ち、新年度に当たっての町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策につきまして申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の景気回復は大都市部が中心となっている状況にあり、当町の財政環境は、自主財源の根幹である町税の収入の伸びが見込めず、一般財源の確保は今後ますます厳しくなるものと考えられます。

一方、歳出面では、少子・高齢化の進展による保険医療や福祉などで制度改正が行われ、扶助費などの義務的経費の増加を初め、各種施設の維持管理費や教育施設の耐震補強などに伴う大規模改修費の増加が見込まれております。こうした中にあっても、多種多様な町民の皆様の声をしっかりと受けとめ、限られた財源の中で行政課題に取り組み、行政サービスの維持と向上に努めていかなければなりません。

平成20年度当初予算の編成に当たりましては、各課の予算編成に対する積極的な取り組みが必要不可欠であり、総力を挙げて歳入・歳出の両面から見直しを行う必要があります。このため、「最小の経費で最大の効果を発揮する」という行財政運営の原点に立ち返り、経費の節減合理化に努めることを基本に、行財政を取り巻く厳しい状況を職員一人一人が十分認識し、危機感と経営感覚を持って、新しい発想による歳入確保のための取り組みやコスト削減、事務事業総点検による継続的な見直しを行い、行政改革大綱・実施計画を予算編成に反映させるとともに、総合振興計画を念頭に置き、施策・事業を厳しく精査、選別した主体的な見直しを行いました。

それでは、平成20年度における主要な施策といたしまして、初めに「町民と行政の協働によるまちづくり」について申し上げます。

地方分権の推進や少子・高齢化の進展などに伴い、ますます複雑多岐にわたる町民ニーズに対応するとともに、効果的、効率的な行財政運営を行うため、行政と町民の皆様の総意と活力による協働のまちづくりを進めてまいります。

特に住民サービスの向上を図るため、毎月２回、金曜日夜間と毎月最終日曜日の窓口業務の開庁を引き続き実施してまいります。

また、行政情報の提供を充実していくため、町のホームページなどを活用した情報化の推進を図ってまいります。

「まちづくり推進体制の整備」では、まちづくりの主役である町民の皆様から幅広く町政へのご提言などをいただき、町政に反映させるため、「町への提案制度」を行っていくほか、各種委員の公募制の実施や女性の登用、町民の皆様が心豊かでふれあいのある住みよい地域社会を築くためのコミュニティ協議会への活動支援、各行政区が行う環境整備事業に対し助成する地域振興対策事業補助金制度、さらに町民の皆様が自主的に行う地域づくり事業や社会福祉事業などの公益性のある事業を支援する共催・後援事業補助金制度などを引き続き実施してまいります。

次に、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

まず、「交通体系の整備」では、町民の生活基盤として重要な役割を担うとともに、地域の発展を左右することから、町道の改良や舗装、側溝整備を引き続き実施し、人にやさしい道づくりを行ってまいります。

また、国道140号や県道長瀞玉淀自然公園線、長瀞児玉線、上長瀞停車場線、岩田樋口停車場線など国

県道の改良促進を県に要望してまいります。

「交通安全対策」では、依然として町内の交通事故件数は多発傾向にあるため、各種交通安全推進団体との連携による交通安全の啓発に努めるとともに、通行危険箇所や交通事故の発生しやすい場所に道路照明灯、カーブミラー、ガードレールを設置するなど交通安全施設整備に努め、交通事故のないまちづくりに取り組んでまいります。

また、国道140号の自歩道整備や信号機の設置促進を要望してまいります。

「防犯対策」では、警察や関係団体との連携により地域防犯機能を強化し、町民一人一人の防犯意識の高揚や自主防犯組織の育成・支援に努めてまいります。

また、交通指導員による児童生徒の下校時の交通安全指導にあわせて防犯パトロールも行ってまいります。

「住環境の整備」では、定住人口の充実を図るため、住宅に困っている低所得者などが快適な環境の中で安全で安心して暮らせるように、既設の町営住宅の適正な維持管理を行うとともに、生活道や排水路の整備など、良好な居住環境整備を計画的に行ってまいります。

また、町が造成した宅地を、みずから居住するための住宅を必要とする方に対し土地を分譲する若者定住促進宅地分譲事業を実施し、定住促進を図ってまいります。

「危機管理対策」では、当町は河川の護岸の侵食や崩壊なども多いことから、地域住民の生命や財産を守るため、荒川や砂防指定地の護岸工事や流路の整備改修を県に要望してまいります。

また、町民の皆様の安全な暮らしを守るため、引き続き消防防災活動の充実に努め、特に火災発生時に有効な消火活動が行えるよう、地域防災の中核として活動する消防団の活性化を図ってまいります。

台風や地震などの自然災害に備え、地域防災計画をもとに計画的に非常食や毛布などの備蓄を行うとともに、地域防災体制を進めるため、町民の皆様に対し、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・支援に努めてまいります。

さらに、災害や有事などに備えるための運用マニュアルの作成について検討してまいります。

「自然環境の保全・景観形成」では、町民の皆様を初め観光客に花を楽しんでいただけるよう、公共的な場所への花の提供や運動協力団体へ花や植栽に必要な資材などを支給してまいります。

「環境衛生の推進」では、ごみの発生や不法投棄、不適正処理による環境悪化を防ぐため、行政区と連携して行っております春と秋のごみゼロ運動や空き缶回収機による回収事業、不法投棄パトロールによる撤去作業なども実施し、美しいまちづくりに努めてまいります。

また、回収団体に報償金を交付する有価物回収事業や生ごみ処理機、ごみステーションボックスの購入助成なども行うとともに、秩父広域市町村圏組合でのペットボトル回収などによるごみの減量化、資源化を図ってまいります。

下水道区域外の生活環境の向上と水質保全といたしまして、既設の単独浄化槽やくみ取り式から合併処理浄化槽への転換、また新設を希望する方に対し補助金を交付いたします。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」について申し上げます。

まず、「高齢者福祉」では、全国的に高齢化が深刻化する中、当町の本年１月末現在の高齢化率は26.6％と、町民の約４人に１人が65歳以上となっており、今後も高齢化の進行や障害の重度化・重複化が顕著となることが予想されるため、介護保険制度などを活用し、福祉の充実を図っていく必要があります。

そこで、高齢者が住みなれた地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるよう、高齢者や要介護者の

要望に即したサービスの提供を行うため、現在の「第３期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を改定し、各種の高齢者施策を推進してまいります。

「地域包括支援センター」では、地域にあるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の生活を継続的・包括的に支えていくための拠点として、主に介護予防プランの作成、地域のケアマネジャーの支援、高齢者虐待の対応など総合的な相談・支援を行っております。今後も、関係機関と連携を密にし、さらに支援センター機能を充実させ、安心して生活が送れるよう体制づくりに努めてまいります。

「障害者福祉」では、すべての障害者が適切なサービスを受け、安心して生活ができるよう支援してまいります。

平成20年度は障害者福祉計画の改定時期であるため、障害者のニーズに対応したサービスの提供ができる計画とし、身体障害者・知的障害者・精神障害者の３障害を一括してサポートしている障害者自立支援制度の充実を図ってまいります。

また、役場庁舎１階の身障者用トイレをオストメイト対応型のトイレに改修いたします。オストメイトとは、病気治療のため人工肛門や人工膀胱となられた方のことで、安心して役場においでいただけるよう支援してまいります。

「児童福祉」では、全国的に少子化が加速しており、当町の平成18年の合計特殊出生率は0.93人と１人に満たない状況にあるため、少子化対策が最も重要な課題の一つであると考えております。

このため、子育てにかかる経済的な負担軽減を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保育料の据え置きや放課後児童クラブ事業を充実し、児童の健全育成を推進してまいります。

また、こども医療費支給事業として、今まで小学校就学前までの乳幼児に対して実施していた医療費の一部助成を中学校就学前の児童まで対象を拡大し、乳幼児や児童の保健向上を図ってまいります。

さらに、要保護児童対策として、要保護児童対策地域協議会を開催し、家庭の養育に問題のある児童の早期発見や適切な支援を図るため、福祉・教育・学校など関係機関との連携を強化してまいります。

平成20年度は次世代育成支援行動計画の改定時期でありますので、子育てを総合的に支援していく地域づくり、仕組みづくりを行うための計画策定に向け、基礎調査を実施してまいります。

「健やかな健康づくり」では、みずからの健康はみずから守るという健康管理意識の高揚を図り、健康相談・健康教育事業や各種がん検診などを実施いたします。

特に、健やかに子どもを産み育てるため、妊婦の方の健康診査を現在の２回から５回にふやし、母子保健の充実を図ってまいります。

また、高齢者に対するインフルエンザの予防接種を初め、35歳以上の方を対象にした人間ドックの一部助成、気軽にできるウオーキングの普及など、健康の保持増進・生活習慣病の予防も引き続き実施してまいります。

「介護予防対策」では、介護保険認定で非該当となった方や虚弱な方を対象とした特定高齢者には転倒予防のための筋力アップや栄養改善などを取り入れた事業を、一般の高齢者には気軽にどこでもできる元気モリモリ体操や教養講座を開催し、元気高齢者を育成してまいります。

「地域保健福祉」では、本格化する高齢社会に備え、だれもが心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、地域ぐるみで福祉活動に参加していただくことが重要であります。このため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と町が連携するとともに、町民の皆様の協力を得て、老人クラブやボランティア活動団体などに積極的に参加していただき、地域福祉ネットワークづくりを推進してまいりま

す。

また、高齢者が就業を通じて健康で生きがいのある生活が送れるよう、シルバー人材センターに対し支援してまいります。

「保険制度の適正な運営」では、保険医療制度改革に伴い、平成20年度から各医療保険者に対し、40歳から74歳までの被保険者を対象とするメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導の実施が義務づけられます。このため、特定健康診査等実施計画に基づき、予防に着目した効果的、効率的な特定健診、特定保健指導を実施するとともに、受診しやすい健診体制を構築してまいります。

また、平成20年４月から、老人保健制度にかわり、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害がある方を対象とした後期高齢者医療制度が実施されます。これは、各都道府県を単位とする広域連合を保険者として、だれもが安心して医療を受けられるように保険財政の安定化を図ることを主な目的として実施されるものでございます。

次に、「活力のある産業を育てるまちづくり」について申し上げます。

まず、「農林業の振興」では、生産体制の強化や構造の改善、観光農業の振興などにより特色のある農業を推進いたします。

また、地産地消事業を初め集落営農活動や遊休農地解消事業を促進し、農業の活性化を図ってまいります。

林業につきましては、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、基盤となります林道の維持管理を実施いたします。

宝登山「四季の丘」整備事業につきましては、県造林伐採跡地へ四季の移ろいを感じられる広葉樹を中心とした植林を進めてまいります。

「商工業の振興」では、町内の商工業者の経営安定や育成指導などに当たっている商工会へ助成を行ってまいります。

また、中小企業者が商工業施設の整備拡充、経営改善、その他経営に必要な資金を国民生活金融公庫から借り入れた場合、町が引き続き利子補給を行い、商工業の健全な発展を支援してまいります。

「消費者の保護」では、関係機関との連携により、消費生活相談などの相談業務の充実や、消費者としての権利意識の向上を図るとともに消費者団体の育成に努め、消費生活に関しての自主的活動を支援します。

さらに、労働事業といたしまして、雇用の拡大と安定を促進するため、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を進めてまいります。

「魅力ある観光地づくり」では、花でのおもてなしや心のこもった対応を心がけるなど、観光地長瀞のイメージアップを図り、さらに魅力を高めるため、観光公衆トイレの適切な管理や観光客が安心して長瀞の自然を楽しめるよう、案内板の整備や遊歩道等の維持管理に努めます。

また、観光関連団体との協調によるイベントの開催や観光キャンペーンへの参加などにより、観光地長瀞のさらなる周知に努めてまいります。

さらに、テレビ・ラジオ・インターネットなどのマスメディアを利用し、広範囲に的確な観光情報を提供いたします。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

初めに、「ふれあいと個性を伸ばす学校づくり」では、子供をめぐる教育環境がますます厳しくなる中、

学力・体力・規範意識の問題、不登校や非行問題、家庭や地域との連携問題など解決すべき課題が山積しており、子供たちが安心して学ぶことのできる教育環境を整備していく必要があると考えます。

このため、子供の成長過程に即した支援として、幼稚園教育では、文部科学省の委託事業である「幼児教育支援センター事業」を昨年度に引き続き取り組んでまいります。さらに、幼稚園・保育園と小学校との連携強化、問題を抱える子供の早期発見、早期対応などを支援するとともに、この取り組みが円滑に機能する体制づくりに努めてまいります。

「小中学校における情報教育」では、教育活動上の効果に資するのみでなく、学校運営の改善、学校・家庭・地域の密接な連携が図れることから、今後も環境整備や情報化教育を推進してまいります。平成20年度は、小学校教師用のコンピューターを充実いたします。

「就学指導」では、不登校児童生徒や児童虐待など問題を抱える子供へのきめ細かな支援として、引き続き中学校へ「さわやか相談員」を配置します。また、文部科学省の委託事業として２年目を迎えます「問題を抱える子どもの自立支援事業」では、学校支援協力員を第一小学校に配置し、学習補助や家庭訪問など、専門的、個人的に対応するきめ細かな指導を実施してまいります。さらに、理科が得意な人材の登用による理科支援員を第二小学校に配置し、理科教育の活性化と充実、小学校教員の理科指導力の向上を図ってまいります。

「教育施設整備」では、第一、第二小学校の体育館と中学校技術棟の耐震診断を実施します。これにより、すべての学校施設の耐震診断が終了いたします。これまでに診断した校舎などにつきましては、診断結果により順次耐震化に向けて整備を推進してまいります。

「給食事業」では、児童生徒の発達に必要なおいしく栄養バランスのとれた給食、より一層安心、安全な給食を提供するとともに、給食を通して正しい食習慣が身につくよう指導してまいります。

「青少年育成活動」では、次世代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成長瀞町民会議を核に、地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進いたします。

また、学校パトロール活動は、多くの町民ボランティアのご協力を得て実施をしておりますが、今後も学校、家庭、地域、関係機関と連携した活動ができるよう、定期的な情報交換会を兼ねた研修会を行うなど、推進体制の強化と充実に努めてまいります。

「人権の尊重」につきましては、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権に関する教育、啓発活動を推進してまいります。

学校では、児童生徒の発達段階に応じた指導計画に基づく学習を通じ、正しい理解と認識を深め、差別やいじめを許さない、負けない児童生徒の育成に努めてまいります。

また、町民の皆様を対象に研修会や講演会の開催など、指導者としての人権意識の高揚を図るとともに啓発活動を充実してまいります。

「歴史と文化の伝承」では、町民の皆様の自主的、創造的な文化活動を育成、支援していくため、文化展など活動成果の発表の機会を提供するとともに、文化活動団体への支援を行います。

また、先人の残した貴重な伝統文化や遺産を後世に受け継いでいくのは私たちの責務でありますので、活動団体への支援や後継者育成事業を実施いたします。

平成20年度は、国指定重要文化財「旧新井家住宅」の屋根改修工事を予定しております。併設の郷土資料館ともども、ここ数年、民間の活力による施設の特色を生かした事業が展開されております。今後も、観光客の誘客や施設の活性化を図るとともに、文化財保護精神の育成に努めてまいります。

以上のような施策を盛り込み、平成20年度当初予算案の編成を行いました結果、その規模は、一般会計27億7,854万1,000円、対前年度伸び率0.7％の減、国民健康保険特別会計８億4,776万3,000円、対前年度伸び率7.9％の減、老人保健特別会計9,540万7,000円、対前年度伸び率87.6％の減、介護保険特別会計５億1,535万5,000円、対前年度伸び率1.5％の増、後期高齢者医療特別会計9,539万円となりまして、一般会計と新たに加わった後期高齢者医療などの４つの特別会計を合わせた総額は43億3,245万6,000円で、対前年度伸び率13.3％の減となりました。

以上、平成20年度の予算編成と町政運営の基本的な考え方、主要施策の概要につきましてご説明申し上げました。今後とも、あらゆる工夫を重ね、財源の確保と歳出削減に取り組むとともに、町民の皆様のニーズや新たな行政課題に適切に対処するため、行財政改革の実践と行政サービスの向上に全職員と一丸となって取り組んでまいります。議員各位を初め町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

○議長（大島瑠美子君）　ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたさせます。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大島瑠美子君）　日程第４、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、１番、関口雅敬君の質問を許します。

関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、質問をさせていただきます。

若者の定住促進について町長にお伺いいたします。若者の定住を促進するためには、単に町有地を分譲するだけでなく、若者に特典を設けるとともに、ホームページの「交流広場」にあるような町民からのいろいろなニーズにこたえるなど、総合的な事業の展開により若者が住みたくなるような魅力あるまちづくりをしていく必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　関口議員のご質問にお答えいたします。

我が国の人口は、平成18年度をピークにいたしまして人口減少社会に入り、長瀞町でも今後人口減少傾向になります。人口減少は、地域産業の停滞や地域コミュニティ力の低下など地域に与える影響が大きいことから、町民を初め町外に在住する人々にとって魅力ある豊かな暮らしを提供し、人口の流出や減少を抑制しつつ、Ｕターン者などの若者の増加につながる新たな施策展開が急務となっております。若者の定住促進事業につきましては、町民にとっても魅力ある豊かな暮らしを創出することが重要であり、このためには、活発な産業振興、住宅支援、子育て支援の充実などの施策が必要と思います。

子育て支援の推進につきましては、定住促進における最も重要な事業と位置づけられ、子育て支援関係の事業を充実させることで若者の定住が図られるのではないかというふうに考えます。当町におきまして

は、平成14年度に長瀞エンゼルプラン、平成16年度には長瀞町次世代育成支援行動計画を策定し、子育てを総合的に支援していくための道筋をつけるものとして計画を策定しております。

具体的な内容については、学齢期の健康や環境整備として、乳幼児やひとり親家庭、重度心身障害児の医療費支給事業や児童手当制度、また放課後児童クラブの運営などを行っているところであります。また、多様な保育サービスとしては、延長保育、一時保育の実施、保育園や幼稚園に運営費の奨励費の交付などを行っているところであります。さらに、母子保健では、保健センターなどで行っている乳幼児の各種検診、予防接種や子育てに関する各種相談業務など、母親の子育て不安の解消や仲間づくりを支援しているところであります。

特に平成20年度は次世代育成支援行動計画の改定時期でありますので、子育てを総合的に支援していく地域づくり、仕組みづくりを行うため、いろいろな方の意見を集約し、計画を策定してまいりたいと存じます。また、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、保護者の仕事と子育ての両立への支援をするため、保育料の据え置きや第二小学校への放課後児童クラブの開設など、児童福祉の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、今議会に提案させていただいておりますが、こども医療費支給事業といたしまして、今まで小学校就学前までの乳幼児に対して実施した医療費の一部助成の対象を乳幼児から中学校就学前までの児童に拡大する予定でございます。また、健やかに子どもを産み育てるために、妊婦の方の健康診査を現在の２回から５回にふやしてまいります。

当町の平成18年度の合計特殊出生率は0.93人と１人に満たない状況にありますが、子育て支援事業は最も重要な課題であるというふうに考えておりまして、積極的な事業展開を行ってまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今の答弁は、前回町長が欠席した議会で、隣にいる新井参事が読み上げた文章とほぼ同様なことなので、では私がもっと具体的に質問しますので、よろしくお願いいたします。

先ほど町長の施政方針の中にもありましたように、中野上の蔵宮団地跡地を若者定住促進住宅事業で売ったところ、４区画完売したということですが、これに関連して、子供の人数がどの程度このことでふえたのか、それをまず１点。

それから、若者が定住する魅力あるまちづくりを目指すということですけれども、もっと具体的に何かありましたらお願いいたします。

それと、子育て支援が充実することで若者の定住は図られるのだと思うのです。そこで、「交流広場」の、多分、「交流広場」の投稿の中には、公園が欲しい、子供をどこで遊ばせたらいいのだろうかという意見がかなり載っています。それから、保育園の延長保育ですか、５時半過ぎたら嫌な顔をされるとか、いろんな意見が「交流広場」の中に載っているのです。それで、大概の意見は、１つぽんと意見が出ると、役場のほうからの返答で終わってしまうのですけれども、そういう公園が欲しいとかどこで遊ばせるのだろうかという意見には、ほかの町民の方が私もこう思いますよとかという意見が続いているのです。ですから、そういうニーズにどうこたえていくのか。

それからもう一点、若者定住促進住宅で町有地を売るということで、私、前も言ったように、よそから、では違う、そういう指定されないところを買う人にも得点がつかなくてはおかしいのではないかという発言をしたのを、町長も答えているのだから覚えていると思うのですけれども、それをもう一度提案し、町

長に聞きたいと思うのですけれども、今、施政方針の中にも子供の負担がかからないようにだとか子供のいろんなサービスを並べているのですけれども、若者定住促進でそういう売り払いをしようというのであれば、本当に子供、若い人を呼ぶ事業にしているのか、私は見ていると、町有地の売り払い、不動産屋と同じ、分譲ができればいいやと感じるのです。だから、そういう町がかかわらなかったところにも若い人が入ってくるのには、前回私がこの質問をしたら、平参事が、よその市町村では各種いろいろあると、だけれども、長瀞は長瀞のやり方で私はやるのだと思うので、もう一度町長に、本当に若者が来るのであれば、町有地の売り払いのところにだけサービスをするのでなく、どこか長瀞町内の自分で見つけた場所にうちを建てようという人にもサービスがあっていいのではないかと思うのですけれども、その４点お伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

町有地を売却するためにつくったというふうなお考えをお持ちのようですけれども、これはスタートでありまして、これから先、町有地には限界がありまして、何カ所も持っているというわけではありません。そういう中で、とりあえずスタートするのが、あそこの蔵宮団地の土地を有効活用しようということで始まりました。今、20年度につきましては第二小学校区を考えておりまして、いろんな人からご提言やご意見をいただいておりまして、そういう民有地で農業をもう継続できないという方のところがありまして、ご紹介をいただく人もおりますし、議員の方にもお骨折りをいただいておりまして、そういうところを見させていただいております。まだ具体的な決定は見ておりませんが、そういう地域も、日当たりがよく、学校に通学するのに余り遠くなくというようなところを中心に考えておりまして、現場も見させていただいておるところでございまして、20年度に向けてのスタートは切れたというふうに思っております。

そういう意味で、町有地だけに限ったということではないということをまず最初に申し上げ、そして新しく農地をそういうものに変えるのにはなるべく早く手をつけてやっていくということ、それから、例えば今いろいろなお話がありましたことにつきまして申し上げますと、子供の人員増、まず最初にお話がありましたのは多分９人だというふうに思っています。４区画で９人。ただ、問題なのは、第二小学校の区域にあります滝の上の住宅地からこっちへ移ってくる、応募された方が２人おりまして、あとがよその町からということになりますので、４人の純増ということになると思いますが、これでもやはり純増でありますからよかったというふうに考えております。

それから、公園の問題等々につきましては、私たち、最終、この前、しばらく前の議会で申し上げたと思いますが、やはり子供の安心、安全を守っていかなければいけないという大きなテーマを背負わされるわけでございまして、ただ、平地に子供が遊べる、本来ならそれが一番理想で、一番自然で、子供の伸び伸びとした遊びができるところだというふうに思いますが、今の状況では、そういう場所をつくってやったときに、やっぱり子供さんを守る、そして親が安心するという預けるところというのは非常に難しくなってきた。今、よその町のことを聞いていますと、町営の遊園地とかそういうものをどんどん閉鎖している状況にあります。というのは、犯罪から守る自信がないというようなことが大きな要因になっているというふうに聞きます。ですから、これを始めるのにはしっかりした計画を立てないと、問題が起きてから後追いをするというのはまずいなというふうに考えて、多少軌道修正をしていかなければいけないと。そういう団地ができたときに、例えばこの前も申し上げてありますように、農地を無償でお貸しいただけるようなところがあれば、それを町のほうとして整備をしていくというようなことについての基本は変わり

ません。ただ、若者が定住促進ができるようなところとあわせたという、その整合性についてはこれからしっかり検討していきたいと思いますが、どういうところにどういうふうにするかということについてはまだ未定でございまして、これから20年度に向けてのしっかりした検討が大きな課題になる、その一番問題は、さっき申し上げた犯罪の予防、子供が安心する、親が安心するということが大前提だというふうに考えているところでございます。

それから、購入時の特典ということでございますが、今具体的に特典ということについては考えておりませんが、ただ、町の基本的な考え方は、不動産の関係の方と違いますのは、利益を出さなくてもいいということが大前提になっておりますので、その分だけは多分安くなるというふうに思っておりまして、この辺もしっかり詰めて、20年度は、そういう民地を活用するということから考えますと、しっかりした土地の確保とそれを醸成するということについての判断が難しいなと思いますが、これも地域整備のほうでしっかりした計画を立てていただいて進めてまいりたいと考えておりまして、長瀞の有名な町名と、それから本田技研等々の問題がありますので、この辺もしっかり踏まえて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今また、くどくなりますけれども、では今度、２つに絞っていきたいと思います。

今、よそから自分で探してくる人には特典はないと、町有地は売り払いに利益を絡まないのだから、そこを買った人はいいだろうという、私はそう聞きました。だから、町長に私は言っているのです。町有地を買った人は、不動産の価格よりは安く売ってあげるのだろうと、そこはそれが特典なのですよね。だけれども、その町有地以外にここがいいということでやってくる人に私は何か特典を設けて、本当に若者定住促進をしたいのであれば、そのぐらいのことは打って出なかったら、町有地だけというのでは力不足になるのではないかな、そう思いまして、そのことをもう一度伺いたいと思います。

それから、公園の問題なのですけれども、町長の今の話でいくと、町民の方がある程度の広さの土地を提供すれば、町は今一生懸命やってくれるという発言でしたよね。だけれども、安心、安全という責任問題を、自分の民地を提供する人に安心、安全の責任を、ではおたくで公園つくったらとってねということになるとかなり腰が引けます。土地は無料提供で、ここも貸してやってもいいよと言って、広場にしてくれて、その広場の責任問題、安心、安全ということで、責任問題はその土地の所有者でお願いしますよということだと、民間の人が民地を出してくれて公園がつくっていけないような気が私はするのです。では、その２点、これはこの問題では再々質問になるので、具体的にお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　後の公園のことについてから申し上げますが、今私が言ったのは、趣旨はそういうことではありません。子供のいないところに公園をつくるということは、ある意味で絶対必要だというふうに思っておりませんで、子供さんが遊ぶところをつくる公園については、例えば民有地をお貸しいただくと、農地を例えば転換して、例えば200坪とか300坪のところ、たしかこの前申し上げているように、それをお貸しいただいて、土地の代金を例えば無料で貸していただけた場合に、その責任を出した人が持つということではなくて、それを地域で支えるということを申し上げたわけでありまして、町が主体となった安全、安心の施設をすることは当然であります。それで、そういうことを考えますと、例えばそれが300万とか500万とか700万とかという、具体的にまだ出しておりませんからわかりませんが、そういう数値になってくるだろうということを予測できるわけであります。ですから、その本人がそこまで責任を持つので

あれば、だれも土地を提供してくれる人はいないと思います。そんなことを考えているわけではなくて、そういうときにどういうところにどういうふうにするかという問題が出てきます。子供さんがいないところに公園をつくることの意味というのですか、そういうものについても考えていかなければいけない。ですから、適地にそういうものがあって、そこをつくる場合にやっぱり最低限度の子供を保護する施設整備というのですか、そういうものはやはり町の責任においてやらなければいけないと考えているということを申し上げたわけであります。

それから、購入のときの特典につきまして、まだ具体的なものについては、町有地を先に処分したわけですから、20年度が始まるまでにいろんなことについて計画を立てます。そして、個人で例えば子供さんのいる方が来た場合にどうするかということについてはこれから具体的に決めていきたいと考えています。それをできるかできないかというようなことも含めて検討することが大切だと、財政的に非常に厳しい状況の中で、人口の減少傾向を阻止するための一つの大きなテーマですから、これも皆さんとご相談を申し上げて、次の議会あたりまでには基本的なもののたたき台をつくって皆さんにご提示をすることができるように担当課と努力をしてまいりたいと思います。その２つだったと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今の質問は、今町長が言ってくれたのをこれからたたき台に私も個人的に担当課とやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２つ目の質問をしたいと思います。観光振興について地域整備観光課長にお伺いいたします。「はつらつ長瀞プラン」の総合振興計画に、魅力ある観光地づくりの展開として各種の施策が上げられていますが、これらの進捗状況と実現に向けての考えを伺います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　関口議員の質問にお答えいたします。

質問の総合振興計画の魅力ある観光地づくりの展開として計画と実現の質問でございますが、施策の体系が２つの柱に分かれております。まず、１つ目の快適な観光地づくりの推進の中で４つの施策に分かれておりまして、初めに観光基盤整備では、公衆トイレの建設や維持管理、観光階段及び案内板等を設置しているところでございます。また、県や関係団体と連携し、観光モデルコースの開発を行っております。

次に、情報提供システムの確立については、メディアへの情報提供としまして各種イベント情報の提供を行っております。インターネットの活用は、長瀞町ホームページ、秩父観光情報館、長瀞町観光協会、長瀞町商工会など各種ホームページを活用し、長瀞の観光情報の提供を行い、また雑誌の編集者等にも長瀞の観光情報を提供しまして、観光の振興を図っているところでございます。なお、観光パンフレットに日本語と英語を併記することで、外国人に対応できるよう現在進めております。また、観光キャンペーンには積極的に参加し、観光宣伝に努めているところでございます。

なお、今月16日には、戸田市の荒川河川敷において荒川交流フェアが国土交通省の主催により約７万人規模で行われ、町としましても、観光関係機関の協力のもと観光宣伝を行う予定でございます。

次に、観光団体組織の強化では、長瀞町観光協会並びに町商工会に活動支援や協力を行っております。また、商工会でお骨折りいただいております長瀞町認定ボランティアガイドは、１期生に加え、２期生の認定も行われまして、今後活動がより一層活発になるものと期待しているところでございます。

観光振興の推進では、長瀞船玉まつりを初めとする各種の数多くのイベントに多くのボランティア団体

に参加協力をいただいております。桜やもみじの管理事業では、通り抜けの桜、野土山、権田山、月の石もみじ公園、岩畳等につきましても、観光協会や各種ボランティア団体等の協力を得て、補植や下刈り等の管理を行い、山桜等を育てていただいているところでございます。花の里では、花の里づくり実行委員会を中心にボランティアによるハナビシソウ、コスモス等を主体に取り組むとともに、野土山の遊歩道へアジサイの植栽やベンチ等の設置を行っております。宝登山県造林伐採跡地を利用した四季の丘では、長瀞宝登山百年の森づくり植樹祭が開催され、子供から高齢者の方を含めた多くの参加者の方により、山桜等の苗木の植栽を行っております。そのほかにも、たくさんのボランティア作業などに皆さんのご理解、ご協力をいただいているところでございます。

２つ目の新しい観光地づくりの推進ですが、３つの施策に分かれております。初めに、自然環境、景観の保全とその観光資源化の推進では、桜管理事業で北桜通りの桜の病害虫駆除を行っております。また、南桜通りの古木の手入れをボランティア団体に行っていただきました。また例年、通り抜けの桜及び月の石もみじ公園などのライトアップを観光協会などが行っております。

次に、花を生かした観光地づくりの展開では、長瀞観光の振興への協力団体に花の名所へ花や植栽に必要な資材等を提供し、花いっぱい推進団体の育成を行っています。また、ボランティア団体に、岩畳のフジの剪定、養浩亭横のフジ棚の剪定、宝登山山道、花壇への花の植栽、国道140号線沿いなどに花の植栽等を行っていただいております。

次に、維持管理の行き届いた観光地づくりの推進では、特に公衆トイレ清掃は、ボランティア、地元住民、観光協会会員などによる清掃とシルバー人材センターへの委託業務で対応しております。観光案内所と駅前モニュメントの管理運営につきましても、観光協会へ委託して事業を推進しているところでございます。

先ほど申し上げましたが、「はつらつ長瀞プラン」第４次長瀞町振興計画に基づきまして、魅力ある観光地づくりの展開が図られますよう、町や観光協会、商工会並びに各種ボランティア団体、協力団体等との協力によりまして、各施策の計画推進のために努力しているところでございます。現在の町の財政状況を考慮しますと、新しい事業の展開は難しいところもございますが、今後とも関係機関並びに皆様のご協力をいただきまして観光振興に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　本当にご丁寧な説明をしていただきました。

では、私は具体的にお聞きをしたいと思います。埼玉県では、「ＹＯＫＯＳＯ！ＳＡＩＴＡＭＡ」と打ちまして、外国から来る観光客を東京を出発地として埼玉に誘客活動事業を行うということがこの間発表されました。そうすると、私が思うのには、この埼玉県下の中でも長瀞といったら、本当に観光地を挙げてきたら１番に長瀞というのが出るのだと思うのです。私は秩父出身で、長瀞というところはそういうところで見ていました。僕が高校時代も、通学のときに、上野駅の手前で必ず長瀞行きの列車を見ながら通学をしていました。長瀞へ行くお客さんが多いのだなということを感じていまして、そういう修学旅行世代が、団塊の世代がもうそろそろ余裕を持っていくために、この埼玉県が打って出る「ＹＯＫＯＳＯ！ＳＡＩＴＡＭＡ」、これに長瀞として受けるところがどのような準備ができているのか。今、英語のパンフレットができていると言っていましたけれども、私の調べでは、商工会で聞いたところ、事務局長が言うのですけれども、５カ国語ぐらいな今パンフレット、長瀞もつくっているということですので、観光課長はそれを知っているのですよね、英語と何とかとさっき言ったのだけれども。長瀞の観光課長として、本

当に大事な観光立町でいく長瀞の課長として、この受け皿、どの程度進んでいるのかお伺いいたします。

それから、秩父市では丸ごと市内が博物館ということで、かなり力を入れていろいろイベントをやったり進めて、特にそういうイベントに、長瀞で私が太鼓を教えているのですけれども、秩父市の手伝いに来てくれということで、秩父市に応援に行ったり、それで、大宮駅で秩父市の観光ＰＲに長瀞の子供が行って太鼓を打って、こんなに人が集まるのですかというほど集まって、近くの警察のお世話になってイベントをやってくるような盛大なイベントをこなしております。長瀞も今イベントをいろいろやっているということですけれども、本当にいつでもどこでも長瀞へ来たら観光客あるいは町民が楽しめるような観光地づくりを推進してもらいたいと思いますが。特に、この長瀞町、障害者が来たときに車いす等で観光ができないと、先ほど町長の施政方針にもあったように障害者にも優しいという、本当にすばらしい絵が進んでいるので、それに向かって観光課長も進んでもらいたいと思います。

この長瀞も、本当にいろんなコースを先ほど指定するということを言っていましたけれども、今、ハイキングの歩け歩けがかなりはやっていて、いろんなグループがうちのところへも来て、いろいろ道を尋ねられたりなんだりするのですけれども、長瀞も長瀞八景あるいは長瀞町の文化財指定してあるのですから、そういうものを踏まえてコースを決めていけるような対策もとったらいいのではないかと思うのです。そこで、観光課長にちょっとお聞きしますが、商工会の先ほど２期生７人、ことしというか、今年度も７人の認定者があったということで、その７人の方が例えば１時間コースを案内してもらいたいといったときに、長瀞の観光課長だったら、大体１時間といったらもうぱっとコースが浮かぶでしょうから、ちょっとそれも聞いてみたいと思います。

では、その３点お願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、外国人の「ＹＯＫＯＳＯ！ＳＡＩＴＡＭＡ」、その関係の、外国人の誘客の関係でございますが、これは昨年度から、埼玉県外客来訪促進計画ということで埼玉県でも会議が行われておりまして、埼玉県でまだ外国からのお客様の観光客が少ないということで取り組みを始めたわけでございまして、今年度の新年度予算の中にも計上させていただいているわけでございますが、その取り組みをやっていこうということで、外国人の外客来訪計画というものを策定いたしまして、これから組織を設置しまして計画を推進することとなっております。そちらのほうの構成する市町村のほうは、さいたま市、近くでいきますと、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞も入るのですけれども、小鹿野町、東秩父村、寄居町等々の計16市町村の観光地のところがその組織の中に入っておりまして、今後そういった取り組みをしていきたいということでございます。

続きまして、障害者に優しい観光地の関係でございますけれども、車いすの方も実際大勢見えているかと思います。観光公衆トイレ、最近つくりました観光用の公衆トイレ等につきましては、障害者の方にも対応できるような施設としてトイレのほうも整備をさせていただいているところでございますので、今後とも障害者の方に優しい観光地づくりというふうな観点から事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、ボランティアガイドの関係でございますが、今回、新しい方が７名、２期生という形で認定をされたということでございます。先ほど１時間ぐらいのコースでというふうなお話があったかと思いますけれども、長瀞ですと、やはり長瀞を代表する観光地となりますと、名称天然記念物長瀞岩畳、それと宝

登山を中心とします景観のいいところというふうな形になろうかと思いますので、１時間程度で行けるという形になって、代表的というような形になりますとそういったコースになるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　観光課長も相当、３課持って、その中の観光ということになると非常に大変で、私も役場の中を見ても、染野課長のところが一番負担があって守備範囲がすごく広いと、大変なのはもう十分わかるので、私は染野課長に応援して、今後、染野課長、観光に私本当に応援していきますから。今本当に、建前というか、大ざっぱにやってもらったので、本当はもっと細かく言いたかったのだけれども、染野課長を見ていると、これ以上また質問していってもちょっとかわいそうなので、後で個人的にでもまた観光課へ行きますから。特に長瀞町の観光課長ということですので、地域整備がついているのだけれども、観光を担当する課長なので、特に本当に観光には力を入れて頑張ってもらいたいと思います。

最後にお願いは、この長瀞町が、先ほども定住促進で公園出ていました。だから、長瀞町全体を公園でやるようなスケールの大きな施策を打ち出したほうがいいです。細かく、ここへ、ああではない、こうではなくて、長瀞町全体を公園だと、どこで秩父鉄道をおりてもらっても、車で来てもらっても、長瀞町の看板を入ったらもうそこからすべて公園だと。そこでいろんな散歩ができたり、神社仏閣や長瀞八景、それから長瀞町指定の文化財、これを見て歩けるような、先ほど埼玉県の外国のパンフレット、私もこの間、アメリカ語と言ったら、アメリカ語と言うな、英語だと言われたのだけれども、そういうのをきちんとつくって、スケールを大きく、観光、特に地域整備は字を小さくして、観光のところだけでも大きくして、染野課長、頑張りましょう。後で私、個人的にそこへ伺います。

それでは、時間もなくなるので、これから本題の災害訓練の実施について総務課長にお伺いをいたします。私は、日ごろから、震災、水害など特定の災害を想定した全町的な規模の災害訓練を実施することが必要であると考えています。それは、たとえ行動計画があったとしても、有事の際にそのとおりに行動できるかわからないからです。災害訓練を実施することにより新たな問題点も見つかり、参加者の防災意識の高揚にもつながります。町の地域防災計画の改定も進んでいるようですが、このような訓練の必要性についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、災害訓練のご質問にお答えさせていただきます。

災害発生時の被害を最小限度にとどめることは、日ごろからの訓練の積み重ねが大事であることは十分承知しており、消防団では定期的な消火訓練や想定火災訓練を実施しております。また、町行政では、県の防災研修会や机上の訓練などに積極的に参加しております。

しかしながら、災害発生後一定の間は、防災機関による活動に先立ち、地域住民の一人一人が、自分の地域とみずからの命は自分たちで守ることの意識のもと、出火の防止、初期消火、災害情報の収集、伝達、避難誘導、特に高齢者や体が不自由な要援護者の方、被災者の救出、救護、応急手当て、給食、給水の実施などの活動が自主防災組織に求められています。現在、長瀞町には、各行政区を中心とした13の自主防災組織、組織率57.4％が組織されておりますが、その組織を中心に自主的に訓練を行っていただくことが理想ではないかと考えております。その際には、当然、町や消防団も協力できる範囲でお手伝いしていきたいと考えています。例えば訓練マニュアルの提供、消火器訓練などの救護訓練などは可能なのではないかと考えています。

なお、自主防災活動を継続的に、また多くの参加者を集めるには、地域のお祭り行事、ごみゼロ活動、教育ＰＴＡ活動などと自主防災活動を組み合わせたりして、日常性を大事にし、楽しみながら地域住民同士が触れ合う中で、自然な形で地域防災力を高めていけるようなシステムの構築も重要なのではないかと思います。

なお、防災訓練に当たっては、関口議員のおっしゃるとおり、防災訓練の計画、実施、評価、改善によるものとし、息の長い、地域に根づいたものとしていく必要があるものと考えています。さらに、各地域の自主防災組織の方々や地域のリーダーの方などが活動しやすいよう、さらには防災知識を習得するために防災研修会などへの参加もお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今、災害訓練はいろいろ地元というか、そういうのでやったらいいという発言ですけれども、私は平成16年12月議会に町全体の避難訓練をやったらいいということを述べてあります。前任者はこれを受けて、必要ないのだと思ってやっていないのだと思うのです。ですから、私ここで言うのであって、全体の町の訓練しなかったら、各地域は各地域でもう皆さん考えているのだと思うのです。広報であれを準備しておけ、これを準備しておけと言っていればいいのではなくて、町民の財産と生命を守る、この議会、執行部も含めて、本当に町民の生命と財産を守ることがどのぐらいできるかどうか、一回もテストもしていなくてできるわけはないのです。

そこで、私、では具体的に聞いていきます。避難場所34カ所を集会所を中心とするということが広報にもうたって発表されています。この避難所、集会所が本当に避難所として適正であるかどうかを実際に見て検証しているかどうか、まずお聞きをいたします。

それから、食料とかいろいろな物品は、赤十字のある日高、伊奈、熊谷、それと埼玉基地がある秩父のミューズパークの埼玉基地から備蓄をしたものをいただくということで、長瀞町も食料と毛布とが備蓄されてきて、私がこの前見たときには300だったけれども、それからどのぐらいふえているのか。

それと、私は、その備蓄品が２階のもとの町長室ですか、そこにあるのを見てきました。総務課長に案内されて見たのですけれども、あの乱雑ぶりに置いてある中で、本当に災害時にすぐそれが持ち出せるかどうか。その備蓄品がそこに、カロリーメイトがここに置いてある、毛布がここに置いてあるというのを全職員が知っていて、だれが一番早く来るかわからないので、全職員がそれを知っているかどうか。備蓄品の場所、お願いしたいと思うのですけれども。

それから、具体的に申し上げますと、避難場所の集会所の件で、例えば長瀞区といったらかなり人数がいるのだと思うのです。その長瀞区の集会所というか、指定場所はどこなのでしょうか。

以上お聞きいたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　長瀞町の避難所について、34カ所ですか、すべて検証しているかということでございますが、私が総務課長になってからは検証ということはしてございません。申しわけありませんが、してございません。全部を回ってはおりません。

２点目の非常食、非常備品の関係でございますが、毛布が全部で190枚でございます。それから、非常食につきましては1,176食でございます。この内容につきましては、カロリーメイトとか缶入りの乾パン、クラッカー、ビスケットなどでございます。それから、飲料水を1,200本ほど19年度購入いたしました。

それで、備蓄している場所につきましては、先ほど関口議員がおっしゃいましたように、毛布につきましては前の町長室でございます。それから、非常食につきましては、一部は議員にも見ていただきましたけれども、３階の休憩室のところでございます。そのほかには、飲料水やほかのものについては、もとの助役室と町長室の間に応接室がございますが、あそこに置いてあります。

全職員に周知しているかということなのでございますが、申しわけありませんが、していませんので、今後周知させていただきたいと思います。

それから、長瀞区の方々が避難する場合はどこかということでございますが、これは長瀞地区コミュニティ消防センターが対象地域になるかと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　無防備だということがこれではっきりしたわけです。早くはっきりしたので、いいのです、齊藤課長。前任者が全然やっていないのだから。平成16年の12月だよ。これやったほうがいいよと言って、ふえてきたと前任者が言うかもしれませんけれども、乾パンですか、1,176、こういう半端まできちんとわかっているということはすごいことです。1,700ぐらいとかそういうふうに言うかと思ったら、端数までわかっているということはすごいことです、この無防備さの中で。

今言う、では最後の長瀞区は、私も多分、災害時にあそこしか逃げていく場はないのではないかなと思ったのです。その災害時にあの消防小屋の２階にみんなが逃げていって、何人あの中へ入れるのですか。学校まで逃げてこいという話があるのかなと思ったのだけれども、そこまで言ってもらわなかったのでよかったのですけれども、だからやっぱり、この34カ所、集会所を指定したというのもこれは間違いなのです。行政区のみんなが逃げていって、そういう広さがあるような、設備が整っているような集会所ってそんなに数多くないと思うのです。私のところの上郷農村センターも、いいのをつくってもらって、広いと、駐車場も広いし、いいのだけれども、もう既に去年の台風９号で、この前も議会で言ったけれども、石が転がり落ちてきそうな状況になっています。避難所が危ないような状況なので、特に避難訓練をして、本当に、ここが悪い、あそこが悪いというのをわからせないと、本当になったときに困ります。何でもそうなのだけれども、役場は何かあってから後から改善する、責任をとっていくなんてないでしょう。特に前任者の新井参事なんかも、担当する、持っている課がなくて、参事でいろんなことがある、時間的に余裕があるとは私は言いませんけれども、参事になった理由は課長にいろいろ指導していくのだという話をされたから、私はここで質問、あえて言っているのであって、新井さんが、まずかったことはまずかったことで、今までもまずかったのだから、ここで早く改めて、町民の人が本当に災害が起こったときに最小限に食いとめられるようにしてやらなくてはまずいと思います。

うちのほうの話をすると、先ほど齊藤課長が言ったように消防団がやるのだという話がありまして、私は、おせっかい隊も含めて、井戸、風布区の若い人を集めて、風布区のごみゼロの、がけ下に落ちている冷蔵庫や洗濯機を風布のお年寄りが拾えないということで、災害訓練のつもりで町にもお力をいただいて、あそこで訓練がてらやっています。おせっかい隊の人が交通整理を、あの風布の狭い道で、トラックを持っていってごみを集めているので、そういう交通整理やら何やら、やったことがないのをやっているから、今交通整理も非常にうまくなりました。それと、消防の方あるいはＯＢ隊の方も、消防の経験を生かして、いろんなところまでおりていってそういうものを撤去できる、それは人間を１人運んでくるぐらいの重さを、本当にみんなが、トラロープ、自分の身を危険にしてまで訓練をしているから、いざとなったら井戸、

風布区は、ＯＢ隊も消防団も、それからおせっかい隊の若い人も協力して、ひとり住まいのお年寄りのところに駆けていけるのだと思うのです。だから、本当に災害訓練というものをやって、どこが悪いか、今言うように、食糧が備蓄してあっても３カ所にしてあったりしたのでは、本当にいざというときに持ち出せないと思います。そういうものを１カ所に集めて、職員全部が知っていて、そこはかぎがすぐ、だれが行ってもあけられるような状況にしておかないと困ると思うのです。日赤が熊谷や伊奈、日高までと言っている間にいろいろ必要なのですから。

私は１つ、今、井戸、風布区の若い人に、ラインカーの要らないのがあったら、ラインカー１個、どこかでもらってこいということを言っているのです。役場でもし要らないラインカーがあったら、井戸、風布の消防、そういう災害支援隊にひとつ寄附してください。それは何に使うかといったら、災害時にヘリコプターが飛んできて見回りに来るのだと思うのです、どの程度どうだと。そうすると、井戸は本当に橋が崩れたら役場までとりに行けないのです。そのときにラインカーででっかく、パンが欲しいとかパンとか、そういう道路に書ける状況ならラインカーで書くと、あれ自分で白墨で書いたのではヘリコプターに見えるような字が書けない、そういうことも、災害訓練をしているうちにこういう案も出てくるのです。

ですから、今無防備を発表してもらったのは、大変この長瀞町、これから直していくのにすばらしい齊藤課長の発言だと思うので、最後にそれをお願いして、もし答弁があるようだったら、町長、最後に防災で、町民の財産と生命を守る責任者として一言決意をお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　いろんなご意見を承りました。

まず、町全体としてということがありますが、例えば防災を考えたときに、当然町全体で考えますけれども、具体的にどこがどうなったときというのは想定外の問題がいっぱい出てくるわけです。ですから、全体という言葉が一番適切なのだと思いますけれども、町が全体が、例えば長野、新潟であったようなことが起きたときには対応の仕方がないということになるわけなのです。全部自分が逃げるということになりますから。そのときにどうするかという問題が大きなテーマだというふうに考えます。多分、長瀞町が全部壊滅的な打撃を受けるようなことがあるということになれば、これは地盤が非常に安定しているところだというふうに私は認識しておりますから、そういうことが起きたときには、東京や、それから県南の地区というのは壊滅的な打撃を受けるのだろうと。秩父は比較的、そういう意味では、例えば山の近いところを外れればある程度安心なところが出てくるのだろうというふうに思うのです。ですから、あくまでも災難は想定をしてやるということになりますから、これから今ご指摘いただきましたことにつきましても、職員の意識を改革したり、そういうことについてはこれからやっていきたいと思います。

それと、備蓄につきましても、少しずつ備蓄をする、それから今の避難の集会所の問題も、ではほかにどこがいいのかということになりますと非常に難しい問題が出てきます。今、学校の耐震化、ことし終わりまして、今の中学の体育館なんかは新しくなりまして、これが１つの大きな避難所として使えるという認識を持ちます。ことし、一小と二小の体育館もやりますから、そういう中で全部耐震診断が終わった後に、住民のそういう万一のときに備えた準備をことしから始めて、来年になると思いますが、始めていくようにしております。例えば小さな集会所、それが本当に安全なのかということを考えると、普通のうちと変わりませんから、安全ということは絶対保証ということにはならない、机上の空論になる可能性もありますから、そういうことを含めますと、やっぱりしっかりした大きな建物というのが大切な避難場所になるだろうと思いまして、中学の体育館が第１号といたしまして、あとは二小、一小、それがどういうと

ころを中心にやっていくか。それから、例えば滝の上の大きな集会所がありますね。あそこが本来なら避難場所だというふうにお考えだと思いますけれども、シロアリにやられてしまっているということがあって、それを直すのに1,000万近い金がかかるというような状況もあるわけであります。そうなってきますと、本当にそこが適地かどうかということも改めて考え直す必要があると思います。

これはご指摘でございますから、私たちも真剣にこれを考えてやっていかなければいけないと、そして安心なところに逃げたと思ったら、安心ではなかったというようなことのないようにするのが私たちの責任であります。ですから、そういうことを考えれば、やっぱり責任の重さというのは痛感をいたしますし、そういう状況になりますことを避けていくのも我々の責任だというふうに考えますので、ご指摘は重く受けとめさせていただいて、ただ、全体を一度にということになりますと、これは本当にパニックになります。だれが指揮をするかということについても見通しがつかないような状況になりますので、そういうことを考えておかなくてはいけないと思いますが、それぞれの地域をやっぱりもう一回再点検をしてやっていきたいというふうに考えています。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４４分

再開　午前１１時００分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君）　次に、10番、渡辺强君の質問を許します。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　１番目の質問をします。

学童クラブへの援助と対応について。長瀞町には、第一小学校区に町が運営する放課後児童クラブと法人が運営するたけのこ学童クラブが設置されています。この２カ所の児童クラブに町としてどのような財政援助の対応をしてきているのか伺います。

また現在、入所児童数、来年度の入所予定児童数、第二小学校区からの入所児童数をお伺いいたします。

（２）の、ことし４月から第二小学校区に学童クラブを開設するとの答弁が昨年の議会でありましたが、現在どのように進んでいるのかをお伺いいたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　渡辺議員のご質問にお答えいたします。

当町の放課後児童クラブの現況は、渡辺議員さんもご承知のとおり、長瀞第一小学校に設けられている公設公営の長瀞町放課後児童クラブと民設民営のたけのこ学童クラブの２つのクラブでそれぞれ独自の運営がなされているところでございます。

まず初めに、２カ所の児童クラブに町としてどのような財政援助の対応をしてきているのかとのご質問

でございますが、第一小学校内に設置されている長瀞放課後児童クラブは、町が設置運営主体となっておりますので、特に補助金や委託料などの支出はございません。しかし、運営に必要な経費の主なものといたしまして、指導員の賃金、消耗品などで、本年度の予算額は479万8,000円の支出を予定しております。また、民設民営のたけのこ学童クラブには、長瀞町放課後児童健全育成事業実施要綱、埼玉県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に基づき委託料を支払っております。本年度の予算額では、490万円の支出を予定しております。

続いて、両クラブの現在の入所児童数、来年度の入所予定者数、長瀞第二小学校からの入所者数についてのご質問でございますが、長瀞町放課後児童クラブの３月１日現在の入所児童数は51人で、このうち第二小学校からの入所児童数は11人となっております。また、来年度の入所予定者数では、継続して入所を希望される児童の数が41人、新規に入所を希望する児童の数は21人、合わせて62名の入所希望者がございます。しかし、定員を超える状況となりますので、低学年の児童や昼間保護者のいない家庭の児童などを優先的に入所させるなど、若干の選考をさせていただきたいと考えております。たけのこ学童クラブの３月１日現在の入所児童数は61人で、このうち長瀞第二小学校からの入所者数は９人となっております。また、来年度の入所予定者数では、継続して入所を希望される児童が59人、新規に入所を希望する児童は７人、合わせて66人の申し込み希望者があると伺っております。

続いて、ことし４月から長瀞第二小学校区に学童クラブを開設するとの答弁が昨年の議会であったが、現在どのように進んでいるのかとのご質問でございますが、まず初めに、ことし４月から第二小学校区に学童クラブを開設するとの答弁があったとのことですが、昨年の３月議会での放課後児童クラブについての一般質問の回答要旨では、「第二小学校児童の放課後児童クラブ利用の希望は高いものがあると考えます。このため、関係機関との調整や補助事業などの活用、運営方法など幾つかの問題点はありますが、設置に向けて前向きに検討したい」とお話ししておりまして、明確にことしの４月から第二小学校区内に開設するとの答弁はしておりませんが、現在設置に向けて検討しているところでございます。

どのように進んでいるのかとのご質問については、現在、平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱に基づき、整備計画書を埼玉県知事を経由し、地方厚生局長あてに提出したところでございます。現段階では詳細までは決まっておりませんが、大筋では高齢者と児童の共生スペースを整備しようとするもので、介護予防拠点施設と児童が利用できる施設を整備していこうと考えております。交付金の実施要綱では、整備を行う必要性の高い整備計画から優先して採択することになっており、現在の段階では当町が提出した計画が採択されるか否かについては全くわかっておりません。なお、採択の可否は毎年６月ごろと聞いておりますので、今回の整備計画が採択され、事業が実施可能となった段階で補正等の手続に入らせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　再質問します。

私は、今まで学童保育所にかかわった一人として、皆さんに何で長瀞第一小学校区に学童が２つあるのかについてちょっと説明しながら述べたいと思います。

昭和56年当時の、栃原公尚さんが町民課長のときだったと思います。既に27年経過しました。この27年、学童が長瀞第一小学校区にできたというのが、たけのこの卒園児や、本当に働く、共働きのお母さんやお父さんが、何とかしても、ほかの地域では働くお母さんのために学童保育所が既にかなりできていたので

す。長瀞でも、保育園を卒園して、今度だれもいないところに子供さんが帰ってくる、子供の安全の問題でもどうしても欲しいということで、初めにできたのが27年前、栃原公尚さんなんかの課長のときに、町の支援を受けて、里見誠さんという、小学校の裏の空き家を改造しましてできたのが始まりです。もう既に27年経過したのです。

私も、まだ子供が小さいので、一緒になってこの学童保育所をつくるために、里見誠さんから村田貞好さんの空き家を改造しましてまたつくり、その後ずっと、何で、空き教室がもうできているのに、空き教室に学童をつくってほしいというふうにさんざんお願いしてきました。時の教育長がなかなか、学校との関係や皆さんからの採択もされないで、今の大澤町長も議員のときに一緒になって力になってもらったと思うのです。その中で、最後には商工会の２階を借りまして学童をやってきました。しかし、なかなか長瀞第一小の空き教室ができないということで、たけのこの父母やお母さんや理事の職員のみんな出資金でたけのこ学童クラブを立ち上げて、2004年３月から開始を始めました。しかし、あの当時、2004年の当時の後半に、県からの補助をもらって空き教室に学童保育をつくるという動きがありまして、しかし、たけのこの父母や、そういう人たちが、商工会の２階でやっている学童の人たちに一緒になって何かつくろうではないかというふうに話し合ったのですけれども、折り合いがつかなくて、県の予算も１回はつきましたけれども、流れて、２年がかりでやっと2005年10月に町営の放課後学童クラブが第一小学校の空き教室で始まりました。既にこういう経過の中で始まったわけです。

そこで、経過説明した中で私は質問しますけれども、今の課長の答弁ですと、いろいろ問題点があるのは、まず民営のたけのこ学童クラブについては、保護者がみんな出し合って、1,400万集めて始まって、そしてやっておりますけれども、問題点がたくさんあるわけです。一方、町の町民の税金を使わせてもらってできた学童クラブについては、要するに県と町の予算でつくったわけですから、今職員は、施設長が町民福祉課長の浅見課長が施設長、そして職員は、中畝職員と福島職員がどういう仕事をしているかというと、二小の学童の子供たちを学校が終わったら迎えに行っているのです。それは結局やっています。たけのこの学童クラブも、たけのこの保母さんや職員が迎えに行って、それで来ているのです。しかし、こういう状態、あと定員も、既に今報告したように両方ともももう満タンなのです。今、学童クラブが国やあれも、この前のテレビでも放送しましたように、学童クラブの要求が強くて、もうどこも満タンで、どこもということではなくて、国も相当考えなくてはならない時期だというふうに言っていました。

私は、そこで、問題点は、ちょっと述べますけれども、「広報ながとろ」２月号で募集をしましたね。しかし、これには長瀞では学童クラブが１つしかないのではないかと、放課後児童クラブ募集と。それで、学校の案内でも、皆さんには、一小の空き教室の学童クラブだけは説明会を職員が来てやっている。我々というか、たけのこの問題については載っていないのです。そういう意味での不満があります。それで、やはり私は言うのは、これは経過があったからこういう２つが、二小、一小学校区に学童が２つできたのですから、同じ長瀞の子供たちがほとんどなのです。もうほかからは学童の場合は来ていません。二小と一小の子供さん、町の町民の子供を預かっているわけです。だから、同じ学童の、要するに子育て支援や少子化対策として頑張っている、こういう人の支援としては、学童は送迎なんかは何で職員をやって、うちのほうでは職員が、やっぱり保育いっぱいなのに、今度からシルバー人材センターの人を使って送迎しているのです。だから、私は、そういう問題を含めてやはりこういう差別があってはいけないのではないか、そう思うわけです。ですから、その問題について、今後、平成20年度がすぐできるという保証はないという答弁なので、ぜひ送迎については同じ二小の子供たちを送り迎えしてもらいたい。あと、募集につ

いては、広報でもきちんとこういう２つの学童があってやっているのだということをやってもらいたい。

あとは、今度の説明会の中に、余りしゃべるとあれですけれども、要するに案内に、今度の上がる子供たちに配った文書の中に公設公営だから利益を持たないというようなことを書きましたね。ですから、では、たけのこの学童のクラブはもうけのためにやっているわけではないです。だから、そういうようなことを今度の上がる１年生に配ったという問題もあるのです。この問題についてどういうふうに対処するのかお願いしたいと思うのですけれども、とりあえずどういうふうに考えているのか、できたら町長にお願いしたいのです。

というのは、町長が、長瀞の人口の問題で子育て支援の問題として、65歳以上の人がもう相当いて、高齢化率が26.6％という報告がありましたけれども、今長瀞の人口は減っているのです。横ばいより減っていると思う。前は、私がこの長瀞に住みついたころは、もう相当、9,000以上いたと思うのです。今、少子化対策として、この学童クラブについては、ぜひ今度の二小学校区に学童をつくってもらいたい、そのためには県や町と一緒になってやってほしいのです。そういう点も含めて、最初に浅見町民福祉課長、それで次に町長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　学童の募集の関係についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、広報ですけれども、町のほうは児童の数もふえてまいりましたので、指導員の募集を載せさせていただきました。その折に、児童の募集も、新年度の児童も載せさせていただきましたので、そのときにはたけのこ学童さんのほうへ直接お聞きしませんでしたけれども、もう定員をはるかに超えて六十何人の数がいらっしゃるというお話も聞いていたので、特に載せる相談はさせてもらえませんでしたが、ご希望があれば広報のほうにも大丈夫かと思います。

それから、学校の説明会に町のほうだけ行ってというお話でしたが、これはたけのこさんにも声がけをさせてもらいました。毎年というか、学童が始まりましてからはいつも一緒にさせてもらっております。そのときに、たけのこさんのほうはもう人数が多いので、特に説明会には行かないと、そういうふうな回答をいただいていると担当からは話を聞いております。

それから、送迎についてですけれども、これは町でお預かりしている町の児童、一小区の学校の児童に対しましては二小区に迎えに行かせていただいていますけれども、それはお預かりしている私たち児童クラブのほうの責任でやらせていただきますので、たけのこさんのほうまではちょっと難しいかと思います。ただ、今計画としては、二小の児童が一小の児童クラブとたけのこさんにも行っておりまして、両方合わせると20人近い人数になっておりますので、本当に早目にそちらに設置していくというのがいいと思いまして、私たちもかなり努力をさせてもらっているところなのですが、結果がまだはっきり申し上げられないので、大変恐縮です。

それから、今年度の説明会の案内に利益を持たないというのがあったということですが、こちらのほうについては公設公営だということでただ出させていただいたかと思います。うちのほうでもまた注意させていただいて、たけのこ学童さんも長瀞一小のほうも、両方とも町の児童でございますので、両方ともいいようにできるだけ考えてはいきたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

今課長、概略お話を申し上げたことに尽きると思います。20年度のことにつきましては、最初のご質問のときの答弁の中に含まれておりますので、それをもし聞き漏らし等がありましたら、課長のほうの答弁要旨の中にありますので、もう一回確認をとっていただければありがたいと思います。

たけのこがスタートして、一番先に放課後の子供の教育について頑張っていただいたということについては本当にありがたく思っています。ただ、住民のニーズというのは多様化しておりまして、そういう中で第一小学校にという話があったときに、なかなか学校のほうが教室がないとか、二小もそういう問題が起きております。最終的には、私がこれは私の命令だという話を校長にして、ようやく正面突破ができたようなことがありました。そういうことで、非常に、学校のというよりは町のものなのですけれども、難しいなという思いをしたことがあります。

二小のことについては、そのことも踏まえて、20年度に、６月ごろですか、結論が出るということでありますから、その辺もしっかりやっていきたいというふうに思っておりまして、あと輸送の問題がありました。１月５日に下山の新年会にご案内をいただいていましたときに、ある人から私にお話があって、私が運転をしているのだよ、定員オーバーなのだという話があったのです。それはまずいと、やっぱりもし万一のときに定員オーバーというのはその理由の説明にならないということで、課長のほうにお話をして改善をしていただくようにお願いしたことがございます。あとのことにつきましては、多分やっていただけているのだろうなと思いますが、そういうようなわけで、町とたけのこさんがやはりお互いに話し合っていろんなことを進めていただくということは大切で、先ほどの募集の問題も、そういうことを事前にここでお話しする前に担当のほうへお話をいただければ、問題はそんなに難しくなく話が進むと思いますので、その辺もぜひ早目にご提案をいただければありがたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　では、この質問について確認したいのですけれども、今後の問題として、今既に二小から送り迎えで20人近く、今度の１年生も含めてなるわけです。だから、この問題は本当にたけのこも困っているのです。シルバーに頼んでも、これだけの仕事を、やっぱり年とったからといって、頼んでもなかなかないのです。人が来ない。両方合わせて、１つは、交通安全の問題も含めて、たけのこ学童クラブに行きたい人、長瀞第一小の学童へ行きたい人、二小の子供たちを安全にちゃんと輸送していただくような方法を考えていただきたい。

あと、県は、空き教室にできるとき、１回目は予算を一千何百万か県から町にくれるということで、今度の、では幾らかこの空き教室の学童に建設費として県や町が補助したかというと、1,190万4,000と、たけのこのみんなが出資した1,400万より少ないのですけれども、県も予算がない、予算がないと、２年目でやっと、１年目は流してしまったのです、予算がつかないと。２年目でできたのですけれども、ではこの問題について、必ずというか、その意気込みを考えてもらいたいのは、輸送問題等含めて、ではどういうふうな形で折衝していくかについてお願いしています。町単独でやるのかということもあるし、県から必ず金をもらわなくてはならないということでもない、それを優先して町の予算を使ってもらうということが大事だと思うのです。

そこで、あともう一つは、私は、今の役場職員は定数が去年の12月で90名になりましたね。４月１日から90人体制でやらなくてはならないのです。採用もできないのだったらば、役場職員を使っているということで私は感心しないのは、中畝さんも福島さんも、今、高齢者福祉、要するに75歳以上から今度医療費を別にして、国保から外してやるというような、事務量もふえているし、いろんなこれからの苦情がいっ

ぱい来ると思うのです。そういう対応のために、役場職員を３人使っていくのが果たしていいのかということも含めて考えていただきたいのですけれども、その３つについて答えてほしい。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　学童保育所の二小からの送迎の問題ですけれども、うちのほうでは、今まで予算もちょっと難しい部分もありましたので、すぐシルバーということではなくて、職員で対応できないかということで送迎をさせていただいておりました。渡辺さんもご心配していただいているように、確かに障害児童、それから高齢者の関係と、県のほうからもどんどん仕事もおりてきますし、新しい事業もできまして、本当に福祉のほうはかなりパニック状態に今なっております。そういう中でも、職員も残業しながらでも、二小からの輸送に対しては積極的に取り組んできております。ですけれども、もういよいよ限界となってまいりましたので、今年度の予算のほうに計上させていただいてありますので、お認めいただければシルバーの輸送でことしはしのぎたいと考えております。

　たけのこさんの児童さんも一緒にということでございますけれども、町のほうもやはり自分のところの子供に対しては特に責任を持たせていただくのですけれども、たけのこさんはたけのこさんのほうのこともありますので、一概には言えませんけれども、また検討をさせていただきたいと思います。できればたけのこさんも、うちのほうでもなるべく早目につくるようにやっておりますので、それまでもう少し我慢というか、お願いしたいかなとは思いますけれども、またお話をさせてもらえたらと思います。

　それから、二小区の整備の問題ですけれども、これは第一小でいただいたように、空き教室のほうも二小でも同じように検討させていただいたところなのです。ですけれども、実際に行ってみますと、確かに二小のほうが、もともとの人口規模が小さかったからということもあるとは思うのですけれども、やはり空き教室は難しい状態なのは、校長先生のほうは積極的にいろいろ見させていただいてやっていただいたのですけれども、実際問題として空き教室が一小ほどはないような状態です、学校自体が小さいものですから。そういうことになりましたので、町では空き教室にかわるものとして、また周辺のところもちょっと検討させていただいてはいるのですが、今、先ほどお話ししましたように、地域介護・福祉空間施設整備交付金というのが10分の10でいただけるものなのです。職員のほうも、お年寄りと児童との交流が図れるような、そういう施設ならばまた、ただの学童よりはいろんな面でいいのではないかということで今計画を上げさせてもらっているところです。これのほうがいただけることになりましたら、また20年度中に完成するように努力していきたいと考えております。

　ちょっとまだ漏らしている部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　輸送に関する問題だと思いますが、シルバーというお話がありました。町のほうでも、今職員で対応しているということも、これも先ほどの課長の答弁だと限界に近いということがありまして、例えば予算をお認めいただいたときには、それなりの配慮をたけのこにも、シルバーに対する人件費というのですか、それにつきましても真剣に検討して解決をするような方法を考えてみたいと思います。これは今突然な話なのですけれども、私の基本的な考え方はそういうふうに思いますので、お答えをさせていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　とりあえずこの質問は、私が言ったことについては、今長瀞でも、一方では子供の数が、入学者がいないというような心配される第一小学校区、それで一小には、今たけのこが、上の町営

住宅からこっちに移ってくる人がふえているのです。たけのこの卒園児も、小路、あの辺に何軒もうち、やっぱり便利なほうに、子供といる家庭はうちを購入するのです。先ほど１番議員が言ったように、やっぱり二小学校区が余り子供の数がなくなると、便利でないと、結局はいずれは統合になってしまうのではないかという心配をされているのです。だから、そうしないためにも、今後、次に質問する子供の医療費の無料化に含めてぜひお願いしたいと思います。

では、次の質問をします。子供の医療費無料化について。現在、子供の医療費は小学校入学まで無料になっており、大変喜ばれています。今後はこれを小学校卒業まで拡大すべきと思いますが、その考えについて伺います。

私は、この一般質問の締め切り日が先月の25日で、そのときは議案も出されていないし、そういう話は全然聞かされていなかったので、こういう質問をしたわけですけれども、そういう中で町長に質問するわけですけれども、お願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

乳幼児医療費支給事業につきましては、乳幼児の保健向上、福祉の増進を図ることを目的といたしまして、現在小学校就学前までの乳幼児に医療費の一部を助成しているのはご存じのとおりであります。今議員からご提案をいただきましたようなことを踏まえまして、私たちも今年度の予算にこれを計上させていただき、お認めいただければ、中学校就学前まで、いわゆる小学校６年生までを対象にしたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　私は昨日、これははっきり言って、「しんぶん赤旗」の切り抜きを皆さん全員に配りました。ここに出ているのは、それの切り抜きを皆さんに読んでいただけたら、長瀞より人口がそんなに変わらない村で、福島県大玉村で目指せ子育て支援日本一ということで載りました。

この村は、合併もやらないで、小さくてもきらりと輝く自治体ということで、本当に小さな村でも、人口も大した、ここに書いてありますように、長瀞より少ない、人口が8,500人、ですから、本当に少ない村で日本一を目指しているのです。合併もいろいろ断って、全国には小さな村、町でも合併しない町や村があります。それで頑張っているのは、結局、財政シミュレーション等をつくって、その中で何が一番やっぱり町が発展するものかというと、やはり人口が減ってしまって、子供がいなければ、我々はいずれ朽ち果てていくのですけれども、やっぱり子供の数がいないということが一番問題なのです。幾ら何だかんだいったって、人口がいないところに、子供が育っていかないところに発展はございませんから、そういう意味で、この目指せ子育て支援日本一ということでやっている、読んでもらった町長はどういう考えがあるのかについて。

あともう一つは、町長が町村会に出ていると思うのですけれども、やはり今、特に秩父郡市の問題としては、私は調べてありますけれども、今、秩父や小鹿野、横瀬、大滝は秩父市と合併しましたけれども、そういうところの子供医療費の無料化はどういう状況なのか、そしてそれについて答えられるか、そして町村会で、やはり私は町長の努力も買っています。だから是々非々でやっているわけですけれども、ぜひこの問題について、ここの中ではもう既に中学卒業まで無料になっているのです、この村が、大玉村というのですけれども。そういう点でどういうふうに考えているのかについて再質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今の資料を見てどうかという話なのですけれども、まだ斜めに読んだだけで、具体的なことについては、ただ、日本一を目指すというのはすばらしい、志が高いなと思います。そういうことを私たちもよく見習ってやっていきたいと思います。

ただ、今課長から答弁いたさせますが、医療費の助成について、うちのほうは中学就学前までということでお認めいただければということで予算の提出をさせていただいておりますが、このことについては課長のほうから答弁をいたします。それと経過説明を申し上げます。

日本一を目指すというのは非常にすばらしいことだし、私たちもそういうふうな思いを持ちたいな、ただ、今、三位一体の改革という大きなテーマの中で、地方はどんどん財政的に疲弊をしている状況であります。そういう中で、長瀞町の実質公債費比率が20.3％という大きな負担を背負っているわけでありまして、この辺の改革がここ一、二年で方向性が決まると思います。そういうことも考えながらの行政執行というのは非常に難しいと思いますが、しかし、子供がいるということは非常に大きなまちおこしの原点になるということは忘れているわけではございませんで、この辺もしっかり頑張って対応していきたい。ただ、財政的な裏づけがないのに、ただ予算だけ膨らませてということになりますと赤字ということになって、夕張のような状況になる可能性はありますので、その辺も踏まえてこれからいろいろ真摯に計画をしていきたいというふうに考えています。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　秩父郡内の乳児医療費の状況でございますけれども、横瀬町は小学校６年生まで、それから皆野町は今議会で引き上げを予定しておりまして、そうしますと中学３年生までということだそうです。それから、小鹿野町は６歳までで、引き上げの予定はないそうです。それから、秩父市は小学校３年生までとなっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　ちょっと違うのです。私は、直接役場へみんな聞いたのです。ちょっと報告します。

秩父市は、ことしの４月から、３年生だったのが４年生までになります。１年延びました。あと、秩父市の大滝村は、合併して今秩父市大滝になったのですけれども、その大滝は合併する前から中学卒業まで無料です。合併したから秩父市に合わせるということをしないで、秩父市大滝は中学卒業までになっています。そういう状態なのです。だから、私は、今町長も言ったように、夕張になっては困るのですけれども、財政が厳しいということはもう百も承知です。しかし、何にお金を少ない予算で使うかということで、さっき言ったように財政シミュレーションという、この長瀞町は何に一番予算をつけていくかということを順序立ててやらなければ、この町から住みよい町にかえって人口が、若い人が出てしまう。大玉村では、書いてあるように、若い人がほかから来て住みついているのです。便利がいいし、子育てもいいし、いろんな意味で。これに書いてありますが、うそは書いていないと思うのです。だから、そういうことをしてほしいということをお願いする次第です。

だから、今町長も、厳しい財政の中で町村会へ行っていろいろお話しすると思うのです。小鹿野についても、電話したら、今まだ学校上がるまでで、長瀞とは同じなのですよと、今度の予算で小学校卒業までとなったということで、職員が言っているのは、いずれそうなるように町長に言いますと言っていました。やっぱり、自分の町を誇りに思うことが、やっぱり住んでいていい町になっていかないと人口はふえませ

ん。今、夕張では５％の人がほかの自治体に出てしまったということを、きのうのテレビでか言っていましたよね。だから、我々は、どこへでも飛んでいける人はいいけれども、何せ飛んでいけないです。だから、そういう意味でも、少しでも町の少ない財政を町民のために使っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４３分

再開　午後　１時００分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君）　次に、８番、梅村務君の質問を許します。

梅村務君。

○８番（梅村　務君）　それでは、質問させていただきます。

まず初めに、財政基盤の充実について。町長はこれまで、安心して豊かな生活のできるまちづくりを推進するために安定した財政基盤が重要であり、10年後、20年後も行政サービスが可能であるかを見据えなければならないと発言されております。安心で豊かな生活を約束する財政基盤の充実について考えを伺いたいと思います。

また、現在のような厳しい財政状況の中では効率的な財政運営が求められますが、行政改革実施計画の実施状況についてお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　梅村議員のご質問にお答えいたします。

当町の財政状況につきましては、自主財源の根幹をなす町税は、景気回復が大都市、大企業に限られている状況の中では収入の伸びが見込めず、また地方交付税や臨時財政対策債においても国における総額が減少している中で、主要な一般財源の確保は今後ますます厳しくなるものというふうに考えております。

一方、歳出面では、少子高齢化の進展によりまして、医療や福祉、介護での制度改正など、扶助費等の義務的経費や各種施設の維持管理費、教育施設の耐震補強や大規模改修経費の増加が見込まれております。また、円高や原油、穀物等の原材料の高騰やサブプライムローンの金融機関に与える影響など、企業の経営改善には不確定要素が多い中で、将来への安心で豊かな生活を約束するための財政基盤を充実させるには非常に厳しい財政状況になっております。

当町が厳しい財政基盤に陥った要因は、国の三位一体改革や地方交付税制度などによることが大きく影響しておりまして、こうしたことから、地方交付税制度が果たしてきた財源保障機能と財政調整機能が堅持されることを県や町村会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。また、町としても、事務事業の総点検による継続的な見直しと実行、行政改革大綱実施計画、財政健全化対策委員会からの答

申を着実に実施いたしまして歳出削減に取り組むとともに、歳入面でも、公有財産の有効活用を初め、負担の公平性の観点から、町税の徴収率向上と差し押さえなど滞納処分も重点施策としてとらえ、自主財源の確保に向けた取り組みを強化して、限られた財源を真に必要な施策に重点配分し、行財政運営に取り組んでいくことが将来への安心で豊かな生活を約束するための財政基盤の充実につながる施策であると考えております。

続いて、行政改革実施計画の実施状況でありますが、平成18年３月に、効率的な行政運営と住民サービスの向上を目指してを基本理念に、平成18年度から22年度までの５年間を計画期間とする行政改革大綱実施計画を策定し、２年がたとうとしているところであります。この間、町民参加と協働の推進、人件費等の抑制、事務事業の見直し、簡素で効率的な組織機構の構築、計画的な職員数の削減等に取り組んでまいったところでございます。

実施計画は75項目で構成されており、平成20年２月時点の進捗状況は、未実施が１件、着手が31件、実施済みが43件で、着手と実施済みを合わせますと98.7％となっています。この計画は、項目ごとに進行を管理しており、実施がおくれているもの、逆に進んでいるものもありますが、行政改革の成果が得られていると考えております。今後とも、議員各位、町民の皆様のご協力をいただきながら着実に行政改革を推進し、厳しい環境下でも持続可能な行政基盤の確立に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今の答弁ですと、非常に町税の伸び等は期待できないというような状況の中にあるということでございますけれども、また医療とか義務的経費がどんどんかさんでくるという答弁であります。それと、世界経済の影響とか、また交付税の制度そのものということでございますけれども、再質問をちょっと１点、ひとつこれに関連したことで質問をいたします。前回、町長が出席できなかったので、その答弁の中からちょっと拾ってみたいと思います。町長、この議事録は読んでいただけましたでしょうか。多分読んでいただいたと思いますので、ちょっとそのことについてお聞きしたいと思います。

私は、住民の不安を払拭するための中長期にわたるシミュレーションをつくってほしいということを何回か申し上げました、たしか３回か４回。その都度、無理だったということでいまだに実施されていない。しかし、いみじくも、きょうこれを配ってもらった、大玉村の、この町長が、育児の問題も含めて財政の問題についてしたときに、まず指示したのが財政シミュレーションというものをつくりなさいということを指示しているのです。これは今、偶然ですから、私初めて記事を読んだのですけれども。

それから、シミュレーションをなぜできないのか。やらないのか、できないのか、絶対的に無理なのか。要するに、健全化委員会における大綱を実施していくだけということで前回も答弁ありましたけれども、この答弁は町長さんの意思として私は受けとめて、前回も質問させていただきました。その中で、まだまだ町民の中には、さっき夕張の話も町長さんから出ましたけれども、夕張は大丈夫でしょう、夕張にならないでしょうねという、心配な人がいっぱいいるのです。これは財政の実態がわからないからなのです。円グラフだけではわかりません。私だってよくわからないのだから、円グラフだけでは無理なのです。だから、もっと細かく、わかりやすく、今のままではこうなのだということもひとつ皆さんに知らしめてほしい。これだけはぜひともやってもらいたいと思います。

それから、シミュレーションについてできるかできないという問題、町債の発行のシミュレーションがずっと10年ぐらい出ているのです。それから、基本財政力というのが20億ぐらいでずっと推移するような

計画もシミュレーションもできているのです。ということは、それがもとなのです。だから、これはできないはずがない。だから、それをやってもらって皆さんに知ってもらいたいということなのです。

ここに、標準財政指数が大体20億7,000万ぐらいで、同じ数字がだあっと出ています。17年度から平成24年まで、こういうものができるわけですから、これがもう完全な基本となっているわけです、財政規模が。これにいろんな枝葉がついて二十七、八億になるわけですから。これだけはひとつ、ぜひやっていただきたいと思います。

それで、住民の皆さんが行政に対して余り関心がないということも事実です。だから、興味がないからわからない、わからないから、広報で、いわゆる長瀞の広報で出てもよくわからない。ただ、幾らありますよ、これが幾らありますよ、これが幾ら収入がありますよ。それで、そういうことがありますので、前回の質問をちょっとぶり返して申しわけないのですけれども、そういうところでひとつお願いしておきます。

それでは、本題に戻りたいと思います。財政計画というのは、あくまでも見込みなのです。見込みということは、今言った交付税の問題を今ここでとやかく言っても始まらない、法のもとにやっているわけですから。ただ、それを自治体として、そのかえって、例えば税源移譲の問題もありますから、これからどんどん、どんどん、三位一体の計画の中でどんどん税源移譲されていくだろうと思います。しかし、現段階で、今、町長さんがよく、ことしはよく組めましたと、来年はどうかわからないという意味合いのことをちょこっと言う、これでは住民はもっと不安がります。だから、そういうことではなくて、希望を持たせるような計画を立てて、それで皆さんに知らしめる、そういうことがなければ、やっぱりこれは行政の役目だと思います。それをまずひとつお願いしたいと思います。

それと、前年度からですか、住民税とあれの比率が変わって税収がふえました。それで、18年度から雑種地扱いにされた、農地、その税収が二千数百万ふえた。それで、そのふえた二千数百万というものが財政上どういうふうに組まれているのか、我々ではちょっと理解ができない部分があるのです。だから、それをちょっと説明してください。その二千数百万の収入が真水として全部使えるのか。聞くところによるとです、収入額から需要額を、結局収入がふえるわけです。そうすると、需要額から引くのに、収入額がふえたから、その分引かれてしまうから交付税が少なくなるというようなことも、県の何か去年、おととしですか、400億ぐらいふえた、そんなことがちょこっと耳に入ってきたので、実際どのように財政上は影響しているのか、それから２年度目の去年はどうなのか、ひとつお答え願いたいと思います。

それで、３回しか今質問ができないので、ちょっといろいろあれしたいと思うのですけれども、いずれにしましても、行政改革大綱、これの未執行が１項目だというふうにちょっと今話されましたけれども、１項目から四十数項目の改革の、42項目出ているのですけれども、これが全部実施されて、ほとんど実施されていると、もう検討段階は済んだのだということですけれども、これによってこの改革がどの程度財政に寄与しているか、あるいは委員会でいろいろまとめた部分も含めて、数字としてどの程度、恐らく把握していると思うのです、それをひとつ聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。まずその２点。

それと、職員のこの４項目にわたる、これがベースになっているのです。職員の意識改革と定数の適正管理、こういうふうな項目の中で、職員のあれは90人に一応条例で決めましたね、職員の定数。ところが、現段階では今実際何人いるのか、今86人ということになっていますけれども、実際何人いるのか。例えば執行している職員もいるでしょうし、今度、上下水道の合併、統合によってどういうふうに変わっていくのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、この大綱の中に、予算編成方法の検討が18年度に検討され、19年度で検討、実施された、具体的にこれがどういうふうな検討、実施なのか、これもひとつお聞かせいただきたいと思います。

実際４点ですけれども、それについてひとつ、企画財政も含めて。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　詳細につきましては担当の課長から答弁をしてもらいますけれども、私たちは、長期計画が立てづらいという大きな問題は小泉内閣の５年間にあったというふうに私は考えておりまして、非常に三位一体の改革という言葉に流されて、税源移譲をする、それから交付税を減らすということのバランスが国の財政力を中心にした考え方というふうに私は考えております。多分間違っていないだろう、そういうふうに思いまして、これを長い間やられていて大変だなという思いがありました。５年というのは非常に大きな、ボクシングでいえばボディーブローになるだろうというふうに考えておりまして、これを立て直すのには私は10年かかるだろう。そのくらいの時間がないと、国の軌道修正があって、交付税の縮減をもとに戻すような体制がとっていただけないと地方はどんどん疲弊するということにつながっていって、これを改革するのは非常に大変だというふうに考えておりまして、福田内閣になって多少そういう芽が出てきたなと思いますが、これも参議院の与野党逆転の問題がありまして、この辺も確たる方向性が見出しておられない。そういう中で、自衛隊のああいう問題、不祥事等々があるわけでございまして、この辺も５兆円を超えるような防衛費が何に使われているのだろうか、それからガソリンの道路特定財源という、５兆9,000億とかという金が実際は箱物になっているというようなことも、きのうあたり、けさのテレビあたりでやっております。そういうことを考えますと、国の一貫した政策を私たちに示していただけないと、小さな町の財政力だけを考えて具体的な計画が立てられないというのが私たちの基本的な考えであります。

ただ、梅村議員ご指摘のように、計画を立てることが住民の方たちの信頼につながるというお話でございますから、このことについては、これから20年度のうちに、そういうことについてみんなで力を合わせて、どういうことをどういうふうにやったらいいのかという長期計画につきましても皆さんにお示しできるように努力していきたいというふうに思います。そういうことで、町の将来についての住民が希望を持った、思いを持って協力体制がとれるということは非常に大切なことでありますから、ご指摘のことは重く受けとめさせていただきます。

そういう中で、国の政策の例えば方向転換等々が極端に行われますと大きな禍根を後に残す、いつも申し上げていますような、地方の集合体が国家なのだという意識を国の政治家がお考えをいただかないと、この問題は解決しない。例えば実質公債費比率にいたしましても、長瀞町が20.3％、これはあと二、三年たてば数値は下がると思いますが、北海道や東北、それから九州、四国あたりは全部、長瀞町よりも悪いような状況で推移をしております。こういう地方の力が集まって初めて国家の存立というのはあるのだという思いを私たちは中央に発信していかなければいけないのだろうというふうに思っておりますが、なかなかそういう状況に全体がなってこない、もみ手をして国からのお金をいただければいいということに終始しているような状況では国の思いどおりになるというようなことを考えていきますと、言葉は簡単ですが、この実施は非常に難しいなという思いを持っているところであります。しかし、ご指摘でございますから、机上の空論にならないような計画が立てられるかどうかも含めて、これから考えて議論を進めていきたいというふうに思います。しばらく時間をおかしいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　地方交付税のお話で、税がふえたらという話ですけれども、通常でいえば、年度ごとの交付税というのは、その年度に収入できるであろう税等のものを合わせたものが基準財政収入額です。その年にこれだけ、その団体を運営していくのに必要であろうと支出が基準財政需要額ということになるわけですけれども、基準財政収入額と基準財政需要額の差で不足する部分について交付されるということでございます。ですから、通常でいえば、基準財政収入額がふえればその不足額が縮まってくるわけでございますので、交付税としては交付される額は少なくなるものと思われます。

それから、行政改革の効果というか、18年度と17年度の比較、これは広報に掲載してございますが、18年度の歳入確保額が1,613万8,000円で、17年度が364万7,000円ということで、差し引きしますと1,249万1,000円の増と、それから歳出につきましては、７億3,702万5,000円が18年度で、17年度が７億9,798万4,000円ということで、差し引きしまして、18年度が17年度に比べ6,095万9,000円の減額ということで、これだけの成果というか、効果が出たということで広報に掲載させていただいております。

あと、予算編成につきましては、19年度と同様に、一部の特定の事業につきまして各課に枠で配分させていただきまして、その中でそれぞれの課で編成するというような方法をとらせていただきました。人件費だとか借金を返す公債費だとか、あとは一部事務組合とかの負担金というようなものについては当然枠から外してありますけれども、そういうことでやらせていただいて、事務事業の総点検による継続的な見直し、それから行政改革大綱実施計画を反映させるということで、事務事業の施策、事業を選んでもらって予算を組み立ててきたということでございます。

それから、定数については参事からしていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（新井敏彦君）　職員定数の関係でございますが、定数96に対しまして、現在条例改正で90人に、20年４月１日から改正、ご承認いただきましたので、現在は90人ぴたり、90となっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　この定数のぴたりでは、上もなく下もなくだからいいでしょう。

それと、財政面からちょっと町長にお聞きしたいのですが、ちょっとさきへ戻りますけれども、合併ということが破綻しまして、合併できなかったという事実ですから、言いわけにも何にもならないのですけれども、財政というものについて、合併すれば、いわゆる自治体として、仮に皆野と合併したときに非常に明るさが見えてきたとか、そういうふうなことがある、あるいは国の方針だからやむを得なく、避けては通れないとよく皆さん表現しますよね。そういう中で、避けては通れないということは、上からの強圧によってやるというふうな表現になるわけですから、避けては通れないものが避けてきてしまった。そのときに、長瀞町は単独でやっていく、大丈夫だという一つの確信があったのか、いや、何となく２年過ぎてしまったよということなのか、だから一生懸命やっているのだとか、そういうことがあると思うのです。果たして合併という問題がこの町にどれだけプラスになったのか、ならなかったのか、あるいは大したことがなかったのかという問題について、少なくとも行政の為政者であれば、それは合併して春が見えてきたと、明るさが見えてきたといったほうの財政のシミュレーションが、あるいは単独でやったときは大丈夫だよという一つの確信なのか、その辺が、これから合併というものも視野に入れるのだとすれば、単独でやっていけるという自信のほど、あるいはそのとき時点で長瀞町というブランドある名前だけは捨てたくないということが最大の原因だったとは言いません。これは相互の意見が合わなければできないわけで

すから、一生懸命折衝してやったわけですから、財政面に対して単独でもやっていけるという自信の中でいろんな行動をしてきたのか、相手が全く意思が通じなかったのか、その辺のところをひとつ町長さんにお願いしたいと思いますが。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　合併というものは、私は、いい面と悪い面が当然あるわけでありまして、その中で何を選ぶか、どういうことを基本に考えるかによってかなりの変化があるだろうというふうに思っておりまして、私は合併がベストということにはならないというふうに最初から考えておりますし、とにかく国の問題点を地方に押しつけるための一つの手法として、強制合併に近いような状況がこの何年か前まであったというふうに私は思っておりまして、合併がベストではない。しかし、合併を強要に近いような状況で国から押しつけられれば、それについて検討しないというわけにもいかないというのが本心でありました。

長瀞町と皆野町が合併すれば、財政的に安心で安全かといえばそんなことはない、無駄遣いをすれば何年かのうちに財政は破綻状況になるということは、梅村議員、既にご承知だと思います。そういうことで、いかに金を効率的、効果的に使っていくかということにこれは尽きる思います。ですから、私は、長瀞町が単独でいくということについては、ブランドだけで単独でいけるということを考えたわけではございません。ただ、大きな問題点は皆野町にあったというふうに承知をしておりますから、前からも申し上げていますように、今度の合併の協議ということについては、私は、皆野町からそういうご意見があれば、これは真摯に受けとめて真剣に検討したいと。しかし、私のほうから皆野町に声をかけるということはしないということを議会で答弁の中で申し上げております。そういうことで、とにかく単独で頑張ろうという思いを持ってやるということが大切なことだというふうに思います。そういう努力を職員と一体となってやることが住民のご理解をいただけるか、そういうものが住民に浸透していくかという努力をすることが私たちの大きな仕事であり、使命だと考えておりまして、これからもその考えは変わらないで頑張っていきたい。

ただ、先ほど申し上げましたように、福田内閣になってから多少の情勢の変化は見られるようでございますが、これも長期的な内閣になるかどうかもわかりませんし、長く財政的に続くかどうかも、今の状況を見れば国が一番破綻状態にあるということもご存じのとおりだと思います。そういう状況から考えますと、国のほうからの大きな地方に対する支援というのは余り期待できない。そういう中では、やっぱり固定費であるものを減らしていくということが大きなテーマ、その第１段階として職員の定数を90に減らしたということになりますが、これはもう少し減らしてやっていかないとこの町の存立はないというふうに考えております。そういう意味では、その逆に、大きなボランティアのグループがいっぱいできて、まちおこしにお力添えをいただいている、そういうことは非常にありがたいし、町の危機を救う大きな力になるだろう、そういう思いを持っています。そういう地域の皆さんの温かいお気持ち、それを私たちは真摯に受けとめて頑張っていかなければいけない、具体的に絶対だというものは両方持ち合わせておりません。そういう中で、頑張っていくということは非常に難しい話でありまして、議会議員の方たちも減数をして、10名という少人数で議会を構成していただいているというのも議会のご理解がいただけた結果だろうというふうに思っておりますし、あらゆる面でそういうものを私たちは住民からひしひしと感じ取らせていただいているわけでございまして、非常にありがたく考えています。小さな町がだめなのだという思いを持つのでなく、小さくてもぬくもりのある町にしたいというのが私たちの基本的な理念でありますことをご

理解をいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　では、次にいきます。

第２番目、インフラの整備について。先ほど施政方針の中でも町長言われましたけれども、ガソリン税の暫定税率の問題がまだはっきりしません。３月31日までにどう決着するのかということもわかりません。非常に流動的であります。暫定税率が廃止された場合には、町のインフラ整備にどのような影響があるのかお伺いいたします。

また、今後のインフラ整備についての考えもお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

2008年度政府予算案につきましては、２月29日に衆議院本会議で自民党、公明党の賛成多数で可決、参議院に送られたところでございます。今国会の最大の争点でありますガソリンの暫定税率維持を含む租税特別措置法改正案につきましてもあわせて通過し、参議院に送付され、2008年度予算案は憲法の規定により年度内成立が確定をいたしたところでございますが、予算案と違い、歳入関連法案には自然成立が適用されない、そのため、参議院の運営権を握っている民主党が採決に応じるかどうかが不透明な状況にあります。このため、仮に暫定税率が３月31日に期限切れを迎え、廃止になりますと、ガソリン代が安くなると期待される一方で、代替財源が措置されないままの現行制度では地方自治体は大幅な財源を失うことになり、当町においても、現在計画中の道路新設改良事業や過去に建設した道路に対する起債の償還金などに充当しているため、インフラ事業などに大きな影響を及ぼすことになるわけでございます。

また、今後のインフラ整備についての考えでございますが、事業の縮減や先送りを余儀なくされるとともに、暫定税率分の財源不足を補うため、財政調整基金から繰り出しを行うことになりまして、インフラ整備のみならず、町民の皆さんの医療や福祉、教育などを初めとする町民生活全般に大きな影響を及ぼすことが予想されまして、将来へのまちづくりの展望が遠く押しやられてしまいかねないという状況にあるというふうに思います。この暫定税率の問題も、先ほど申し上げましたように、ガソリン税が道路ではなく箱物になっているということは、きのう、きょうのテレビで盛んに報道されておりますが、この辺も含めて非常に大きなターニングポイントになっているのだろうというふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　直接、間接ということで、この財源がもしなくなるとすれば、町に影響があることはこれはまさに必至です。それはよくわかります。

そこで、ガソリン、いわゆる揮発油税というものは、これは国の所管である、管轄であるということで、国が２兆9,000億、全部ではないでしょうけれども、この暫定税率そのものがどういう正確のものか。暫定税率というのは、これだけではないと思うのです。早く言えば、ガソリンだけではない、揮発油税だけではない、要するに軽油の取引税なんかも全部入っているのだと思います、油ですから。そういう中で、直接に町に影響のあるような暫定税率の撤廃ということになれば、これは直接響いてくる税率があると思うのです。その税率について、企画財政の参事でも結構ですので、お示しいただけますか。ガソリン税という一つの特例のあれでなくて、わかる範囲で結構ですから。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　町に関係してきます道路特定財源と申しますと、地方道路譲与税、それから自

動車重量譲与税、それから自動車取得税のこの３つがかかわってきます。地方道路譲与税につきましては、本則の税率というのが１リットル当たり4.4円なのですが、暫定税率でいきますと１リットル当たり5.2円、0.8円ですか、上がっているわけです。それから、自動車重量譲与税については、本則税率がこれは0.5トンに対して2,500円、年間です。それが暫定税率でいきますと、0.5トンに対して6,300円になっております。自動車取得税につきましては、本則の税率が取得価格の３％なのですが、暫定税率でいきますと取得価格の５％というようなことになっております。

ちなみに、18年度の決算で、先ほどの地方道路譲与税、それから自動車重量譲与税、自動車取得税の町に入ってきました額が約7,000万円でございます。これが18年度のものを本則の税率で換算しますと約3,900万円ということで、暫定税率を適用しないと約3,100万円の減額になるというような状況でございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　そうしますと、この３つの暫定税率が撤廃になるとこれだけの数字が、3,100万円、影響があるということですから、これは税収に大きく響きます。軽油取引税については、町にはほとんど関係ないわけですね。いいです、うなずくだけで結構です。

それで、ガソリン、いわゆる揮発油税そのものが全く町に対しては関係ないのか、またそれが回り回って町へも還元されてくるのかということについてははっきりしませんか、どうですか。

それと、12月の私の質問に対して、重点施策としてという質問に対して、環境整備ということで、道路整備は今後進めてまいりたいということで答弁いただいているわけでありますけれども、ちょっと先走ってしまって申しわけないのですけれども、道路整備に去年と約同じ金額、実際問題として5,400万しか計上されていないようですけれども、これが本当に重点施策なのかということになるとなかなかそうとも感じ取れない、これで新しい道路、改修系統しか恐らくできませんね。新しい道路はまだできないということで、とにかく厳しい財政ですからやむを得ないのでしょう。しかしながら、重点施策としての道路整備ということでございますので、これ以上のものはできないのか。例えば財政が少し豊かになったら、補正でも組んでまた道もよくしましょうということなのか、その辺もひとつお聞きしたいと思います。

それと、道路の整備というのは、ちょうどこの前も質問して、平参事が建設課にいた時分ですけれども、建設課長をやっていた時分ですけれども、袋の住宅、昔の田んぼだったのだ、あそこ、高砂開田というあれで。それが住宅が相当建っているのです。そうすると、道路後退の問題で道がどうしてもできない、舗装ができないのです、基準に合わないから。あそこは、そうすると、永久に砂利道でずっとあの住宅地はやるのか、ビューテラスのあそこだけですよね。あれは早かったから恐らくできたのでしょう。今、４メートル道路という、一つの何かやるとかやらないよなんという感じがしますので、そうすると住宅と道がでこぼこしているわけです。規制前に建ってしまった人と、道路後退で後ろへ建った人と。そうすると、しようがないですねという答弁だった、当時の課長の答弁は。そうすると、あそこは、では道路整備できないのかなということになるわけです。例えばうちを移動させてということで、莫大な費用がかかります。今、うちの前、歩道整備やっていますけれども、そういう補償だって県としては大変なわけですよね、歩道整備だけで。だから、それで今後、そういうものに対する町の姿勢というか、計画というか、そういうものはどの程度今考えておられるのか、ひとつその２点についてお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　それでは、今２点あったと思うのですが、袋、田んぼの近所の道路はあのままでいいのかどうかというようなお話だったと思うのですが、道路全体につきまして、あくまでも４メートルは基準でございまして、それより狭いところも整備しないというわけではございません。しかし、また時代が来れば４メートルにするというお話が、当然乗用車の行き交いができませんので、そういうことを考えますと、最低でも４メートルの道は欲しいのではないかと。議会のときも、緊急車両が入れないだとか、そういう質問が出たこともあると思うのですが、最低でも緊急車両が入れるような道路はつくっておく必要があるのではないかと、このように考えております。それから、町がやらないということではなくて、まず第一には地権者の協力がないと道路はできませんので、その辺の協力が得られれば後々整備はできるというように考えております。

それから、道路整備の町の計画ということでよろしいのですか。基本的には、町のほうもご要望等を踏まえまして、四、五十カ所は要望は出しているのですけれども、財政状況等を考慮しまして、まず生活に支障があるところから直していきましょうということで、今回、この後ご審議いただきます予算になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今答弁いただいた問題は、過去においても同じような答弁をいただいているのですけれども、どうもアクションを起こしてくれない。やっぱり腰を上げてもらわないと、幾ら名答弁されても私たちは困るのであって、必ず実行に移してもらいたい、そういう今言ったようなことは。約束事として実行していただきたい。

なぜかというと、私はこれだけ言って、今回で４回目です、このシミュレーションについては。絶対必要なのです。当てずっぽうの数字ではない。これから町がどうなっていくのか、国の政策が変わればまた変わってくるでしょう。そのときに対応できるような体質をつくっておくことも当然必要です。だから、そういう中で、いわゆるインターネットのあれでバランスシートをちょっと見ていたのですけれども、やっぱりこういうものは町の将来を占う一つの基準となるのです。だから、言った以上はやってもらいたいということと、10カ年総合計画のような計画も結構なのですけれども、あれがなければできないというものではないし、またあれどおりやらないということも事実なのです。前回の10カ年総合計画なんかも全く実行していないです。この庁舎だけかな、本当に大きな実行は。だから、そうではなくて、やっぱり総合計画の中にした予算措置をどうするのか、あるいはまた構想が実行に移す計画の中に入ってくるのか。基本構想ではだめなのです、計画して実行しなければ。そういうことを、我々が今、この議会の質問の中でもいろいろと皆さんに要望を出しているわけですけれども、なかなかそれができ上がってこない。

一つの、ちょっと悪いけれども、農業政策にしてもそう。いいこと答えているのです、答弁、私はずっと見ているのだけれども。だけれども、何の手も打っていない。産業課へ行っても、いや、ないですよ、今基盤整備ですか、そっちへ行っても、実際に何もやっていない、前年踏襲で同じことをやっている。そうではなくて、しっかりしたもの、皆さんの知恵を出し合う。だから、皆さんだって、結局は隠れた能力とか知識とかというのがあるはずなのです。そういうものを惜しみなく出してください。それで、積極的に前へ進んでもらいたい。ということは、我々がこうなっていろいろなことを質問して答弁したことについては、100％とは言わなくとも、すべからくと言わなくとも、相当の部分で実行していただきたい。例えば改革大綱の中でも言っていることが、実際には私はわかりません、役場の中へ入っていないから。で

も、今町長の話ですとそういうことなのです。だから、それだけはひとつ要望として申し上げておきたいと思いますから、ひとつよろしくお願いします。

終わります。

○議長（大島瑠美子君）　次に、２番、村田正弘君の質問を許します。

村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　私は３つ出しましたけれども、今８番議員が言った質問とよく似ている、相談したわけではないのですけれども、よく似ているのですけれども、質問をさせていただきます。

まず、行政改革についてですが、これは総務課長さんにお伺いをいたします。当町では、行政改革大綱実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいますが、ここなのですけれども、職員の考え方は意思統一されて全く同じ方向に向かっていますかということ、それから進捗状況や問題点がある場合の解決方策をあわせて伺いますと。非常に細かい質問になっているわけですけれども、先ほど来進捗状況等についてはお伺いをいたしましたから、そのほかのことをお答えください。

また、行政改革実施計画の項目にないもので事務改善等のお考え、要するに職員の考え方が同じ方向に向かっていれば、大綱にないものでもこういうことをやったらいかがですかという考え方が出てくるはずなのです。ですから、そのことをお伺いいたします。

以上。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、行政改革の推進に対する職員の考え方が意思統一されているか、進捗状況や問題点がある場合の解決方策についてのご質問でございますが、予算編成方針の決定を初め、定期的に実施しております行政改革進捗状況調査、日常の業務等を通じ、職員一人一人が限られた財源をいかに無駄なく効果的に使うといったコスト意識を持って行政改革に取り組んでいるところでございます。また、行政改革を的確かつ迅速に対応するためには、行政課題等を明確にした上で全庁体制で臨むことが重要でありますので、行政改革の推進組織である参事、課長等で構成しております行政改革推進本部で総合調整を図るなど、問題解決に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、行政改革実施計画の項目にない事務改善等はあるのかとのご質問でございますが、この計画は75項目で構成しており、事務事業はいずれの項目にも当てはまり、網羅されていると考えておりますが、三位一体改革による地方財政制度の構造改革、権限移譲等の地方分権の進展という大きな環境の変化に伴い、新たな行政課題が発生するものと思われます。今後とも、社会情勢の変化を的確にとらえ、官民の適切な役割分担、受益と負担の見直しを進めるなど、真に必要な町民サービスの維持充実を図るため、事務改善を推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　お答えをいただいておおむねわかりましたが、この改革大綱にないものということですけれども、改革に値するものではございませんが、関係することでひとつお伺いをいたします。

これは非常に小さなことですけれども、町民の皆さんに対するサービスの問題だと思われますが、隣の町、皆野町ではやってくれるのだけれども、長瀞町はやってくれませんということで、非常に細かいことですが、書類を１枚出して、この書類を出したことについてのものを証拠を持って帰りたいということで、コピーをしてくださいと言ったら、長瀞町はそれはできませんと言った。皆野町は、そういうことはちゃんとやってくれます。10円払えばできますよということなのですけれども、ですから、書類を提出するときにコピーが欲しいのなら、ここだとセブンが、今はちょっとあれのようですけれども、あそこへ行ってやってきてくださいというふうな言い方をしている。

あるいは、町の人がちょっと困ってというか、役場に行ったら教えてもらえるのではないかということで、教わろうとして教わった。そうしたら、この地図をちょっとコピーしてくださいと言ったら、お金取る、取らないの話の前に、著作権が云々だからどうということでやってくれないということを言っている町民もいました。ですから、これは非常に細かいことで、コピーをとって10円いただいて、その原価は、Ａ４の紙は１円はしないはずですけれども、あと機械のリース料とかそういうものがありますが、それを差し引いても、10円もらえば半分ぐらいは余ると思うのです。ですから、そういう細かいことなのですけれども、住民の負担軽減というか、役場へ行ったらこういうふうに言われたなんて、私が思うには非常に、サービスの一番の基本、よく町は町民に対するサービスをやるのだということを言っていますが、この辺の、そんな難しい話ではないことが、窓口が断るということは、要するにみんなが同じ方向に向かってやっていないのではないかということのあらわれだと思います。ですから、こういうことは、そんな予算がうんとかかるとか、そういうことではないので、ぜひ、来た人あるいはお願いに来た人に、10円いただくのならいただくと、コピーをしたら10円いただきますよということを前もって広報で知らせるなりなんなりして、10円というお金を取るか取らないかはこれから考えていただければいいわけですけれども、やはりお金をいただいてでもそういう便宜は図ってやるべきだと。

それで、書類を提出するときに、物をよく知っている人は、ちゃんと２枚、自分でつくってきて、そうして受付印をもらって控えをとっていくというのが、役所に対してはこれは昔からそういうやり方が通常だというふうに理解している人もいると思います。ですけれども、役所に書類を余り出したとか引っ込めたとか、そういう経験のない人はそういうことができないわけです。それで、どうしてもコピーして帰りたいという話になると、行って帰ってくる時間、それから危険度、道路を移動するわけですから、そういうことがあるわけなので、そういう細かいサービスから見直しをしていただきたいと思います。これは総務課長、どんなお考えだか、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　行財政の健全化検討委員会のときで手数料の見直しというようなこともあって、時期は忘れたのですけれども、何年か前に手数料の条例の改正をしたかと思うのです。そのときに、コピーについても１枚10円というようなことで、これは規則のほうになっているか、ちょっと今手元にないのでわかりませんけれども、10円ということでやるようにはなっております。通常だと、今ちょっと聞いたところによりますと出しているような状況です。出せないものも中にはあるような話でございます。あと、著作権があるようなものについてはちょっととれないというのがあるようなので、例えば地図なんかで、住宅地図だとかというとそういうのもあるような話のようですけれども、隣の町でも当然やりますし、長瀞町でも同じようにやっていますけれども、さらに同じようにできるようにさせてもらえればと思っています。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　補足をさせてもらいますが、何か理由があってコピーができなかったのだろうというふうに私たち今執行部のほうでは考えました。ただ、具体的なものについて手元にございませんので、よく精査して、行政改革大綱の中の実施計画の中で１枚10円をいただければということもあるようでありまして、それに反するというようなことになればこれは問題であります。よく精査をいたします。そして、当然やるべきサービスの一環であれば、これはお金を10円いただくということが前提でコピーすることができるという約束になっておりますので、その内容については、今総務課長からちょっと触れましたように、著作権だとかいろんな問題があるものについてはだめだということの中に入るのか調べてみます。そして、皆さんができればそういうサービスをやれるような方向で前向きに検討していくというのは私たちの仕事だ、それぞれ申し上げているようなことでございますので、よく精査をした上で職員に連絡をとって意思の統一を図っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　ただいまいろいろ町長さんからも補足の回答をいただきましたが、小さなことであっても、町民に対するサービスということを常日ごろ心がけてやっていただきたいと思います。それで、10円云々というふうなことが決まっているのですから、その辺も周知徹底をして、これは隣の町の人に言われたのです。長瀞へ行ったらやってもらえなかった、おれのほうの町はちゃんとやってくれると、こういう話だったのです。ですから、隣の町から指摘をされるということは、長瀞はちょっとおかしいのではないのと言わんばかりの話なのです。ですから、皆さんが隣近所の町はどういうふうにやっているのですかということを、いろんなサービスについてもご検討というか、調査をして、調査は得意なのですから、やっていただきたいと思います。

それから、行政改革について関係があるかどうかなのですけれども、広報、いろいろ毎月出してもらって、相当の予算がこれには投入されているわけですけれども、広報を配っても、そんなに町民は真剣に見ていないというようなのが実情のようです。その辺も、もう少し広報の編さんをするときに気配りをして、みんなが見る気になるような工夫をしていただきたい。これは、何か聞くところによりますと、市町村広報のコンクールがあるそうです。そういったところに当町もちゃんと出してみるとか、そうすると自分らの能力がはかれるわけです。そんなことを期待しておきます。

次に移ります。２番目に、災害関係事業の執行状況についてお伺いをいたします。地域整備観光課長。過日、昨年、平成19年度長瀞町一般会計補正予算（第３号）で予算計上された災害関係の各事業の執行状況と完了予定についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　村田議員の質問にお答えいたします。

平成19年度長瀞町一般会計補正予算（第３号）で計上された災害関係の各事業の執行状況と完了予定のご質問ですが、この補正予算は、昨年９月６日の夜から７日の朝にかけて通過した台風９号により被害のありました町道、河川、林道や観光施設等の機能を回復するために、10月の臨時会でご議決をいただきましたものでございます。地域整備観光課の関係予算は、道路維持事業、河川総務事業、林道災害復旧事業、観光階段整備事業でございます。

具体的には、道路維持事業の町道等の災害復旧件数として、町内約35カ所を土砂撤去、倒木伐採、路面

整正等の復旧を行い、住民生活に支障がないよう対応させていただき、完了いたしました。

次に、河川総務事業につきましては、河川等の流れに支障を来すため、町内４カ所の河川、水路等の土砂撤去、のり面整形等を行い、生活に支障のないよう対応させていただき、完了いたしました。

次に、林道災害復旧事業でございますが、林道本山根線路肩路面の崩壊等４カ所を石積み、舗装等の工事を施工しまして、２月８日に竣工いたしました。

次に、長瀞の岩畳におりる観光階段の復旧整備につきましては、各種の許認可や関係機関等の協議を行い、平成19年12月27日から平成20年３月30日の工期で復旧工事を行っております。工事の進捗状況につきましては、約80％ぐらいの状況でございますが、工期内には完了する見込みでございますので、春の観光シーズンまでには観光地として安全で安心な施設として利用できるよう、現在工事を進めているところでございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　今、工事が進んでいるということで、ほかの事業で終わったということもお聞きしましたのでいいのですが、観光階段の整備については、見たところ非常に大がかりな仕事をやっているようです。これについて、観光階段については、歳出のところで2,700万円ですか、こういう歳出の計画でやっているようでございますが、この金額できちっとおさまるのかどうか。過日行って、ちょっと物を見せてもらったときに、この工事の請負金額は一千九百何万というふうに看板の下に書いてあったのです。その看板どおりにいけば、それだけで全部できたのだよなというふうになると、これは余るという話になるわけです。ですけれども、余るほど何で予算とったのだいという論も出てくると思います。その辺の金額的な執行の状況をよくわかるようにお知らせください。

それからもう一つ、あの土地は民間の土地だということを予算のときにも私申し上げましたが、あれだけの工事をやって、その民間の土地をどういうふうな条件でどうやって町が借りたのだか、買ったのだか、買ったのではないでしょうけれども、その辺のことについても確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、再質問にお答えをいたします。

工事の関係でございますけれども、工事の関係の工事請負費につきましては、10月の臨時会におきまして2,475万円、こちらの工事請負費をご議決いただいているものでございます。まず、階段の工事の規模でございますけれども、延長が32.1メーターで、幅員が2.16から７メーターになっておりまして、重力式の擁壁、こちらが高さが4.67メーターから1.1メーター、長さが22.4メーターちょっとございまして、県の許認可が必要な場所となっている関係から、秩父県土事務所の荒川河川敷への占用の許可、秩父環境管理事務所において許可しております長瀞玉淀自然公園の許可、文化庁の名勝天然記念物の許可等々の許可を受けまして実施しているものでございまして、文化庁の指示によりまして、コンクリート面につきましては自然石で景観に配慮するものにするというふうな指導がございました。また、転落防止さくの色は、自然公園の関係の色ということで茶色とするというようなことで指示もございまして、秩父県土事務所からは、転落防止さくは脱着式、取り外しができるようなものにして、洪水等になった場合にそれが取り外しができるようなものにするようにというふうな指導がございました。そういった指導をもとに、設計の段階で積算を行ったところ、当初予定した事業費が若干不足になりまして、階段の石張り部分を数量から抜きまして設計をして、抜いた数量の部分を請負残、入札にかけますとどうしても入札差金というものが

発生をしてくるものですから、それを充てるというふうなことで、全数量ができるような形のもので考えております。

文化庁の協議の中で、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、階段部分には自然石を張るように指導がありまして、初めは鉄平石を考えておりましたけれども、階段部分の安全面を考えますと、鉄平石だと加工がしづらいということと、あと滑りやすいというふうなことがございまして、加工が可能で金額も比較的安い中国産の御影石を採用することとなりまして、現段階では当初予定していた事業費に不足が生じているというふうな状況でございます。

それと、現場のほうにその２工事という形で発注しています工事が、別工事で80万8,500円部分の工事が出ているわけなのですけれども、そちらのほうも含めて当初の請負額から算出しますと、概算で設計変更をするということになりますと30％の全体の額を超えてしまう可能性もありまして、その２の工事として発注をしているものでございます。全体の金額につきましては、すべて精査できておりませんけれども、この工事的なところについては、当初予算で見ております数字より若干ふえるのではないかというふうに見ているところでございます。

以上でございます。

〔「もう一つ言ったことが答えていないです」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君）　申しわけありません。

階段用地の民地だったところの土地の関係でございますけれども、地権者との交渉を行いまして、その土地につきましては、施設が存在する期間、無償で貸与していただけるということで契約をしていただいております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　何か金額の面でよく聞いてみたら、少し何か歯切れの悪い回答になってきたようですが、補正にまた補正はかけられないですよね。ですから、その辺はよくわきまえてください。

それでもう一つ、この予算をつくったときに、私も勉強不足で言わなかったのが申しわけなかったのですけれども、観光階段整備費寄附金。寄附金というのは、不特定、特定されないものですよね。それをここへ持ってきて300万円と計上しているのですけれども、この寄附金については、長瀞あたりの話を聞いていると、何か２月はお客が来るのが少なかったとか、やれ宝登山の寄附があったとか、そんなことを言う人もいるようです。この特定されていない寄附金もきっちり当てにされているわけですが、この辺のことについては、ちゃんとというか、きっちり目算どおりにいけることと私は思っておりますが、町のお考えはいかがですか。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　再質問にお答えさせていただきます。

予算書の中にあります指定寄附金でございますけれども、これにつきましては、観光協会の役員を通じまして各会員の方にお願いをし、現在寄附も入ってきている状況でございます。担当のほうも含めて役員の方にもお聞きしましたけれども、ある程度見込みが立つのではないかというふうなことで報告は受けておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、寄附金についてお答えいたします。

寄附金につきましては、その使途を特定しないで一般財源となる一般寄附と、使途が特定される指定寄附と２種類ございます。今回の階段については指定寄附ということで、財源が歳出のところで充てられるようになっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　わかりました。

次に移ります。３番目の平成20年度当初予算について、これは質問書を出したときは何ももらっていませんから、わかっていなかったので、８番議員が言ったこととよく似ているというか、全く同じことなのですが、道路特定財源となる揮発油税の暫定税率あるいは油に一般的にかかっている税金が問題になっているわけですけれども、地方に回る財源が減少すると新聞報道あるいはテレビ、そんなものでいろいろ言われていますけれども、このことが加味された当初予算になっているのかお伺いをいたします。

また、交付税については地方に増額ということも報道で聞かれております。当町ではどのぐらい、どのような交付税の増額があったのか、予算書を見せてもらってからは多少わかりましたが、このことについてお伺いをいたします。

以上。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、道路特定財源についてでございますが、揮発油の暫定税率につきましては、町長の梅村議員への答弁にもありましたように、参議院での審議、採決がまだ流動的な状況でございます。平成20年度の当初予算の編成に当たりましては、地方財政の見通しというものを示す国からの通知がございまして、それによりますと、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特別措置の適用期限については10年延長することとしているとございましたので、現行の暫定税率が維持されるものとして予算を編成しております。

また、交付税については地方増額と言われておりますが、当町ではどのような状況かとのご質問でございますが、地方税偏在是正による財源を活用して、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分される地方再生対策費等を考慮いたしまして、20年度におきましては普通交付税で前年度比2,000万円の増額を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　お聞きしてわかりましたけれども、地方交付税は増額で、長瀞町は2,000万円増額してやれるのではないかというふうなことを国が思っているようですけれども、このことは非常に流動的なことですけれども、地方ではそれなりの国の指導によって予算を組んだということで、これがこのとおりに何とか執行できることを期待いたします。

あとのことについては、８番議員がほとんど言いましたので、言うことはありません。

以上、終わりです。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時２５分

再開　午後　２時４０分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大島瑠美子君）　次に、６番、新井利朗君の質問を許します。

新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　お許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１番、宝登山「四季の丘」について地域整備観光課長にお尋ねいたします。昨年10月28日の植樹祭で、それを取りまとめた写真冊子によりますと、400名を超える植林ボランティアによって四季の丘に855本の苗木が植樹されました。植樹祭の概要と、それから反省点、今後の県造林伐採と植樹計画についてお伺いいたします。

また、ロープウエー山頂駅やや右側の一部が伐採されましたけれども、４月から５月の連休ごろに咲き誇りますツツジが見える位置までは進んでいないようなのです。そのことで、かつて山頂付近のツツジは長瀞駅からも国道からもよく見え、皆を楽しませてくれました。早目に奥社階段の下側にある杉やヒノキの伐採を進めてほしいと思いますが、お考えをあわせてお伺いいたします。

なお、やはりこの質問を出した後に、今月17日に植樹祭のことや何かについて話し合いがあるということの通知を受けた次第なのですが、以上質問させていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　新井議員の質問にお答えいたします。

昨年10月28日に、平成17年度に伐採された宝登山県造林伐採跡地に百年の森づくりの会主催によります植樹祭が開催されました。前日の降雨で心配されましたが、当日はすばらしい天気の中、子供から高齢者を初め一般の参加者を含めまして、当日受け付けをした方とスタッフで487名を超える皆様の参加により、植樹祭を盛大に実施することができました。町といたしましても、共催ということで、前日を含めて準備から当日までできる範囲で協力をいたしたところでございます。この植樹祭に関しましては、参加者の方々にも満足をいただき、けが等の報告もございませんでしたので、成功のうちに実施できたものと考えております。

次に、県造林伐採と植樹計画についてでございますが、昨年末に秩父農林振興センターのほうから、平成17年度に伐採が実施された箇所のロープウエーを挟んだ反対側の北側の県造林を今年度から約１年半という期間で約4.6ヘクタールを伐採することとなっております。既に２月より一部伐採が開始されているところでございます。また、植樹計画ですが、町の植栽計画策定委員会に植栽、植樹を協議していただき、今申し上げました伐採箇所については、町の財政事情も考慮して、埼玉県森づくり課にお願いし、企業の森づくり事業として推進していきたいと考えております。

この企業の森づくり事業でございますが、植樹を希望している企業が県に申請、登録をし、県で審査をした後、場所等を調査した上で決定し、埼玉県、企業、市、町との３者協定により実施をする事業でございます。このたび、平成17年度に伐採済みの１カ所で0.6ヘクタールあります宝登山山腹の県造林伐採跡地に、滑川町の津田工業株式会社様が企業の森づくり事業として、来る３月22日に浦和コルソにおいて、

埼玉県、長瀞町、津田工業株式会社で３者協定を締結する運びになっております。

次に、奥社階段下側にある杉、ヒノキの伐採を早く進めてほしいというご質問ですが、質問の場所は、町が土地賃貸契約を締結した場所ではなく、他の方の所有する民有林でありまして、勝手に手をつけることができない状況にあります。しかし、町といたしましても、この場所は何とかしたいという思いは持っておりまして、民有林の地権者及び許認可の権限を持っております埼玉県等と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　なかなか手が届かないと思っていたら、民有林であるということから、ちょっと進むぐあいがおくれているかと思いますけれども、本当にあそこのところは、何か人によりますと、昔は電車が、ツツジが咲いているころはわざわざ車内放送して、今、宝登山の山頂付近はツツジがきれいだから、ぜひごらんになってくださいという車内放送まであったというふうな話をしてくれた人がありました。そのぐらい、実際に行ってみますとツツジの大株が、今長瀞の岩根山も有名ですけれども、あのような木がたくさんありますので、ぜひその民間人ともよく相談いたしまして、ぜひとも早目にそこにたどり着いたらいいかなと思います。結構いいところまで迫ってきているのですけれども、まだ見えない段階ですので、大体、下から階段がはっきり全部見えるようになってくればその状況が見えるというふうに目安としてなるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、続きまして、２番のほうへいきます。後期高齢者医療制度について町民福祉課長にお尋ねいたします。４月１日から、老人保健制度にかわって後期高齢者医療制度が始まりますが、保険料や医療機関での負担及び健康診断や診療制限などについて、内容に不安を持つ被保険者がたくさんいます。「広報ながとろ」１月号に説明記事が載っていますが、十分とは言えませんので、補足と具体例をもって説明すべきと思いますが、お考えをお伺いいたしますということで、この質問をやはり２月に出しましたら、３月１日の広報にも少し載ってきましたので、そのことも踏まえて補足をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　後期高齢者医療制度について、制度開始に伴う周知のご質問でございますが、町では、「広報ながとろ」８月号において制度の概要を掲載し、１月号では、対象の方々にもわかりやすいようにポイントを絞り、質疑応答形式で掲載したほか、３月号では、具体的な例として、世帯構成による保険料の参考例と被保険者証についてを掲載いたしました。また、後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせと広域連合作成のパンフレットを、本日、対象の方全員に送付するところでございます。そのほか、老人保健受給者あての通知に制度の概要等を記入いたしました町作成チラシの同封や窓口での配布を実施したほか、国、県、広域連合作成パンフレットの窓口での配布や、窓口に老人保健の手続に来庁された受給者に対して直接説明を行うなど実施してまいりました。

町以外での取り組みについてでございますが、広域連合では、市町村窓口用のパンフレットの作成、配布及びポスターの作成、それからポスターの掲示を行ったほか、３月19日に発送する被保険者証に同封するパンフレットの作成も行いました。県では、パンフレットの作成、配布を行ったほか、「彩の国だより」３月号で制度の概要と保険料のモデルケースの掲載を行いました。国では、パンフレットの作成、配布を行ったほか、３月には新聞への掲載を行います。このように、制度の周知については、町、広域連合、県、国がそれぞれ連携して実施しております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　お答えありがとうございました。

３月号に、保険料の算出方法ということで、上から10行目ぐらいにありまして、実際のところ、下の表のものを当てはめてみたりしたときに、公的年金がすべての収入とした場合に当てはめたりしたときに、金額が所得割のところの金額に合わなかったりしているので、実際のところどういうふうな金額を入れたのか、具体例をもって説明をしていただきたいと思ったのです。

それと同時に、結局、そういうふうなものが、各家庭においても該当者の方は自分の数字を入れたときにちっとも合わないと、何かすごい金額がかかるような気がしてしまうということで質問も受けるのですけれども、私も自分で計算で当てはめたときに答えが出ないので、その辺のところもあわせてお聞きしたいと思いました。

それから、実際のところ、この制度が始まったときにデメリットといいますか、被保険者が非常に大きな負担をするばかりでなくて、メリットといいますか、保険料が減る方も国保からこの広域に変わることによっているのではないかと思うことから、メリット面、またデメリット面についてもお聞かせいただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　３月号の広報に載せさせていただきました保険料の参考例で、その上に保険料ということで率などが載っておりますけれども、こちらで見ていただきますと、確かに公的年金収入、一番初めの単身75歳の方の例ですが、79万円となっておりますので、上に算定方法ということで計算式がありますけれども、これは所得に直した段階で計算するようになっておりますので、ざっと見ると中にはわからない方もいらっしゃるかと思います。公的年金収入79万円ですけれども、これは所得に直しますとゼロ円ということになりますので、たしか120万までは公的年金はゼロになるかと思いますので、一応この方の収入というか、所得はなくなりますので、軽減対象７割の対象になりまして、均等割額が軽減される対象者となります。均等割額は年額４万2,530円となっておりますので、その７割が減額されますから、３割を掛けていただきますと１万2,750円ということで、この方の１年分の保険税が１万2,750円ということになります。

例えばその下の単身、同じ75歳でも公的年金収入208万円という方がおりますが、これも先ほどと同じように、年金収入を所得に換算しますと、120万円を引きますので、88万円となります。そうしますと、この方の場合は軽減対象にはなりませんので、均等割がそのままかかるということになります。あわせて、208万円から120万円引きますと残り88万円になりますので、それに所得割率7.96％を掛けまして所得割が４万3,780円となりますので、合計で８万6,310円がこの方の保険料ということでご負担いただくことになるかと思います。

それから、こちらのほうの、この制度のプラス面、マイナス面とかの関係でございますけれども、保険料だけでいいますと、今まで国保であった方が後期高齢者のほうの制度に移行することによりまして、保険料がかなり違ってくる方も中にはいらっしゃいます。一番影響のあるのが、資産税の今まであった方は、その分が、後期高齢者のほうは資産割はありませんので、かなり安くなります。逆に、所得割、所得の多い方は、7.96％ということになりますので、そちらがふえてきてまいります。ですから、一概には言えませんけれども、今まで資産をかなり持っていて、国民年金などの収入、所得しかなかった方はかなり安く

なってくるのではないかと思います。

それから、この制度についてのプラス面でございますけれども、現在の老人保健制度につきましては、医療費の増大、それから対象受給者の増加、それから各医療保険者からの拠出金、こういうものの増加によりまして、制度自体の存続が大変厳しい状況になってきております。今回、この後期高齢者医療制度に変わりまして、財源の仕組みなどを変えまして持続可能なものになりまして、運営も都道府県を単位としました広域でやりますので、これからの高齢者の医療を支えていく上では大切なことでもありますので、そういう面がプラスではないかと考えております。それから、町の事務のほうも、広域連合のほうでほとんどやりますので、徴収と簡単な申請以外はそちらでやりますので、町のほうは事務量はかなり半減してくるかなと思います。

ちょっとまとまりませんが、以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　何か、きょう発送してくれたり、まだこの後、３月19日もいろいろと保険証の発送等あるようでありますけれども、この３月号にはちょうど120万円の減額というようなことも何も載っていなくて、いきなりもう総所得としてやってしまったりする、いわゆる事務側の方はわかったりしているのですけれども、一般の人には非常にわかりにくいものがありますので、いまちょっと相手の立場に立った報道なり記載なりをしていただけると非常によいと思ったわけなのです。その辺でお聞きいたしました。

あと、この後にも何か全員協議会等があって、またこのことについての補足やいろいろ資料の配付や説明があるのかと思いますが、いろいろと大変な制度が始まったわけでありますけれども、いろいろとご努力いただいて、少しでも高齢者の役に立つ、また喜ばれるものにしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　次に、７番、大澤タキ江君の質問を許します。

大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　通告に沿って、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、まちづくりビジョンについて町長にお伺いいたします。先ほど２番議員さん並びに８番議員さんからもご質問ありましたけれども、町民の皆さんも非常に心配されているということで、そのところ、町長さんにお伺いしたいと思います。

今議会で平成20年度当初予算が上程されます。ここ数年の予算書を見ると、ゆとりのない財政状況に暗たんたる思いをしていますが、この先もこのような状況が続くものと考えます。

そこで、このような状況の中での今後のまちづくりビジョンについて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　大澤議員のご質問にお答えいたします。

平成18年３月に、平成19年度から28年度までの10年間を計画期間とする第４次長瀞町総合振興計画を策定したところでございます。この計画は、自治体が策定する計画の最上位に位置するものでありまして、

ここに掲げられたまちづくりの基本理念、将来像、施策の大綱などで構成されております基本構想がまちづくりのビジョンでありまして、今後、少子高齢化や地方分権などの時代の変化に対応していくため、町にかかわる人たちが１つの方向性のもとに計画的に進めるための基本指針になるものであります。町の財政は、今後も一層厳しくなるというふうに思われます。そういう中で、行政改革大綱実施計画を推進し、皆さんのお力添えをいただいてしっかりやっていきたいというふうに考えております。

先ほど８番議員、２番議員からご指摘がありましたようなことにつきましても、これから私たちも真剣にこれに取り組んでいくことにしたいと考えておりまして、とにかく将来構想というのは非常に大切なのですけれども、今の国の財政の状況を考えると、なかなかこれが確たるものだという、確信を持てるようなものが出てこないというのが非常に私たちにしてみると不安材料の一つでありまして、この辺も含めて真剣に考え、町民の方が安心、安全な生活ができるようなことを考えていきたいということを常々考えておりますが、そのことと今の財政状況を考えますと、その中で揺れ動いているような状況にあることも確かであります。そういう中でも、しかし、少しでも町民の方が将来について安心していただけるような指針を示すということは大切なことだというふうに皆さんのご指摘をいただき、私たちもそれと同じ考えを持っておりますので、20年度につきましては具体的なことをしっかり検証していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　12月の議会で、８番議員さんが財政についてのご質問をいたしました。そのときに、参事さんから、町民の不安を払拭できるような長期的な財政計画を策定するのは困難な状況にあるということで、限られた財源を真に必要な施策に重点配分をしていきますという、20年度の予算についてのご答弁をいただきました。

今回の予算書を見ますと、本当に町債はどんどんふえ続けているのです。これは多分、総務課長さんあたりから、基準財政需要額や臨時財政対策債ですか、そういうものについてのお話があるかもしれませんけれども、それはこちらに置いておいて、ともかく町民というのは、収入と支出、それから借金、そういうものに一番目がいくわけです。そういう中で、ともかく年々年々、予算のほうは減り続けている、その中で借金はふえ続ける一方であるという、そういうことの中で、町長、これは本当の話ですので、こういうところで言ってもやはり失礼かなと思いますけれども、町長のあいさつの中に町にお金がないという、それがいつも入る。それから、町の職員も、町はともかく金がないのだよ、金がないのだよと言う。そうしますと、町民は本当に長瀞町に住んでいてよかったなという思いがちっともしないと言うのです。本当に夢がない、長瀞町は本当に、これでは財政が、先ほどから出ていますけれども、いつ夕張になってしまうかわからないのではないのかいというお話を本当に町民から聞いています。

昨日も、よその町、隣町に住んでおります息子に、「長瀞町はもう破綻寸前なんだけど、お母さん、大丈夫なのかい」と、きのう本当に言われたのですけれども、そういうふうに言われてしまって、私にそういう、大丈夫なのかいと、私のところにそのあれを振ってきたのですけれども、私もそれに対して、本当に大丈夫なのだよということが言えないのです、今の状況ですと。そういう中で、８番議員が12月のときに、長瀞町、ネガティブキャンペーンをやっているのではないのだよという話がありましたけれども、何とかもう少し夢の持てる町政運営ができないものかなと思うのですけれども、そういうことに関しまして、町長さん並びに参事さんや総務課長さんはどう思っていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お金がないということは確かに事実でありまして、これは戦後一貫した長瀞町の基本的な考え方の中に入っておりまして、今始まったことではありません。

一番問題なのは、具体的なことを言うと、前の前のその前のというようなことになりまして、一番の基本は下水道の過剰投資に尽きると思いますが、しかし、それを言っても今始まらないわけでありまして、私たちがこれをいかにフォローするか。私が就任したときに考えましたことは、やっぱり固定費を減らすということに尽きるだろうと、それにはやっぱり職員の人数も含めて考えていかなければいけない。

私が就任したのは、選挙、当選、即就任ということでありました。それで、朝８時15分に迎えに来ていただいて、役場に入り、職員の前であいさつをせいという命令をいただきまして、そのときにたしか、固定費を減額するということが大きな使命だし、職員の責任だと、その中で私が考えることは、職員の数を65人でその事務を運営していくような体制がとれなかったときは、長瀞町は大変なことになるのではないかという思いをいたしますという話を申し上げました。後で考えてみましたら、104人いるという報告を聞いて背筋の寒くなるような思いをいたしましたが、ようやく90人まで減員することができました。

その中で、例えばケアマネジャーをふやしなさい、教育委員会の指導主事を設置しなさい、いろんなことが上からおりてきます。そういうことの人件費というのは大きな固定費の一部でありまして、この辺をしっかり減らせればいいわけでございますが、６年半たってようやく14人の減員、これは人を減らすことが必ずしもいいわけではありませんが、しかし、固定費を減らす大きな第一歩としてはこれしかないという思いを持っております。

それで、90になりました。だから、90がまだ私は多いと思っています。しかし、そういう中で、お金がないという言葉を使うのは非常に問題だというご指摘をいただきましたが、確かにそうだと思います。金があるということで、持っていないのより、ないと言って持っているのがいいわけでございますが、しかし本当に現実は厳しい。しかし、私たちはだからだめなのだという思いを持って町政を運営しているわけではない。埼玉県で一番小さな町になりましたが、人口も少しずつ減っております。しかし、長瀞町が圧倒的に急速に人員が減っているわけでもない、そういう中で若者の定住促進条例というものもつくりました。その中でもいろんなご指摘をいただいたわけでありまして、そういうことも参考にして、これから若い人に住んでいただくためにどうしたらいいかということも再度検証していきたいというふうに考えています。

先ほど合併の話も出ましたが、合併をしたから財政的に豊かになるということもありません。今、秩父市がどんどん道路をつくっています。これはすばらしいと思います。しかし、これは道路ができ上がったとき、100億円の借金ができるということが前提でやっているわけであります。では、それをだれが返すのかという問題になったときに、秩父市に100億円の負担はすごく大きな負担になって、これは大変なことになるだろうというふうに私は見ておりますが、しかし、道路ができることは悪いことではない。だから、そういうことの調整をいかにするか、いかに必要な道路からつくるかということを考えていかないと大変なことになる。長瀞町も、道路を改修するところはいっぱいあります。それで、議員ご指摘の通学道路とか、そういうことにつきましてもしっかりやらせていただいておりますし、ただ、140号の歩道の整備につきましては今少し停滞をしております。しかし、これは少しずつではありますが、手がつきましたので、県のほうもそのことについては協力体制をとっていただけるというふうに考えております。ただ、やはり国政に関与する人の力と能力というのは随分差があるなという思いがありまして、この辺も私たち

がしっかり見据えた上で次の国政選挙に臨まなければいけない、そんな思いを持っているところであります。

いずれにしても、議員ご指摘のように、お金がないということで町民が非常に暗たんたる思いだというお言葉は私たちも重く受けとめさせていただき、だから金があるということが言いたいわけでございますが、それが言えない苦しさというのはぜひご理解をいただきたいと思います。そういう中で、この町が将来どうあるべきかということもしっかり考えていかなければいけないと思いますし、町自体としても、先ほど申し上げました四季の丘という、宝登山を移り行く季節が感じられるような山にしたいということ、それから今、これから話が出てくると思いますが、140号の樋口停車場線等々の問題も、十何億という予算を組んでやりたいという県のほうからのお話もあります。そういう意味で、少しずつではありますが、改善、改革の準備が整いつつあります。そういうことも皆さんにご理解をいただいて、これからも私たちはしっかりしたまちづくりをしていく。

ただ、お金がないという言葉をやめたほうがいいのかなというご指摘なので、非常に苦しい立場におりますが、しかし、事実は事実としてご理解をいただいた上で、今ボランティアのえんでんべえを含めた大きな人たちがお力添えをいただき、それぞれの組織、例えば赤十字奉仕団にしても老人クラブ連合会にしても、いろんな方がまちおこしをしっかりやろうという方向で動いていただいているということは、私は本当にありがたいことで頭の下がる思いでございますが、私たちも言葉に気をつけてこれからも頑張っていくということは、皆さんと一緒にご指導いただきながらという前提のもとに進んでいかなければいけない、そういうふうに思っております。言葉が足りなかったことにつきましては深く反省を申し上げますが、しかし、事実は事実として、私たちは内部ではこれを進めていかなければいけないと、少しでも油断をすれば、すぐ5,000万や１億の金は必要でないところに出ていくような状況になりかねませんので、この辺はしっかり手綱を締めていくことを考えていきたいと思っております。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、町債について説明させていただきます。

20年度の当初予算のときに説明をさせていただきますが、ご質問がございましたので、若干説明させていただきますと、20年度の町債につきましては、19年度よりも約4,000万ほど減少して借り入れる予定でございます。そのうちの約半分ちょっとが、地方交付税の振替部分であります臨時財政対策債が、今年度当初で借り入れを予定しているものの約半分ちょっとですか、占めているような状況でございます。これにいたしましても、19年度と比べると500万ほど減額のような状況で考えているところでございます。

起債残高が年々ふえているような状況になっておりますが、これは通常の起債については元金償還を超えないような感じで借り入れを予定しているところでございまして、現にこの予算書の中にもございます地方債に関する調書のところでも、普通債というところは、20年度を見ますと、20年度に元金を約１億5,200万償還するところ、借り入れるのは１億2,200万というような、借入額のほうを少なくしているところでございます。ただ、臨時財政対策債がもう過去何年も高額な借り入れを続けておりまして、まだ元金償還も始まったばかりのような状況で、こちらについては元金償還よりも多く借り入れるような状況が続いておりますので、年々、起債の残高、町債の残高についてはふえているような状況でございます。ただ、毎回申し上げますように、臨時財政対策債だとかそういうものにつきましては、償還元金と利子の全額が地方交付税の基準財政需要額に全額算入されるということで、そういう制度で実施しておりますし、交付税のほうがそういうことで振り替わっておりますので、許可額を全額借り入れるような状況が続いている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（新井敏彦君）　大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、財政的な面につきましては議員ご指摘のとおりでございまして、やはり都市部と違いまして、自主財源の確保というのはなかなかできないのが実情でございます。そうはいいましても、小さな町でございますので、経済的な豊かさと効率性のみにとらわれるのではなくて、小さな町でも、自然や伝統文化等を生かした、都会にはない魅力が生かされるような事業を今後推進していけるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　ここ何年も、ことしはやっと予算が組めましたという、ことしも何とか予算が組めました、そういうお言葉を毎年聞かせていただいております。２回や３回ならいいのですけれども、本当に毎年の話で、もうそろそろ何とかならないものかなという思いがしております。

その中で、自然、伝統文化をと今参事さんのほうからお話がございました。確かにすばらしい自然等もあります。文化も本当にすばらしいと思います。しかし、やはり住民が欲しているところは住民サービス、そういうものに対してよその町とも比べてしまうわけです。渡辺議員さんのほうから子育て支援についての資料をいただきましたけれども、これを見ましても長瀞町とは全く違うなというような思いがしております。やはり住んでいる住民にしてみますと、近隣の町村と比較をして、ああ、長瀞町は住みづらいなというような言葉も出てくるわけです。本当に自然だけでは食べていけませんので、やはり現実というものがありますので、そういった中で、でも、ないそでを振れと言ってもこれは無理なことですので、これは仕方がないかなと思いますけれども。

そこで、これも８番議員さんが12月に話したのですけれども、ニセコ町でこういう財政危機突破計画というものを出しています。これは多分、執行部の皆さんはご存じだと思います。これをもとに、小鹿野町さんが「自立したまちづくりを目指して」という、こういう冊子をつくっているのです。これは私もいただきまして、何か両神と合併をした年からつくり始めたとかということですので、20年度もやりますよという話でしたので、ことし、今回が３回目でしょうか、これを各家庭に配っているのだそうですけれども、これはすごくよくわかるのです。本当にわかりやすくて、１つの冊子になっていますから、長瀞町さんは広報で細かく説明していただきますけれども、先ほどの２番議員さんではないですけれども、なかなか広報って読まないのです。こういうものが配られますと、一年じゅうしっかりしたものが見えますので、町民もまた行政に対して関心を持つし、ああ、今の工事はこういうところをやっているのだなとか、こういう事業があるのだなとか、そういうものがしっかりわかるのです。以前、先輩議員の中に近隣町村のことは言うなという人がおりましたけれども、やはり近隣町村のいいところは見習うべきだと私は思うのです。それほどお金のかかるものではないと思うのです。執行部の皆さんで、このくらいのものはできるのではないですか。

そういった中で、これの存在を町長さんはご存じでしたか。知りませんでした。存在を、課長さんたちは知りませんでした。こういうものをぜひ見習ってほしいと思うのです。本当に、先ほどからサービスという話が出ていますけれども、実際、進捗状況ですか、先ほどの行財政改革大綱の進捗状況が98.7％実施

されていますよという話がありましたけれども、ちょっと私もそれについても非常に不審な部分もあるのです。私も行財政改革委員になりまして、あの会議に出席させていただきましたけれども、封筒にこういう企業名を入れて宣伝して企業からお金をいただくという、これが提案されたのですけれども、これについても、長瀞町はこれはできませんということで、経費がかかり過ぎるからできませんという話をいただきました。でも、しかし、実際やられているところは結構あるのです。だから、経費がかかるからやりませんではなくて、余り余分なことはやりたくないというのが今の執行部の考え方ではないかなという思いが私はしているのですけれども、そういうところはどうでしょうか。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（新井敏彦君）　お答えさせていただきます。

　できないということは言ったわけではないと思いますが、今のところ、封筒作成というのは余り、再生利用等をして、新たな予算をかけて今やっていなかったもので、それのようにお話ししたのがそういうふうに伝わったかと思いますが、決してやらないということでは議員さんご指摘のようにございませんので、いろんなことは検討して、それが確かにある程度削減や町の財政にとってプラスになればやるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　ぜひこういうものを作成してほしいという希望を込めまして、こちらも提示させていただきました。ぜひこれはやってほしいと思います。

　それから、12月の議会のときの、また持ち出してあれなのですけれども、ともかく長瀞町は埼玉県でワーストツーだという、それについて、この数値だけをもって財政状況が悪いと判断を下すのには問題があるというご答弁をいただきました。でも、それが私は、やはり町民もその数値を見て判断をするのです。

　そこで、先ほどから、合併は余りいいとも悪いとも町長も言えないというようなあれで、しかしデメリットもありますよという話をいただきました。しかし、今のこの状況を、この先10年ですか、立て直すのに10年間ぐらいかかるだろうという町長のご答弁がありましたけれども、これは町長、来年町長は任期なわけですよね。その次やっていただければ非常にありがたいなと思いますけれども、区切りとして、来年選挙があるという、そういう中で立て直すのに10年かかるだろうという、今の町長、私は本当にすばらしいと思っております。そういう中で、この後、大澤町長がもしやっていただけるのでしたら、10年かかって立て直していただくのもいいけれども、それがもし大澤町長以上の人が出なかったときに、私は非常にそれを危惧しているのです。そういうのも非常に心配していまして、そのときに長瀞町の存続があるかどうかという、本当に非常に心配しております。

　そこで、やはり合併というものも視野に入れていかなければこれからやっていけないのではないかなと思うのですけれども、１月１日現在の県の推計人口ですか、これは長瀞町の広報で出る人口とは全く違っているのです。長瀞町では8,309人ですよと、広報、１月１日現在出ていたのですけれども、県の統計課の調べですと8,105名なのです。皆野町の人口が１万1,199人、両町合わせても２万人いないのです。今、２万人切ってしまったのです。そういった中で、どこの町でも本当に人口の減少というのは歯どめがかからないわけですけれども、今後そういう合併ということもやはりこれからは視野に入れていかないと、長瀞町の存続はないのではないかなという非常に不安をしているところなのですけれども、これにつきまして、町長、いかがでしょうか。本当に私、来年町長選があるということで、このままずっと大澤町長が続けていただけるのなら非常に願ってもないことで、こういう心配はしないのですけれども、一応区切りと

して、来年度選挙があるということで、そういう合併というものも視野に入れていっていただけたらありがたいなという思いがしておりますので、そのところのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えになるかどうかわかりませんが、考えを申し上げたいと思います。

合併につきましては、もう何回も申し上げましたように、皆野との合併が破談になった大きな要因というのは、私は、口幅ったいようですけれども、皆野に大きな要因があったというふうに思っておりますし、町名の問題にいたしましても、アンケート調査の60％を否定して、2.9％の町名にしようということ自体に大きな問題があるということが基本的な考え方の中に長瀞町はありました。それは合併協議会の委員の方たちの一致した考え方になりまして、もしその町名で名前を決めようということになれば、私は記名投票を希望しますというお話を申し上げました。その前に皆野のほうから破談という形になりましたので、これはこれでやむを得なかったかなというふうに思います。

合併というのは、本当に、それをやったところを皆さん見ていただくとよくわかると思いますが、例えば秩父は１つだとなったときに、あの中心になるのは秩父市なのです。例えば深谷が合併しました。そのときの話を川本、花園の人たちに聞きます。非常に合併をしてよかったという人は少ないと、秩父にしても、大滝、荒川の人たちも、やっぱり小さいところがのみ込まれるような形になっているということを皆さんがおっしゃいます。恐らく皆野と長瀞が合併したときにはそういうことはないだろうというふうに予測をして、私たちは合併協議を始めたわけでございますが、しかし、協議の中で、長瀞のほうが人口も少ないし、予算規模も小さいし、面積も狭いということを盛んに言われました。ああ、こういうことから始まるのだなという思いがあったわけでありまして、そういうことも含めて大きな要因の一つにはなりましたが、しかし、合併できなかったことにつきましては私も大きな責任があるというふうに考えております。

私たちがお金がないという話をいつも言っているというご指摘をいただきましたが、現実にお金がないことも事実であります。しかし、だからだめなのだということを申し上げたつもりは全くないわけでありまして、一生懸命、皆さんのまちおこしに協力をしていただく体制が、少しずつではあっても整いつつあるように私は感じられています。そういう中で、議会と執行部が一体となって、町のためにどうしたらいいかということを考えていくというのが大きなテーマだし、そしてお金も実質的に赤字になったということはあるわけでありませんで、そういうことで20年度の予算も組めたというのは、12月の議会のとき、私、ちょっと体調を崩して欠席をして申しわけなかったと思いますが、そのときに総務課長の答弁の中にもたしかあったというふうに記憶をしております。これからも、そういうふうに実質赤字になるというようなことを考えて予算を組むということはないし、現実にはそういう方向にならないように努力をし、基金の残高も、多少ではありますが、年々ふえつつあります。そういうことを考えていきますと、赤字になって破綻をするということにはならない。

今、千八百幾つの自治体がございますが、その中で長瀞町の実質公債費比率はしまいのほうから280番目であります。先ほど申し上げました280番より下のところというのは、みんな、北海道、東北、それから九州、四国、それから山陰というようなところに特化をしております。それで、埼玉県で２番目、八潮の次は埼玉県で長瀞町でございますが、あと２年ぐらいで実質公債費比率は私は18％を割るような状況になるというふうに思っていろんなことを進めてきておりまして、そういうことになるということをはっきり断言はできませんが、その数値はクリアできるというふうに思います。

この問題でも、長くなって申しわけありませんが、下水道のことで当時の皆野町長と意見が食い違い、

国のほうで資本平準化債という、いわゆる借換債ではありますが、社会資本の充実、文化生活をしなさいということで、下水道に対して３年間で70億も起債を許可するというようなことがあったわけであります。この負担が今どんとかかっているわけでありまして、こういうものをクリアするのには何年か時間がかかるというふうに思います。今でも半分以上の起債の残高があるわけでありまして、そういうことを考えていきますと、資本平準化債を上手に使ってこの急場をしのがなければいけないというのが、意見調整がつきませんで２年間おくれました。でなければ、もう実質的には、実質公債費比率につきましては数値が10の終わりのほうの数値になっているというふうに思いますが、しかし、過ぎたことはそんなことを言っても始まりませんので、これからも、18年度はたしか下水道に４億以上の繰り出しというのが繰り返してあったわけでありますが、19年度は２億9,900万円でとまっているというふうに承知をしております。

そういう中で、１億円ぐらいの減額ができるということは大きなそういう数値を減少する要因になるというふうに思っておりまして、20年の４月１日をもって上下水道の統合をするということになりました。これも１つ大きなテーマがあるのですが、これをうまく国交省だとか埼玉県と話がつけば大きな予算減額の要因になるわけでございますが、なかなかうまくいかない。上下水道の統合した後の議長は２番の村田議員にやっていただくことになっておりますが、この辺もしっかり見据えた上で、その議会のほう、ご指導いただければありがたいと思っています。

いずれにしても、私たちが、町はだめなのだ、つぶれてしまうのだということを申し上げた記憶は全くございませんで、そういう中でいかに活性化するかということは、小さな町のほうが私は小回りがきいていいのだろうと、そういう思いを持っております。何回も申し上げますように、皆野町との合併につきまして今ご提案がありましたが、私はこちらから皆野町に合併協議を申し込むということは考えておりません。これは秩父が、もう少し時間がたたないと、全体の空気として合併協議を進めるような状況にはなりません。皆野町と私が合併協議をしないという大きな要因は、今の皆野の町長は秩父市と合併を考えて、秩父に申し込みをしましたということも現実に秩父の市長から聞きました。秩父の市長はそれを断りましたということです。皆野の町長は多分動きがとれないのだろうと、そういうふうに思います。具体的なことを申し上げてまことに失礼ですが、現実を申し上げないとおわかりいただけないなと思って申し上げるわけでありまして、そういう状況にあります。ですから、しばらくは様子を見させていただく。その中で、町がしっかりまとまって赤字体質をつくらない、そういうことを考えていかなければいけない、それがまちおこしの原点だというふうに考えております。

言葉をしっかり私たちも選んで、これから町民の方が落ち込まないような、そういう発言を慎重にやっていかなければいけないというふうに反省をいたしました。だからバラ色の将来ということを申し上げるということもいかがなものかなと思いまして、この選択は難しいと思いますが、しかし、そういう将来を見据えたことにつきましても、皆さんとご相談をしながら、しっかりした方向性を見出していくように努力をしていくことをお約束とお願いを申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。今度、質問５回目になるので、今の質問……

○７番（大澤タキ江君）　大丈夫です。

ぜひ、よそのこういうものを参考にして、長瀞町も町民にわかっていただいて、大丈夫なのですよという安心感を持たせていただきたいということをお願いして、１番の質問はこれで終わりにします。

２番に入ります。ウオーキングトレイル事業について。昨年６月議会で、ウオーキングトレイル事業という言葉を耳にしました。この事業が当町で実施されれば、町民の健康増進はもとより、風光明媚な長瀞

町の魅力をより一層町外へアピールできるチャンスではないかと考えます。

そこで、町ではこの事業を実施する予定はあるのか伺います。地域整備観光課長、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　大澤議員の質問にお答えいたします。

ウオーキングトレイル事業を実施する予定があるのかとのご質問ですが、この事業は、国土交通省が定めた市町村道整備補助事業のための関連施策の一つで、歩いて楽しい道づくりを目指して平成８年度から始めた事業でございます。

初めに、ウオーキングトレイル事業についての内容を説明させていただきます。国民の歩くニーズにこたえ、歩くことを通じて健康や福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりのため、生活者がゆとりや潤いを実感できる質の高い歩行空間を形成する事業でございます。事業の対象となる施設は、地域の豊かな景観、自然、歴史的事物、文化的施設などを結び、訪れた人が安全かつ快適に散策などを楽しむことができる歩行者専用道路、歩道、歩車共存道、休憩施設、案内標識等の各施設でございます。

事業を進めるに当たっては、地方自治体の道路部局と関係部局が主体となり、地域住民やウオーキング団体などの協力を得て、ネットワーク計画や施設整備計画、ウオーキングトレイルの活用などから成るウオーキングトレイル計画を策定することとなっております。この計画は10項目にわたる視点が求められておりまして、具体的には、安全、安心、景観、快適、探索、健康、福祉、交流、案内、地場などでございます。この計画に基づいて、道路部局が関係部局と連携し、各種の道路施設の整備を行います。補助率は、ウオーキングトレイル計画に基づいて実施される道路整備に必要な費用に対して最高で２分の１でございます。

町では、平成16年ごろに、この補助事業を利用して町内の道路整備を図るために４ルートを計画、検討し、埼玉県に相談した経緯がございます。この事業につきましては、採択される事業が１億円から数億円となるようでございますので、現在の町の財政状況では、具体的な計画を立て、国に補助申請をするには非常に厳しい状況にあると思われます。今後、財政状況を考慮しまして、さらに検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　これは、私は基本的に、長瀞の観光を考えて今後新事業を取り入れていかないと、長瀞の観光もだんだん立ちおくれていってしまうのではないかという考えがございます。

そういう考えのもとに、たしか私は昨年、これはウオーキングの話をしたような気がしたのですけれども、調べてみたら出てこないのです。落としてしまったのかなと思うのですけれども、たまたま私の同級生が東京都のほうのウオーキング協会の役員をしているということで、同級会で会ったときに、長瀞町は風光明媚だし、そういうコースをつくるのに最高の場所だから、ぜひ長瀞町にこれを定着させて観光に結びつけたほうがいいよという話をされました。もしやるのならば協力を惜しまないというお話をいただいたのですけれども、それは私もいいことだねということで質問をしたような気がしたのですけれども、ちょっと落ちていましたので、そうしたら、たまたまこのウオーキングトレイルという言葉が出てまいりまして、ぜひ長瀞町でこれをやってほしいなという思いをいたしていたところです。ただ、先ほども課長のご答弁でございましたけれども、半分は町で持たなければならないということで、財政的にちょっと無理

だというお話をいただきました。

このウオーキングトレイル事業、ただいまご説明いただきましたけれども、国交省の所轄だそうです。それで、先日、３月７日、歩いて楽しいまちづくりというのを、健康・健脚・交流プロジェクトスタートアップイベントというので秩父市でありました。これは、執行部の方で行かれた方はいらっしゃるでしょうか。多分いないのではないかと思うのですけれども、実は長瀞の人に一人も行き会わなかったのです、私１人しかいなかったのです。もったいないなと思ったのです。これは秩父ということで、皆さん行かなかったのかなと思うのですけれども、すべての行事が終わりましてから、このスタッフに、秩父というのは、秩父市だけですか、それとも秩父郡市全体ですかと質問いたしましたところ、いや、これは秩父郡市全体なのですよと、秩父郡市を景気よく、まちづくりプラス秩父郡市全体の観光を考えてのこういうイベントをやったのですよという話をいただきました。

３年間の事業で、先ほどのウオーキングトレイルは国交省だそうですけれども、これがおかしいのです、これは経済産業省なのです。これは３年間の経済産業省の事業ですので、経済産業省のほうでお金を出してくれて、ですので、講師も本当に、東京のほうから皆さんお見えになった方ばかりでしたけれども、秩父の方は、ＮＰＯ法人の秩父の環境を考える会、萩原良朗さんのみでした、シンポジストは。増田明美さんの講演を聞いて、その後にシンポジウムがあったのですけれども、こういう事業があるときに、私たち議員も含めてですけれども、長瀞の方たちというのは本当に行かないのです。私は、新聞ですとかもろもろのチラシに目を通しまして、ああ、何とか長瀞町のためになるかなというようなものがありますと極力参加するようにしています。何とか、たとえ１つでも持ち帰って、長瀞の行政に寄与できればいいなという思いでいるのですけれども、なかなかそういうところに行っても長瀞の人とお会いしない、私たち町を執行する者として非常にこれはよくないことだなと思うのです。

それで、昨年、このウオーキングトレイルがなぜ言葉が出てきたかというと、６番議員さんの質問の中で出てきたわけですけれども、一般町民の中でも、何とか歩いて楽しみながら、長瀞町全体を観光で持っていこうという思いの方は実際いらっしゃいます。そういう方たちのご意見を伺いながら、ただ、何もお金をかけるばかりが能ではないのです。お金をかけなくても、まちおこしというのはできるのです。先ほどから町長さんがボランティアをというお話、ボランティアの皆さんにご協力をいただきながらというお言葉が出ています。町の方たちにも、一生懸命、長瀞町を何とかしようという気概のある方が大勢いらっしゃいます。しかし、そういう方たちが動くのにも、やはり行政に携わる人、私たちが一生懸命にならないと、やはりボランティアをやってくださる皆さんもやりがいというのがないのです。ですので、ぜひこういうものを、お金がかかるからできませんではなくて、ぜひご検討いただいて、これは本当は、私たちいつも思うのですけれども、先ほど観光階段の話も出ました。何か聞くところによると、予定額までまだ達していないというようなお話を２番議員さんがしていましたけれども、私の耳にもそういう話が入っております。観光に携わる人たちがもう少し何とかなってくれないかなというのを、もう町民の皆さんが本当にみんなそれを思っているのですけれども、なかなか動いてくれないのです。

そこで、どういうふうにしたら皆さんが動いてくれるのかなという思いがあるのですけれども、これにつきまして、参事さん、どうでしょう。何とかありますか。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　急に来たので、何とお答えしていいかわからないのですけれども、観光業者の方は方なりに、今一生懸命、町のほうも動かして、しりをたたくというのですか、例えばこの議会が終わった

16日の日曜日には、先ほど染野課長が申し上げましたけれども、荒川交流フェアということで、戸田橋のほうに何件かの、観光協会に入っていただく、長瀞のグラウンドまではいきませんけれども、せんべいの焼いたものだとかおまんじゅうだとかを持って、７万人集まるところに宣伝に行こうと。私も町長もそれに参加させてもらう予定でおりますので、だから、やっていないということではなくて、一生懸命やっているのですけれども、まだ形としてあらわれていないと。先ほど８番議員さんにもおしかりを受けましたけれども、答弁はなかなかいいけれども、実行に移していないと、そんなようなお話も伺いましたけれども、なかなかまだ形としてあらわれてこないというのが実情でございます。例えば１番議員さん、一生懸命やっているさくら祭りなんかにしても、ことしから会議のほうには町のほうの職員もちょっと参加させてもらって意見も述べさせてもらうだとか、一生懸命やらせていただいていますので、もうしばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

それから、ウオーキングトレイル事業、国交省の事業ですけれども、課長の補足になりますけれども、それが、大澤議員さんのは経済産業省、国の事業以外にも埼玉県の創造センターでやっているのは、額が低くてもできるような、歩くコースですか、そういう設置できるような事業もありますので、おいおい様子を見ながら期待にこたえられるように、事業課のほうとしては一生懸命やらせていただきますので、よろしくお願いいたします。回答になっていませんけれども。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　突然に参事さんのほうに振りましたので、申しわけなかったですけれども。

ただ、「オンリーＮ」という冊子がありますけれども、そういう冊子ですとか、そういうものをつくるのには非常に皆さん喜々としてやっているなという思いがするのですけれども、体を動かすということにはちょっとという部分があるような気がいたして仕方がないのですけれども、これは私だけの意見ではございません、町民の皆さんからの声でございますので、そこのところをよくご承知いただきたいと思います。

この間の歩いて楽しいまちづくりフォーラムは、非常に、長瀞町の皆さんに行っていただくと、長瀞町にとっては参考になるフォーラムでした。３年間の事業だそうですので、また来年、再来年まで続きますので、もしチラシが出たときにはぜひ皆さん参加してほしいと思います。参加しながら、長瀞町に何がこれを持ってこられるかなということを研究していただきたいと思います。

観光階段の話が出たので、ちょっとついでにお話をしますけれども、先日、観光業者と話をする機会があったのですけれども、観光階段についてです。「タキ江さん、あの観光階段というのは、一番使っているのはだれだと思う」と、こういうふうに言うのです。「えっ、観光客でしょう」と私は言いました。そうしましたら、「あれを一番使っているのは、クラブツーリズムだとか近畿日本ツーリストだとか、そういう団体が使っているんだよ。だから、この観光階段をつくるのは国と県がつくらなくちゃいけないんだ」と、こういう答えをいただきました。非常に私びっくりして、もう後、言葉が出なかったのですけれども、そういう考えではちょっと違うのではないかなという思いがいたしました。そんなことをご披露いたします。

それで、３番の後期高齢者医療制度に移りたいと思います。４月１日より、後期高齢者医療制度が始まります。この制度の実施により、医療費の個人負担がふえるのではないかと心配している高齢者も少なくないようです。12月議会でこの制度の説明会を行ってほしいとお願いをしましたが、実施したでしょうか。そのときに出た意見とあわせてお伺いします。

また、この制度は、マイナス面のみではなく、プラス面もあるのではないかと思いますが、どんな点でしょうか、お伺いいたします。

町民福祉課長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　後期高齢者医療制度についてのご質問でございますが、説明会については、県が出前講座として実施しているほか、幾つかの市町村で実施しているところもございます。

町では、対象者が75歳以上の方々であり、説明会場までの移動が困難な方もいらっしゃること、介護保険制度開始前に実施しました説明会への参加者が少数であったことなどから、説明会の開催は行いませんでしたが、３月５日に老人クラブの役員会等でチラシを配布し、説明を行いました。なお、対象者の方全員に後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせと広域連合作成のパンフレットを送付しております。

次に、制度のマイナス面とプラス面についてでございますが、被保険者が医療機関の窓口で支払う負担は現役並み所得者を除き１割であり、これまでの老人保健と変わりありません。また、現行の老人保健制度と変わらない医療が受けられますので、プラス・マイナス面はないと考えております。

保険料につきましては、被用者保険の被扶養者の方については今まで保険料の負担がありませんでしたので、マイナス面と言えますが、町の国保被保険者の方については、賦課方式が所得割、資産割、均等割、平等割の４方式から所得割と均等割の２方式になることにより、資産割が多い方については負担が軽減される方もございます。また、現在の老人保健制度が、医療費の増大、対象受給者の増加、各医療保険者の拠出金の増加により、制度自体の存続が難しい状況となって今回の後期高齢者医療制度へ変わったという経緯があり、仕組みを変えることにより持続可能なものになり、運営も都道府県単位としたことで、高齢者の医療を支えていく基盤ができたことはプラス面であると考えております。

町の事務につきましては、保険料の事務はふえましたが、医療費や拠出金の支出は、国庫負担金等の申請、レセプト点検などの事務は低減すると考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　これにつきましては、先ほど６番議員さんからも質問があったわけですが、ただ、広報は余り見ない人たちもいらっしゃるというお話が先ほどもありました。また、パンフレットをいただいてもなかなか、見るということが年をとると大変になってくるのです。言葉で言われると、わかりやすく言われるとよくわかるのだけれども、ともかく字を見るのが嫌だという、そういうお年寄りも、年をとると皆さんそうだというお話を聞いておりますので、先ほど窓口でも説明をしていますというお話をいただきましたので、ぜひこれからも窓口にお年寄りが来たときにはそういうご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで質問を終わりにいたします。

○議長（大島瑠美子君）　以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎延会について

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　次会の日程をご報告いたします。

あす12日は、午前９時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（大島瑠美子君）　以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会　午後３時５５分

平成２０年第１回長瀞町議会定例会　第２日

平成２０年３月１２日（水曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、議事日程の報告

１、町長提出議案の報告及び一括上程

１、議案第１号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第２号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第５号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第６号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第７号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第８号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第９号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１０号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１２号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１３号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１４号の説明、質疑

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午前９時開議

出席議員（１０名）

１番	関口雅敬君	２番	村田正弘君
３番	大島瑠美子君	４番	齊藤實君
５番	野原武夫君	６番	新井利朗君
７番	大澤タキ江君	８番	梅村務君
９番	染野光谷君	１０番	渡辺強君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤芳夫君	教育長	村田六郎君
参事	新井敏彦君	参事	平健司君
総務課長	齊藤敏行君	税務課長	野原寿彦君
町民福祉課長	浅見初子君	地域整備観光課長	染野真弘君
会計管理者	大澤彰一君	教育次長	大澤珠子君
代表監査委員	中畝攻佳君		

事務局職員出席者

事務局長	若林実	書記	石川正木

◎開議の宣告　（午前９時）

○議長（大島瑠美子君）　皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君）　本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君）　日程第１、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第１号から議案第21号までの21件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提出理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第２、議案第１号　町長等の給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号　町長等の給与の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。厳しい財政状況を考慮し、引き続き、私の今任期までの間、町長及び教育長の給料月額を減額したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第１号　町長等の給与の特例に関する条例につきまして説明いたします。

先ほどの町長の提案理由にもありましたとおり、当町の厳しい財政状況を考慮して、引き続き町長及び教育長の給料月額を減額する条例でございます。

第１条でございますが、町長の給料の額の特例につきまして定めたものでございます。町長の給料月額は、町長の諸給与条例第３条の規定にかかわらず、同条で定める給料月額からその100分の40に相当する額を減じた額とするものでございます。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とするものでございます。

次に、第２条でございますが、教育長の特例につきまして定めたものでございます。教育長の給料月額は、教育委員会教育長の諸給与に関する条例第３条の規定にかかわらず、同条で定める給料月額からその100分の15に相当する額を減じた額とするものでございます。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とするものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成20年４月１日から施行し、町長の任期であります平成21年７月28日限りでその効力を失うものとするものでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　町長、教育長の給与を減額するということで、質問なのですけれども、給与と期末手当。

まず、この間、議会前に総務課長に聞いたら、70万だった町長の給料が今度は42万と、教育長が54万だったのが45万9,000円だというふうに報告されまして、私は前、町長というか、三役の給与とかあれが減額されたとき、各市町村長というか、町村長の給与とかについて調べて全部電話したら、あの当時、長瀞町長の給与は一番少なくしたのですよね。考えてみれば、その後、小鹿野の町長がもっと町長より低くして、そういうので、そういう意味では、みずから自分たちの財政難を給与で低くしてということはいいことなのですけれども、問題は、やはり見ていると、ある町によっては結構、そんなに減額しないでやっている町もある。それはいいとしても、そういう中で、長瀞の町長と教育長の給与と期末手当について、今どういう状態だというのはやっぱり知っておく必要があると思うので、どういうふうに把握しているのですか、今の状態で。

私は別に、教育長と町長の仕事の任務が違うから、別にどっちが多いほうがいいとか、どっちが少ないほうがいいということはないのですけれども、一般的に、今まで見ますと、町長がすごく、70万というと

きもあったし、教育長が54万ということもあったし、そういう中では、町民の中からは、町長より教育長が多いのもちょっとどういうものかなという話も出ているのです。私は別に、個人的には、町長も教育長もみんな日ごろ顔を合わせておりますから、余りけちつける気持ちはないですけれども、今後の問題としてはどういうふうにしていくのかについてはやっぱり少しは論議する必要があると思うのです。今、議員も、長瀞も郡市では相当低い方です。私は、いろんな今の情勢の中では町民は言いたいことを言っているのです。言いたいことを言うというのは、やっぱり知らないからなのです。

我々、日当制なんというので、この前電話をもらったことがあるのです。日当制なんといったって、皆野でもこの前の町会議員選挙のとき、日当制の問題が話題になったのですけれども、では日当制で本当にいいのかという論議もなく、ただ福島県の矢祭町が日当制にしたということで論議されてしまったのですけれども、こういう問題についてはやっぱり、ただ削減すればいいというものではなくて、職員の問題も定数を減らして給与も減らすというような、みんな生活があるわけですから、そういう問題で、町長、どういうふうに、町長でなくても答えられる範囲で、この問題については私は余り論議したくないのですけれども、どういうふうに考えているのか、質問も含めて、総務課長、先にお願いしたいと。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　町長と教育長の給料と期末手当の比較というのですか、その件ですか。

町長が、給料では70万のところ、100分の40に相当する額を減額しておりますので、それの12カ月分ということになりますと504万円になります。教育長については、54万円のところを100分の15に相当する額を減じておりますので、それの12倍となると550万8,000円ということで、教育長のほうが多くはなっておりますけれども、期末手当についてはもとの条例の額に基づいて計算しておりますので、これで計算いたしますと、給料と期末手当を合算してしまった額でよろしいですか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君）　町長が761万9,500円になります。教育長については、749万7,900円でございます。

あと、他の町村の町長のということでしょうか。横瀬町が59万1,000円で、これを特例で100分の10減額しております。教育長につきましては、52万1,000円で、100分の２に相当する額を減額しております。それから、皆野町につきましては、67万8,000円のところを特例で24万6,000円減額しております。それから、教育長につきましては、52万1,000円のところを26万減額です。小鹿野町については、65万のところを32万5,000円、町長は減額しております。教育長についてはちょっと減額していないように、私が調べたところではなっておりました。

失礼しました。皆野町につきましては、67万8,000円のところを19万8,000円、町長は減額しております。

ただ、期末手当については、他の町について、横瀬町、皆野町、小鹿野町について、その計算というか、もとになるものが若干違っておりまして、長瀞町の場合ですと、給料の月額とその月額に100分の10を乗じた額をもとにして、６月の期末手当については100分の160、12月については100分の175を乗じたもので計算しておりますが、横瀬町につきましては、給料月額とその月額に100分の10を乗じてというのは同じなのですが、６月の期末手当については100分の160、12月については100分の170でございます。皆野町につきましては、給料月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計に、６月の期末手当は100分の215、12月については100分の235を乗じております。また、小鹿野町につきましては、給料月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計に、６月の期末手当については100分の212.5、12月については100分

の232.5を乗じておりますので、期末手当については額が大分変わっております。

〔「わからないから、いいよ、いいよ。どっちみちわからなくなっちゃうから」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君）　では、簡単に言いますと、済みません。

では、順番でいきますと、各町村で一番、町長においては低いのは小鹿野町でございます。続いて、長瀞町、皆野町、横瀬町というような順でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第１号　町長等の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第３、議案第２号　長瀞町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第２号　長瀞町後期高齢者医療に関する条例の提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の実施に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、町が行う事務について定めたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第２号　長瀞町後期高齢者医療に関する条例についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、後期高齢者医療制度の実施に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、町が行う事務につきまして定める必要が生じたため、この案を提出させていただいたもので

ございます。

それでは、順を追って説明させていただきます。第１条でございますが、この条例の趣旨について定めたものでございます。法令及び広域連合の条例に定めるもののほか、必要な事項はこの条例に定めるものでございます。

第２条は、普通徴収の納期でございますが、国保や介護保険と同じく、７月から２月までの８期に分けて納付していただくものでございます。

また、第２項は、８期によりがたいときは、町長が別に定めることができるといたしまして、第３項は、納期ごとの金額に端数が生じたときは、最初の納期分に合算することとするものでございます。

次に、第３条でございますが、保険料の前納について規定したものでございます。

次に、第４条でございますが、保険料の徴収金額やその額に変更があったときは、速やかに被保険者に通知することとするものでございます。

次に、第５条でございますが、保険料の督促手数料について定めたもので、１通につき70円とするものでございます。

次に、第６条は延滞金について規定したものでございます。納期限後、納付の日までの期間に応じ、年14.6％とし、納期限後１カ月以内に納付したときは年7.3％とするものでございますが、延滞金の計算は、保険料納付金額が2,000円未満のときはその全額を、2,000円以上のときで1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額で計算するものでございます。また、計算した延滞金が1,000円未満であるときはその全額を、1,000円以上であるときで100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額を延滞金額とするものでございます。

次に、第７条でございますが、町の事務として、保険料の徴収事務並びに法令で定める事務のほか、広域連合条例に規定された事務に付随するものとして、（１）から（８）の葬祭費の支給申請書の受け付けや保険料の通知、保険料の減免申請書等の受け付けを行うものでございます。

次に、第８条でございますが、町が保険料を徴収すべき被保険者は、（１）から（４）に掲げた被保険者とするものでございます。

次に、第９条から11条は罰則について定めているもので、第９条は、正当な理由なく、文書その他物件の提出もしくは提示を命ぜられて従わなかった場合には、10万円以下の過料を科するものでございます。

第10条は、偽りその他不正な行為により保険料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する額以下の過料を科すものでございます。

第11条でございますが、過料の額は情状により町長が定めることとし、過料を徴収する場合の納期限については、発行日から起算して10日以上を経過した日とするものでございます。

次に、附則でございますが、第１条は、この条例は、平成20年４月１日から施行するものでございます。

第２条は、高齢者医療関係の保険料の凍結に係るもので、被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成20年４月から半年間は徴収せず、10月から半年間は９割軽減するという凍結の方針を受けて定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　昨日、全員協議会ですごい報告というか、後期高齢者医療問題のいろんな報告がさ

れましたけれども、我々町民というか、本当に何かわけがわからないうちにこういうふうに、こんな75歳以上の別枠にして国保から外して、いや応なしに今度、医者にかかるのならペナルティーだということで、結局、医療、診察とか、そういうのを抑えるという役目をしているのだなとつくづく感じました。

そこで、これから、この前、広域連合の20人という中でいろんな審議されるということで、埼玉県でも党を名乗って出ている議員は、共産党ではさいたま市議の加川さんという人が出ているだけで、あとはみんな、人数の枠で、町村ではたったの５人とか、市長は何人とか。それで、うちの町長も議員に入っているのですよね。なっていないですか。

問題なのは、一体、この加川さんの報告書をファクスを送ってもらったのでは、やはり皆様ご存じのように、後期高齢者制度というのは、一昨年６月に、自民、公明が絶対安定多数の国会の議席がなって、本当に財界が、安上がりの年寄りいじめの政治、そして自分たちはべらぼうな法人税を納めないでもうけておきながら、国民には収奪というか、相当の国民負担を押しつけるためにできた制度なのです。これに書いていると、問題はいっぱいあるので、私が質問しても、この問題については各町村が本気になって、国が決めたことだからしようがないのだというのではもう済まされない、どんどん、どんどん、やっぱり問題点は、よく町長も言うけれども、地方から上のほうに伝えていかなければ、国民は本当に戦争の犠牲者みたいに知らないうちに殺されてしまうということです、医者にもかかれない。それで、問題点はいっぱいあるのですけれども、今後こういう問題点を、恐らく苦情やら殺到すると思うのです。

こういう問題について、余り長くしゃべれませんけれども、要するに、高齢者の医療給付費の伸びを抑制することとか、年齢によって保険を受けられる医療を差別、制限を加えるとか、75歳以上の人は全員強制加入される医療制度を、65歳以上と障害者も含めて、容赦のない、年金から保険料の天引きをされるということとか、保険料の値上げを、負担に応じて徐々にまた上げていくという、もう差別、結局、アメリカ並みに医療保険を受けられない人が出てくるということで、相当のことが出てくるのですけれども、国会のほうに町長はこれから足を運ばなくてはならない。また、広域連合といっても、彼らは自民党の人たちが多いですから、余り意見が伝わらないのではないかと心配されるのですけれども、これについて町長はどういうふうに今後やっていくか。もう４月から始まるわけですから、これについて考えをお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えになるかどうかはわかりませんが、私も基本的には、国が決めたことでありまして、これを受け入れざるを得ないのかなという思いを持っております。でも、これがベストだという思いは持っておりませんで、とりあえず国の方針として受け入れをせざるを得ない。その中で、いろんな問題が出てくると思います。そういう問題を私たちが発信をしていく必要があるし、責任があるのだろうというふうに思っておりまして、これを反対して受け入れないということになりますと、後期高齢者の問題をどういうふうにするのかという、後の次善の策というのが私たちには見えてきませんので、とりあえずは受け入れざるを得ないのかな、そういう思いをいたします。ですから、きのうも申し上げたように、ベストの制度ではないだろうと。

きのうも大澤タキ江議員の質問の中でお答えしたように、国の政策がころころ変わる中で、長期計画というのがなかなか立てづらいというお話も、梅村議員のときにもお話を申し上げたつもりでいます。そういう中で、この後期高齢者医療制度の導入については、非常に大きな問題が各地から起こってくるということは予想されるわけでして、それが大きなパワーになるのかどうかというのもやっぱり見きわめる必要

があるのではないかというふうに私は考えています。受け入れる側としては、非常に無責任な発言になりますが、これをよしとして受け入れるということを私は考えたわけではない。

それで、先ほど後期高齢者広域連合の議員というお話がありましたが、私はその議員にはなっておりませんで、私がなっておりますのは人づくり広域連合の議員をやっております。新座の市長が広域連合長をおやりいただいて、美里の野口町長の話によりますと、非常によく勉強されて、何か共産党の方たちが50人ぐらい傍聴にお見えになって、鋭い質問をされたけれども、すべて答えられた、よく勉強していますねというお話を聞きました。

それはともかくとして、この制度については、私は先ほど申し上げましたような理由から受け入れをすることにしたいと思います。そして、皆さんのご同意を得た上で、問題となるべきことがいっぱい出てくると思いますから、それはやっぱり地方の意見として国や県に伝えていく責任は私たちにあるというふうに思っておりますので、この導入についてはご同意いただければありがたいというふうに考えているところであります。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　第６条に延滞金の問題が入っているのですけれども、14.6％と7.3％、この数字については、この条例の中に書いてあるということは町条例というふうに解釈してよろしいのでしょうか。もしそうでしたらば、この14.6％の値の、このパーセンテージをもう少し町としては温情ある数字に直してもらいたい。幾らにすればいいかということではないですけれども、少なくとも、もし指導的な要領の中に14.6％にするということがあっても、町条例で直せるのでしたら、せめて10％のを５％ぐらいに下げられないかどうか、その辺ちょっとご検討いただければと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　この数字は、地方税法に倣っておりまして、決められた数字でございます。それを町条例のほうで決めさせていただいているわけです。正式な名前を、ちょっとうっかりしてしまったのですけれども、地方税法のほうで決められておりまして、大体どれも公定歩合の関係でその数字が決まってくるようでございます。

○議長（大島瑠美子君）　５番、野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　今のご説明ですと、そういう町でもって決めてある内容があるというそうですけれども、特にここにおいてそういった数字が出されるということは、この後期保険医療という問題については非常に問題点があると皆さんが認識しておるので、町のそういった意味での数字を出してもらってもいいのではないかと思いますので、町長、その辺どうですか。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今浅見課長のほうからご答弁申し上げたのが基本でありますが、そういう意見が当然いっぱい出てくると思います。特にお年寄りに対する罰則の金額が町の滞納と同じような状況になっているということにつきましても、今、超低金利時代ですから、こういう問題はいっぱい出てくると思いますので、こういうのをやはり意見として私たちは伝える責任があるだろう、とりあえずスタートさせていただいた上で、この延滞金の問題等々も含めた、もっと基本的な問題の議論が当然出てくると思いますので、皆さんのご意見をお出しいただいた上で、集約して広域連合やそういうところに伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　私は本当に、国のやったことだから、こんなに、黙ってはいられません。なぜかといいますと、今の選挙制度を見ましても、小選挙区で３割の得票で、定数１ですから、みんな、６割近い人たちの票は、結局定数１では自民党のほうに流れてしまいます。そういう中では、この中で今、国会では、国のほうに、福田内閣が進めている後期高齢者医療制度の実施を強行していることに対して怒りと抗議が広がっていて、既に中止、撤回、見直しを求める地方自治体の決議が500以上を超えているのです。そして、反対署名が350万人に上っていると、これは新聞報道です。

私は、国が決めたことだからしようがない、しようがないと言っているのでは、みんな、我々が生み育てたときの、いや応なしに無意味な戦争に駆り出されて死ななくてはならない、そういうときにちゃんと戦争反対が言えなくてはしようがないわけです。今、そういう時期なのです。絶対安定多数とったって、国民のためでないことについてはきちんと反対していかなくてはならないのです。私は、この問題は、恐らく今の自民、公明党の政権がいずれは国民を疲弊して将来が危ぶまれるところでは、この問題についてはやっぱりきちんと反対しなくてはならない。

この前、私は深谷で「シッコ」という映画を紹介されて見ました。それで、なぜ「シッコ」の映画を、渡辺さん、見に行かないと言われて行ったのですけれども、まずアメリカと日本は、アメリカの言いなりになって、医療費を民間任せで、金のある人たちだけ医者にかかれるというのは、アメリカと日本ぐらい進んでいる国はないのです。今、カナダ、フランス、イギリス、医療費は無料です。ああいう報道は一切されないで、もう年寄り社会だから、医療費は無料ではなくて、みんな自己負担だということになっているのが我々は知らされていない、アメリカの言うことがみんな正しいというふうにされている、そういうことを知ったのです。

ですから、私は、この問題についてはしようがないでは済まされない。我々は、今の年寄りは、第二次世界大戦、戦争の犠牲になって、一生懸命年金を納めて復興させて、今度は年とったからといって医療費は別だと、年寄りがふえたのだから別だということなんか絶対許せません。そういう立場から反対の意見を述べたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第２号　長瀞町後期高齢者医療に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立多数。

よって、議案第２号は可決されました。

◇

◎議案第３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第４、議案第３号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第３号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第３号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

本条例の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための勤務時間の一部について勤務しない育児短時間勤務制度が創設されたため、必要な整備をするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。第１条ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律が条例に委任している事項、条番号等の追加でございます。

第２条につきましては、主語を明確にする等、規定の整備を行ったものでございます。

１枚おめくりください。第３条は、１号の文言の修正を行い、再度の育児休業をすることができる特別の事情として３号と４号で規定したものでございます。

下のページにいきまして、第５条は、主語を明確にする等、規定の整備を行ったものでございます。

第６条は、「第５条の２」を「第６条」に改め、見出しを「育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新」に修正したものでございます。

第７条は、「第５条の３」を「第７条」に改め、見出しを「育児休業をしている職員の期末手当等の支給」に修正したものでございます。

第８条は、「第６条」を「第８条」に改め、見出しを「育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整」を規定したものでございます。

１枚おめくりください。９条は、育児短時間勤務をすることができない職員として、非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、勤務延長職員、それから配偶者が育

児休業をしている職員等を規定したものでございます。

第10条は、育児短時間勤務終了後１年を経過する以前に、同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定したものでございます。

下のページの第11条は、フレックスタイム制適用職員及び交代制等勤務職員のための勤務形態を規定したものでございます。

１枚おめくりください。第12条は、町規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、承認または期間の延長の請求をできることを規定したものでございます。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由として、子を養育している時間に配偶者が当該子を養育できるようになった場合、別の子に係る育児短時間勤務を承認する場合、育児短時間勤務の内容を変更する場合に規定したものでございます。

第14条は、育児短時間勤務の勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情として、過員を生じること及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を引き続き当該短時間勤務職員として任用しておくことができなくなることを規定したものでございます。

それから、第15条は、育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合または当該短時間勤務が終了した場合に、任命権者は職員に対して書面により通知しなければならないことを規定したものでございます。

下のページですが、第16条は、育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員についての給与条例の読みかえを規定したものでございます。

１枚おめくりください。第17条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新については、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員の取り扱いと同様の取り扱いをすることを規定したものでございます。

それから、18条につきましては、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の読みかえを規定したものでございます。

下のページの19条でございますが、「第７条」を「第19条」に改め、文言の修正と部分休業をすることができない職員として、育児短時間勤務をしている職員または育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員を追加したものでございます。

最後のページをお願いいたします。第20条は、「第８条」を「第20条」に改め、文言の修正と部分休業の承認要件を緩和するとともに、規定を整備したものでございます。

第21条は、「第９条」を「第21条」に改め、見出しを修正したものでございます。

第22条は、「第10条」を「第22条」に改め、育児短時間勤務の承認の取り消しと同様の取り扱いとすることを規定したものでございます。

議案の最終ページでございますが、附則でございます。第１条は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の期日を規定したものでございます。

第２条は、育児休業をした職員の勤務復帰後における号給の調整に関する経過措置を規定したものでございます。

それから、第３条につきましては、育児短時間勤務職員の導入に伴う再任用短時間勤務職員の定義の改正等、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　今までは、役場職員が育児休職ですか、休業ですか、するのには３歳までだったのが、今度は小学生、上がるまでというふうになったということで確認したいのですけれども。

あともう一つは、時間休が週20時間は、育児にかかわる問題で20時間もらえるということで、これでいいのでしょうか。

それで、私はいつも感じるのですけれども、公務員がこういう育児休職とか時間休をもらうということは本当にいいことで、どんどん進んでもらいたいと。しかし、今の状態では、民間はどうかというと、育児休業するのだったらやめてもらうとか、そういうふうになっているというのには、では国民が本当に子育て支援や少子化対策するなら、民間もそういうふうになってもらいたいのです。しかし、今、公務員がそういうふうになるということについては、民間が見習ってやっぱり子育て支援や少子化対策を進めてもらいたいのです。

そこで質問なのですけれども、長瀞では、１つは確認ですけれども、育児休職についてと時間休について現在どういうふうになっていて、今後そういうとりやすいようなふうに役場職員がなっているのかについて、実際、今そういう問題で育児休職や育児時間をとっている人が長瀞役場では何人ぐらいいるのですか。そういうことについて質問したいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　育児休業については、３歳までで変わりません。

〔「３歳まで」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君）　育児休業は３歳までです。

今回制定、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴ってできました育児短時間勤務制度というのは小学校就学前までなのですが、これについては、先ほど議員が言われたように、時間を区切って勤務するということでございます。３歳までの育児休業というのは、一日ずっと勤務をしないというのを、それを例えば１年とかということでやっております。育児短時間勤務制度については、勤務の形態が４つありまして、20時間、24時間、25時間というような時間でとるということで、４つのパターンがあるのですけれども、時間にしては20から25時間ということでございます。

それから、町の育児休業等の状況ということでございますが、現在、育児休業については３名の職員がとっております。部分休業、これは１日に２時間とれる部分休業については現在ございません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第３号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第５、議案第４号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第４号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第４号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度等に関し必要な事項を定めたいので、この条例を改正するものでございます。

参考資料の条例新旧対照表をごらんください。第２条第２項は、育児短時間勤務職員等の１週間当たりの勤務時間を規定したものでございます。

第３項は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の導入に伴い、再任用短時間勤務職員の定義の改定でございます。

第４項は、任期付短時間勤務職員の１週間当たりの勤務時間を規定したものでございます。

第３条第１項は、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りを規定したものでございます。

第２項は、フレックスタイム制適用職員が育児短時間勤務職員等または任期付短時間勤務職員である場合の勤務時間の割り振りを規定したものでございます。

第４条でございますが、第２項は、特別の形態によって勤務する職員の育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の週休日について規定したものでございます。

下のページの８条でございますが、育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命ずることができる場合のものを規定したものでございます。

次のページでございますが、第12条は、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数を規定したものでございます。

下のページの第14条でございますが、育児短時間勤務制度の導入に伴い、両立支援の推進の観点を踏まえ、特別休暇の使用単位等に関する事項を改正するものでございます。

最後のページでございますが、第19条は、非常勤職員から任期付短時間勤務職員を除くことを規定したものでございます。

議案のほうで附則でございますが、これは平成20年４月１日から施行するというものでございます。

改正後の条例の施行日に改正前の条例による妻の出産のための休暇や改正後の条例の適用による産前休暇がある場合は、改正後の条例、この条例により休暇とするとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第４号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第６、議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、平成19年８月８日の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につき

まして説明いたします。

先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、国及び他団体の職員の給与との均衡を図るため、人事院勧告を踏まえ、職員の扶養手当、住居手当、勤勉手当などの改正をさせていただくものでございます。

それでは、内容につきまして説明いたします。参考資料の新旧対照表をごらんください。第７条でございますが、扶養親族たる子、父母等の扶養手当を「１人につき6,000円」としていたものを「１人につき6,500円」に改めることと字句の整理でございます。

次のページをお願いいたします。第８条でございますが、職員が所有する住宅について、新築または購入の日から５年を経過していない場合は月額2,500円、５年を経過したものは月額1,000円支給していたものを、新築または購入の日から５年を経過していない場合、月額2,500円支給することに改めるものでございます。

下のページの第14条の７でございますが、勤勉手当を「100分の72.5」から「100分の75」に改めるものでございます。

なお、議案を１枚めくっていただきますと別表がございますが、別表第１及び第２を改めるものでございます。初任給を中心に若年層に限定した改定を行い、中高齢層については据え置くこととしております。

附則の施行日でございますが、議案の最後になりますが、国及び多くの他団体では平成19年４月にさかのぼり適用しているところでございますが、長瀞町では平成20年４月１日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第７、議案第６号　長瀞町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第６号　長瀞町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

子供の医療費の支給対象年齢を引き上げ、子供の健康の向上と福祉の増進をより一層充実させるため、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第６号　長瀞町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

乳幼児医療費支給事業は、乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としております。長瀞町では小学校入学前の乳幼児を対象としておりますが、今回、この対象年齢を小学校６年生まで引き上げるものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。まず、題名を「乳幼児医療費」から「こども医療費」に改めるものでございます。

続いて、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第１条から第３条と第６条中の「乳幼児」を「こども」に改めるものでございます。

次に、第２条でございますが、第１項の「「こども」とは、満12歳に達した日以降の最初の３月31日までにある者をいう。」に改め、第４項中の「負担すべき額」の次に「（食事療養標準負担額を除く。）」を加えるものでございます。これは、食事代については支給対象から除かせていただくものでございます。

次に、第３条の第３項でございますが、「対象となるこども」の受給期間を「満12歳に達した日以降の最初の３月31日までとする。」ものでございます。

次に、第４条でございますが、自己負担額を定めるものでございます。拡大分の７歳から12歳までの子供に係る一部負担金等のうち外来分については、１つの医療機関で１カ月１人当たり1,000円、入院の場合は１日について1,200円の自己負担額を控除して支給するものでございます。

第２項は、町民税が非課税か免除申請されている者の一部負担金や薬局に係る一部負担金からは自己負担額は控除しないとするものでございます。

次に、第５条、支給の方法でございますが、第２項に、町の指定医療機関で医療を受けた場合は、保護者からの申請があったものとみなして支給することができるを加えるものでございます。

次に、議案の附則でございますが、なお、改正後の条例は、周知期間が必要であるため、平成20年７月１日から施行するものとし、施行日以降の診療に係る医療費について適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　私も一般質問で質問した中で、ことしというか、平成20年の７月から今度は小学校

卒業までというふうになったというのは大変感謝しております。

今、きのうの一般質問の中でも言ったように、これからは、いや、義務教育までは無料にすべきだというふうな町もふえております。そういう点で、お金の問題も絡みますからあれですけれども、今度の小学校卒業までの医療費の町の持ち出しはどのぐらいになるのか、ちょっと報告をお願いしたいと思います。

やはり、この問題については、私が少子化対策、子育て支援ということで年じゅう言っているようですけれども、お金の額については、本当に長瀞も少子化で、本当に少ない人数で、小学校へ上がる人が少ないので、ぜひこの問題については拡大を続けて、義務教育までで終わるようにしたいということなのですけれども、ぜひそれについてもどういうふうに考えているのかお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　拡大分についての予算ということでございますが、今年度のこども医療費の総予算としては1,250万円を予定しております。ことしの19年度の見込みで見ますと、1,000万から1,100万円ぐらいになるかと思われます。それは３割負担でなっておりまして、今６歳までで３割負担ですけれども、６歳までは今度は２割負担ということになりますので、来年度は１割浮く形になります。もし1,200万円だと仮定しますと、400万円浮く形になります。小学校に入りますと、お子さんたちはそれぞれ体力も出てきますので、それほどお医者さんにはかからないというふうな状況もありまして、その1,200万が、１割、400万としまして800万になりますので、残り400万で十分対応できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、１点、申請のところで質問したいと思います。

第６条の２項です。町長の指定する医療機関で受けた場合は、その医療機関から申告がされて、申請しなくても支払うということですけれども、この秩父郡市以外にも、長瀞町は生活圏が寄居のほうに向いていて、寄居だとか、そういう医療のところで受けた人等の支給がどういう体制になるか。申請主義というのは、以前児童手当にもあったようにまごつく方もありますので、なるべく申請主義がわかりやすくできるように質問したいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　申請についてのご質問でございますが、秩父の医師会のほうでは、医師会と契約させていただいて連絡をいただくことになっております。医師会に入っていない皆野病院さんも連絡をいただくことになっておりまして、郡内で受けた場合は新たに連絡が参りますので、申請漏れはないかと思われます。ですが、郡外のほうと、それからあとは町で、一応国民健康保険に入っている方は、国民健康保険のほうが町ですので、連絡が参りますので大丈夫なのですけれども、健保組合とか政管健保の方たちはちょっとそういう連絡は来ないことになっております。町のほうでは、申請に基づいてやらせていただくことになるかと思います。そういうことで、漏れがあっては申しわけないというか、いけないので、今度の拡大分につきましては、学校、小学校を通じてまず保護者の方にご連絡させていただくのと広報のほうに載せさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第６号　長瀞町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第８、議案第７号　長瀞町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀞町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第７号　長瀞町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀞町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第７号　長瀞町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀞町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成20年４月から今までの老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行するため、重度心身障害者医療費支給条例とひとり親家庭等の医療費支給条例の一部を改正する必要が生じましたので、関連しておりますので、一括して改正させていただくものでございます。

それでは、まず重度心身障害者医療費支給条例の新旧対照表をごらんください。第１条及び第２条の２項に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加えるものでございます。

次に、第２条第１項第３号の「老人保健法施行令」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改め、障害の認定者を「当該町長」から「埼玉県後期高齢者医療広域連合」と改めるものでございます。

次に、第３項は、老人保健法がなくなるため、削除するものでございます。

次に、第３条第１項は、文言の整理を行い、第１号の長瀞町に住所のある者のうち対象から除外する者に、（ク）として「後期高齢者医療の被保険者」を加えるものでございます。

また、８号の次に９号として、後期高齢者医療の被保険者で、入院、入所等の前に長瀞町に住所があった者も住所地特例として対象者に加えるものでございます。

次に、第６条と第７条は、受給証明書の交付を廃止するため、見出しと条文中の「受給証明書」を削除するものでございます。

また、第11条は文言の整理を行うものでございます。

続いて、第２条のひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の新旧対照表をごらんください。重度心身障害者医療と同様に、「高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「老人保健法」を削除するものでございます。

次に、議案の附則でございますが、この条例は平成20年４月１日から施行するものとし、附則の２項は、重度心身障害者医療の対象者で施設等に入所している者が後期高齢者医療制度に加入したことにより対象者でなくなった場合でも、施設等を退所するまでは重度心身障害者医療の対象者とみなすものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第７号　長瀞町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀞町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議案第８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第９、議案第８号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第８号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げ

ます。

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第８号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、健康保険法等の一部を改正する法律、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。まず、第８条、葬祭費の支給でございますが、第２項で、同一の死亡につきましては、他の健康保険法などの給付が受けられる場合は支給しないことの改正でございます。これは、75歳到達日に後期高齢者医療の資格と国民健康保険の資格の両方を有するため、併給調整をするものでございます。

また、その前の第７条の出産育児一時金の第２項も同様とするため、「第８条第２項において同じ。」を加えるものでございます。

次に、第９条、保健事業でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保健事業として実施している項目の改正があり、特定健康診査等の実施が義務づけられたため、その条文を加えるとともに、（３）の「健康診断」から（６）の「レクレーション」を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成20年４月１日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第８号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第10、議案第９号　長瀞町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第９号　長瀞町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について、平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度においても引き続き講ずることができるよう関係規定を改正したいので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第９号　長瀞町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について、平成18年度及び19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度においても引き続き講ずることができるよう、平成18年３月に改正させていただいた介護保険条例の一部改正条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。まず、附則の第２条、第３条でございますが、字句の整理でございます。

次に、第３条、「保険料に関する経過措置」の第２項の次に第３項として（１）から（７）を加えるものでございます。これは、第１号被保険者のうち、税制改正に伴い、住民税非課税から課税となる本人及び住民税世帯非課税から世帯課税となる方に対しまして、19年度に引き続き激変緩和措置を行うものでございます。

次に、議案の附則でございますが、この条例は、平成20年４月１日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第９号　長瀞町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１０号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第11、議案第10号　長瀞町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第10号　長瀞町立学校設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年12月26日から施行されたことに伴い、規定を改正する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　議案第10号　長瀞町立学校設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例は２条から成る条例でございまして、第１条が設置について、町が学校教育法に基づいて小中学校を設置するものと規定したもので、第２条は、その学校、小学校と中学校の名称と位置、住所を規定したものでございます。

提案理由については、町長が申し上げましたとおり、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、長瀞町立学校設置条例の一部改正の必要が生じたものです。

改正内容について説明いたします。参考資料の新旧対照表をごらんください。第１条、これは学校の設置について規定したものですが、学校教育法「第29条及び第40条」とある条番号を「第38条及び第49条」に改めるものでございます。

学校教育法第38条とは、「市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。」と規定したものでございます。第49条は、第38条を含めた他の条項とともに、これらの規定は中学校に準用するということを規定したものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号　長瀞町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４５分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第12、議案第11号　平成19年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第11号　平成19年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,583万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を28億6,590万4,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、内示等に基づく国県支出金、財産収入の増額、町税、諸収入、町債、繰入金の減額、歳出は、財政調整基金、社会福祉総務費、社会保険費、老人保険費、保健費の増額、町議会議員選挙費、介護保険費、児童福祉費、し尿処理費、予防費、道路新設改良費及び教育委員会事務局費などの減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第11号　平成19年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の１ページをごらんください。第１条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,583万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6,590万4,000円とするものでございます。

第２条の地方債の補正でございますが、６ページ、７ページをごらんください。第２表、地方債補正につきましては、事業の確定によりそれぞれ減額するものでございます。その結果、補正前の額の３億1,451万1,000円が２億9,281万1,000円となります。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。12、13ページをごらんください。款１町税につきましては、町民税個人は所得割分の減少などにより現年課税分が減額、町民税個人の滞納繰り越し分は高額納税者の納付により増額、町民税法人は当初見込んでいた前年度に減額のあった法人を見込み減としたものでございます。

固定資産税の現年課税分は、当初見込みより家屋の増や土地の見直しを行ったため、増額するものでございます。また、滞納繰り越し分につきましては、当初見込みを下回る収入となりますので、減額するものでございます。

たばこ税につきましては、消費量の減少により減額となっております。

次に、款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金につきましては、利用者や対象者がほぼ確定したため、それぞれ補正するものでございます。

項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金、節１社会福祉総務費国庫補助金につきましては、制度改正により、地域活動支援センターが障害者自立支援法に基づく施設に移行したため、減額するものでございます。

節４の老人保険費国庫補助金につきましては、高齢者医療制度円滑導入事業の決定により増額するものでございます。

目２衛生費国庫補助金につきましては、合併浄化槽設置基数の確定により減額するものでございます。

目３教育費国庫補助金、節１学校費国庫補助金につきましては、中学校体育館改修事業の決定により増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。節２の幼稚園費国庫補助金につきましては、幼稚園児数の減少により減額するものでございます。

款15県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金につきましては、利用者や対象者がほぼ確定したため、それぞれ補正するものでございます。

項２県補助金、目１民生費県補助金につきましては、利用者や対象者がほぼ確定したため、それぞれ補正するものでございます。

目２衛生費県補助金につきましては、合併浄化槽設置基数の確定により減額するものでございます。

目４の商工費県補助金につきましては、観光トイレ整備などの補助金額の決定により増額するものでございます。

項３県委託金、目１総務費県委託金につきましては、市町村統一地方選挙速報事務県委託金の決定により減額でございます。

款16財産収入、項２財産売払収入、目１不動産売払収入、節１の町有財産売払収入につきましては、定住促進対策事業の宅地分譲に係る土地等の売却により増額するものでございます。

次の16、17ページをごらんください。款19諸収入、項４の雑入でございますが、雑入につきましては、

消防団員の退団者が当初の予定に比べ少なかったため、消防団員退職報償金受入金を減額するものでございます。

また、基本健康診査一部徴収金につきましては、当初見込みより受診者が少なかったため、減額するものでございます。

款20町債につきましては、事業の確定や補助金の決定により、それぞれ減額するものでございます。

款21繰入金につきましてでございますが、今回の補正予算では歳出の減額が歳入を上回っているため、財政調整基金へ1,364万7,000円、繰り入れを戻すものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正の内容を説明いたします。18ページ、19ページをごらんください。まず、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費につきましては、給料、職員手当は、職員の人事異動、退職等による減額でございます。

節19の負担金、補助及び交付金につきましては、退職に伴う特別負担金でございます。

目４の財政調整基金費につきましては、定住促進対策事業宅地分譲用地売払収入を積み立てるものでございます。

項５選挙費、目５の町議会議員選挙費は、無投票による執行残でございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費につきましては、利用者、対象者が当初の見込みより少なかったため、それぞれ減額の補正をするものでございます。

目３社会保険費につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金で、医療制度改正に伴うシステム改修費用の増額により補正するものでございます。

目４老人保険費の13委託料につきましては、平成20年４月１日から後期高齢者医療制度が始まりますが、政府の高齢者医療費負担の凍結措置により、後期高齢者医療システムの改修を行う費用を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。５の介護保険費につきましては、介護保険特別会計の介護給付費の減額などにより補正するものでございます。

項２の児童福祉費、目１児童福祉費につきましては、実績に基づきそれぞれ減額するものでございます。

款４の衛生費、項１保健衛生費、目１の保健費につきましては、保健センターの自動ドアの修理を行うものでございます。

項２の清掃費、目２し尿処理費につきましては、合併浄化槽設置補助の確定により減額するものでございます。

項４の公衆衛生費、目１の予防費につきましては、節13の委託料は、健康診査事業の申込者が少なかったことにより減額するものでございます。

節18の備品購入費につきましては、薬品、保冷庫を購入するものでございます。

次に、款７商工費、項１商工費、目２の観光費につきましては、事業の確定に伴う観光トイレ建設工事の設計管理委託料の減額でございます。

次に、款８の土木費、項１の道路橋梁費、目３の道路新設改良費につきましては、事業の確定による減額でございます。

項２の河川費、目１の河川総務費につきましては、事業の確定による減額でございます。

款９の消防費、項１消防費、目２の非常備消防費につきましては、消防団の退団者が、部の人員等の事

情から、当初予定した退団者数を下回ったことにより減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。款10の教育費、項１教育総務費、目２の事務局費につきましては、給料、職員手当、共済費は職員の人事異動に伴う減額でございます。

節13の委託料、工事請負費につきましては、工事費等の確定により減額するものでございます。

それから、項５の幼稚園費、目１の幼稚園費につきましては、園児数の減少により減額するものでございます。

次の項７保健体育費、目３の学校給食費の工事請負費につきましては、事業費が確定したため減額するものでございます。

次に、款11の災害復旧費、項１の農林水産施設災害復旧費の目２の林業用施設災害復旧費につきましては、起債許可の決定により財源の組み替えを行うものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　まず、15ページの宅地分譲用地売払収入545万3,000円、これは蔵宮町営住宅の跡地に宅地造成して売った収入だと思いますけれども、今まで予算したときは、あそこの町営住宅は５軒ありましたよね。それが、１人の人がもう引っ越しまして、今あきの町営住宅が１つあって４軒になるのですけれども、宅地分譲といいますと、あそこのまた１軒空き家がありますから、目立つわけですけれども、今後の問題についてはどういうふうにしていくのかについてお願いしたいと思います。

この町営住宅の坪当たりどのぐらいで売ったか何かについては、やはり町民に知らせるべきだと思うのです。今、長瀞の町所有の土地が、やはり喜んでいられないのは、お金がないから売るということも、それはしようがない面もありますけれども、やはりいろんな意味では、町の用地については、災害とかいろんな意味では、公園とかいろいろ、ほかの議員も話したように、空き地があるということは、ある意味では空間があるというのは、子供の遊び場とか、あとそういう点ではいい面もありますから、今後どういうふうにしていくかについて報告願いたいと思います。

次に、21ページの岩畳観光公衆トイレ建設工事で、委託料ということで40万2,000円余ったということで減額されております。この公衆便所については、結局、土地の問題とか、やっぱり場所的には、岩畳のおり口ですから、船玉祭とかいろんな意味で利用価値があると思うのですけれども、まず質問では、今この公衆便所については幾らのお金がかかるのかについて、あと観光協会が寄附という形で出すということで、300万近いお金が、300万か、予算が組んであると思うのです。その内訳を報告願いたいと思います。県からどれだけのお金が来て、寄附はどれだけで、町の持ち出しが幾らかということをきちんと報告願いたいと思います。

問題なのは、いつも私は思うのに、税金でつくるものについて、やはり自分の金ではないから、意外と、つくっても壊れても、結局また町の持ち出しで修理すればいいというふうに安易な気持ちになりますけれども、これからの問題は、自分のうちをつくるときとか、何か建物をつくるとか道路をつくるとかというのは、自分の金でやれば無駄を、絶対、壊れたからといって簡単にしないように、補償問題とかいろんな形で建物とか道路とかつくるもので、やはりこの問題については町民に知らせるべきだと思うのです。例えば公の建物を建てたり道路をつくった場合、壊れても、ただ町の補正予算で直せばいいというものではないのです、大事な税金ですから。ですから、この問題についても、便所にかこつけるわけではないです

けれども、この補償問題とか、これから災害の問題もあるから、どういうふうにしていくかについて考えているのかお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、渡辺議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光トイレの関係でございますけれども、観光トイレのほうは寄附金はございません。観光階段のほうで寄附金という形で受けております。

それでは、宅地分譲の関係でございますけれども、宅地分譲、これを単価どのくらいで売却したかということでございますけれども、こちらは鑑定評価をとりまして、平米当たりの単価になりますけれども、平米当たりおおむね２万8,700円から３万1,200円、その金額で売却をしております。

それと、今後１軒、蔵宮団地、取り壊しをいたしまして、どうするかということなのですけれども、取り壊していく、１軒出て、それにつきましては、20年度のこれから審議していただく予算の中に蔵宮団地１戸の取り壊しを予定させていただいておりまして、そちらのほうを分譲する予定でおります。

続きまして、観光トイレの関係でございますけれども、観光トイレ、どのくらいかかったかというご質問でございますが、トイレの総額は工事費のほうが1,111万9,500円、こちらが今回観光トイレでかかっている費用でございます。

以上でございます。

〔「県の補助金とか、寄附はないと言ったけど」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君）　失礼しました。

県の補助金の関係でございますが、当初、県の補助金につきましては、３分の１の補助金を受ける予定で計上させていただいておりましたが、県の提案事業で、観光の提案事業という事業がありまして、そちらのほうで提案をいたしましたら採択をされまして、観光の４事業を含めて事業認定されまして、２分の１の補助金を受けることができました。それにつきましては、観光公衆トイレと花いっぱい推進事業、インフォメーション事業、モニュメント管理事業という事業でございますけれども、そちらで、トイレの補助額のほうは633万円ということでございます。全部、その４事業を合わせますと、880万円の県の補助金を受けることができたということでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　答えられなかったのですけれども、これは今言ったように、公衆便所の問題ですけれども、結局、県から633万もらったと。それはいいのですけれども、まだ答弁されていないのですけれども、要するに、私たちはできたから喜んではいられないのです、維持管理費もかかるし。だから、問題は、答えられていないのは、これから、監査はだれがやるか知らないけれども、特に公衆便所の場合は、あそこの場合は水が出るところですし、どういうふうに、今後、壊れた場合の補償とか、そういう問題について町民も考えているのです。というのは、何かで公共工事でしたものが実際壊れても、余りどこも、要するに公でできたから、個人的なことではないから、ああ、また修理すればいいというようなことで終わっては困るのです、これから金のない時代ですから。だから、公衆便所に例えれば、今度の補償問題を何かで壊れた場合はどうするかについて答えていただきたいのです。

それで、そうでないと、私はよく感じるのですけれども、いつも今まで議員やっていて、公共工事で道

路ができたけれども、台風が来て崩壊すればまた直すというの、しかし、業者が実際の、手抜き工事をしたというのは今全国でもあるではないですか。そういう問題で、公衆便所に例えればの話ですけれども、どういうふうに監視して、これから業者にきちんと、なった場合は補償させていくかということも大事なのです。私は、民間で自分のうちを増築した場合、はっきり言うのです。どれだけこれからなって、何かあった場合はちゃんと補償してもらいたいというのは。ところが、今、公共工事の名においてうんとやって、税金の無駄遣いをされているのです。そういうのが見えているから、町としては、この問題をやって、財政が厳しいのだから、やっぱりちゃんと業者が補償つきでやらせてもらわないと困るのですけれども、その点について、町長、どう思いますか。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

水が出るところというお話なのですけれども、トイレがあるところは、みやまという、堀口忠夫さんの駐車場を使っていますので……

〔「借りているんですか」と言う人あり〕

○参事（平　健司君）　いや、買収しました。特に水が出るという発想はないのですけれども、その前に仮設のトイレが毎年あったと思うのですけれども、臭いだとか苦情が大変多くありまして、その反対、道の反対側のほうに今度公衆便所をつくったわけなのですけれども、多分、言われている台風だとか、そういうときの水のことだと思いますけれども、そういう被害は余り関係ないのではないかなという感じはしております。

それから、維持修繕に関しましては、当然、町が設置したわけですから、町が修繕するのですけれども、植木だとか建物だとか、瑕疵担保期間というのが当然ありまして、道路につきましても、その期間中であれば当然施工業者が直すと、こういうことになっておりますので、その点ご承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　では、渡辺さんの質問につながっていくのですけれども、今瑕疵担保期間ということが言われましたけれども、その期間は物によって違うのでしょうけれども、こういうものは何年なのですよということをきちっと言ってやれば、質問した人もよくわかるし、我々もよくわかると思いますので、答えてください。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　この場でお答えしたいのですけれども、資料がございませんので、後ほど、例えば木造の建物については何年だとか、屋根については何年、植木については何年という資料を見ましてお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

９番、染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　今トイレの話が出たのだけれども、入札のこういう差が、これが本当の入札なのかなと思って、この入札結果表なのだ。それのことでしょう、今言っているのは。これ、違う。岩畳の。それで、この入札の額が、トイレもピンからキリまでの、でかさとあれはいろいろあるけれども。それで、これが案外と、こういうふうにしていて、なかなか珍しい、普通なら５万や10万ぐらいきり差額がないの

に、100万から200万も、この入札で落ちたの。これがまともな入札なのかなと思っているので、おれもちょっと見た感じ。どういう、この入札結果表というのを見て。

それで、肝心な人が抜けてしまっているのだよね、辞退なんて。野澤屋さんといえば長瀞町の顔役だって話を聞いたけれども、どうなのですか。

〔「それ、公衆トイレのやつですか」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　そうそう。顔役が抜けてしまって辞退したなんて書いてあるけれども、ちょっと、これが本当かなとおれは思った。おれ、単刀直入にわかりやすく言うけれども。1,000万、900万、800万で落としたなんて、これが本当かなと思ったのだよ。こういうふうに、幾らか何かあるのかい。ちょっと本当のこと、たまには聞かないと。

〔「この結果」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　そうそう、入札結果表。これがまともなのかなと思ったのだよ。840万で駒井工務店が受けて、あとは900万、1,000万なんて。容易ではないのだから、本当、こうであれば一番いいのだよな。肝心な野澤屋さんなんていうのは、町のこういう関係では顔役だという話を聞いたから、これはおかしいのだよ。だから、これが本当の入札なのだよ。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　入札の執行につきましては総務課のほうで担当しておりますので、これに限ってではないのですけれども、事前に指名した業者に仕様書を閲覧なりしていただいて、それに基づいて町のほうで予定価格を決めておりますので、それ以下で入れてもらった結果がこういうそれぞれの表のようなことになっております。

今回、辞退があったというのは、事前に辞退したいということがあったわけで、別にそれ以上のものでは、辞退があったということでございます。辞退の場合は辞退届を出していただいていますので、これは辞退届を出していただいたということでございます。

○議長（大島瑠美子君）　染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　いや、これを見て、ああ、これが本当の入札、いろいろあるけれども、やっぱり1,000万ぐらいでも、１万だ、２万だなんといって、それで差額でこういうふうに、全部１列になっているのだよね。この場合にはばかに、200万からの、それであれしたので、これが本当の入札なのかなと思って、ちょこっと感じたわけです。それをちょっと聞いただけだから。

それで、なぜいろいろうわさを聞いている野澤屋さんというのが辞退したと、おれはこれがおかしいなと思ったのだよ。

〔「野澤屋さん、不思議なのか」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　それが不思議だなと思ってちょっと伺っただけで、そんなに難しく考えてなくてもいいよ、はっきり言っておくけれども。本当、おれも上手に聞けばいいのだけれども、ちょっとおかしいなと思って聞いただけ、今トイレの話が出たから。そういうことです。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　では、私のほうから、担当ではないのですけれども、うちのほうにも入札結果表が来ますので、それに基づいて判断させてもらう話なのですけれども、入札辞退というのは、事前に予定価格を示していますから、その金額でできるかどうかという積算の根拠を入札のときに各社必ず出すのです。予定価格よりできないと思えば辞退するところ、上に上げる入札はありませんから、それより下で入札し

ないといけないのです、予定価格提示していますので、できないと思えば辞退というようなことも起こり得るわけです。それから、仕事が手いっぱいで、そこまで仕事ができないということであれば辞退というような話が出てくると思いますけれども。担当のほうはちょっとわかりませんけれども、うちのほうはいわゆる入札結果表を見る限りではそういうことかなと思っています。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　２点ばかりお聞きします。

14、15ページなのですけれども、15ページの環境衛生補助費、合併処理の関係なのですけれども、今、下水道についていろいろな問題を起こしているわけですけれども、この合併処理のほうの状況は今どの程度進んでいるというか、継続的に行われているのかちょっとお聞きしたい。

それから、次の観光費の県補助金、観光資源魅力アップ事業費として県が399万6,000円出したということなのですけれども、どういう魅力アップ事業費なのか。何か階段のことでもってこれが入っているのですか、その辺もちょっとお聞きしたいのですが。お願いします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　ご質問にお答えいたします。

合併処理浄化槽の設置整備補助金の関係でございますが、こちらにつきましては、当初予算では20基ほど予定をしておりましたが、今年度につきましては12基の設置にとどまったということでございまして、その要因としましては、建築基準法等の厳格化の適用なども多少影響しているものではないかというふうに思われます。この事業につきましては、以前から継続的に下水処理の計画地区以外のところに対して補助金を交付しておりまして、今後とも継続的に補助金の交付をやってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、観光資源魅力アップ事業県補助金でございますが、先ほどもちょっと触れさせていただいたわけでございますが、こちらのほうにつきましては４つの事業で補助金を受けております。１つが観光公衆トイレ建築事業ということで、今年度建築をしております長瀞岩畳地区の観光公衆トイレでございまして、こちらのほうに２分の１という補助率でございまして、633万円の補助金をいただけることになっております。

それと、花いっぱい推進事業、これも前々からやっている事業でございまして、住民の参加型による、自然と生活に配慮した花の名所の整備をするために、街路、公園、地域景観を花と緑で美しく保ち、快適な生活空間を演出するというようなことで、長瀞町に訪れる人たちが年間を通じて花で楽しめるよう、花で生かした美しいまちづくりを進めるというふうな形の事業でございまして、こちらのほうに補助金といたしまして69万円、県からいただけるということでございます。

続いて、３番目のインフォメーション事業ということで、長瀞の駅前にあります観光案内所、こちらの観光情報の充実を図り、リアルタイムに提供することや、観光の国際化に対応するため、外国語を併記した観光マップ等を増刷するというふうな形で、こちらのほうに県の補助金で162万円、これがいただけるというふうなことになっておりまして、４番目としまして、長瀞駅前にありますモニュメント管理事業でございます。長瀞駅前のモニュメントで放映する動画、静止画の観光情報を作成し、長瀞観光の魅力を紹介し、観光客の利便性を向上させるとともに誘客を図るということで、こちらも２分の１の補助事業で16万円、こちらには補助金がいただけまして、４つの合計の補助金をいただける金額が880万円というふうな

ことでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　今ご説明、４点いただきました。この点についてですが、補正でもらっているということは、毎年もらっているわけではないのですね。こういった事業費の内容について、毎年必要な金額もあるわけだけれども、こういうのは毎年もらうのではなくて、補正でしかもらえないのですか。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　先ほどの課長の答弁の若干補足をさせていただきたいと思うのですが、魅力アップ事業ということで１つの枠にはめますと２分の１の補助金ということなのですが、例えば観光公衆トイレ建築事業、その１つをとりますと３分の１の補助ということなのです。枠の中で、魅力アップのためにこういうことをやるのですよと、幾つかの事業を合わせますと２分の１という事業になりますので、補正としては、あくまでも出だしは３分の１の補助というようなことなのですけれども、それが採択されますと２分の１になる、こういうことで補正をさせていただいている部分がありますので、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○８番（梅村　務君）　ちょっと前へ戻りますけれども、さっきの観光トイレの問題、トイレ、トイレでどうも。

ちょっとさかのぼりますけれども、中学校の補修のときに、補修工事をしましたね、リニューアルの。そのときに、西側と東側で700万ぐらい違ったのです。その本人がこの野澤屋さんなのです、これを東側をやったのが。あれが1,500万、1,499万かな、1,490万かな。それで、片方は何だかんだで追加が入って、たしか2,200万ぐらいかかったはずです。そういう差がそこでぴたっと出ているので、行政というのはそういうところをぱっと、業者育成のためといえばそれまでですけれども、そういうところをしっかり見ていれば、恐らくこういう結果、これを見ると約200万違うのです、早く言えば。

それで、宝登山のあそこの駐車場のあれも2,200万ぐらいかかっていますよね。当初見積もりが2,800万、それで、何だかんだと引いて2,000万ぐらいでやって、200万また追加した。それで、宝登山の駐車場の規模と今度の規模はどのぐらい違うのか、便槽の数とか、そのぐらい違うの、面積とか、どのぐらい違うかわかりますか。ちょっとそれだけ答えてください。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　観光トイレの関係のご質問でございますが、今回つくりました長瀞岩畳の観光トイレにつきましては、下水道に直接つながっておりまして、宝登山ロープウエーの下にあります観光公衆トイレにつきましては、合併処理浄化槽という形で処理をするトイレになっております。

まず、今回つくりました岩畳のほうのトイレでございますが、こちらのほうにつきましては、建築の敷地面積につきましては45.80平米でございます。トイレの数につきましては、男性の小のほうが３つ、大が１つ、女性のほうが３つのトイレと、あと多目的トイレが中についているといった形になっておりまして、そちらの今回つくられたトイレはそういうふうな状況でございます。宝登山ロープウエーのほうにつくられているトイレもほぼ同規模のものがつくられておりますが、多少建物の大きさ自体が違っております。詳しい資料がちょっとここにないものですから、詳しくは申し上げられないのですけれども、そのよ

うな状況になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　規模とすると、大体どの観光トイレの規模に相当するのか、それを１つと、さっき参事が積算見積もりを必ずとっているのですよということですけれども、その積算の基準というのがそこの企業の努力によって相当違うだろう、どんな仕事でもそうですけれども、見積もりを出すわけです。それで、安く仕入れるところは安く、安く仕入れてやる、例えば建物を建てるときでも、安く資材を仕入れれば安くできる、そういうことですよね。積算見積もりをその都度、この入札に限らずとっているということですけれども、その積算見積もりの内容をよく精査するとわかると思うのです、こういうことでこの工事はいいとか悪いとか。

大体、西と東が、たしか町長がなったときだよね、東のほうをやったのは。そこで700万違うのです。もうとんでもない話なのです。それで、こちらのほうが、東のほうが面積が広いと言っているの。それで、受注は別としても同じ施工者がやっている、それでそれだけの違いが出る。だから、恐らく、大澤町長になってからはそういうことが多分ないだろうというふうに思うのですけれども、こういう入札のあれを見ると、何か数字の羅列なのです、１万、５万違いぐらいの。それで、ここでぽんとこれが目立ってしまうのです、200万も違っては。20％も違うということは大変なことです、２億やると4,000万もするのですから。それを例えば福祉のほうへ回したら大変なことになります。そういうことなので、この予定価格そのものが、これはプロが見積もるのでしょう、仕様書で、予定価格は。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　お答えさせていただきます。

予定価格につきましては、設計書ができ上がった中で、町長のほうで現場管理費だとか一般管理費だとかを考慮して、町長が予定価格を決めております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　設計段階で決まったということは、この設計価格というものが我々には公表されていないのです。いわゆる一切公表されていない。これはどこの自治体へ行って、私が研修なんかで行って、実際に聞くと絶対言わないのです。太田の市役所もそうでした。予定価格はあるけれども、設計価格は言わない。設計価格は、これは安いかもしれない、我々もわからないのだから、プロでないから。これはどのぐらい、例えば設計価格対予定価格がどの程度のものなのか、以前質問したときに逆算していったら出てきたことがあるのです、パーセントで。だから、高いことはないと思うのですけれども、これがいわゆる頭を切る、多分切っていると思うのです。これは1,200万かもしれない、1,300万かもしれない。ということなのですけれども、設計価格の公表というのは今後一切できないのですか、例えばやる必要がないのですか。その辺、ちょっと町長答えてください。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　今、入札の関係で公表しているのは予定価格でございます。それと、このお配りしてあるようなものを公表しているわけで、公表する事項の中には設計価格の公表は含まれておりません。

それで、予定価格を公表するようになってから、先ほどのように入札のときに積算見積もりを出していただくようになりましたので、先ほど議員が言われているように、以前のものと、予定価格を公表し始め

たのは14年度ぐらいからだと思いますので、それ以前のものは予定価格は公表していませんし、積算見積もりもとっておりませんでした。ですから、今は予定価格を公表することによって、この予定価格を下回った額でできるのだということの裏づけのために見積もり内訳書を添付してもらっています。先ほど参事が言われましたように、予定価格を公表することによって、この予定価格ではできないということで辞退する場合もあるでしょうし、指名してから入札までの間に、この間では計算し切れないとか、ほかの事業がてばっていて対応できないから辞退するというようなこともあるでしょうし、その会社の都合等で出席できないので辞退するというようなことも考えられると思います。

以上でございます。

〔「よく説明されていないんだよ、それじゃ。だめなんだよ。もう一回、
もう一回」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　いいですね、議長。お許しいただきたいのですが。

この予定価格を公表するように言ったのは私なのです、町長に言ったのは。今から８年ぐらい前。それで、下水道はもう既に予定価格というのを出していた、早く言えば。そうすると、予定価格が出るようになって積算見積もりをしている、では今、各業者が全部積算見積もりをとっているということなのです。その当時は積算見積もりはとっておりません、今説明したとおりです、とっていなかった。そうすると、各業者が積算して見積もりが出ますよね、指名した業者が、出てきますよね。そうすると、その時点でこの数字が出てくるわけでしょう、積算見積もりが。まずそれを１つ。

そうすると、ここで、例えば今の1,035万かな、この1,035万の、いわゆる一番高い、これがこの業者の設計価格ということになるわけですよね。それで、落ちたところが、この人が積算見積もりをしてきた設計価格になる、そういう解釈でいいのですか。公表する、しないではなくて、それでいいのですね。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　まず、入札の場合は予定価格を公表します。先ほど議員が言われたように、予定価格を公表するようになりました。その予定価格に基づいて、この業者は幾らでできるというのを入札書を書いてもらうわけです。その入札書の裏づけとして、見積もり内訳書を添付してもらうわけです。入札書と見積もり内訳書がセットで１つの入札になっているわけで、予定価格の見積もり内訳書ではなくて、設計価格の見積もり内訳書でもありません。入札する価格の見積もり内訳書として一緒に出していただいているということでございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　ちょっと今、もう一回。これでは全然納得できない。納得できないから、どうにもならない。

課長、この1,070万という数字というのはどこから出た数字なのですか。役場の中でこれは計算されたものなのですか。町長が計算したわけではないのだから。それをちょっと言ってください。だから、この設計価格と予定価格の問題、設計価格というのはあるはずなのです。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　きょう、事務局のほうというか、参与席の方はちょっとこれがないので、今新井議員に借りたところなのですけれども、1,070万というのは予定価格でありまして、町長が設定した金額なのです。この金額ならできるのではないかということで、この工事が。

〔「何かあるでしょう、基準になるものが」と言う人あり〕

○参事（平　健司君）　だから、それにつきましては、先ほど申し上げたとおり、業者の利潤につながるのが一般管理費だとか現場管理費なのです。その辺の率を考慮しながら、この金額でできるでしょうというのを、町長が当然最終的な権限を持っていますので、町長が定めた金額が1,070万ということです。

〔「それじゃ、もう全然そういう……」と言う人あり〕

○参事（平　健司君）　いや、職員が、その設計した窓口が一緒についてきまして説明させていただいていますので。

○議長（大島瑠美子君）　これでご理解していただけましたね、梅村さん。もう質問５回になっているのです。それで、多分、これで言ってもちょっと……

〔「だから議長にお願いしているんだがね」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩。

休憩　午前１１時４５分

再開　午前１１時５３分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号　平成19年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第１２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第13、議案第12号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第12号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を９億4,419万2,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、内示等に基づく国庫支出金、繰入金の増額、国民健康保険税、諸収入の減額、歳出は、一般管理費、審査支払事務費の増額、出産育児一時金及び保健衛生普及費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第12号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億4,419万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、６、７ページをごらんください。最初に、歳入予算の補正内容につきましてご説明いたします。款１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税、目２の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、今年度の実績に基づきまして減額が見込まれるため、補正するものでございます。一般被保険者分につきましては515万円、退職被保険者分につきましては25万円減額をするものです。

次に、款５国庫支出金、項２国庫補助金、目１財政調整交付金の特別調整交付金109万9,000円でございますが、法改正によるデータベースシステムの入れかえに伴う経費を受け入れるものでございます。

次に、目３高齢者医療制度導入事業費国庫補助金19万7,000円でございますが、高齢受給者の自己負担分凍結に伴う経費として補助されるものでございます。

次に、款10繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金の節１保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び節２の（保険者支援分）でございますが、県からの交付額の決定により減額するものでございます。

節４の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産件数の減少に伴い、財源の３分の２の繰入額を減額するものでございます。

節５の財政安定化支援事業繰入金につきましては、一般被保険者の療養給付費に充てる財源でございますが、一般会計から国保会計に繰り入れる額について、県からの通知に基づき減額補正をするものでございます。

また、節６その他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、医療費の財源不足を補うため、一般会計から繰り入れさせていただくものでございます。

次に、８、９ページをごらんください。款12諸収入、目９の雑入でございますが、各種がん検診の受診者が見込みより減少したため、減額補正するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費でございますが、国民健康保険の法改正や後期高齢者医療制度創設に係る激変緩和措置対応の国保システムの改修、高齢受給者の負担割合が１年間凍結されたことなどによる受給者証及び被保険者証の差しかえ等が生じたための郵送代や、国保システムの入れかえ、改修に係る業務委託料でございます。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費でございますが、保険税の減額や保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの減額に伴う財源の組み替えでございます。

次に、目５審査支払事務費11万2,000円でございますが、レセプト件数が増加しており、手数料の支払いに不足が見込まれるため、補正を行うものでございます。

次に、項５出産育児諸費、目１出産育児一時金でございますが、国保加入者の出産が見込みより少なく、残金が見込まれるため、減額するものでございます。

款６保健事業費、目１保健衛生普及費の委託料280万円の減額でございますが、今年度のがん検診が終了したことに伴い、検診受診者が見込みより少なかったため、減額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　９ページの出産育児一時金、見込みより少なかったと。それで、質問なのですけれども、何人見込んで、出産は何人だったのか、これは平成19年度ですから、19年度で何人生まれて、見込みより少なかったのか。

ちょっと変な質問かもしれませんけれども、これは国保加入者の一時金ですよね。長瀞でも、健康保険が社会保険の人もいるし、共済保険の人もいるし、そういう点ではどうなっているのかについてまた報告をお願いしたいと思います。

あと、その下の６の保健事業費で、がん検診が280万という金額が減額になったのですけれども、なぜこんなに、今がんになる人がふえているのです。ふえているというか、早期発見であれば助かりますけれども、ちょっとおくれるとやはりもう手おくれだというのは随分聞きますので、どういうふうにやっぱりがん検診は行われたのかについて報告願いたいと思います。

あともう一つは、長瀞町では人間ドックが２万円補助でありますよね。結局、人間ドックについてはなかなか出費が多いのですけれども、人間ドックについて、やはり一般健診すれば済むということでやらない人もいるのですけれども、これについての予算措置の問題についてどう掌握しているのかお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　まず、出産の関係ですけれども、当初予算にどのくらい見込んで、今どのくらいの出生数かということでございますが、当初予算、国保では13人見込ませていただきました。今現在７人で、まだ３月終わっておりませんので、１人余裕を見まして５人分を減額させていただくものです。

これは国保の対象の方に限らせていただいておりますので、全体では、平成18年の数ですけれども、45人出生ということになっております。

それから、がん検診の関係ですが、がん検診の委託料280万円減額に関するものですが、がん検診は、胃、大腸、それから乳がん、子宮がんをお世話になっているのですが、乳がんと子宮がんの関係が平成16年度から隔年実施ということになりまして、ことしはたまたま前年に受けた方が多かったために、予定よりは特に少なくなったものでございます。乳がんのほうがかなり、マンモグラフィーも含めますと単価が高くなるものですから、そういう部分で特に影響があるかと思います。

それから、人間ドックの予算の関係でございますが、人間ドックのほうは今までどおりといいますか、今年度も同じように予算措置をさせていただいております。特定年齢検診のほうも同じように考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号　平成19年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第14、議案第13号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第13号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第３号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,907万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を５億1,171万8,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、財産収入の増額、保険料、内示等に基づく国県支出金、支払基金交付金、繰入金の減額、歳出は、一般管理費の増額、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス等費の

減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第13号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,907万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億1,171万8,000円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明させていただきます。６、７ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料でございますが、今年度の実績に基づきまして増減が見込まれるため、補正するものでございます。特別徴収保険料につきましては251万8,000円の増額、普通徴収保険料につきましては292万2,000円の減額となるものでございます。

次に、款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金でございますが、介護給付、予防給付に要する費用が当初予算額を下回ったため、減額するものでございます。

項２国庫補助金、目１調整交付金の普通調整交付金でございますが、予算に対しまして内示額が少なかったため、減額するものでございます。

目２地域支援事業交付金の介護予防事業でございますが、実績により、予算に対しまして1,000円の増額となるものでございます。

また、款４支払基金交付金の目２地域支援事業交付金3,000円と款５県支出金の目１地域支援事業交付金の介護予防事業分2,000円につきましても同様に増額となるものでございます。

目３の地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業現年度分27万4,000円でございますが、事業費が増加したことにより交付決定額も増加したため、補正を行うものでございます。また、過年度分につきましては、実績に基づき、返還する必要がなくなりましたので、減額するものでございます。

次に、目４介護保険事業費補助金48万1,000円でございますが、システム改修に伴う費用として基準額の２分の１が補助されるものでございます。

次に、款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金でございますが、各種サービスに充てるため、支払基金から交付されるものですが、実績に基づき、交付額が変更となりましたので、減額するものでございます。

款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金でございますが、県の内示額の減少に伴い、減額するものでございます。

項２県補助金の目２地域支援事業補助金の包括的支援事業・任意事業でございますが、現年度分13万8,000円は、国庫補助金と同様に、事業費が増加したことにより交付決定額も増加したため、補正を行うものです。また、過年度分につきましては、実績により返還する必要がなくなりましたので、減額するものです。

次に、８、９ページをごらんください。款６財産収入、目１利子及び配当金の２万5,000円でございますが、介護保険支払基金、それの利子が３万9,000円ございましたので、予算額との差額を補正するものでございます。

次に、款７繰入金、目１介護給付費繰入金でございますが、施設介護サービス費などの保険給付費の見込額が予算額を下回るため、繰入額を減額補正するものです。

目２地域支援事業繰入金でございますが、介護予防事業費の法定分12.5％を繰り入れるものですが、予算額との差額分１万2,000円を補正するものです。

項３地域支援事業繰入金の減額でございますが、事業費の法定分を減額するものです。

目４その他一般会計繰入金でございますが、システム改修費用の不足分として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出補正予算の内容についてご説明させていただきます。10、11ページをごらんください。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費でございますが、介護保険料の激変緩和措置継続等に対応するため、システム改修を行うための業務委託料でございます。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費の目１居宅介護サービス給付費と項２介護予防サービス等諸費、目１介護予防サービス給付費につきましては、各種サービスに要する経費でございますが、歳入額の補正に伴いまして財源の組み替えを行ったもので、予算額の変更はございません。

また、目３施設介護サービス給付費につきましては、予算に対しまして利用実績が少なく済んでいるため、減額を行うものでございます。

項５特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスを利用する要介護者のうち、町民税非課税等の低所得者の食費、居住費について負担限度額と基準額との差額を支給するものですが、対象者が見込みより少なかったため、減額するものです。

次に、款４地域支援事業費、項１介護予防事業費と項２の包括的支援事業・任意事業費でございますが、歳入財源の変更に伴い、財源の組み替えを行うものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。款５基金積立金、目１介護保険給付費支払基金積立金でございますが、歳入の減額補正により財源に不足を生じることが予想されますので、積立金を減額するものでございます。

款６諸支出金、目１償還金でございますが、18年度の事業確定によりまして返還金が生じましたが、他の交付金と相殺するため返還する必要がなくなったため、それぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号　平成19年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第15、議案第14号　平成20年度長瀞町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第14号　平成20年度長瀞町一般会計予算の提案理由を申し上げます。

平成20年度長瀞町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製しましたので、地方自治法第211条第１項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ27億7,854万1,000円となり、前年度予算と比較し、1,825万2,000円、0.7％の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について、総務課長、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、総務課長にお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第14号　平成20年度長瀞町一般会計予算につきまして説明いたします。

まず、白い表紙の平成20年度長瀞町一般会計、特別会計予算書と書いて製本されております予算書の１ページをお開きください。第１条でございますが、平成20年度一般会計予算として、歳入歳出予算の総額を27億7,854万1,000円計上いたしました。

第２条の債務負担行為、第３条の地方債の説明の前に、第４条の一時借入金でございますが、借入金の最高額を定めるもので、１億5,000万円とするものでございます。

それでは、６ページ、７ページをごらんください。まず、６ページの第２表、債務負担行為につきましては、表の左の事項欄にありますとおり、農業近代化資金利子補助につきましては平成20年度融資分までを、中小企業経営対策資金利子補助につきましては平成19年度の融資分までについて設定するものでございます。

７ページの第３表、地方債につきましては、表の左の起債の目的の欄の事業につきまして、それぞれ限度額の欄の金額を記載するもので、庁用自動車整備事業のほかコミュニティ集会所整備事業債から道路新設改良事業などの建設事業に充てる起債と臨時財政対策債の借り入れを合わせて、合計で２億4,710万円を予定しております。

それでは次に、当初予算の内容と主要事業等につきまして、別の資料を使って説明いたします。お手元の資料で、ピンクの表紙に平成20年度当初予算の概要とある資料の１ページをごらんください。こちらは予算規模を一覧表にまとめたものでございますが、一般会計は27億7,854万1,000円で、平成19年度に比べ1,825万2,000円の減額、0.7％の減少となっております。

また、国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計と20年度新設する後期高齢者医療特別会計を合わせ

て５会計の合計は43億3,245万6,000円で、19年度に比べ６億3,303万7,000円の減額、13.3％の減少となっております。

次に、２ページをごらんください。一般会計の歳入につきまして説明いたします。まず、表の左の区分で一番上の町税でございますが、平成20年度は９億3,908万5,000円で、町民税の減額などにより、19年度に比べ967万4,000円の減額、1.0％の減少となっております。構成比は33.8％でございます。

次に、２番の地方譲与税から19番の諸収入までは、平成19年度の実績見込みや20年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。

10番の地方交付税につきましては、８億2,000万円で、19年度に比べ2,000万円の増額、2.5％の増加となっております。これは、19年度の交付額で試算すると減額になりますが、地方再生枠を考慮し、前年度より増額を見込んでおります。

次に、14番の国庫支出金につきましては、19年度に実施した中学校体育館の改修の補助金や児童手当の負担金が減少しているものの、児童保育費負担金や旧新井家住宅改修事業補助金などにより１億2,950万6,000円で、19年度に比べ155万3,000円の増額、1.2％の増加となっております。

次に、15番の県支出金につきましては、観光資源魅力アップ事業県補助金、選挙費委託金などが減少しているものの、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、個人県民税徴収委託金の増額などにより１億4,332万3,000円で、19年度に比べ780万1,000円の増額、5.8％の増加となっております。

16番の財産収入につきましては、宅地分譲用地売払収入の減少などにより833万9,000円で、19年度に比べ2,017万4,000円の減額、70.8％の減少となっております。

次に、20番の町債でございますが、２億4,710万円で、19年度に比べ4,080万円の減額、14.2％の減少となっております。減少した主な理由は、観光トイレ、中学校体育館や臨時財政対策債の減額などによるものでございます。

この町債につきましては、恐縮ですが、予算書の128ページをごらんいただきたいと思います。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄でございます。平成18年度末現在高が26億1,329万3,000円で、19年度末現在高の見込みが26億9,001万円となっております。20年度中の起債見込額がございますが、これは２億4,710万円を借り入れる見込みでございます。20年度中の元金償還見込額が２億1,893万2,000円でございますので、この結果、平成20年度末現在高見込額は27億1,817万8,000円となる見込みでございます。

なお、この表の３番の減税補てん債、４番の臨時税収補てん債、５番の臨時財政対策債は、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。現在借り入れている地方債の残高の約半分がそのような地方債でございます。また、１番の普通債の中の（７）番の辺地債や下の２の災害復旧債などの元利償還金の一部も普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債でございます。

それでは、また恐縮ですが、先ほどの資料に戻っていただきまして、続きを説明させていただきます。２ページの21番の繰入金でございますが、１億7,513万1,000円で、19年度に比べ1,882万8,000円の増額、12.0％の増加となっております。当初予算繰り入れ後の財政調整基金の残高は、約１億6,000万円となる見込みでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。４ページ、５ページをごらんください。まず、４ページの表の目的別歳出のうち平成20年度の欄で構成比の大きなものは、２番の総務費25.8％、３番の民生費

の23.1％、４番の衛生費の18.7％、10番の教育費の9.5％、そして12番の公債費の9.3％の順となっております。

概要につきまして説明いたします。１番の議会費につきましては、20年度は3,621万4,000円で、議員定数の減少などにより、19年度に比べ138万4,000円の減額、3.7％の減少となっております。

次に、２番の総務費につきましては、選挙事務費、財政調整基金積立金などが減少しているものの、固定資産評価替え事業や所得変動に伴う住民税還付事業などの増額があり、７億1,639万5,000円で、19年度とほぼ同額となっております。

次に、３番の民生費につきましては、老人保健特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金などが減少しておりますが、各種計画策定業務などの社会福祉総務事業、障害者自立支援給付費事業、児童保育事業、放課後児童クラブ事業、後期高齢者医療事業などの増加により６億4,118万3,000円で、19年度に比べ2,363万2,000円の増額、3.8％の増加となっております。

次に、４番の衛生費につきましては、下水道事業、上水道事業補助金などが減少しておりますが、し尿処理事業負担金、簡易水道統合事業の負担金などの増額により５億1,848万1,000円で、19年度とほぼ同額となっております。

次に、７番の商工費につきましては、岩畳観光公衆トイレ建設事業の減額により2,763万1,000円で、19年度に比べ1,528万2,000円の減額、35.6％の減少となっております。

次に、８番の土木費につきましては、辺地対策事業などの道路新設改良事業の増額により１億3,152万4,000円で、19年度に比べ1,183万1,000円の増額、9.9％の増加となっております。

次に、10番の教育費につきましては、旧新井家住宅改修事業などの増加があるものの、学校施設等改修事業などの減額により２億6,538万9,000円で、19年度に比べ4,604万8,000円の減額、14.8％の減少となっております。

次に、５ページの性質別歳出の表をごらんください。これは歳出を性質別に分けたもので、主なものについて概要を説明させていただきます。まず、１番の人件費につきましては、議員報酬、手当の減額、一般職員の給料、手当などが減少しておりますが、一般退職手当組合の負担金などの増加により７億3,753万3,000円となっており、前年度に比べ15万8,000円の減少となっております。

次に、２番の物件費につきましては、選挙事務費などが減少しておりますが、固定資産評価替え事業、各種計画策定業務などの社会福祉総務事業、放課後児童クラブ事業などが増加しており、２億9,418万1,000円で、19年度に比べ2,782万1,000円の増額、10.4％の増加となっております。

３番の維持補修費につきましては、庁舎施設整備事業の減少により1,614万3,000円で、19年度に比べ329万7,000円の減額、17％の減少となっております。

次に、４番の扶助費につきましては、障害者自立支援給付事業、児童保育事業などの増加により３億1,978万2,000円で、19年度に比べ865万7,000円の増額、2.8％の増加となっております。

次に、５番の補助費等につきましては、所得変動に伴う住民税還付事業、後期高齢者医療事業、し尿処理負担金などの増額により６億3,286万7,000円で、19年度に比べ7,190万4,000円、12.8％の増加となっております。

６番の普通建設事業費につきましては、旧新井家住宅改修事業、樋口コミュニティ集会所改修事業などが増額となっておりますが、岩畳観光公衆トイレ建設事業、学校施設等改修事業などの減額により１億5,828万2,000円で、19年度に比べ4,149万4,000円、20.8％の減少となっております。

次に、９番の積立金でございますが、宅地分譲用地売払収入の減少により627万9,000円で、19年度に比べ2,002万3,000円の減額、76.1％の減少となっております。

次に、12番の繰出金につきましては、20年度に創設する後期高齢者特別会計繰出金が増加しておりますが、下水道、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計への繰出金などの減少により３億4,716万6,000円で、19年度に比べ6,538万7,000円の減額、15.8％の減少となっております。

以上が平成20年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは次に、各担当課の主要事業の説明を申し上げます。最初に、総務課の主な事業につきまして説明いたします。資料の６ページをごらんください。まず、広報紙発行事業でございますが、行政と町民の相互理解を深めるため、また町の施策や方針、各種事業を紹介し、町民の行政への理解と参加を図るため、「広報ながとろ」を発行するものでございます。

次の樋口地区コミュニティ集会所改修事業でございますが、床下のシロアリ被害、地盤陥没に伴う補修工事を行うものでございます。

次の区長会事業でございますが、正副区長等の協力により円滑に行政事務を推進するものでございます。

次の農業委員会委員選挙でございますが、農業委員会委員選挙の執行に係る経費でございます。

次の非常備消防事業でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るものでございます。

次の県消防協会秩父支部消防操法大会事業でございますが、消防活動の基礎となるため、消防操法の技術向上等のため開催される操法大会に出場するための経費でございます。

次の防災対策整備事業でございますが、災害時における非常食や毛布などの備蓄を行うものでございます。

次の防災無線維持管理事業でございますが、町の防災行政無線及び県防災情報システムの維持管理を行うものでございます。

各種期成同盟会事業につきましては、周辺圏域の開発と一体的な発展のため、期成同盟会や協議会を組織しておりますが、秩父鉄道が実施する安全対策事業に対し、沿線市町で構成する秩父鉄道整備促進協議会を通じて引き続き支援を行うものでございます。

次の情報系システム事業につきましては、データの総合的活用や事務処理の連携など、事務の高度化、効率化を図るとともに町民サービスの向上を図るものでございます。

次の基幹系システム事業につきましては、町内の住民、税務、財務等の電算処理システム、サーバー、クライアントやソフトの保守管理を行うものでございます。

次の財産管理事業でございますが、行政財産の使用許可、普通財産の貸し付け及び売り払いや公有財産の建物災害保険の一括加入など、公有財産の維持管理を行うものでございます。また、財産管理システムを導入し、財産の適正な管理を行うものでございます。

次に、庁舎管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理のため、庁舎の施設修繕、機械設備の保守点検や環境衛生管理などを行うものでございます。

物品管理事業につきましては、役場で使用する物品、事務用品等の購入、管理や庁用車の燃料の購入、庁用器具の修繕、コピー機や電話機のリースなどを行うものでございます。

借入金償還事業につきましては、元金及び利子の償還を行うものでございます。

以上で、平成20年度当初予算の概要と総務課の主な事業につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　次に、税務課長、お願いします。

○税務課長（野原寿彦君）　続きまして、税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、町税の歳入関係についてご説明いたしますので、製本されております平成20年度当初予算書の12ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、款１町税、項１町民税、目１個人町民税でございますが、本年度予算額が３億3,423万2,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして1,477万7,000円、1.8％の減となっております。個人町民税の前年度は国からの税源移譲などの税収の大幅な伸びがありましたが、本年度は税源移譲も終わり、また平成20年度の給与所得の減少が見込まれることから、減額で見込ませていただきました。

次に、目２の法人町民税でございますが、本年度予算額が5,650万8,000円で、前年度に比べ873万9,000円、15.5％の減となっております。法人町民税につきましては、町内企業の業績の見通しの結果、このような減額で見込ませていただきました。

次に、項２、目１の固定資産税でございますが、本年度予算額が４億9,168万5,000円で、前年度と比較いたしまして567万2,000円、1.2％の増となっております。平成20年度は第３年度に当たりますことから、評価替えはありませんが、土地については、依然として地価が下落傾向にありますことから、時点修正を行い、宅地の評価額は指示平均価格で2.9％の下落となりましたことなどによりまして、0.7％の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、新増築家屋55棟を見込みまして、3.5％の増額を見込ませていただきました。また、償却資産につきましては、設備投資を若干見込むとともに、減価償却分を考慮いたしまして0.5％の増額とさせていただきました。

次に、目２国有資産等所在市町村交納付金でございますが、本年度予算額が163万1,000円、前年度と比較して４万2,000円、2.5％の減額を見込ませていただきました。

次に、項３目１軽自動車税でございますが、本年度予算額が1,647万1,000円で、前年度に比べ49万2,000円、３％の増額を見込ませていただきました。これは、当初予算の調製時点での登録台数をもとに見込ませていただきましたが、主に軽乗用車への乗りかえ増などによるものが原因と思われます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。項４目１のたばこ税でございますが、本年度予算額が3,855万7,000円で、前年度に比べ101万9,000円、2.6％の減となっております。喫煙環境が年々厳しくなりまして、消費本数が減少傾向にありますことから、19年度の実績に基づきまして減額で見込ませていただきました。

次の項５の鉱産税につきましては、科目の存置でございます。

恐縮ですが、12ページに戻って、一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計額でございますが、本年度予算額が９億3,908万5,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして967万4,000円の減額、１％の減となるものでございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。恐縮でございますが、資料の平成20年度当初予算の概要の７ページをごらんいただきたいと思います。税務課の主要事業でございますが、税務総務事業は、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価審査委員会の設置などを行う事業でございます。

次の賦課徴収事業は、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための事業でございます。

次の固定資産評価替え事業でございますが、平成21年度の評価替えに伴いまして、航空写真撮影及び土

地家屋現況図等修正業務を実施いたしまして、課税客体の現況を把握し、適正、公平な評価替えを行うとする事業でございます。

次の所得変動に伴う住民税還付事業でございますが、税源移譲による税制改正では、住民税が上がった部分は所得税で調整されて税の負担が生じないようになっていますが、しかし、平成19年度中に所得が大きく減少した結果、所得税がかからなくなってしまった場合には、所得税において減額調整ができず、個人住民税だけが負担増となってしまいます。この問題を解消するために、平成18年中と平成19年中の所得変動に伴う負担増が生じる場合、平成19年度分の住民税を税源移譲前までに減額する措置が設けられたもので、平成19年度分の住民税相当額分を還付し、税の公平性を図るもので、今年度限りの事業でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　次に、町民福祉課長、お願いします。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　続きまして、町民福祉課関係の主要事業につきましてご説明を申し上げます。

当初予算概要の７ページから９ページ上段までが町民福祉課関係でございますので、お開きいただきたいと存じます。初めに、７ページをごらんいただきたいと存じます。社会福祉総務事業でございますが、これは福祉全般に関する関係機関等との連絡調整等に関する事務を行うものでございますが、今年度は第４期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、次世代支援行動計画基礎調査等も行います。

次に、民生児童委員活動費補助事業は、民生委員活動が円滑に実施できるよう助成するものでございます。

次に、心身障害者等補助事業でございますが、在宅の心身障害者とその家族の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、施設への通所サービスや在宅重度者手当、難病患者の通院費の助成など各種補助事業を実施してまいります。

次に、障害者自立支援給付費事業でございますが、自立支援制度に基づき、身体、知的、精神の３障害の能力及び適性に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービスに係る自立支援給付費等の支給を行い、障害者福祉の向上を図るものでございます。

次の社会福祉協議会補助事業、シルバー人材センター補助事業につきましては、昨年とほぼ同様の内容で実施してまいります。

次に、在宅福祉事業でございますが、高齢者等が在宅で安心して暮らせるよう、緊急通報システムの設置や老人クラブ活動の補助などを行うものでございます。

次に、８ページをごらんいただきたいと思います。老人保護措置事業でございますが、保護措置を必要とする老人を養護老人ホームへ入所させることにより、老人福祉の向上を図るものでございます。

次に、在宅支援事業でございますが、要援護高齢者が在宅で安心して生活できるよう、通所介護や訪問介護等を提供して総合的な支援体制を整備することにより、高齢者の在宅福祉の向上を図ってまいります。

次に、予防給付ケアマネジメント事業でございますが、要援護者や要援護になるおそれのある高齢者に日常生活に関するサービス提供や相談を行い、身体機能の低下を防ぎ、健康状態の維持改善を図るため、高齢者の状態に応じたケアマネジメントを行い、福祉の向上を図ってまいります。

次の老人福祉施設運営事業でございますが、社会福祉法人長瀞福祉会の敷地を町で借り上げ、無償貸与することにより円滑な施設運営を図るものでございます。

次に、児童保育事業でございますが、核家族化や女性の社会進出などにより保育に欠ける児童が増加するなど、多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育所等への保育の委託を行い、児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブ事業でございますが、公設の児童クラブの運営や民間学童保育所に対する運営費の補助を行い、放課後児童の健全育成を図り、働く親の子育てを支援してまいります。

次に、児童手当事業につきましては、小学校６年生までの児童を養育する保護者に対し児童手当を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健総務事業でございますが、保健関係全般に係る関係機関等との連絡調整等に関するものでございます。

次に、成人健康推進事業でございますが、健康の維持と生活習慣病の予防を進めるため、各種がん検診や健康相談、ウオーキング等を実施し、疾病や生活習慣病の早期発見、早期治療を行い、町民の健康増進を図ってまいります。今年度は肺がん検診も行ってまいります。

次に、母子保健事業は、母親や乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児健診、妊婦健診や相談等を行い、子育て支援に努めてまいります。

次に、予防接種事業でございますが、感染のおそれのある疾病の発症及び流行を予防するため、各種予防接種を実施し、公衆衛生の向上と健康の増進に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業でございますが、国民健康保険事業に要する経費について国民健康保険特別会計に繰り出しを行うものでございます。繰り出しの主なものは、保険基盤安定繰出金、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金などとなっております。

次に、重度心身障害者医療費支給事業でございますが、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部を助成し、福祉の増進を図るものでございます。

次に、ひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、ひとり親家庭等に対しまして医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援するものでございます。

次に、老人保健事業でございますが、75歳以上のお年寄り等の医療費の財源として老人保健特別会計に繰り出すものですが、今年度から後期高齢者医療制度が始まり、そちらに移行するため、３月分の支払いと19年度分の精算費用の一部として繰り出すものでございます。

次に、９ページをごらんください。後期高齢者医療事業でございますが、本年から始まる後期高齢者医療制度の経費のうち、被保険者証の送付、健康診査の受託費用や医療費の負担金、また埼玉県後期高齢者医療広域連合への繰り出しを行うものでございます。

次に、介護保険事業でございますが、介護保険の各種サービス費の法定負担分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

最後に、こども医療費支給事業でございますが、今まで小学校就学前の乳幼児を対象として医療費の一部を支給しておりましたが、今年度より対象者を小学校６年生まで拡大することにより、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ってまいります。

以上で町民福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　次に、地域整備観光課長、お願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、続きまして、地域整備観光課の主要事業につきましてご説明させていただきます。

同じく平成20年度当初予算概要の９ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、環境衛生事業ですが、自然環境を保全するための事業で、町内パトロールの実施や長瀞町環境美化推進協議会への補助などでございます。

次に、廃棄物一般事業でございますが、ごみの減量化や再資源化の推進及び快適な生活環境を保全することにより、資源の有効利用や環境への負担の軽減に資するものでございます。主に空き缶回収事業や岩畳清掃事業、町内不法投棄の撤去作業事業などの委託、有価物回収事業の報奨金、生ごみ処理機購入への助成でございます。

次に、下水処理事業でございますが、ことし４月に合併いたします皆野・長瀞上下水道組合への特別会計への負担金でございます。

次に、し尿処理事業でございますが、し尿総務費と汚濁処理事業、既存施設の維持管理を行うための皆野・長瀞上下水道組合への一般会計への負担金でございます。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業でございますが、公共下水道認可区域外の地域に合併処理浄化槽の設置及び既存単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換を行う場合に補助金を交付するものでございます。

次に、皆野・長瀞上下水道組合事業でございますが、大変申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。この事業は、皆野・長瀞上下水道組合の上水道事業を指しておりまして、申しわけございませんが、上水道事業に訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。この事業は、樋口及び宮沢簡易水道の統合に伴う整備事業費負担金や高料金対策補助金などでございます。

次に、農業委員会事業でございますが、農業委員会に関する法律や農地法等に基づきます事業運営を行い、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図るものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。中山間地域等直接支払事業でございますが、傾斜地等で生産条件が不利なため、耕作放棄地の発生が懸念される農地を保全するための地域活動に対し、農山村の果たす多面的機能の維持を図るものでございますが、引き続き小坂地区に対して交付金を交付するものでございます。

次に、農業振興対策事業でございますが、生産者団体の運営費や農産物の種苗費、病害虫防除等に対して助成し、農業の振興を図るものでございます。

次に、花に触れ合う「花の里」管理事業でございますが、旧プラム園周辺を花の里として整備して地域振興を図るものですが、事業主体となります花の里づくり実行委員会に補助金を交付するものでございます。

次に、宝登山「四季の丘」公園整備事業でございますが、宝登山の県造林伐採跡地への植栽を通じた地域交流等を目的に、四季の移ろいを感じられるような植栽計画を植栽計画策定委員会において協議を行うものでございます。

次に、美しい森づくり事業でございますが、長瀞の景観を形成している松を松くい虫による被害から守り、美しい自然景観の維持を図るものでございます。

次に、林道管理事業でございますが、林道６路線の維持管理を行うものでございます。

次の町の商工会事業でございますが、商工業の振興と発展を図るため、小規模事業者の経営及び技術の

指導に当たる商工会に対し助成するものでございます。

次の中小企業経営対策利子補給事業でございますが、中小企業者が施設整備の拡充や経営改善等に必要な資金を国民金融公庫から借り入れた場合に利子補給を行い、経営の安定と商工業の発展を図るものでございます。

次に、観光施設管理事業でございますが、快適で美しい観光地づくりのため、観光施設の整備後の維持管理を行う事業で、主に観光用公衆トイレの清掃や修繕、消耗品の購入等に充てるものでございます。

次に、インフォメーション事業でございますが、観光案内所の業務委託を初め観光パンフレットの増刷や、観光情報を随時に提供するため、リバーサルフィルム等の購入を行うものでございます。

次に、花いっぱい推進事業でございますが、街路、公園などを花と緑で美しく保ち、快適な生活空間の演出及び長瀞を訪れる人々が年間を通じて花を楽しめるまちづくりを推進するもので、花の植栽や花いっぱい推進団体への花や苗木、資材の提供等を行うものでございます。

次に、桜管理事業でございますが、南北桜通りを初め、野土山、通り抜けの桜等の維持管理及び権田山桜の里づくりの支援を行うものでございます。

次に、道路維持管理事業でございますが、この事業は、町道の管理及び危険箇所等の修繕及び町道の除草や除雪業務、境界ぐいの再現、未登記の処理等を行うものでございます。

次に、原材料等支給事業でございますが、改良が進まない町道に対して行政区単位で実施する道普請等において、地域住民が町道の補修をしていただく際に敷砂利、生コンクリートなどの原材料を支給させていただき、既存町道の整備を行うものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。道路維持補修事業でございますが、既存町道の老朽化が進み、維持補修箇所が増大し、また車両の交通量が増加している中で、歩行者や車両が安全に通行できるように危険箇所の応急修繕や小規模な維持補修工事を行い、良好な道路環境を確保する事業でございます。

次に、交通安全施設整備事業でございますが、歩行者等の安全確保や自動車交通の円滑化を図るため、危険箇所等にカーブミラー、ガードレール、道路照明灯等を設置し、交通事故防止対策を行うものでございます。

次に、道路台帳作成事業でございますが、道路改良等の実施に伴い、道路の現況が変化するため、現地測量調査を行い、道路法の規定により既存の道路台帳の図面、調書等について補正を行い、永久に道路敷を管理するために行っていくものでございます。

次に、道路新設改良事業でございますが、町民の生活環境の向上や観光、産業振興の基盤を図るため、町道及び側溝の改良と改修を行う事業でございます。改良工事には、側溝整備も含めまして５路線を予定させていただいております。なお、実施箇所につきましては、お手元にご配付してあります平成20年度工事予定箇所の一覧表をごらんいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、辺地対策事業でございますが、辺地総合振興計画に基づき、風布地区各集落の末端で行きどまりの町道を整備し、生活の向上、環境の改善を図るため、昨年に引き続き、町道風布２、３号線の道路改良工事を実施するものでございます。

次に、道路後退部分整備事業でございますが、埼玉県建築基準法施行条例により、敷地等と道路との関係で接道規定が適用され、道路後退が発生する場合に用地測量、用地購入を行い、幅員４メートルを確保するものでございます。

次に、定住促進対策事業でございますが、町の若者定住人口の促進を図るため、町が造成した住宅をみずから居住するための住宅を必要とする者に対して町営蔵宮団地跡地１区画を宅地分譲し、周辺整備を実施するものでございます。

次に、河川改修事業でございますが、地域住民の生命財産を水害から守るため、水路の改修や護岸整備を実施するものでございます。

最後に、住宅管理事業でございますが、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している低所得者等が快適な環境の中で安心して暮らせるよう、既存町営住宅の維持管理を行うものでございます。

以上で地域整備観光課の主要事業の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　最後に、教育次長、お願いいたします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　続きまして、教育委員会関係の主要事業についてご説明申し上げます。

平成20年度当初予算の概要の11ページから13ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、小中学生に対し、民間派遣会社と契約し、外国人青年による語学指導を行い、生きた英語に接する機会を提供し、外国語に対する関心を高め、英語教育の学力の向上を図るため、外国語青年語学指導助手設置事業を実施いたします。

次の国際理解教育事業でございますが、例年どおり、幼児期から外国人との触れ合い、国際社会に対する興味や理解を深め、異文化と共生できる資質や能力の育成を図るため、事業を行う幼稚園、保育園に定額補助金の助成を行うもので、町内にある４園とも事業を実施しております。

次に、学校コンピューター整備事業でございますが、情報活用能力を育てる学習に資するため、計画的に小中学校のコンピューター等の整備を行っていくもので、特に20年度は、第一、第二両小学校教員用のパソコン整備を充実させ、校務効率の向上を図るとともに、情報流出の発生を防ぐ意味から整備を行ってまいります。

次の学校施設等改修事業でございますが、20年度におきましては、次ページ、12ページの上段、学校耐震化事業と関連がございますので、あわせてご説明いたします。学校施設につきましては、当町では、すべての施設が耐震診断を必要とする施設であることから、平成15年度から順次診断を実施してきたところでございます。平成20年度はその最終年とし、第一、第二小学校の体育館と中学校技術棟の診断を実施し、すべての学校施設の診断を終了するとともに、３校の校舎の診断結果から、耐震化に向けた取り組みとして、まず第一小学校校舎の西棟の耐震化改修に向けた設計委託を実施したものでございます。

次に、登下校時における児童生徒の安全対策として、町民のボランティア活動で行っております学校パトロール隊を中心とした防犯のまちづくり事業を引き続き実施してまいります。また、防犯メールでいち早く情報提供できるシステムの導入をしてまいります。

次に、国、県が実施するさまざまな人的支援事業を積極的に取り入れて財源確保に努め、学校支援を実施してまいります小学校理科支援員等配置事業から特別支援教育学校支援員事業までの５事業でございます。この５事業は、いずれも人的支援事業でございます。これらは、学級担任とは別に、目的を持った人材を学校に配置することにより、きめ細かな就学指導の実施を図るためのものでございます。小学校理科支援員は第二小学校へ、さわやか相談員は中学校へ配置いたします。

幼児教育支援センター事業は、保育カウンセラーにより、幼稚園、保育園の訪問指導から幼児期に問題のある児童の早期発見、早期対応を行うとともに、幼稚園、保育園と小学校の連携強化を図るための事業

でございます。なお、この事業、説明のところに平成19、20の事業と記入してございまして、前年度費用がゼロとなっておりますが、内示決定による補正対応で実施したものでこのようになっております。

問題を抱える子ども等の自立支援事業は、主に児童虐待、不登校問題に専門的に対応する支援員を配置し、その解消に努めるもので、一小へ配置いたします。

特別支援教育学校支援員事業は、通常学級にいる障害を持つ児童の指導に当たる人的支援を行うもので、第二小学校への配置を予定しております。

次に、第一小、第二小、中学校それぞれの施設管理事業についてでございますが、学校施設を維持管理していくために必要な光熱水費等を初め、経常的に必要な施設の修繕や委託業務等を実施するためのものでございます。

次に、私立幼稚園就園奨励費補助事業でございますが、私立幼稚園の保育料の減免措置に対し助成し、保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及充実を図るものでございます。

次の人権教育推進市町村事業でございますが、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を目指す啓発活動等を行い、同和問題を柱とした人権教育の推進を図るためのものでございます。

次の青少年健全育成事業でございますが、青少年健全育成団体である青少年育成会連絡協議会、青少年健全育成長瀞町民会議、青少年相談員協議会への補助金交付と、その活動等を通じて未来を担う青少年の健全な育成と環境浄化を図る事業でございます。

次に、文化財保存事業のうち、国指定重要文化財の旧新井家住宅につきまして、雨漏り等による施設の傷みの状況から早期の修繕を必要としていたところでございます。新井家住宅は、昭和46年に国の指定を受け、49年に現在地へ移築、その後公開、以後、昭和57年、平成５年と屋根のふきかえ並びに修繕を実施し、それから約15年を経過しております。来年度、国庫補助金を受け、板ぶき屋根の修繕工事を実施するものでございます。

次に、保健体育総務事業、次のスポーツ振興事業ですが、町民にスポーツを行う機会を提供し、スポーツを楽しみ、親しみを持つことができるよう、スポーツ大会や教室等を開催するためのものでございます。なお、20年度に中学校夜間照明施設の修繕を実施することにより、12基ある照明灯の一通りの修繕が終了いたします。

次の公民館施設管理事業でございますが、町民の生涯学習活動の拠点として、公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンターの複合施設としての機能を生かし、町民の学習意欲の向上や余暇活動のニーズに対応するため、公民館施設等の管理運営を行うものでございます。

最後に、学校給食施設維持管理事業、学校給食臨時職員等雇用事業でございますが、衛生面、安全面に配慮し、児童生徒に安全な学校給食を提供するため、給食センターの管理運営を行っていくためのものでございます。

以上で平成20年度の教育委員会主要事業の説明を終わります。

○議長（大島瑠美子君）　これで、各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後２時２５分

再開　午後２時４０分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　では、質問というのは、やっぱりここで予算で言うことは、１年間の長瀞の財政に幾らかでも響いてもらいたいと思いまして発言するのです。

発言したいと思います。まず初めに、町長に質問なのですけれども、私たちは、合併が決裂して、平成17年に長瀞町財政健全化についてという答申を、小菅委員長のもとに何回会議したか、相当会議をしました、月１回。この中で、私はいつも、長瀞町財政健全化についてはこういうことを取り組めば、長瀞も厳しい財政の中でも幾らかでも歳出削減して、そして町民のサイドで、町の財政を本当に必要なところにお金を使って予算していくということが大事だと思っております。

そこで、質問なのですけれども、その中で町長に質問ですけれども、この１年間、答申した中で、町の財政の状況と、現在の中で歳出削減に向けた取り組みということで12ページに書いてあります。あと、自主財源確保に向けた取り組みというので19ページに書いておって、こういう分厚い答申をされたのですけれども、私もこれを読んで、毎回会議に出て感じたのは、これを徹底的に予算を吟味すれば、相当削減して、町の財政の無駄遣いをなくして町民サイドのまちづくりができるのではないかと思っているのです。私は、そういう中で、栄村とか、この間言ったように福島県の、さっき一般質問で配ったようなまちづくりはできるのではないかと思っております。そういう中で、町長は長瀞のこの財政健全化答申について、ここ１年間をどうしていくかについて、ぜひ再度読んでもらって検討していただきたいことを最初に述べたいと思います。

では次に、20年度当初予算の概要について質問したいと思います。まず初めに、６ページの、総務課です、（新）樋口地区コミュニティ集会所改修事業600万、この工事について、私は別にけちをつけるわけではなくて、あの集会所については、私たち和田に住んでいて、和田集会所、１軒当たり10万ずつ、世帯数が少ない中でも出し合ってつくった、町のコミュニティ何とかの補助ももらいましてやったのですけれども、まだ一度もそんな大がかりな修理、改善しなくても済んでいるのです。この600万というのは、シロアリ被害とか陥没と言いましたけれども、これはやはり町民にとっては、集会所が、これは恐らく県の補助とか町の補助も相当、ほとんど、私の覚えでは結構かかったのです。それで、住民の人にも余りお金を出してもらわないで済んだのではないかと思っておりますけれども、どこの工事屋がやって、なぜこういうことになったかについてはどういう検証をするのでしょうか。それについて報告願いたいと思います。先ほどの中で、この問題は、公衆便所の問題だったけれども、税金でやれば、それは皆さんの税金だから、個人的なことではないから、余り苦情が来ないのです、修理も。しかし、この問題については、やはりこれからお金がない時代ですから、収入が上がらない状態ですから、どうしてか報告願いたいと思います。

次に、税務課について、７ページですけれども、賦課徴収事業ということで、ことしの予算も税収が少ない中で1,468万6,000円という形で見込んでおりますけれども、では今までの税金の、ことしは少ない収入を得るけれども、一生懸命徴収をして、税務課、町長以下、町が本気になって徴収すれば相当効果があるのではないかと思います。しかし、実際、今我々が住んでいる中では、先ほどいろんな後期高齢者の問題が出ましたように、税金を払うのに本当に大変なのです。町県民税、固定資産税とか国民健康保険税、そういういろんなお金があれで、どうやってこれだけ徴収を頑張るのかについてお願いしたいと思います。

あと、その下の（新）ということで固定資産税評価替え事業、これは毎回、税務課がかかっても、ちょっといつも税務課長に質問して悪いのですけれども、３年に１遍だと思うのです、1,438万もかけて航空写真を撮ると。それが本当に私は納得いかないのは、こんなに人口異動もないし、そんなにいろんなつくるうちが少ない中で、３年ごとに１遍、こんなにお金をかけなくてはならないかというのが不思議なのです。今は、役場の中だっていろんな人たちがいるけれども、あと税務課に昔いた人が調査して歩いてでもかなりのことができるのです。だから、そういう意味でも、これをどういうふうに考えていくのかについてお願いしたいと思います。

次に、一般質問で出ました、８ページの放課後児童クラブ事業、私はこの問題については一般質問で言ったから言いませんけれども、ぜひ二小には学童保育所をつくってもらって、そしてやっぱり二小学校区について、これから過疎にどんどんならないようにするためには、そういうのは本気でやってもらわないと、できなかったなどとは言わせないようにしてもらいたいと思います。たけのこ学童クラブ、あと放課後児童クラブの空き教室の問題も、60人、50人と両方ともふえているのですから、この問題については、長瀞町に若い人が住みつく、やっぱり大きな問題だと思うのです。やっぱり、夫婦共働きでなければ、今の若い人は結婚したってやっていけないような状態なのですから、ぜひこの問題については決意を述べていただきたいと思います。

次に、９ページ、後期高齢者医療事業ですけれども、7,604万。これは、年金暮らしの人も含めて、医療費の削減とか何かといって、いろいろ町民負担がふえるわけですから、この問題については、今これから予想されるのは、もう医療にかかれない、また年金からあれだけ引かれては困るという苦情が恐らく来ると思うので、それの対応の仕方もありますから、どうしていくか。しようがないでは済まされないのですから、生きていかなくてはならないのですから、ぜひ考えていただきたいと思います。説明会とか含めて、この決意をお願いしたいと思います。

次に、９ページの地域整備観光課の問題ですけれども、下水処理事業、その問題と、あと皆野・長瀞上水道組合の事業ということで、今度合併するのですけれども、この問題については、私、一言言っておきたいのは、今こういう問題で、今までこういう借金財政をつくったというのは、下水道組合の借金しても、結局町民はわからないから不満も出ないわけです。私なんかだって、よく前の町長、大澤町長ではないですけれども、下水道組合の事業の問題で質問すると、その質問は一部組合のことだから質問するなと、こういう怒られた経験が何回かあります。そういう問題で、情報公開をしてもらいたい。今、どれだけの借金があって、どれだけ配管がされて、もうこれだけしか組み入れないのだとか、そういうのを知ってもらえて世論を起こしていかないと、この問題は情報公開をどういうふうにしていくか、下水道組合のいろんな話し合われたことがどういうふうにされているか、徹底的に町民に知らせていくのが必要なのではないかと思うのですけれども、この辺についてぜひやってもらいたい。

次に、９ページのその下の農業委員会事業、この間、私も一般質問の中で質問しましたが、荒廃農地をやっぱりふやさないということが、荒廃農地ができても、いろんな問題点ってやっぱりしていかなくてはならないので、美里の例を出しましたけれども、条例を制定して、農業委員会と一緒になって荒廃農地をどうしていくかということで本気で考えなくてはならない。今、共同事業で、耕さない農地を組合でやっていくということもできているし、やるところもできています。今問題になったように、別に借りる、借りないかでも、耕さない農地を、先ほどある議員も言いましたように、公園とか、あとはただの広場ということで貸すとか、いろんなやり方があるのですけれども、そういう問題について農業委員会事業として

どう取り組むのかお願いしたいと思います。

次に、10ページの観光施設管理事業、公衆便所がまた１つふえて、今まで580万7,000円だったのが682万5,000円という形で、観光施設の維持管理費で、公衆便所も含めてやはり町の持ち出しがふえるわけなのですけれども、これの維持管理費を少なくするにはどうしたらいいか、根本的に考えていただきたいと思うのです。これは前、ある議員が公衆便所については有料にしたほうがいいというような話も出たこともあります。私は、こういう問題というので、長瀞は観光地でありながら、こういう問題について本気で取り組まなくては、私が言っているのは有料化しろというのではないのです。やっぱり町民ぐるみで、観光地らしく、便所の問題について、維持管理費の問題についてやらなくてはならないと思うのですけれども、これについてのことし１年間の問題についてお願いしたいと思います。

次に、12ページの学校耐震事業、この問題については、1,007万8,000円という予算を組みまして、子供の安全の問題ではしようがないと思いますけれども、リフォームの問題なのです。この間言ったように、一小の汚れた姿を見ますと、本当に何かうまくできないかな、こんなにお金かけないでできないかなというような感じもするのですけれども、このリフォームについてはどういうふうに考えているのかお願いしたいと思います。

その次のページですけれども、13ページ、学校給食維持管理事業ということで、学校の給食費の滞納問題について私は一貫して言ってきたことは、給食費の滞納問題について、所長だけに手を回すのではなくて、学校、ＰＴＡ、給食センター、一緒になってやるべきではないかというふうに思ったのですけれども、ことしはどういうふうにしていくのか。ご存じのように、前も言ったように、吉田町で、ある中学校の長瀞にいた先生が、吉田中学では未納はゼロだというふうにされて、今はどうなっているかわかりません。だけれども、私はその先生に聞いて、何で長瀞だけがこんなに滞納が多いのかというと、やはり私は貯金からの引き落とし問題があると思うのです。やっぱり、学校と給食センターと教育委員会が一緒になってやるべきだと思うのですけれども、お願いしたいと思います。

あと、その下の学校給食調理員の臨時職員の問題で、昨年は派遣、給食調理員が集まらないと、３名、人材派遣会社から呼び寄せられたと。しかし、ほかの自治体の給食調理員を見ますと、ちょっと募集すれば相当集まる、若い人が働かせてくださいとすぐ来るという話は聞いているのです。だから、別に私は派遣事業で悪いとかではなくて、長瀞の町民の若いお母さんたちが働く場を求めているのです。だから、そういう意味では、長瀞の財政を潤せば、そこの税収も出てきますから、そういうことも考えに入れてやってほしいのですけれども、どう考えているのかについてお願いしたいと思います。

あと少しですから。

〔「渡辺さん、一遍にじゃなくて、二、三回やってもらえると」と言う人あり〕

○10番（渡辺　强君）　いや、二、三回やると、もうよせと言われるから。

では、とりあえずそれだけお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　私の部分について２つお答えいたします。

最初の長瀞町財政健全化についてという、長瀞町財政健全化対策委員会の答申によりますいろんなご意見をいただきました。目下進行中のことを含めまして96％という、総務課長からの答弁があったと思います。私たちが基本に考えていることは、入るをはかって出るを制すということが基本になるというふうに

思っています。いかにしてお金を入ることを考えるか、それは税金の徴収だとか、そういうことも含めて、皆さんにご迷惑をかけておりますが、基本的にはお金が入ってこなければ出せないということになりますので、その辺もご理解いただき、ご協力をいただきたいと思います。それで、その答申の96％近い数値が今完了したり実行中でございますので、いずれこの効果が出てくるだろう、そういうふうに考えております。皆さんからのご助言とお力添えをぜひお願いしたいと思います。

それから、下水道の問題でございますが、４月１日をもって上下水道を統合いたします。これは前にも申し上げたと思いますが、県のほうに市町村課というのがありまして、そこでご指導をいただきました。その結果、埼玉県が県南、いわゆる秩父以外のところは県水の供給を受けてやっておりまして、秩父をどういうふうにするのかという将来構想を皆野の町長とお聞きをしたところ、秩父についてはいろんな問題があるので、10年ぐらいたったらば考え始めてもいいですねという、そういうお言葉をいただきました。これでは我々の合理化を10年先まで待っていられないということで、皆野の町長と協議の結果、急遽、１年の議論を経て４月１日から合併するわけであります。

それで、新年度の予算で下水道のほうが３億をちょっと割る、２億9,500万ぐらいの負担で済む、去年、19年度と同じ程度、それから水道のほうが9,100万円ということでございまして、全体で３億ちょっとになると思います。３億8,000万ですか、ということになりまして、四、五年前から比べると、水道の繰り出しの分だけ減るという計算にはなります。しかし、水の安心、安全を守ることが一番大切でございますから、この辺はしっかりやっていかないと、経費を節減したために皆さんにご迷惑をかけるようなことがあってはならないということはよく申し上げております。それから、人件費を減らすために人を皆野と長瀞町に派遣することになっておりまして、これも純減になる、3,000万ぐらいの減額が予定されておりますので、これは１年たってみないとよくわからないということになります。そういうような状況で、下水道のことにつきましても、この議会でどんどん質問をしていただき、我々が答弁する機会を与えていただくような、そして皆さんのご提案をいただける、これが大きなテーマであり、私たちはこれをしっかり解決しないと財政の健全化には資すことができないだろうというふうに、そこまで考えておりますので、いろいろのことにつきましてご提言をいただきますようにお願いを申し上げます。

そういうことでございまして、とにかく今、一番厳しい状況をいかにして乗り切るかということにきゅうきゅうとしていますというお言葉はまたおしかりをいただくかもしれませんが、そういう状況を踏まえておりますので、皆さんのお力添えをいただき、議会のほうも去年の選挙で10名という、少数精鋭という形で対応していただくという結果になっております。そういうことも考えまして、町の職員につきましてもまだもう一層の少数精鋭を進めていかなければいけないということを考えておりまして、人件費は固定費というきのうのお話も申し上げましたように、そういうことも考えますと、やはりしっかりした、言えば職員だってできるのです。やる気になってもらえば、私はかなり、まだ120％ぐらいの力が出てくると思います。そういうのを期待し、私たちも側面から激励をし、頑張っていただくようにこれからもやっていきたいというふうに思います。

大まかな答弁でございますが、そういうことでこれからもよろしくお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　樋口地区コミュニティセンターについてお答えいたします。

この樋口地区コミュニティセンターにつきましては、平成４年に、丸岡設計の事務所の設計により、施工業者がアメミヤ興業で実施した集会所でございます。この集会所については、以前からシロアリの被害

があるということで、シロアリの調査を実施したところ、シロアリだけでなくて、地面というか、地盤が陥没していることによって建物に影響が出ているという報告がありまして、昨年の９月の議会で、改修工事の設計等の調査委託料を議会で認めていただいたところです。その調査の結果を受けまして、20年度で実施したいということで上げているものでございまして、なぜ地盤が陥没しているかというと、畳の部屋と台所の辺なのですけれども、そこにヒューム管が横ではなくて縦に４カ所入っておりまして、その上に基礎の石というのですか、そういうのが置いてあって、それから家を支える柱があるのですけれども、そのヒューム管の４カ所のところが沈んでしまっているのです。そういうことによって、石が支えの役をしていない部分が何カ所もありまして、なぜこのヒューム管がもともと入っているかというのがわからないのです。ずっと昔から入っているかもしれないのですけれども、なぜ入っているのかわからないのですが、ヒューム管のところが影響していて建物に影響しているのです。

今回、そういうことがわかりましたので、まずは畳を全部はがして、床下を、そのヒューム管のところを埋めたり、アンカーというのですか、鉄筋を入れてコンクリートを打ったりしなくてはならないのですけれども、それをするにも、まずは一部の外壁を壊したり解体したりして、裏側から入らないとできないので、あそこがまた裏がちょっと狭い部分もあったりして、かなりやるとなると作業も大変な状況なのですけれども、いずれにしても、その辺の解体を始めて、畳を全部はがして、中に、畳ですから、集会所で使っている畳の48畳分ですか、その辺と台所の15平米程度のところには鉄筋を入れたり、コンクリートを打って、あとビニールシート等を敷いて、シロアリのほうの対策もしたいということで今回上げさせてもらっております。そのほかに、廊下側と舞台があるのですけれども、その舞台と、あと向かって左側で、よく選挙のとき投票所として使っている部屋があるのですけれども、その辺の部分についてもシロアリの処理の作業をしたいということで調査してもらった結果がこのような額がかかるということで計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　渡辺議員のご質問にお答えします。

賦課徴収費のほうですが、予算で計上してあります1,468万6,000円、これは課税業務ですとか収納業務を行うために必要な納付書を作成したり、あとは電算委託料といたしまして、課税関係の計算、収納関係務を行うために必要な納付書を作成したりというものに使っているわけでございまして、この予算は徴収や収納のときの納付書の作成とかに必要な事務的な経費でございますので、よろしくお願いします。

第２点の滞納関係のお話でございますが、現在、今までのとおりと言ってはなんですが、納税相談とか、あと県との徴収委託の関係で、滞納処分、財産差し押さえ等、現在も行っているわけです。あと、今確定申告中でございますが、この還付申告についても差し押さえの対象となりますので、確定申告が終わり次第、１日が終わり次第、滞納者の還付分はないかということを確認いたしまして、税務署のほうへ行って差し押さえ等を行っているわけです。また今後も滞納者についてはしていきたいと思うのですけれども、例年と違いまして、だんだん徴収率のほうは上がってきたので、限られた滞納者で、同じ人が滞納している関係で、なるべく、誓約書等はほとんどとっておりますが、定期的にお金を入れてくれるようにお願いしているわけで、財産等もない場合もあるので、その場合に納税相談とかよくしまして、少しでも滞納分をなくしていきたいと思っています。

最後に、航空写真なのですけれども、航空写真はご承知のとおり、固定資産税の適正な課税を実施する

ためには、毎年１月１日現在における現況を正確に把握することが必要ということが、地方税法の408条におきまして実地調査に関する規定がございます。実際には３万5,000筆ありますので、その時間の中ですべての調査を行うのは非常に困難なことでありまして、こうしたことにおきましても、国におかれましても、航空写真を活用した固定資産の現況調査の推進ということでご指導いただいておるわけでございます。したがいまして、昭和63年にこの事業を実施しておりますので、３年ごとに行わないと、逆を言うと評価替えのたびに行わないと、そういう今までの積み重ねたデータもございますので、土地家屋現況図等の作成にも大変影響が出ますので、その点のことをご理解いただきたいと思います。

簡単でございますが、よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、放課後児童クラブの二小への設置についてでございますが、一般質問でもさせていただきましたけれども、本気でやってほしいということですが、本当に本気でうちのほうでも取り組んでいきたいと思います。これは、私たちにとりましても長年の懸案のことでありますので、一生懸命やらせていただきます。

それから、後期高齢者医療の関係でございますが、説明会なども含めてどうするかということですが、これも一般質問のほうでもちょっとお答えさせていただきましたが、これから４月になりますと、被保険者証がお手元に届きますし、実際にかかる場合のこととか、それから年金から、今国保に入っている方はすぐ４月からの年金から引かれることにもなりますので、確かに苦情なども来るかと思います。うちのほうでは、親切丁寧に一生懸命説明をさせていただいたり、またチラシや説明の要望があれば出向いたりとか、そういうことをやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　渡辺議員のご質問にお答えいたします。

下水処理事業、上水道処理事業の借金財政の関係で、どのくらい借金があるのかとのご質問でございますが、今現在、資料の持ち合わせがございませんので、調べましてまたご提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、情報公開についてのご質問ですが、下水道組合によりまして広報の「みずすまし」というものを発行しておりまして、それの中で情報公開をしているようでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、農業委員会事業でございますが、荒廃農地の関係でございます。荒廃農地の関係につきましては、農業委員会でも積極的に取り組んでおりまして、農業委員さんのご努力等によりまして、少しではありますが、荒廃農地は改善に向かっているところでございます。耕さない土地を共同で利用したらどうかということでございますが、これにつきましても、農地の共同で利用するような事業等もございますので、その辺のところは農業委員会のほうで検討させていただきたいと思います。

また、そういった農地をほかのものにというようなご質問かと思いますけれども、農業委員会の立場で申し上げますと、農業委員会は農地を守るというふうな立場がございますので、農業委員会のほうでこれを積極的に実施するということはなかなか難しいものがあるかと思いますので、課としてまた検討させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、観光トイレの維持管理の費用を少なくするにはどういうふうにするかというようなご質問でございますが、今現在でも、ボランティア、また観光協会の会員で実際に掃除を当番制で実施していただいているところもございますので、今後、関係機関、ご協力できる方等々と協議させていただいて、その辺のところは改善を図っていきたいというふうに考えております。

あと、有料化の問題ですけれども、やはり……

〔「やれというのではないからいいです。ただ、そういう話も出たという報告だけ」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君）　では、有料化のことについては。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　教育委員会関係につきまして３つご質問ありましたうち、まず初めに耐震化を含めた学校施設のリフォームの問題についてのご質問にお答えさせていただきます。給食センター関係につきましては、教育長のほうからご回答申し上げます。

学校施設の耐震診断につきましては、先ほどの主要事業のところでもご説明いたしましたが、当町ではすべてが診断対象でありまして、平成15年度から順次実施してまいりまして、今回の事業予算をお認めいただければ平成20年度で終了する予定です。その中で、３校の校舎につきましては、平成15年度に中学校を実施、平成19年度、今年度ですが、第一小学校、第二小学校の校舎の診断を実施いたしました。結果、耐震化の基準数値はＩｓ値というのであらわしますが、中学校が、以前もお話し申し上げましたが、0.57、第一小学校の西棟が0.68、東棟が0.81、第二小学校校舎が0.77という数値結果が出て、これは平均値でございます、１階から３階までありますので、その平均値なのですが、基準になりますのが0.7、0.7以下については耐震化の改修工事あるいは0.6か0.5でしたか、になるとつくり直しなさいというような、そんな基準の数値でございますが、今ご紹介しました数値でいきますと、当町の場合、中学校校舎が一番数値的には低いのです。0.7から遠いわけですけれども、中学校の数値が低い原因は、ご案内のように玄関の部分が空洞部分になっていますね。ピロティーというのですけれども、あの部分があるために数値は低くなっているということです。校舎そのものの耐力度からいきますと、第一小学校の西棟が低いということで、先ほど主要事業で説明させていただきましたけれども、耐震化に向けた改修に取り組む先駆けとしまして第一小学校の西棟に着手してまいりたいもので、そのための設計委託を平成20年度に計上させていただきました。

設計段階で耐震化といいますと、いわゆるリフォームは入っていないわけですけれども、ご案内のように、議員のご指摘は国道から見た外壁が何としても汚いというようなお話ですが、改修の中ではそういった部分も考慮していかなければならないことは十分承知しております。ただ、一小につきましては、やはり雨漏りのほうが心配な部分はあります。ですので、先ほども、繰り返しになりますが、耐震化のための設計といわゆるそういった老朽化のための改修の設計と、どの程度やるかというのは、やはり設計があって工事に入りますので、今年度設計して次年度以降工事に入るわけですけれども、どういった設計をするかにかかってくるわけですので、その辺は今後検討、相談させていただく中で、町の今後の財政計画を決める中で相談あるいは検討し、進めていきたいと考えております。

今、町長のほうから紹介しろというお話ですが、おかげさまで、長瀞中学校体育館、耐震診断の結果、耐震化の必要はありませんでしたが、老朽化による改修工事を実施させていただきまして、２月末日をも

ちまして大変きれいにリニューアルしました。３月14日、卒業式のご案内を議員の皆様にもしたところですが、大変きれいな体育館になっての初の卒業式でございます。どうぞ体育館のほうを見ていただきたいと思います。大変明るくなりました。ほとんどがきれいになりました。役場のほうから見ても、問題の屋根も大変きれいになりました。カバールーフ方式ということでかぶせてしまった屋根で、外壁もきれいになり、大変明るくなりました。ありがとうございました。

では、続きまして、給食センター関係のご質問のご回答を教育長から申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（村田六郎君）　給食センターの滞納のことについてお答え申し上げますが、皆さん方に大変ご心配いただいておるわけでございますが、今年度は本当に現在の所長が頑張ってくれまして、大分滞納は減らしてくれました。年が明けましてから、昨年の４月の時点で251万8,000円ぐらいの滞納額があったわけでございますが、３月１日現在ですか、155万6,600円と、こういうふうになっております。このうち、過年度分の滞納者が昨年の４月には49戸あったわけでございますが、これが34戸に減っております。それで、19年度の滞納者が３名、３件といいましょうか、これが８万7,500円ございます。こういうふうに大分減らしてくれました。

これも、実は私、５年間で４人のセンターの所長と一緒に仕事をやったわけですが、反省してみますと、ずっと古い時代にちょっと保護者と人間関係を壊してしまったような例が多かったように思います。したがいまして、その後の所長等も、滞納整理に伺っても、前のことを言われたりなんかして、なかなか応じてくれなかったということもあるのです。それでも何でも、いただけなくても順次通い詰めたなんということもありました。そしてまた、議会の皆さん方の決議もいただきましたし、社会的な後押しもいただきまして、保護者の方も何とかしなくてはという気持ちになってくれたのだと思います。しかも、今の所長は本当に一生懸命やってくれましてこんな結果になっております。

それのやり方といたしましては、当然のことなのですが、毎月、引き落としができなかった家庭には即座に電話等で連絡し、またそれに応じてもらえなかった場合には、学校さんを通じまして、書面でもってお願いをしております。そんなこともありますものですから、今年度は３名の方だけになっております。したがいまして、額的にはそういうわけで、昨年の４月から100万円近く減少させることができております。このやり方をこれからもやっていければ相当今後も減らしていけるのではないかと、そういうふうに思っております。

それから、続きまして、給食センターの調理員さん方の雇用の関係でございますが、19年度の途中から委託事業ということで業者さんにお願いしてきたわけでございますが、その結果は非常にうまくいっているというふうに所長のほうからは報告をいただいております。したがいまして、当分はこのやり方でお世話になっていくのがいいのかなと、長い目で見ますとどうなのかわかりませんけれども、当座はこういうやり方でお世話になっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　観光協会のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

この厚いほうの白いほうの予算の80ページ、81ページ、それから83ページ、ここに観光費ということでもってまとめて載っかっておるのですけれども、昨年3,451万3,000円と、ことし大分減額になったのです

けれども、それでも1,900万の観光費としての予算計上がされているわけです。

内容を見ますと、観光協会というのはだれがやっているのかなというので、非常に問題があるような感じがいたします。委託料の内容を見ますと、これは本当に町がこれだけ負担しなければならないのかなという感じ、それからその後の負担金及び補助金のところで、観光協会の連盟の会費だとか、その後の秩父観光協会の会費及び負担金、彩の国のふるさとのという、こういうあとの関係の負担金なんかは全部町が負担しているのです。そして、観光協会の補助金が180万、それから船玉まつりの実行委員会の補助金が213万円、これは花火を上げるために必要なのだよということですけれども、実際に商工会のほうでも、花火が上がらないから頼むよというのでいつも募金をしているわけです。それが約300万ぐらい、観光協会の人が集めるよりも多い金を集めているぐらいで、花火にも応援しているのですけれども、内容的に見ますと、このほかに職員が３名ついているという話を聞きました。えらい負担を町がしているわけですけれども、観光協会の方々は負担してもらっているという考えはないのだ、あくまでこれは町がやっていることだからというようなことで逃げられているのですけれども。

さて、町長にお伺いします。町の観光協会というものと町の観光課というものの体質の問題があるわけですけれども、最近いろんなことで商工会のほうで、ボランティアガイドとか、あるいは情報の一元化というようなことで相当コストをかけております。しかし、それはうるさいような格好でもって受け入れられているので、どちらかというと町が真ん中に入って何とかしてやってくれよというような感じがするのです。そういう意味では、ぜひ、町の姿勢が観光協会に対して浸透していないといいますか、これだけを助成したり、あるいは町が負担しているということに対して、これからもどういうふうにやっていきたいのか。

既に秩父市では、こういう市の観光協会に対して、市がやってはならないということで分離されておるわけです。これは条例にもあるようなことで、皆さんもご存じでやっていることだと思いますけれども、今すぐになくせば大変なことになって、それこそ長瀞町の観光がついえてしまうよというようなことで私たち聞いております。しかし、実際にはいつまでたっても、町の行政の中の一環として仕事をしていくのか、どのような方針でもって皆さんにこれを伝えてやってもらえるのか、その辺は、上の商工総務費が840万円、そのうち商工会の補助金としては500万というような中でやっている内容から比べると、余りにもおんぶにだっこの状況が続いておるというふうに感じられます。その辺ひとつ、参事及び町長、お二人にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　おっしゃるとおりの部分がかなりあって、私たちもこのことについては非常に大きなテーマを背負っているというふうに思います。長瀞町は観光地ということが大きな売り物になっておりまして、そういう意味では、例えば花火の寄附等にいたしましても、去年が1,000万を超えたわけです。それは、やはり私たちも含めた大勢の人が協力をして寄附金を集めているということがあるのです。

前から私申し上げているように、観光業者の意識の希薄というのはひしひしと感じているわけでありまして、町で手を引いてしまうと、問題が、恐らくしぼんでくるような形の大きなことになるだろうというふうに思っておりまして、今言ったように地域整備観光課で職員をつけて協力をしております。しかし、これは長くは続きません。ですから、新しい年度から少しずつ引けるところを引いていくということ、商工会と比較するとかということを私たちは考えたくありませんが、商工会の会長がいるから言うわけではありませんが、非常に近ごろ頑張ってやっていただいているなという思いがあって感謝しております。

それと逆に、商工会のほうはおんぶにだっこということは確かにあって、しかし、私たちはこの長瀞町というのを、一番大きなテーマというのはやっぱり観光でお客さんを呼び込むということが大切なことだというふうに思っておりますが、このことは先ほど申し上げたように、これからはだんだん町のほうから手を放すと、それで観光業者の中で例えば事務的な仕事をやってもらうと、観光案内所のことも、ことしその問題を提起いたしました。そういうことを含めて、実際はできるとすれば、商工会と一緒にやっていただくのが一番いいのではないかなと思いますけれども、急には方向転換ができない、イージス艦みたいなところがあるのです。ですから、そういうことも含めてこれから真剣にこのことは検討していく、20年度が第一歩だろうというふうに思います。ですから、ご指摘のことは重く受けとめさせていただいて、私たちも観光、例えばえんでんべえも、観光協会がやっているのかと思ったら、商工会がやっているということがよくわかりました。ですから、そういうことも含めて、側面からの、援助に甘えているという形は払拭していかなければ、町の財政ももちませんから、この辺はご指摘のとおりだというふうに思い、しっかりやっていきたいと思います。助言をいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　ほとんどの話、町長がしたと思うのですが、私の立場としては、課長担当を通して観光協会のほうに自立を促しているところなのですが、当然、協会長、副会長等の耳には入っていると思うのですけれども、議員お考えのとおり、なかなか自分たちで立ち上がるというのですか、そういう姿勢はまだ見えないところでございます。ただ、観光協会の事務局を町がやっているというのは違法だということは、先ほど野原議員がおっしゃったとおり、重々承知していますので、徐々に解消していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　今観光案内所の話が出ましたけれども、実は、えんでんべえの人たちの拠点として案内所を何とか使えないかなということでお話しさせていただいておりますけれども、観光協会のほうではあそこが一つの拠点ということになっておるわけでして、ここに書いてありますとおり、業務委託料も入ってくるのです。それと、モニュメントの運営管理料ですか、こういったものもいろいろあってなかなか手放せないという環境にあるようですけれども、私からすると、職員の一人をあそこへ派遣してもらいたい、それで観光課の出張所にしてもらいたい。そうすれば、職員の分はあくわけですよね。少なくとも人件費的には、そう言っては悪いけれども、予算が減ってきている中で人がそのままだという意味では、ぜひそういった意味でも、自力でもって観光協会に対して、予算執行のことについては役場でやってもらうということのほうがいいのではないかと思う。そういうことによって、私たちは遠慮なくえんでんべえの人たちに使う方法を提案できるわけなのです。そういうことで、ぜひ、予算というものが昨年から比べると1,500万も減ったということは大変努力されておるというふうに思っているわけですけれども、これからもなお削らなければならない部分があると思います。ひとつ研究していただいて、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　１点お伺いいたします。

宮沢簡易水道統合事業負担金、ここに727万ですか、ございますが、これは何年か前に統合するという

ので始まったことだけれども、これはどんなふうな関係のあれなのですか。それをちょっとお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　染野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

宮沢簡易水道の整備費負担金につきましては、宮沢簡易水道そのものが引き継いだときに大分老朽化していまして、管のいけかえだとか、そういうのを水道企業団になって実施していますので、長瀞町として応分の負担をするということを、引き継ぐときの協定書かな、交わしているのですけれども、それの宮沢簡水の協定した、整備していただいた分の負担金です。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　前、野口議員か、あのころの宮沢関係の組合長をやっていて、そのときの組合の幾らか積み立てとか、そんなのもあって、そういう関係のはもうまるっきりないということなのですか。組合積み立てが宮沢簡水に。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　宮沢簡易水道組合につきましては、町が管理していなかったという部分がありまして、今議員さんおっしゃったように、貯蓄があるだとか、山を持っているだとか、そんな話を聞いたこともあるのですが、引き継いだときには、各家庭の給水メーターというのですか、給水メーターを宮沢簡易水道が全部新しくしてくれまして、それ以外のことは、ちょっとお金があるかどうかというのはうちのほうは把握しておりません。ただ、引き継いだときには、そのまま施設を無償譲渡というのですか、していただきましたので、長瀞町を経由して当時の皆野・長瀞水道企業団、そちらに引き継いだという経緯がございます。したがいまして、宮沢簡易水道組合が現在も当時もどの程度の資金というのですか、あったかというのは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　それで、おれも下水道議員のときに、そこの管を布設するというので、３億だっけ、借り入れしましたよね。それは３年ぐらいたちますか。町長、ちょっと聞きたいのだけれども。そういうときに、例えば……

〔「どこが借り入れしたの」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　だから、宮沢簡水のときに３億だか借り入れしたでしょう、水道企業団で。２億5,000万か。それで、そういう統合するのには、管を布設するとか、いろいろこうだというのは、本当にどうしても必要なのだからと、そういうある程度の余分な、そういうときにまるっきりその銭が全部終わってしまって、また町で持ち出しするとか、本当に、やってもらうのはいいかもしれないけれども、どういうもの、そういうときには幾らかお金があれば、何でもかんでも町で、目いっぱい使ってしまって、また年じゅう町で持ち出しなんというのでは切りがないよね、はっきり言って。本当、切りがないよ。

それで、どういうのですか、水道、何軒ぐらいあれですか。失礼ですが、今の宮沢簡水が統合して、今までの組合の人がいて、どのぐらいの料金を上げているの。それで、どういう水道料金だか、ちょっと聞きたいのだよ、いい機会だから。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたしますが、具体的な数値については今持っていませんので、水道企業団のほうから問い合わせて後で連絡をいたします。

ただ、宮沢の水道と、当時野上町といいましたが、前の根岸助役のときだというふうに覚えておりますが、町で金が出せない、とにかく30万しか出せないで、宮沢に水道をやってほしいということで宮沢が受けたということがスタートだそうです。とにかく、二百何十軒だか四百何十軒だかよくわかりません、はっきりした数値は後でお示しいたしますが、そういうところで、例えば高砂団地、あの辺まで全部水道が来ていたわけです。それで、だんだん地下水が枯渇していって、水源がなくなってきて、渇水期に水が足りなくなったという事実があります。その前に、瀧上町長のとき、それから松本町長のときにいろんなトラブルがあったようであります。それは私はよくわかりませんが、そういうことの経過を経た上で水道事業をやってきたという長い歴史があります。それは全部、今私聞いてみましたら、地域の人たちが無料で仕事をやっているのです。報酬を全く受けないでやっている人たちが水道を管理して維持してきたわけなのです。それで今日の宮沢簡易水道があったわけで、その労力については非常に大きな功績があるだろうというふうに思っています。

それで、前の野口清議員が組合長というか、責任者をおやりになったときにいろんな話が出て、いよいよ水がなくなったのでという話が出ました。向こうから言ってくるまでは、私はそのまま放置しておりました。こちらから言うことはしませんでした。それで、そのときに向こうの条件としては、全部水道メーターを取りかえて新しいものにする、１つ７万幾らとかかかるわけです。恐らく何千万という金がかかっているはずなのです。だから、そのお金は持っていたのだと思いますが、それをかえるから引き取ってほしいというお言葉をいただきましたので、その長い実績と功労を私たちは評価をし、そして水道メーターをつけていただくということで、それ以外の条件はつけませんでした。そして、私たちのほうで無料でその施設を全部お引き受けしたわけでございます。その具体的な数値についての計算は多分ないと思いますが、試算としては相当なものがあるだろう、ただ、老朽化している本線について、そして埋設してある管が私有地を通っているという部分があったようであります。それはやっぱり、私たちがお受けするということについては、それを全部修正したり、新しい管にしなければならないということで、たしか３億幾らという試算が出ました。だけれども、それは実際には２億5,000万円ぐらいでおさまっているはずであります。19年度で全部工事が終わって、それを正式に皆野・長瀞上下水道組合で引き受けるということになるはずであります。

○議長（大島瑠美子君）　染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　だから、一応、水道を、この宮沢簡水に関しては大体わかって、持田議員というのも、一応野口議員の前に組合長をやっていて、大変骨を折ったなというのは聞いています。

それで、統合したからには、今度は、今ではなくていいのだけれども、後で宮沢が何軒あって、それでどのくらいの水道料金を使っているぐらいの、それくらいは聞いておかないと……

〔「はい、後で提出します」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　何かしてください。忙しいから、どんどん。

○議長（大島瑠美子君）　齊藤實君。

○４番（齊藤　實君）　私は、前、野原議員からもお話があったとおり、要するに委託金についてですが、これはざっと調べましたら、合計として２億8,773万ぐらいあるわけです。その中に、実は新しくできた委託料、あるいはまたこれは改善できるのではなかろうかというような委託料の問題についてちょっと質

問をしたいと思います。これは一覧を見ても、改良されていないものですから、それについて、どうしても改良しないとこれは減らないわけですよね。前年から見ればふえているのです。それではまずいと思うのです。そういう観点から質問をさせていただきます。

まず、一般会計予算書の41ページ、簡単な見直しのできるところからちょっと申し上げたいと思います。役場清掃作業委託料、環境衛生管理業務委託料、新しくこれが公有財産管理システムデータ委託料、それから47ページ、これはさっきダブったこともありますが、土地台帳のこと、この３つ、新しくなっていますよね。長瀞町航空写真撮影の、これもそうです。この３つ。

それから、55ページ、高齢者福祉、介護保険事業策定業務の委託料、またこれも新しいやつですね。長瀞町の障害福祉計画策定業務委託料、またこれも、次も次世代育成、これもありますね。額にすると相当いっています。

それから、65ページ、これは小さいことですけれども、岩畳の清掃作業委託料、それから81ページの、これはさっき言った、これも渡辺さんとダブるのかな、公衆トイレ清掃作業の業務の委託料、観光案内所整備の委託料、観光案内所業務委託料、それからモニュメント、この問題。このモニュメントなんというのは、大して必要がないと思うのだよ。

まだまだ、それから89ページ、町営住宅の作業の委託料、こういう委託料と除草管理の委託料、また最後になりますから、113ページ、給食業務の委託料、学校給食派遣員の、これはさっきのことですよね。委託料、どの程度の人が来てどの程度働いてくれるのかというようなことです。

以上、私も幾つかわからないけれども、相当数あって、１つのものを、こういうものを一つ一つ見直していかないと委託料は減らないと思うのです。やはりその辺を基本に考えないと、小さいところだからいいのだということでなくて、小さいところから見直すということは町長もよくおっしゃっておりますので、小さいところからやはり見直し、そしてよりよい財政を運営していくというのが大事かなと思いまして、今回はとにかく全部書き出してみました。どのくらい委託料があるのか、全部あります。総務費で4,800万、民生費、衛生費、すべて書き出してみたのですけれども、相当数のやらなければだめなものがあるわけです。

それで、その中にもまだ、補助金でもそうなのです。いろいろあります。先ほど野原議員もおっしゃった補助金の問題、これも観光、これについても、長瀞町観光協会の補助金が、先ほど言ったとおり、そしてあと長瀞町の船玉祭、権田山とか、いろいろなものにひっくるめますと3,000万もいくわけです。そんなふうな中で、町の商工会に対するのはたった500万、そういうことで、その辺もいろいろ含めた中で、私の意見はそうなので、これを一つ一つ答弁しろといっても大変かもしれませんけれども、その辺を含めたご答弁をお願いいたします。まず、41ページあたりから言ってくれる。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　先ほどの質問の総務課のところの関係でございますが、役場清掃作業委託料につきましては、以前は全部シルバー人材センターにお願いしてやってもらっていたわけなのですけれども、ここ数年は、トイレの清掃等については、職員が毎日、日直が清掃するというふうなことを続けております。それから、役場周辺の除草等についても、以前は植木の手入れとあわせてシルバー人材センターにお願いしていたところですけれども、今は職員のほうで除草についてはやらせていただいています。しかし、この辺もさらに段階的に職員が対応していきたいとは考えておるところなのですけれども、事務室を中心に清掃するということは時間的にも可能なのでしょうけれども、会議室とか全体のスペースというのがか

なり多いので、全部をやっていくというのはなかなか難しいかなということを思っている次第でございます。

それから、もう一点の環境衛生管理業務委託料というのは、こういう施設になってきますと、ビル管理法で衛生的な面の委託をしなくてはならない部分がございますので、そういうものはどうしてもかかってしまうということで、ただ、この中にはガラスの清掃だとか、そういうものも含まれているので、回数を減らすとかということで今までも削減のほうは努めているところでございます。

それから、（新）で、新しいあれで公有財産管理システムデータ入力業務委託料ということでございますが、これは公有財産の適正な管理を行うために必要な管理システムを導入するものでございまして、この管理システムの導入に当たっては、町の名義になっている土地や建物をすべて抽出して、台帳への未登載物件の発見や錯誤の是正が図られるということで実施したいと考えております。これは、管理の面については、これまでは所管各課ごとに財産の台帳の簿冊をつくって管理しているのですけれども、これを電子化することによって一元的に管理して、適正な数量だとかそういうものを把握していきたいと、管理していきたいということで考えているものでございます。

ほかの総務のほうの委託につきましても、業者のほうと交渉したりして、かなり毎年削減していくよう努力しておりますので、これからもそういうような形でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　それでは、委託料のことにつきましてまとめてお答えを申し上げます。

今、齊藤議員がおっしゃることも私たちもよくわかりまして、私も議員のときにこの質問を何回かしております。ただ、一向に減らないという事実があって、今聞いてみましたら、例えば学校給食職員のあれを委託していますよね。あれは、町で当然職員を臨時で雇ってやるべきものが、なかなかいい人が集まらないということで、学校給食を停止するわけにいかないと、そういういろんなことについてみんな一つ一つ、私も中へ入ってみるとわかったのですが、委託せざるを得ないような状況があります。しかし、今年度１年かけさせていただいて、もう一度、私たちも、私も中に入って委託料の再検討をいたします。そして、減らせるものと減らせないものというのを峻別して皆さんの前に提示をする、そしてこれはどういう理由で委託料が減らないのか、委託せざるを得ないのかについても、ただ、ここに全体が出てきて２億幾らということを言われると、すごい数ですから、予算の１割ということになってしまうのです。それは私も前から考えていることですから、皆さんのご指摘のように、１年間かけて、参事も含めて、課長会議等々を開いて、減らせるもの、減らすべきもの、それからできないものについて仕分けをして、今年度中に皆さんにご提示することをお約束します。そして、皆さんのご理解がいただけるかどうかということになると思います。そんなに金額が、よかったなというほど減ればいいのですけれども、なかなか減らないだろうというふうに私は今思っておりまして、しかし、そういうふうに考えてやったのではだめだろうというふうに思いまして、これは職員のほうでもいろんな忙しいというふうな思いはあると思いますが、私のほうからその指示を出して、それでやってもらうようにいたします。そして、皆さんのご理解がいただけるかどうか、もう一回改めて結果を提出して、20年度のうちにその数値と、それからできるもの、できないものの峻別をいたします。そして、皆さんにご提示することを約束いたします。

○議長（大島瑠美子君）　齊藤實君。

○４番（齊藤　實君）　いろんなことを一遍に言ったのですけれども、町長さんにそういうふうな全体を見

た中で今度見直すという言葉をいただきました。ぜひこれを一つ一つ、また私の言ったことも見直していただいて、小さいところからひとつ予算組みも考えていただきたい、そう思いますので、次のときは期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後３時５６分

再開　午後４時１０分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、３点ばかり質問をさせてもらいます。

平成19年３月議会において、私は長瀞まつりあるいは桜の咲いたときにマラソンをいかがかという質問をしたところ、町長の答弁で、平成19年度のテーマとして、新年度になったら考えてできるかという答弁でした。

そこで、今、新年度の予算が出てきた中で、まず、特にこの町は、参事３人制度にして風通しのいい町ということで質問をさせていただきます。７ページの町民福祉課の成人健康の予算、それと10ページの桜管理の予算、13ページのスポーツ振興の予算、いろいろ事業を組み入れている中で、例えば町民と観光客が互いに楽しめる美しいまちづくりという長瀞プランのテーマがある中で、健康を管理するウオーキング、桜の花等を見る事業とスポーツで桜マラソンのような、そういうテーマを持って使っていただければと思い、発言をさせてもらいます。

それから２点目、災害について、６ページの備蓄品について、去年と同じに予算をとってあるようです。そこで、昨日、一般質問でもさせてもらいましたが、備蓄品がどこに管理されているかということも踏まえて、事業をスピードを持って取り組んでもらいたい。

それから３つ目、町長が、公園や広場でも安心、安全なという言葉を添えて、非常に一生懸命、今考えているところなのだと思うのですけれども、12ページの学校の問題で、私は前にも発言させてもらいましたが、特に一小の玄関は本当に無防備なので、安心、安全という立場から事業に取り組んでもらえればと、この３点なのですけれども。特に今まで、私も本当に議事録をいろいろ見ると取り組みが遅いような気がするので、この20年度がスタートするに当たり、いろんな事業、すばらしい事業を考えてもらっているので、スピードを持って１年間やってもらいたいと思います。その３点をお伺いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　一番先にご質問があったマラソン大会のことなのですが、私もお答えしたあれがあったものですから、道路形態とかそういうのを検討してみました。やっぱり、秩父郡でやるというとき、特に長瀞の場合は通過地点になっておりまして、道路を閉鎖するというのは非常に難しいという話なのです。どこにどういうふうにするかという具体的な計画までいかなかったのですけれども、国道、それから長玉線というのを使ってどういうふうにルートができるかなということになると、意外に小さな町に大き

なエアポケットみたいなのがあるわけで、例えば５キロとかというようなことであればそんなに難しくないのかなと、ただ、10キロとかということになってくると、よその町まで行かないと、マラソンができる、よその町へ行ってもいいのだと思いますけれども、その辺について壁に突き当たってとまってしまいました。

皆さんからご提言があれば、もう一度それは検討してみたいのですけれども、さくら祭りというのは、関口議員が一生懸命やってもらっているので、ありがたいなと思っていますが、そういうものとの総合的ないわゆるイベントというのは確かに必要で、実は16日に荒川下流フェアというのがあって、そこへ私たちも行ってどういうことをやるのか見てきます。マラソン、10キロ、５キロというのがあるのです。とても長瀞町ではマラソンは不可能、秩父地域でのマラソンというのは不可能に近いという話を聞きました。交通整理に、東京との知事みたいに強引に東京の真ん中を半日交通をとめるようなことができる力のある人がいればいいのですけれども、我々にはとてもそれだけの力がありませんで、そういうことから考えると、走ることの、３キロぐらいでいいのかなという話になると、やっぱり集まる人というのは最低でも５キロというようなことになるらしいのです。その辺がちょっと壁に突き当たっていまして、またご提言をいただければ、この辺も花の時期にできるといいなという思いがありますが、非常に駆けることについては障害が多いということでちょっと頓挫をしております。その辺もご理解をいただいた上で、またお互いの意見の調整がとれればありがたいと思っておりまして、そういう状況で、まことに残念ですけれども、今のところは前に進んでおりません。一応警察とも交渉した経緯がございますが、正式な交渉ではなくて、会ったときにどうですかと聞いたら、いや、ちょっと難しいねという話で、そのままになってしまっておりますので、これもまた改めてではなく、復活ができるかどうか考えます。

桜の時期にといっても、桜の時期って非常に難しい時期ですよね、花が短いという。そういう中で、イベントをやるというのを、大勢の人を集めるということの難しさというのをつくづく感じました。言いわけをするようでまことに申しわけないのですけれども、そういう状況でとまっておりますので、また改めてご提言があればお受けしたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　災害時の備蓄品についてお答えいたします。

災害時における非常食、毛布等を備蓄しておくことにより、避難者等に対し初期の対応が図れるということで備蓄品は必要でございます。備蓄品につきましては、基本的に県や日赤の備蓄品の援助を受けるとともに、最低限の数を確保するということで計画的に備蓄していきたいということで、20年度も、19年度と同額ではございますが、計上させていただいております。きのうも一般質問でお答えいたしましたけれども、毛布だとか非常食あるいは飲料水等について購入していければと考えております。また、保管場所もちゃんと確保して、それらがどこにあるかというようなことも職員のほうには周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　それでは、先ほど渡辺議員の質問の中で学校施設の耐震のところでお話ししましたが、第一小学校の玄関回りの間取りについての改修につきましては、第一小学校の改修項目の中には上げてあります。ただ、それがすぐするかしないかはまた別なのですけれども、改修項目には上げてございます。今後の取り組みの中で検討してまいりたいと思います。

それと、先ほどマラソンの話がスポーツ振興との絡みで出ましたが、前回の議会で出たときに、今マラソンの時期ですよね。いろいろな大会もありますので、うちの職員なんかもほかの町でやる大会に参加したりとかという話題の中で、昔、長瀞もあったのでしょうか、何かそんな話もあって、何で天下の長瀞で、こんな景勝地で、ないのだろうねという話題になったときに、コースどりが難しいのではないかというのがちょっと話題に出ました。確かに国道と県道しかないので、国道をストップしては無理だろうなんて、そんな話題はあったのですが、そんなこともなくなってしまった理由にはなっているのではないかななんてちょっと思いましたので、今、思いつきで申しわけありませんが、発言させていただきました。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　最初の町長のマラソンの件なのですけれども、細かいことはともかく、例えば国道、県道というのが、今次長も出ていたのですけれども、長瀞にも宝登山のロードレースが、私が小さいときに、秩父で、小学校のときに、宝登山のロードレースに出るとクレパスがもらえるというので、本気で選手になるように頑張って、長瀞がずっと続いていたのだけれども、やめてしまったというのもあります。

私が言うのは、マラソンといっても、そんな大げさなマラソンでなくていいのです。ウオーキング、健康を重視する意味も含めて、その３つが手を携えて大会を開く。例えばきのう言った、身体障害者の人も参加ができるような、桜が咲いている下を、北桜通りですか、あれを長瀞駅あたりの、そのぐらいなコースでも、散歩でも何でも、桜が咲いて健康につながる、そしてそういうイベントをやることによって、顔が知れて話ができて、本当の災害のときにいろんな人がわかるのです。だから、これはマラソンといっても、そんな大げさなマラソンではなくていいので、予算の中でも本当に切り詰めて３つが力を合わせるようなことになるのだと思うのです。この施策を見ると、いろいろ皆さん事業を考えて予算どりしているので、急にマラソンだの、そういうレクリエーションに使えといっても、ほかのとりっこの分もあるでしょうから、地域整備、町民福祉課と教育委員会あたりで、そういう桜が咲いたときに散歩をするなり、マラソンしたり、いかがですかと言っているので、そういうことで、ぜひ顔がみんなで知れて、例えば町長とそういうところで行き会えば簡単に話ができる、あるいは役場の職員が参事と話できるチャンス、めったにないので、そういう大会でも開いたときに一緒になって走ってもらえれば、みんなが喜んで話しして、もっといろんな意見が出てくると思うのです。そういう意味で私は言っていますので、これから戸田のマラソンを見に行ってくるのだと思うのですけれども、それを同じようにできるかなと考えると、長瀞では多分できないと思うので、長瀞は長瀞用のできることをやって、その３課が、参事３人制度が風通しがよくなるのだという町長の言い分なので、本当にそういう力を合わせて、予算もとれた、大会もできた、町民と観光客が喜んで美しいまちづくりができた、これを20年度の今度の新年度で１年間練って、来年度でも構いません。そういうことでちょっと力を合わせてもらいたいと、そういうことです。

それから、災害について、総務課長、ぜひ進めてください。きのう、あなたがここで発言して、無防備だったというのは本当に勇気ある発言です。そこでとまるのではなく、ここからスタートで、その備蓄品がどこにあってどうだというのがはっきりわかるようにぜひお願いします。

教育委員会の安心、安全というのは、今、いつできるかというのがあるので、私あえてこれは発言しているので、できれば早く、第一小学校は入って玄関から職員室に行くまでの距離、本当に長くて、あれを右に曲がらないで左へ曲がったらもう子供のところなのです。だから、改築するときに一遍にやるというのはわかるので、それはそれでも結構ですので、頭に入れておいて、一日でも早く安心、安全な学校がで

きるようにお願いしたいと思いますが、町長、代表でそれをお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　新年度の予算のときにいろいろご提言をいただきます。それで、私もこれは反省なのですが、議会が終わって予算が通ってしまうと、その予算の執行に夢中になっておりまして、減額をするとか節約をするとかという話はしょっちゅうしておりましたが、なかなか検証するというところまでいきません。それで、それは皆さんの貴重なご意見がいっぱい、きょうこの予算審議の中で希望と期待を含めた意見を出していただきます。今新井参事とも話したのですが、この議会が終わって、新年度に向けてスタートする前に一度、きょうの皆さんのご意見を集約します。課長、参事等々の会議を開きまして、それでこういう提言があったというのをまとめます。そのまとめたのを、ではどういうふうに計画を立てるか、これが本当にできるのか、できないのか、可能なのか、可能でないのかということも含めた提言を検証してまいります。それを半年ぐらいの間に仕分けができるといいなと思っております。

今の関口さんのご提言でいうと、私は、南桜通りを、合併の特例債を使うというのはあそこだけに考えて、あそこを秩父鉄道から買い受けて町道にして、あそこを散策道にしたいという思いがありました。両方をふさいで車を通さない、10時から３時半までというような、そういうことができるということなので、それを期待していまして、それができませんので、今それにかわるべきものという、走るとかそういうことではなくてもいいということであれば、一つのテーマになりますから、そういうことも含めてご提言をまとめます。それで、まとめた上で、例えば委託料の問題も、できるものとできないものというのをちゃんと仕分けをして、来年度までいかなくて早くできれば、それをまた議会のときに提出をして、何だ、これはできるではないかという、またご指摘をいただいたらそれを検討する、それでたとえ10万でも100万でも減額をするということが私たちに課せられた大きな責任だと思うのです。ややもすると、議会が通ってしまうと、ほかのことで、さっき言ったようなことで夢中になってやるということになっておりまして、これも私の責任だというふうに思いまして、今反省しておりますが、齊藤議員のこともそう、関口議員のこともそうですけれども、皆さんからみんな貴重なご提言をいただくわけで、それは町を思う気持ちが私たちに投げかけていただく大きなテーマだと思いますから、これを予算が通ってしまったからいいやということをやらないように、今年度から心を新たにして、それで皆さんにご指導いただきながら、まちおこし、それから予算の減額、そういうものをしっかりやっていかないと、いずれそういう問題をしっかりやってきたところが生き延びられるのだというふうな思いをきょうは新たにしました。

ですから、ご提言は重く受けとめさせていただき、きょうが終わったからよかったと安心を今までしてしまっていた部分が私にはありました。そうではなくて、それを今度はどういうふうにして、実際のことに、みんなが見えるようにしようかということをやるのが我々の仕事だというふうにつくづく反省をしたわけで、これからあと会議が多くなると思いますが、そういうことも含めて検証をしながらやっていくということをお約束いたします。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　私は３つぐらい質問させていただきます。

上長瀞の駅の前のところに、長瀞町で道路をつくりましたね。まださくがしてあって通れないようになっていますが、その下も何か工事をやり出したような形跡があるのですけれども、あの踏切を通って向こうへ行けるのはいつごろになるのですか。

それと、そのときに、あそこの入り口、要するに国道からの入り口のところに看板ができていますね、

珍しい看板が。大型車は通っては困りますよ、バスはいいですと書いてあるのだよね。あれ、おもしろい看板だよね。それで、その辺のことから、あれがいつ通れるようになって完成するのかいなと、町で先行投資で投資をしたわけですが、早く通れるようにならないと何の役にも立たないと、金を使っただけで損だという、簡単に言うとそういう話になります。それが１点。

それからもう一つは、先ほども出た固定資産税の評価替え事業の中で、航空写真を撮って云々ということをしきりに言っているのですが、航空写真が、何か先ほどの答えによりますと昭和63年から撮っていますと。昭和63年というのは、私よくわかりませんが、たしか64年が平成元年だと思いますから、約20年ちょっと超えているわけですね。３で割ると７回ぐらい撮っているわけですけれども、そういう写真をベースにして積み上げていっていれば、３年に１回、必ず航空写真を撮らなければならないのか、これは法的に撮らなければならないのかどうかわかりませんが、そういうことを積み上げていって、あとは土地の面積はそんなにふえるわけではないですよね、長瀞町の面積は。縮めばって、ふえることはないと思うのです。例えば川で水が流れて土地が減ったというのは多少あるかもしれないけれども、そんなに土地がふえていくことはないと思うのです。

ですから、これだけお金をかけないと、後からどうなった、変化が追いかけられないのかどうか。何か新しい方法を考えるとか、そういうことをやって業務改善につながっていく、私は議員になったときから業務改善のことを言ってきました。それで、そのころは、いろんなご提言をいただいてということで、町長が今言ったような答弁は聞いていますが、何だかんだいって私も５年たちます。それで、いよいよ危機感を本当に感じてきたのかなというふうに思っていますが、そこのところで、先ほど町長の答弁の中に会議を開いて云々という言葉が一つありまして、それは課長、参事はこの席に全部いるわけですよね。この中にいない課長はいるのですか。ここの議場に参事と課長はみんないるわけですよね。それで、そこから先が、町長、一番問題だと思うのです。ここの会議に出た人は、いろいろ我々が言っていることを直接聞いている。だけれども、出ない人は全然聞いていないわけですよね、いろいろな議員がみんないろんなことを言っているのだけれども。

それで、きのう私が一般質問で言ったときに、そういう改善の方向性に向かって全部底辺まで浸透している、底辺という言葉は非常に悪いですけれども、一般職員の先まで全部浸透しているのかということを言ったら、その辺はちょっと答えがむにゃむにゃだったですよね。ですから、改善をやるのにはトップダウンでやるということはさんざん私言ってきました。町長もそれをやっと認識したようです。ですけれども、一番下の人までずっと全部浸透させないと、課長と参事を集めて会議をやって、そうすると、町長の言ったことはそこの人まではきっちり聞くのです。その下の人は、今度は課長が言った、参事が言ったになると、また同じことを言ってらいという話になるかもしれない。ですから、全体をきっちり集めて、こういうことをやるのだよということを、同じレベルの方向に全部持っていくということをまずやって、それからいろいろ絞っていくほうが私はいいと思います。ぜひそういう方向で改善をしてください。

３つ言わせてもらいましたけれども、それだけです。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　村田議員のご質問にお答えいたします。

上長瀞駅前にできます幹線９号線、こちらの道路の開通の関係でございますけれども、こちらの道路につきましては、直接道路の管理をつながるところでやっております、国道を管理しています秩父の県土整備事務所と、あと上長瀞停車場線、こちらも秩父の県土整備事務所が管理しておりますけれども、それと

交通のほうの規制を担当しております秩父警察署並びに埼玉県の警察本部、そちらのほうと長瀞町も含めて会議等を行っておりまして、その会議の中で、今現在だと停車場線のほうがまだ広く改良されていない状況でございまして、そちらのほうが改良ができるまであけないでほしいというふうな県の警察のほうからの指導がございまして、今現在あけていない状況にはなっております。停車場線のほうは、今後工事のほうを順次やっていくということで聞いておりますけれども、一部民地のところがどうしても土地交渉がちょっと難航しているところがございまして、そちらのところも含めて今工事ができればいいのですけれども、今の状況だと工事ができないというところがございますので、状況がまた変わるということもありますので、再度その辺のところは警察のほうと詰めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、大型バスはオーケーですけれども、大型車はちょっとだめというふうなご質問なのですけれども、それにつきましても警察本部のほうの指示がございまして、大型観光バスが入れるような形で道路整備しておりますので、大型のバスのほうは途中に観光施設がございますので大丈夫なのですけれども、大型の貨物車となりますと、やはり大きな通り抜けの貨物車が入っていく可能性等もあるということで、そちらのほうについては進入のほうは禁止をさせてもらいたいということで、そういう形をとらせていただいているということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　航空写真のご質問でございますが、一応、航空写真と土地家屋現況図修正業務というのがございまして、それによって適正な課税を実施するにどうしても必要なものでございます。分筆とか、また航空写真でないと、寄居町だとか皆野町の関係の境だとか、実際、寄居町も撮っておりますし、皆野町も撮っております。そして、その中でまたゴルフ場だとか、今ゴルフ場なんかも、ゴルフ場用地だとか、森林に木を植えた部分の森林部分とかゴルフ場部分とかの分けるときにも、上から見た図が大変よくわかるのです。下から見ると、どの辺まで、森林部分とゴルフ場の木の部分だとかということなんかもそれによって具体的にわかってくることもあります。

それと、先ほどありましたけれども、地方税法のほうで第408条で実地調査に関する規定で、１月１日現在については調査をしなさいということなので、実際のところ、すべて職員で回るとなると、必ず分筆、実際、平面で見たときとどの分筆が、結構分筆されていて、どの土地がどうなっているのかというのも、土地家屋現況図とかのやつを見てやっていけばわかるのですけれども、通常ですとなかなかその辺がわからないというところもあります。

それと、この予算につきましては、今年度についてはまだわからないのですけれども、平成18年までですか、交付税措置をされるような国からのしているということで、国のほうからもこういうことで適正化を進めてもらいたいということで、資産評価室長からも、先ほどお話ししましたけれども、指導、通知がありまして、それに向かって少しでも正確な課税ができるようなことで努めてまいりたいと思うので、よろしくお願いしたいと思うのですけれども。

法律のことなのですけれども、航空写真という具体的な法文上はないのですけれども、１月１日現在における現況を正確に把握することということが適正に課税するためには必要なので、そのためには莫大な量に上る土地を限られた時間内で見るのは、航空写真を活用した固定資産の現況調査を推進しなさいということで国からのご指導を受けているところでございます。それに関して、平成18年度までは、ちょっと昨年とまた今年度についてはわからないのですけれども、交付税措置を設けるから推進していくようにと

いうことで指導を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今議会でいろんな貴重なご意見をいただきました。それで、ここにいる人が聞けばということだと思いますけれども、やっぱり先ほどから申し上げているようなことがいっぱいありまして、聞きっ放しというようなことが行われてきたということが非常に遺憾だと私も思いますし、ここにいる人間が意思の統一ができなければ、下の人がそれに当然従うわけはないと。全体で私も話す機会というのは、そんなに１年間でもないのです。ですから、それはやるときには、改めてここの会議を開いたものを具体的に職員に伝達をする、お話をするということは私の責任ですから、それはやらせてもらいます。

ただ、それを毎回やるというのはなかなか難しいので、半年に１回とか、あとは新年度になったときだとか、今度はちょうど新年度という、４月に年度になったときに職の交代といいますか、そういう部分もありますから、そのときにまとめたものを一度申し上げます。それで、それ以後は主幹だとか、実質的に実務をやる人間と課長会議を開いて、そういう者に伝達をしてもらうということがいいのではないかな、全員を集めて長い時間の会議というのはなかなか難しいことがありまして、その辺を日本は会議が好き過ぎるというようなことも言われているわけで、会議はなるべく少なくするほうがいいのではないかなという思いがありましたから、きょうはいろんなご提言をいただいて、私たちも原点に返ってこのことについてはやっていきたいというふうに思います。それで、ちょうどいい機会ですから、新しい年度には、きのうからきょうのご意見については要約をしたものを私のほうから、課長からでなく、村田議員のお話のようなことをやってみます。いかに効果があるのかということも含めて検証していきたいというふうに思っております。

先ほどから道路の問題もいろんな問題があって、県でやるべきことを私たちがやったというのは非常に問題だという意見と、それからよくやってくれたという意見と、まだ地主がどうしても県との調整がとれない、その中に町が入っているという事実もあります。私も２回行って、ばかだとか何とかと非常に暴言を吐かれましたけれども、話は大分詰まってきました。それをもう一個乗り越えるだけの法的な裏づけがとれないというのが解決しない大きな問題点なのです。それは、具体的なことを申し上げるといろんな問題が出てきますから、そこまででお許しをいただきたいというふうに思っています。

航空写真の問題は、国のほうのご指導があるということなので、これを皆さんがどういうふうにご理解をいただくかということ、お金が1,000万という大金がかかるわけですけれども、どっちが効率的なのかということもこれからお考えをいただいて、できるだけ効率化をしていかなければいけないのではないかなと今私は思っています。そんなようなことで、ご提言は職員には全体に伝えるように、初年度、20年度からスタートしていくことをお約束いたします。

○議長（大島瑠美子君）　村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　しつこい話になりますけれども、ぜひ、上から下まできっちり、一回でも、半分というのはないのだけれども、一回きっちりそれを浸透させるということをやってください。それで、あとは、町長が全部はできませんから、真ん中にいる参事、課長、主幹、あと主任ですか、そういう人がいて、そういうところにきちっとやって、それでどこまでできたかどうかの管理、これをやらないと、目標は立てたけれども、だめでしたという話になりますから、その辺が、それを管理するのは町長が全部やるといったってできっこないのだから、それは下の人がやるのだよというシステムにしてください。

それから、航空写真の件については、法的に云々というような、指導という話ですから、指導というのは絶対やらなければだめという話ではないと思います。ですから、もう一つ改善の方向を自分らできっちり考えて、交付税でくれるからいいやというので、交付税でくれるといっても100％ではないのでしょう、100分の100ではないのでしょう。ですから、自分の町の持ち出しが恐らく当然くっついてくるわけですから、おかしな話になりますけれども、基準財政需要額に算入しますよといったって、それが100％来るわけではないですよね。ですから、そこら辺は何か方法を考え、要するに日本は知恵をこれから使わないと国がつぶれるということも言われているわけです。長瀞町も、本当に知恵を使っていかないとつぶれるという懸念はあるわけです。私はつぶれるとは思いませんけれども、優秀な職員がいろいろやっていますから。そういう懸念も払拭する意味合いで、やはりその辺を努力してください。

それで、航空写真云々については交付税で100％もらえるのですか、どうなのですか。それはちょっと答えてください。

◇

◎会議時間の延長

○議長（大島瑠美子君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　航空写真の件が交付税のほうにどのように算入されるのかというのは、ちょっと調べてみないと私にはわからないのですけれども、一般的に言えば、普通交付税に、基準財政需要額に算入されるということであれば、今まで私が説明したような、元利償還金なんかと同じように算入はされるでしょうけれども、基準財政需要額と基準財政収入額の不足分について交付されるということからいえば、全額交付されるということはまずないと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今の総務課長の答弁が主なものだと思いますが、ただ、年度ごとに新しくちゃんとした地目を調べなさいという国からの指導があるということから考えますと、どれが効率的で効果的で合理的なのかということも考えていかなければいけないというふうに思いますので、これももう一回詰めます。それで、一筆一筆回ってやるというのは非常に大きな負担になるのだろうというふうに思いますし、これが税務課の職員を全員かけても１年間ではできないような状況になってしまうはずですから、その辺が航空写真のほうが国のほうとしても効率的ですよという指導をしているのではないかなというふうに思います。

それから、ひとつ、いい機会ですから申し上げますが、平成19年度個人県民税調定収入状況調というのがあって、これも税源移譲の問題があって、徴収率が各町とも全部マイナスなのです。長瀞町だけプラスになっています。それで、10月ごろからとんとんと徴収率が上がって、平成19年の11月10日現在では埼玉県でトップなのです。初めてだと思います、長瀞町が何かの問題でトップになったというのは。今、２月

末かな、で５番ということになっておりまして、ほとんどの町村が前年対比でマイナスなのです。長瀞だけプラスになっています。これは、職員も努力していただくし、地目の見直しをしましたよね。あのとき、すごいクレームがつきました。そのとき、私は税務課の職員に、よく説明をする責任はこっちにあるのだから、怒ったり、そういう答えをしないようなことは絶対やってはいけませんと、相手が聞くことについては徹底的に答えなさいという話をしました。そうしましたら、ご理解いただいたのだろうと思いますが、結局、納めていただく人の意識が多少変わっていただけたのかな、税収、現年度分とはいえ、１番になったということは非常に職員にとっても励みになっているようであります。よく頑張って、今も申告の時期になっておりますが、みんなはつらつとして、各地区へ行ったり、役場に来ていただく人に対応ができているように、私は本当に、一番難しい仕事が元気にできるというのは、職員の意識が高揚してきたのではないかなと思って非常にうれしく思っています。お金をいただくというのは一番苦しいと思っていただけに、１番になったというときは本当にうれしかったです。それは、議会の皆さんを初め町民の方がいろんなことについてご理解をいただいてきた大きな証明になると、職員も当然頑張っています。しかし、そういうことを考えると、これがスタートなのだよという思いを持って、これからも引き続いて頑張ってほしいというお願いをしたところでございます。

余分なことですが、ひとつそういううれしい報告もさせていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　何点か質問させていただきます。

本体でお願いをしたいと思います。まず初めに、先ほど10番議員からも話がありましたけれども、31ページのコミュニティ集会所整備事業債600万についてでございます。先ほど平成７年に建設されたものだというお話をいただきましたけれども……

〔「４年と言ったんだよね」と言う人あり〕

○７番（大澤タキ江君）　４年か、ごめんなさい。失礼しました。建築費がその当時お幾らだったのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、63ページのアレルギー等対応特別給食提供事業費補助金120万についてですけれども、これはどのような事業なのか、また対象となる児童の人数、それからご家庭の負担はあるのでしょうか。

それから、77ページの埼玉の山村都市交流推進委員会負担金、これが委員の仕事がちょっと見えてこないのです。どんな仕事をしていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それから、85ページの町道草刈り業務委託料ですけれども、これはどの程度まで町道を維持管理をしていただけるのかをお聞きしたいと思います。

それから、87ページの町営住宅入居者選考委員報酬というのがありますけれども、この入居者選考委員の人数と、どのような方というのはちょっと失礼かもしれませんので、地域に分けているのか、その委員をどのようなことで選考しているのかをお聞きしたいと思います。

それから、113ページの学校給食調理派遣業務委託料ですけれども、これは派遣員を３名というお話でしたか、派遣員をお願いしているという話ですけれども、派遣員が何名で、町直属でパートでお願いをしているというのですか、それをお聞きしたいと思います。

それから、これは保険一般になるのですけれども、町の持ち出しが国保が7,081万7,000円で、老保が835万7,000円、介護が7,480万5,000円ですか、後期高齢者に、こちらで見ますとちょっと多いなと思うのですけれども、町の持ち出しというのは多分1,696万3,000円かなと思うのですけれども、そのところのちょっ

と確認をしながら、全体での町の持ち出し、ちょっとさっき計算をしてみたのですけれども、どこかへいってしまいましたので、これがすべて町の持ち出しということになると随分になるわけですよね。それですので、これがこのまましばらく続くのかなという思いの中でいささか不安を感じているのですけれども、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど野原議員のほうから観光についての話がありました。私もきのう、一般質問の中でウオーキングの話をさせていただきました。きのうのウオーキングトレイルの話ですと、半分は町で持つのだよというお話で、あれは国交省の事業でしたけれども、きのう私がお話をした歩いて楽しいまちづくりの、これは経済産業省で、町のほうの持ち出しは多分ないのだと思うのです。その中で、秩父郡市内をくまなく網羅してこの事業をやるというお話ですので、長瀞町にも多分これからお話が来るのではないかなと思うのですけれども、来る前に、これが来なかったということは、もしかしたら来ないかもしれない。そういった中で、こちらから少し声をかけてこういうものも取り組んでいただけたらいいかなと思うのですけれども、そこの部分をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、樋口地区コミュニティセンター建設に係る費用についてお答えいたします。

これは平成４年度の事業でございまして、総額で5,819万5,000円でございます。

以上でございます。

〔「済みません、課長、広さも、面積」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、手持ちの資料でお答えすると、先ほどの5,819万5,000円ということでございます。

規模については、241.49平方メートル、構造が木造平屋長尺カラー鉄板かわらぶきです。施設内容は、集会所が84.4662平方メートル、それと33.124平方メートル、それから14.9058平方メートル、舞台が17.85ですか、台所が14.49平方メートル、トイレが14.49、玄関、ホール、廊下で50.93平方メートル、それから納戸が4.97、押し入れ等で4.97平方メートルです。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金でございますが、これは新年度からできましたもので、今、アレルギー、花粉症などもそうですけれども、いろんなアレルギーをお持ちのお子さんがふえてまいりまして、花粉とかだけでなくて、食べ物でも卵とかそばとかいろいろあるわけです。そういう児童に対しまして、それに配慮した給食を出しているというところに対して補助金が出るということでございまして、こちらをことし予算化させていただいたわけなのですが、たけのこ保育園のほうでやっているということなのですけれども、人数とかにもよって最終的に補助金が出るかどうかということになってまいりますので、またそこら辺については20年度の児童の状況によって多少変わってくるかと思います。

それから、今現在の児童の数なのですけれども、ちょっとうちのほうでも把握はしておりませんので、また改めて調査させていただいて回答させてもらいたいと思います。

それから、町からの特会への繰出金の関係でございますが、まず後期高齢者の特別会計への繰出金、61ペ

ージの1,696万3,000円の内訳でございますけれども、それには事務費が241万4,000円入っております。これは町で負担する部分ですが、残りの保険基盤安定繰出金ということで、1,450万9,000円が保険税軽減分ということで特会のほうに出す部分でございます。それの４分の１は町で、４分の３は、23ページにあります、中ほどよりちょっと下のところに（新）後期高齢者医療保険基盤安定県負担金ということで1,091万1,000円ありますが、それが来ますので、合わせますと、1,600から引きますので、500万ちょっとが町の持ち出しになると思います。

それから、59ページの国民健康保険特別会計への繰出金ということですが、こちらの保険基盤安定繰出金の保険税軽減分と保険税支援分がありますが、保険税軽減分につきましては、やはり４分の３が県から来まして、４分の１、町で負担する分を上乗せしてこちらに901万2,000円ということになっております。それから、保険税支援分につきましては、国が２分の１、県が４分の１、町が４分の１負担することになっております。それから、職員給与費は町で負担します。それから、出産の関係ですが、こちらもたしか町だと思います。よく整理していなくて申しわけありません。それから、財源化医療費のほうにつきましては一般からの持ち出しになっております。

それから、一番下の老人保健特別会計への繰出金でございますが、これは医療費９割分の12分の１ということで町のほうから持ち出すことになっております。

また詳しいのを一覧表にしてちょっとお届けさせてもらいますので、済みません、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、埼玉の山村都市交流推進委員会負担金の10万円でございますが、これにつきましては、平成18年度まで当初予算に予算計上されていた事業でございまして、19年度補正で予算をご議決していただいたものでございます。これにつきましては、埼玉県のほうでやっております、農林振興センター等々が中心で行っております委員会でございまして、近隣の山村のある町はほとんどこれに加入をしております。この事業につきましては、町で事業を行うことによって、その事業分が町にまた還元されるということの事業がございまして、商工会で毎年行われていますふれあいフェスタ、11月に行われているかと思いますけれども、そちらのほうにおっきりこみコーナーというような形で参加をさせていただきまして、その経費に充てさせていただいているということでございます。

それと、町道の草刈り業務で、どのようなところが草刈りをしているかというふうなご質問だったかと思うのですけれども、ここにつきましては、幹線でいきますと幹線５号線、これは北桜通りが中心になると思いますけれども、それと幹線36号線、これは塞神峠になります。野上下郷150号線、これは射撃場の入り口までの広い町道という形になりまして、あと小さいものですと幹線３号線、これは宝登山の参道部分のところになります。あと、長瀞55号線、これは流水プールのわきのところの道路になります。あとは幹線28号線、中学校の体育館裏の道路になりますけれども、こちらのほうを草刈りをやっていただくという形で、19年度はシルバー人材センターのほうへ委託契約をしているものでございます。

それと、町営住宅の選考委員会の人数でございますが、こちらは人数は５名で構成されておりまして、地区のほうの分けはあるかというふうなご質問でございますが、本野上の方が２名、長瀞の方が１名、井戸の方が１名、野上下郷の方が１名という形になっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　それでは、主要事業、ピンクの冊子の13ページ、教育委員会事業の一番最後にあります学校給食臨時職員等雇用事業についてのご質問にお答えいたします。

予算書の113ページ中央の委託料の一番下です、（新）と書いてあります学校給食調理員派遣業務委託料367万7,000円、これが派遣の分でございます。それと、前の111ページの７、賃金、これが臨時調理員の賃金でございます。合計したものがこの主要事業にあります881万2,000円ということで、前年比減となっております。全体では減となっております。内訳書では、賃金で支払う臨時調理員については、年間188日を稼働するとして4.3人分見越しております。また、派遣委託で頼むほうは2.5人分を予算計上しております。実際に人が来る人数は、臨時６名、派遣３名の９名で稼働しております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（平　健司君）　１点、回答の中で落ちていましたので、私のほうから回答させていただきます。

先ほどありました経済産業省の事業、こちらから要望したらどうかというようなお話があったわけですが、これにつきましては、大澤議員さんのお話によりますと100％補助ということですから、どのような事業をやればよろしいのか調査をさせていただきまして、長瀞町でもできるようであれば要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　先ほどご答弁の中で、アレルギーの対象者の話の中で、ご家庭の負担はあるのですかというのがちょっと抜けていましたね。

それと、これに絡めてと言ったらちょっとおかしいかなとも思うのですけれども、二小の支援事業で障害児の支援事業がありましたよね。問題を抱える子ども等の自立支援事業というのですか、これなどもやはり、これは多分、対象者がいるのでこういうお金が来るのかなと思うのですけれども、これもどちらも絡めてご家庭の負担というのはどうなのかなという思いがしているので、こちらは、でも教育のほうですね、そちらのほうも絡めてちょっとお聞きしたいと思います。

それと、町道についてですけれども、ただいまお聞きしたので、大体、町道すべてを管理していただくのではないのだなというのがわかったのですけれども、実は、旧白鳥荘のところの道路が町のほうに移ったというお話を伺っています。それで、台風の後、桜の木がすごくいっぱい落ちて、道路がすごかったのです、大きな木が枯れたのが落ちたものですから。二日三日見ていたのですけれども、なかなかそれを、苦情も多分町のほうに言わなかったのだと思います。私も、言う前に私ができればいいなという思いがあったので、そのままほうっておいたのですけれども、なかなか片づけてもらえなかったので、自分で全部掃いて片づけたのです。１人でやってみたのですけれども、ともかく大変だったのです。それで、そのときに、草もいっぱい生えているわけです。その草をどうしようかなと思ったのですけれども、草刈りぐらいは町で道路パトロールやっているのだから、刈ってもらえるのかなと思ったのですけれども、刈ってもらえなくて、そのまま秋が来、冬が来て、冬が来れば枯れるからいいやという思いでいたのですけれども、これからまた草が生えてきますので、そうしますと、町のほうでやっていただけないということになると、区のほうでやるということになりますよね。これを区長さんにどうお願いをすればいいのかなという思いがあるのです。実は、今まで県のほうで本当にきれいにいつでもやっていたものですから、町のほうに移されてから本当にえらいものになっていて、県の場合にはもう毎日、専門の業者さんが入っていて毎日き

れいにしていたわけです。それが、町のほうにおりてきたらば途端にえらいものになってしまった。

それとあと、桜の木が結構悪いことをするのです。それで、その桜の木の植わっている地主さんからこれを切ってくれという話をさんざんされるのです。しかし、本当に桜もいい桜なものですから、ううんという話で私も濁しているのですけれども、結局、畑のいい肥料が花にいくものですから、桜の根がどんどん、どんどん、上と下が同じだというけれども、どんどん、どんどんいってしまって、ともかく、見てはきれいなのだけれども、地主にしてみれば非常に迷惑だというお話をいただいているのです。これを町のほうにも、でも切るのはもったいないしなという思いがしているのですけれども、こんなところを、ちょうど今町道という話で出てきましたので、これからどういうふうに持っていったらいいのかなという思いの中でちょっとお聞きしたのですけれども、何かいい方法でもありましたらばご回答いただければありがたいと思います。

それから、先ほど国保のお話で、後で資料を下さるというお話ですけれども、実際にいろいろ細かく書いてあると、純粋な町からの持ち出しは、それでは幾らなのかというのが本当によくわからなくなってきてしまうのです。それですので、町から本当に、もう純粋な町の持ち出しはこれだけですよというものをぜひ出してほしいと思うのです。

それと、きのうも申し上げましたけれども、もう本当にこれを見ると財政が厳しいのだなということがつくづくわかるのです。目新しい事業というのはなくて、今回のコミュニティにしても、600万、これが事業債、借金でやるというお話、新井家住宅も半分は国でいただき、半分はまたこれも借金だという、そういう、本当にどうしてもやらなければならないものがみんな借金の中でやらなければならないという中で、ともかく行き着くところまで行ってから私たち議員が知るようなことで、私、本当にこれは困るなとつくづく思っているわけです。先ほど２番議員が優秀な職員がいるから大丈夫だという話がありましたけれども、そんな状況かなというような、非常に私は不安を抱いているわけです。

また、これはちょっと戻りますけれども、コミュニティの建物の話ですけれども、5,819万5,000円かけてつくられたという、所作としてはそれほど大した中身は、いろいろ、おふろをつくったりとか、そういうあれではないですから、それほどかかる事業ではなかったと思うのです。坪80万ぐらい、その当時かかっている。それで、ともかくそれが、最近ではないのです、ともかく何年も前から、それこそ座っても大丈夫なのかなというような状況であるという話を何年も前に聞きました。これをやったのが地元の業者さんで、それで、そこのところにパイプがいかっていた、そうですね、80万だよね。そこに池があったとか、そういうことは地元の方なのだから知っていたのではないかと思うのです。何でそういう、知っていてそういうところに、例えば田んぼにうちをつくれば、よほどしっかり地固めをしないと沈むという話は私たち素人でも知っています。それをそういう方が、本職の方がそういうところにつくって、これだけの税金を投入して、16年たったところです、そのぐらいで今また600万も投入してやらなければならないという、こういうことに対して非常な憤りを実際感じているのです。

それで、今回、このやられた業者さん、この方も入札に参加をするかもしれないですね。多分参加をするのではないですか、それはわかりませんけれども、するかしないかわかりません。そういうときには、責任をとれといっても、もう16年もたっていては責任もとれないでしょうけれども、しっかりとそういうことも加味しながら業者さんも選んでほしいと思います。そういうことをお願いしておきます。

それとあと、あっちこっち済みません、給食の調理員の話ですけれども、先日、この調理員の求人案内が出たのです。それで、日曜日の求人案内の中に、長瀞町の給食ということで求人案内が出ていました。

それなので、私、もっとふやすのかなという思いがしたので質問をしてみたのですけれども、では今のところはこれで回っているということですね。わかりました。

それからあと、山村都市交流推進委員会負担金の、ふれあいフェスタでおっきりこみをやった、あのおっきりこみがこのお金が使われているということも全く知りませんでした。これも初めて聞いたのですけれども、初めて知ったことで、これは商工会の青年部の皆さんがお金を出し合ってやってくれているものだとばかり今まで思っておりましたけれども、そうではなくてこういうお金が出ていたということ、これを知っただけでもよかったなと思うのですけれども。

いずれにいたしましても、町道の整備について、この１点だけ、これからどうしたらよいか、ちょっといいご回答がありましたらばお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　旧白鳥荘の町道の管理の関係でございますが、あとそのわきに生えています桜の木の枝の管理になりますけれども、こちらにつきましては今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　先ほど落としてしまいまして申しわけございませんでした。

一応、保護者の負担はございません。補助だけでやらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　ピンクの冊子の教育委員会事業のうち、12ページ真ん中辺にあります問題を抱える子ども等の自立支援事業、これについてご家庭の負担はありますかというご質問ですが、その上の小学校理科支援員等配置事業から５つ、特別支援教育学校支援員事業、この５事業は、先ほどご説明させていただきましたが、すべて人的支援事業で、学校に支援員を配置する事業でございます。その中のこの問題を抱える事業は、ここに書いてございますように、不登校や虐待等、子供たちが抱えた問題への早期対応に資するために、学校に学習支援、登校支援、訪問支援の支援員を配置する事業でございます。第一小学校に４名の支援員を配置するものでございます。したがいまして、家庭の負担は一切ございません。総事業費250万4,000円で、そのうち220万円の県委託金で実施する事業でございます。こういった県や国の事業、補助率の高い事業に手を挙げて実施しております。財源確保に努めております。

なお、調理員の求人広告が載ったというお話ですが、現在委託しておりますのが東京ワックスさんで、そこでの募集の広告だと思います。

以上でございます。

〔「ちょっといいですか、対象者がいるということですね。対象者がいるのでということですね、このあれは。障害、だから発達障害を持つ児童。その下、第二小のほうです」と言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君）　そうです、対象がおります。特にこの事業は、先ほども言いましたように、不登校、児童虐待が主でございます。

〔「その下を聞いたつもりだったんだけど」と言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君）　下のは、ことし新しい事業なのですが、第二小学校に配置を予定しております。新１年生あるいは在学生の中に問題を抱える児童がおりますので、担任だけの力では授業がスムーズに運営できない、そういったところに学習支援等で人的支援を行う事業でございます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　先ほど、歩いて楽しいまちづくりでちょっと落としました。これは、スリーデーマーチというのを東松山でやっているのです。これは知っていますね。これを30年もやっているのだそうですけれども、何かすごい、毎年毎年盛大になって、これに伴って何か出店ですとかいろいろ出て、すごい経済波及効果があるのだそうです。

先ほどマラソンという話も出ましたけれども、増田明美さんの話で、マラソンの人はお金を落とさない、歩く人のほうが、あちらを眺め、こちらを眺めで時間的余裕があるから、ウオーキングの人はお金を落としますよという話をいただきました。これは増田明美さんが言ったことですから、それだけつけ加えておきます。

◇

◎延会について

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　次会の日程をご報告いたします。

あす13日は、午前９時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（大島瑠美子君）　以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会　午後５時２８分

平成２０年第１回長瀞町議会定例会　第３日

平成２０年３月１３日（木曜日）

議　事　日　程　（第３号）

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、議事日程の報告

１、議案第１４号の質疑、討論、採決

１、議案第１５号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１６号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１７号の説明、質疑　討論、採決

１、議案第１８号の説明、質疑　討論、採決

１、議案第１９号の説明、採決

１、議案第２０号の説明、採決

１、議案第２１号の説明、採決

１、請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

１、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

１、町長あいさつ

１、教育長退任あいさつ

１、閉　　会

午前９時開議

出席議員（１０名）

１番	関口雅敬君	２番	村田正弘君
３番	大島瑠美子君	４番	齊藤實君
５番	野原武夫君	６番	新井利朗君
７番	大澤タキ江君	８番	梅村務君
９番	染野光谷君	１０番	渡辺強君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤芳夫君	教育長	村田六郎君
参事	新井敏彦君	参事	平健司君
総務課長	齊藤敏行君	税務課長	野原寿彦君
町民福祉課長	浅見初子君	地域整備観光課長	染野真弘君
会計管理者	大澤彰一君	教育次長	大澤珠子君
代表監査委員	中畝攻佳君		

事務局職員出席者

事務局長	若林実	書記	石川正木

◎開議の宣告　（午前９時）

○議長（大島瑠美子君）　皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君）　本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大島瑠美子君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

◇

◎議案第１４号の質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第１、議案第14号　平成20年度長瀞町一般会計予算を議題といたします。

質疑を続行いたします。

他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○８番（梅村　務君）　いつもどんじりで、皆さんのあれが出た後やるようなことになっております、過去９年間。

それで、これは大したことではないのですけれども、概要の７ページの（新）固定資産評価替え、きのうこれは意見が出て、質問が出ていろいろ答弁いただいたわけでありますけれども、私もこの航空写真については非常に疑問を持っているし、国からの指定でやるということですけれども、どうしてもやらなくてはならないのかというふうな質問も出ましたけれども、これは３万件というふうな税務課長の話がありましたけれども、実際問題として、職員が調査しているのです。それで、そんなに変動ないのです、航空写真。私も、十数年前の農協の航空写真を、うちの周りを全部、ありますけれども、農協でやった、それ

だとそんなに変動ないのです。全く変動があるというところはない、航空写真でなくてはだめだということはない、境界線がどうのこうのということではない。境界線なんて変わるわけではないのですから、木が生えたの生えないのという問題は大したことないのです。それよりも、この金が、千数百万の金をかけて３年前にやった、そのときにもいろんな疑問を呈した人もいます。しかしながら、また３年たってしまった。それで、ここでまた航空写真を撮るということが、やはり私は、それでこれは全額ですか、きのうちょっと答弁がぐじゅぐじゅと言ったのがわからなかったのですけれども、国庫補助なのですか、国の。それを１つ聞きます。

それで、何割、８割、９割の補助が仮にあったとしても、本当に将来その金が来るかどうか本当に疑問なのです。だから、町の負担になることも想定をしながらこういう事業をやってほしいということを１つ。

それと、所得変動に伴う住民税還付事業、きのうの説明ですと、これは税源の移譲ということで、私、常々そう思っていたのですけれども、自営者の場合には赤字になる場合もあるし、黒字になる場合もあるわけですから、そうすると、前年度の変動が激しいときは還付されますよということなのです。それで、いわゆる格差の、前年度激しいときには、勤めている人はもう決まっていますから、給与から引かれるわけですよね、住民税がこっちへ移譲されるわけですから、幾つか。そうすると、その特典というのは自営者にはないという、それの補てんするためのものだと私は解釈するので、いまちょっと、きのう説明を聞きそびれてしまったので、これもちょっと説明してください。

それから、地域整備観光、これが10ページ、中山間地域の直接支払事業16万4,000円、それから農業振興対策事業99万9,000円、非常によく苦労しているのでしょう、３つ並んでしまっては。この99万9,000円というのは前年度と同じであるということで、この事業に対しても、私は、農業振興というのは今、例のギョーザの問題から、中国野菜に対して非常に危険性があると。きのうも私、ちょっとある席へ出たのですけれども、中国製のウナギがつまみに出たのです。だれも食べないのです、はっきり言って。食べない人はまずかったからだと思うのだけれども、業者の名前は言いませんけれども、もう中国製だと思っているわけ。だから、この際、地産地消とさんざん言ってきたのだけれども、全く行政としては手をつけていない、はっきり言って。農家の人に聞いてもそう、農業委員会しかり。そういう中で、やはり町として本当の姿勢で取り組む。いろんな意見が出ました。いろんな質問も出ました。問題は、なぜ３日かかったかということなのです。皆さんがそういう気持ちでいるのです、議員は。しかし、今までそういう要望を出しても、ほとんどアクションを起こしていないという実態が今まであったわけですよね。

それで、前年踏襲という言葉を何回使ったか私はわかりません。すべて、補助金にした場合でも前年踏襲、何が新しいものがある。ブドウ業者の人には悪いけれども、ブドウに30万、40万補助金出す、何が目的なの、それ出しているの。もう生産性が確立しているのです、ブドウなんというのは。大変な仕事は大変な仕事なの。だけれども、生産性が確立しているわけですよね、早く言えば。だから、そういう問題も含めて、いま少しここで食のあれを見直す、ちょうど時期に来ていると思う。

あわせて、教育委員会のほうで、今、給食に対して中国製の商品は使っていますか、使っていませんかという質問に対してどういう答えが返ってくるのか。もしくは、使っていないという、安全性を確認する意味で、使っていないというのであれば、それは住民の前に大きく、あるいは学校関係者でもいいです、それをアピールしておいたほうがいいです。それが１つ。

それに関連して、ここちょっとわからないのですけれども、きのうの学校給食臨時職員雇用事業、この881万2,000円は雇用人員によって大体世間並みかなという、時間単価もそうだと私はわかるのですけれど

も、提供する衛生管理の徹底、迅速な調理及び汚染物質の排除並びに配送等の実施による人員の確保、この汚染物質の排除というのはどういう意味なのだか、ちょっと説明してください。私はどうも、非常に軟弱な頭脳では理解できないのです。

それと、地域整備観光課のほうの、きのうも質問したのですけれども、道路改良事業、これは多分全額起債ですよね。この５路線ですか、側溝、側溝、側溝、改良、改良とあるわけですけれども、去年が約5,000万だったわけです。それで、ほとんど、財政の関係上、道路の整備に金が使えないという状況が今あるわけです。私の12月の質問でいくと、これは重要施策なのです。予算編成に対する最重要施策が年々減っていくわけです。こういう現状を考えたときに、例えばある場所では、地元の人にコンクリを支給して、皆で出し合ってコンクリ舗装をやっていると。それこそ３分の１で済むのです、材料代ですから、生コン屋さんと一緒にまいていけばいいわけですから。その前の整備は多少必要でしょう。しかし、そういうことで、みんな住民がやってくれるわけです。六地蔵からずっとあそこの駅前へ出る道も、一部あれですけれども、やった。そういうことを奨励して、舗装でも何でも、コンクリ舗装ができるわけです。あそこはちょっと無理でしょうけれども。そういうふうなものをとにかく奨励してやってもらいたいということが１つ。

それで、道路に関しては、町道に関しては、多分やっているとは思うのですけれども、定期的にパトロールを出して、道路がどのぐらい傷んでいるかということをよくつぶさに見てもらいたい。それだけの人員はあると思うのです、健康福祉課ではないのだから。それをとにかく見て、この前、うちのフジマートの、今度信号機がつきましたけれども、あの入り口、あれはお寺、寺社なのです。それで、道路にしているところは区切りだらけです。舗装があれで、結構大きな車が通りますから、フジマートへ行く車が、あれは裏から全部配送していますから。そうすると、その角もして、私はとにかく非常に危険だよと、私は余りあっちへ行かないのでわからなかった。ある人が、では困りますねと言われたので、言ったら整備課ですぐやってくれた。それで、土曜日に私の工場まで来て、やっておきましたからという報告があったのです、土曜日に、休みの日に。それはいいのですけれども、そういうところをいち早くするための、町道がどのぐらい、何キロぐらいあるのかわからないけれども、延べキロ数が。そういうのを定期的に回って、傷みぐあい、例えばそこにオートバイが入ったら事故が起きます、道路に穴が掘れているのだから。そういうところをまず見てもらいたい。整備するだけではなくて、巡回もやっていただきたいということ、それとこの予算も含めて。

それで、辺地対策事業、これがもう既に償還が始まっているわけですよね。それで、4,000万全額起債ということになる。そうすると、どんどん、どんどん先延ばしになってやっていく。それで、この辺地債が、今、約束上の補助率というのはどのぐらいなのか、それもひとつお知らせください。それで、今の例えば起債償還が始まっている金額、これが何年ごろからの起債償還なのか、それもちょっとわかったら教えてください。地域整備観光課の課長でも、参事でも結構です。

それと、いずれにしても、さっき言った中山間地のあれは指定がどこなのか、小坂というふうにきのうちょっと聞いたのですけれども、それの16万4,000円という予算。あそこはいい場所なのです。小坂という、畑でも何でも結構いいのです、滝の上から小坂にかけて、日当たりもいいし。それで、その中で16万4,000円という中山間地の農業振興、非常に国も奨励しているわけですよね。そういうものが、国からどの程度の補助金が来て、またこれだけの予算で何をやっているのか。種苗の補助とかそういうふうなことを言っていますけれども、農業振興対策では、種苗、肥料。これの内訳をちょっと、簡単で結構ですから、お願いいたします。

それと、放課後児童クラブ、これは今どのぐらいの、生徒はいいとして、指導員がいるのか。1,275万2,000円という数字が出ていますけれども、これはまた前年度よりもふえたのか。児童数がふえるとどうせ配置しなくてはでしょうから、これはふえたのだと思いますけれども、どのぐらいの人件費でどのぐらいの人数がいるのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

とりあえず、余りいろいろやるとまた町長に言われますので、このぐらいでひとつお願いしたいと思いますが、ひとつ明確に答弁をお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　航空写真の件でございますが、航空写真ということだけでなくて、土地家屋現況図という図面を作成するということが一番の大もとのことだと思います。この現況修正業務という業務につきましては、土地の移動が少ないと申されましたけれども、分筆とかいろいろな面で、建物が建ったり、また平面では見えない面の建物についてもそこで把握することができます。

それと、余談なのですけれども、現在、今までは航空写真とか土地家屋現況図については一切公表しておりません。しかし、裁判所において、裁判のときにどうしても公図とか、そういう場所で、地番とかあれがわからない、不明地番の場所が、長瀞町には地籍関係していないところで明確な判定ができないようなときにも、裁判所のほうから求められまして、そのときに航空写真とか土地家屋現況図等の提出を求められて提出することもあります。

それと、期間的に１月１日という期間、１月１日が賦課期日というので、前後の期間ということで、全部の調査を、土地を全部把握するということは大変また、記録に写真、どういう形でまた残して、どういうまた納税者に説明するかということも大変な問題になってくると思います。現状では、評価する上で一番、費用対効果が最大限発揮できるものと考えております。

２点目の税源移譲の関係についてご説明申し上げます。税源移譲によって、ほとんどの方、先ほど最初の予算のときに説明したのですけれども、所得税の税率が下がって、平成19年度の住民税の税率が上がることになりましたが、通常、退職したとか、所得が19年と比較して、今年度の１月１日の所得と比較して、所得税がゼロの人が一番の、今までは所得税で引き切れたものが、19年度に調整するわけだったのですけれども、調整し切れなかったものについて19年度分として還付するという税金なので、通常、大きく所得が少なくなったと、ゼロになって所得税から引き切れなかった人がまず対象となります。そして、これが特例措置ということなので、申告期限だとかがありまして、７月１日から７月31日の１カ月間において各市町村に申し出ていただくということになっております。そして、亡くなった方や外国へ転出された方については、たとえそうであっても該当にはなりません。

簡単に、対象者ということで、今ゼロと言ったのですけれども、計算式がありまして、一番、要するに、２通りあるのですけれども、平成19年度の住民税の課税所得額、これは総所得からいろいろな皆さんの扶養控除を差し引いた課税所得金額、それが所得税との人的控除額の差というのがあるのですけれども、これは基礎控除が所得税は38万円、住民税は33万円で、５万円とか、老人扶養控除なんかの全部差があるわけなのだけれども、その差の合計が、自分の課税所得金額のほうが多くないとこれには合体しません。それと、２番目として、平成20年度の住民税の課税所得が、所得税との人的控除の差が、逆に言うと、課税所得のほうが人的控除よりも大きい人が該当になります。その際、申告分離課税といいまして、譲渡所得や株や配当の所得を除かれたものが該当になります。

最後に、申告者とか、一応該当者についてですけれども、町内のほうについてちょっとお話し申し上げ

ます。町内に住所を有する人は、一応254人対象になっております。転出者については88人、合計342名となっております。それで、全体の1,259万6,000円でございますが、その中に、町県民税ですので、県民税分が601万9,000円、町税分については657万7,000円を試算しております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

中山間地域の関係でございますが、中山間地域直接支払事業ということで16万4,000円、こちらを計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、対象となる地域が、ここにも書いてありますように、傾斜地等で生産条件が不利な地区ということで、そういったところをこの事業をやっていただけるというふうな形で、管理組合を組織していただいて、その参加された団体にこの直接支払制度というものが適用になりまして支払う事業でございまして、小坂地区につきましては、17年度からの指定を受けまして、21年度まで５年間の指定ということでやっておる事業でございます。ここにつきましても、直接中山間地域の事業費だけを支払うということだけではなくて、その地区の話し合い等を行いまして、県、普及所等が、町も入っていろいろ協議をする中で、そういったところでどういった作物が生育が可能なのかとかということも協議をした上で、昨年度につきましてはシャクシナの作付をやっていただいているところでございます。ことしにつきましては、切り干しになるサツマイモをつくっていただけるというふうなことで、地権者の方とも協議をさせていただいているということで、そういう状況でございます。それと、これは補助事業でございますので、認定農業者もその地区から出していただくという形で事業が進んでいることから、その地区の中から認定農業者の方も何とか１名なっていただけるというふうなことで、農業の取り組みと急傾斜地の耕作放棄地の防止への取り組みというものがなされているというふうな状況でございます。

それと、農業振興対策事業の関係でございますけれども、こちらにつきましても、例年、この事業はとり行われている事業でございまして、種苗費の補助金としまして、果樹の苗木の補助だとか、あとは種子の補助、養蚕の種代、飼育料等の補助、シイタケの種ごま等の補助を行っております。それと、病害虫防除費補助金ということで、土壌病害虫の防除薬剤への補助も行っておりまして、それと遊休桑園の活用事業としまして、桑園の抜根等をしていただいた方について、そちらのほうに25アール当たり5,000円の、２分の１の補助という形で予算計上をさせていただいております。あとは、有害鳥獣の防護さく等の設置の補助ということで、有害鳥獣のイノシシだとか、そういうものがかなり被害があった場合には、そういったものも対応できるような形の補助金を交付できるような形で予算を組ませていただいているところでございます。

続きまして、道路改良事業の関係でございますけれども、原材料支給の関係、ちょっとお話があったかと思うのですけれども、原材料支給につきましては、区長さんの申請に基づきまして、区内で道普請等で道路改良といいますか、砂利敷とかちょっとした、細い、６尺道程度の町道部分のところを、ちょっと舗装を地元の人でやりたいというような方で申請を受けた場合に、３戸以上の利用が見込まれるようなところの町道につきましては、申請に基づきまして、原材料の支給ということで生コン等の支給をしているところでございます。

あと、傷みの激しいところの巡回の関係でございますけれども、土木建設担当のほうの職員、地域整備観光課のほうの職員も、町内に出る機会がかなり多いですから、そういった場合、そういったところを回

りまして、逐次傷みの箇所の報告を受けているというふうな状況でございます。そういったところがまたございましたら、こちらではわからないところ等があるようでしたらまたお話をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（村田六郎君）　梅村議員さんの給食センターについてのご質問にお答えいたします。

中国産のギョーザ云々のことにつきましては、業者に確認をとっておりまして、そういうものは使用していないと。ただ、メニューというのが出ていまして、それ以後、ギョーザについては、国産のものを使っているわけなのですけれども、子供たちやご家庭の不安を取り除くようにギョーザのメニューは外しております。そして、ご家庭への連絡等につきましては、このことだけで単独に連絡ということはなかったのですが、各校それぞれに学校だより等を通じまして、そういう心配はないからということでご連絡をしております。それと同時に、不安を解消しなくてはいけないということもありますので、その都度対応しているわけでございます。

それから、汚染物質排除の云々ということをご指摘いただきましたけれども、これにつきましては、給食業務というのは安全に十分配慮することが重要な職務だということもありましてこういうような表現になったわけでございます。かつてはO157の問題等もありましたので、その辺も含めてこんなような表現になったかと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　先ほどの道路のご質問の中の辺地対策事業債につきましてお答えさせていただきます。

現在実施しております風布２、３号線の工事につきましては、平成10年度からの事業でございますので、既に元利償還が始まっておりますが、資料を今持ち合わせておりませんので、額等については、申しわけありませんが、わからない状況でございます。この元利償還金につきましては、毎年度の元利償還金に対する経費の80％が地方交付税の基準財政需要額に算入されております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　梅村議員さんの児童クラブの指導員の賃金のことにつきましてお答えさせていただきます。

指導員の賃金でございますが、賃金は通勤手当を含めまして593万8,000円となっております。指導員の数でございますが、一応登録が今７人ほどおります。そのうちの３人の方は週に一、二回の勤務ということになっておりまして、あと４人の方が週４日ぐらい勤務をしていただいて、ローテーションを組ませていただいてやっております。なぜこのように１人の人がずっとしないかといいますと、扶養に入る関係もありまして、人数はいるのですけれども、働く時間が少なくなっております。本人の希望もありますので、そういうふうになっております。

それから、常時何人いるかということですけれども、今のところ常時３人ほどおります。時間帯によりましては、４人になるときもございます。なぜかといいますと、障害児を３人預かっておりますので、そういう面で人員の配置がちょっと手厚くなっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今、大方理解はできたのでありますけれども、教育長のあれの、こういう表現があると、専門家がここに入っているのかななんというのもありますし、昔の殿様ではないけれども、試食して出すような感じかなというふうに感じてしまうのです、汚染物質の排除となると。そういう気持ちはあれだけれども。

それから、中国産の食品は、使ったことは使っていたわけですよね。今でも使っているわけですよね。そういうことを把握しています、教育次長は。把握している。教育長、そこでけんかさせるのもあれかな。続けてやるから、ちょっと待っていてください。

それで、それをちょっとひとつお願いしたいということと、それからあとは、今言った企画財政のほうで辺地債の問題、いわゆる僻地の問題ですけれども、80％という、これはあわせて聞きますけれども、長瀞町においては過疎債というのはまだ過去使ったことないですか。過疎地に指定されていないわけですか。それを後で答えてください。それを１つ質問いたします。

それと、中山間地の、染野課長の中で、16万4,000円というのが、これはあそこへ行くと確かに菜の花がきれいなのですよね。それが果たして、傾斜地でそういうものをして、あれはみんなつぶしてしまうのです、あの花を見ると。それで、また次の年の肥料にもなるのだよね。そういう一つの繰り返しみたいなことをやって、花を見るための農業振興なのかというふうなことも私ずっと考えていたのです、あれが始まったときから、はっきり言って。それで、全部つぶして、花を見終わると、そういうふうなあれなので、これが果たしてそうなのかという一つの疑問があります。

それから、農業振興対策の今事業に対して、防虫とかのいろいろな、鳥獣被害に対する、現実に鳥獣被害に対するあれで、この対策事業として具体例があったら教えてください。私の知っている農家の人も、ひどいのですよということをよく言っているのです。補助した具体例、それをひとつお願いいたします。

それから、児童保育の町民福祉課長のあれで、確かに免税金額というか、それがあるわけですよね。今、年収百何万ですか、それの範囲でやろうという、これはパートの人も懸命なものです。うちにいたパートもみんなそうだったですから、大体年間その程度しかとらない、そういう働き方をしていたのです。それで、７人から３人で593万8,000円という数字になるということですね。これはわかりました。

それと、ちょっと関連したあれで、これはどこで、総務課でやっているのだか、企画財政でやっているのかちょっとわからないのですけれども、いろいろ資料を整えてもらいまして、「くらしの便利帳」というのをページを開くとバランスシートが出ているのです。これは何年ごろからやっているの、知らなかったのです。何年からかわからなかったの。それで、聞いたら、やっていますからと言うから、それを今出してみたのです。この中に、これは全く財政に無関係ではないわけだけれども、このバランスシートの様式が我々のと全く違うわけです。はっきり言って、バランスのとり方というか、それは見事な数字で出ているのですけれども。

それから、その中で施設の状況というのがあるのです、ここに、ページの中で。それで、これの償却が出ているのです。例えば一番上、中学校の体育館、昭和44年度、取得価格2,700万、私は2,800万と考えていたのが、実際2,700万あるのです。それで、償却期間が50年、残存価格は今702万という数が出ているわけです。そうすると、償却費というのは、一般企業の中では利益が出ないと償却できないのです。出しようがないわけです、償却は。それで、少なくとも、あわせて言いますと、償却費、定率法、定額法ありま

すけれども、その中で、今はどうだか、私もほとんどやっていないからわからないのですけれども、以前は中小企業に特別に13％の特別償却があった、初年度の。だから、それで定率を、定額法でも定率法でもいいのですけれども、平均約７％か８％の償却をしていくと、二十何％、初年度でとれたのです。そういう償却、それは利益が出た場合、法的にとれるのです。そういうのがある。ここに、例えばこの償却が３億からになっているのです、数字的に。いわゆる小学校、体育館、全部含めて。こういうものはどういうふうなあれでやっているのか、ちょっとわからないので、バランスシートの基本的概念というか、どういうふうな、ちょっと教えていただきたいと思います。これはひとつ、企画財政ですか。総務課、企画財政。

〔「総務課です」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　総務課、どうぞ。では、今言った、教育長とあれ。

○議長（大島瑠美子君）　教育長。

○教育長（村田六郎君）　梅村議員さんのご質問にお答えしますが、中国産のものはということなのでございますが、先ほど申し上げましたのは問題になった生産業者のということでございまして、そのほか一切中国産のものは使っていないとは言い切れないと思います。ただ、所長は、中国産のものはぜひ排除してほしいということで、業者のほうへお願いしているということでございます。しかし、本当に、原材料というのですか、もともとの材料を向こうで生産したものを輸入していて、そういうものまではなかなか排除することはできないのではないかと思いますが。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

中山間地域の関係でございますが、先ほどちょっと花を見るための事業ですかというようなご質問だったかと思うのですけれども、あそこの小坂地区につきましては、平成17年度以前から菜の花の作付は行われていたようなのですけれども、この事業につきましては、傾斜のある、そういう地区の耕作放棄地をなくすというふうな観点から、先ほどもちょっと申し上げました、将来的には認定農業者、担い手農業者の確保と、そのところに合った農地の利活用ということで栽培を行うというふうな形で行っている事業でございまして、耕作放棄地をなくすというふうな観点から、菜の花も今現在も作付を行って皆さんに楽しんでいただいているという状況でございます。事業的には耕作放棄地をなくすという形で、その辺のところでは合致しているというふうに考えているところでございます。

それと、鳥獣の関係の具体例がありましたらということなのですけれども、鳥獣関係、長瀞町でも特にイノシシとかシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、こういったものが出てきているようでございます。鳥獣の関係で、12日ぐらいの報告がありまして、そういったもので、バレイショだとかユリネ、タケノコ、カボチャ、サツマイモなどの被害の報告が町のほうにも来ておりまして、その防除をするために、猟友会等にお願いしまして、駆除の手続をとりまして駆除を行っていただいているところでございますが、有効な防除の手続、手段となりますと、電気さくによりまして、電気をさくに流しまして、それに触れたイノシシがびっくりしてそこから逃げていくというふうな形のものだとか、あとはワイヤートラップという名前で、イノシシの通り道のところにわなをかけまして、そのわなで捕らえたものを捕獲するというふうな形のものがあります。これにつきましては、資格がないとできませんので、なかなか一般の方がやるというのは難しいと思いますけれども、そういった事業があります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　まず、１点目の過疎債の件でございますが、これについては、過疎地域活性化特別措置法という法律により、過疎地域に指定された市町村が計画をつくって起こせるということでございまして、長瀞町は過疎の対象地域ではございませんので、今までもございません。

それから、バランスシートの関係なのですけれども、これにつきましては、平成18年度の決算からで、19年から公表しております。これにつきましては、昭和44年以降の、毎年決算が出たときに、地方財政状況調査（決算統計）というのがあるのですけれども、これを毎年、県を通して国に報告しているわけですけれども、それで報告している基礎数値を使ってこのバランスシートは作成されております。減価償却につきましては、目的に応じて設定した耐用年数で減価償却を行っているということになっているのですけれども、ちょっと今詳しい状況がわかりませんので、もしあれでしたら、後ほどその件については調べてお答えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　この償却のあれを見ますと、就業改善センターですか、これは保健センターのどこにあるのだかちょっとわかりませんけれども、58年、耐用年数25年、もうこれは来るのですね、25年だと。ほかはほとんど40年から50年。びっくりしたのは、塚越団地なんかもう、いわゆる耐用年数が40年なのですよね。だから、例えば耐用年数が来た場合には、行政としてはどういうふうな対応をとるのだか、それはやはり建てかえとか補修とか、そういう確然たるテーマがあるのか、あるいは計画があるのかということ。

それと、ちょっと聞きそびれて申しわけないのですけれども、簡単で結構ですので。山間地指定のスペース、いわゆる対象面積、何反歩とかあるいは何坪とか何町歩とか、そういうのがあるのかどうか、それが補助事業として規定があるのかどうか、それをちょっと教えていただければ本当にありがたいのですけれども。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　公共施設の耐用年数が来た後どうするかということでございますけれども、その耐用年数が来てもまだ使えるような状況であれば当然使っていかざるを得ませんし、その施設が必要ないようなものであれば取り壊しなりを考えることもあるでしょうし、また継続して耐用年数後も耐えられないので、その施設が必要であるということであれば再度建設するとかということもあるかと思いますので、一概にこうだということはちょっと言えないのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、中山間地域の支払制度の対象面積でございますが、これにつきましては、面積が３万8,284平米、こちらが対象面積となっております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今の企画財政のあれ、ちょっとわからない部分があるのですけれども。

それで、今、使えるようなら使う、私はそういうふうに聞いたのではないのです。このときに、耐用年数が来たときにどうするかということを聞いているわけ。また再診断をするとか、それで、した場合には

どうなのかということなので、それは再診断するのか、あるいはそこで使用禁止をするのか、補修するのか、そういうことを聞いているわけ。それはこれからどんどん出てくるのです、もう40年、50年近くたっているのがあるから。それでなければ安全が保てないでしょう。

○議長（大島瑠美子君）　参事。

○参事（新井敏彦君）　梅村議員のご質問にお答えさせていただきます。

いろいろな施設が確かに耐用年数がありますので、来ると思いますが、その時点で、耐用年数を過ぎるということはやはり診断が当然必要になってくると思います。安全面とかいろいろな面で、耐用年数を過ぎるわけですから、そのまま使えるかどうかということはきちんと診断して、その診断の結果に基づいて対応していくということになると思います。今後、そういったいろんな施設の耐用年数等も含めて、将来的な改修とか取り壊しとかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　私は、今のいろんな審議を見まして、やはりこの長瀞の予算を見ますと本当に厳しいというのは、先ほど予算報告の中に平成20年度末27億1,817万の借金を抱える、それで今、きのうの私の質問の中でも、下水道の借金財政が、これはきのうもらいましたけれども、80億超しているのです。

そういう中で、町の財政はどうかというと、今、高齢化、そして少子化の中では、税収がどんどんというか、減っています。本当に厳しい時代なのに、今のいろんな意見では、村田さんなんかもいい意見を述べたように、航空写真の問題だって我々は納得しませんし、お金のないのに、あんなお金を３年ごとに持っていかれてしまうのです。だけれども、きちんとした説明もはっきりできないというのは、別に私は執行部を責めているのではなくて、今の国のやり方は、後期高齢者医療制度みたいに、もう皆さんから搾るだけ搾って、しかし、トヨタとかああいう大企業は法人税をどんどん減免している、今の自民党、公明党の政権は。一方では、軍事費は、あのようにイージス艦みたいにそこのけそこのけで、何百億という、政府で買って、そういう中で町がやっていかなくてはならない中では、私は別に執行部が悪いとか言っているのではなくて、今の問題では、ではどうするかというのは、先ほど皆さんがいい意見をたくさん出してきましたけれども、やはり予算委員会できちんとやれれば、納得することはいいのですけれども、私はなぜ反対討論をするかと、まだまだこの厳しい財政で合併しないでやっている町では一生懸命やっているのです、もう出費を。

それで、私たちは、平成18年１月に、町財政健全化対策委員会で歳出削減に向けた取り組みということで、こうやればいいというふうな、きちんと出しているのです。それで、執行部もこれに加わっていろいろ資料をつくってくれていたのですけれども、これを生かされていない。私は、そういう中では、今度の

予算で特にいいのは、中学校まで子供の医療費を無料化にしたという問題は大変ありがたいと思っています。しかし、このお金は町財政からすれば微々たるものなのです。やはり、これから育っていく若い人たちがこの町をしょって立つには、子供の医療費、私は発言しなかったけれども、今、子育て支援で、修学旅行の1,000円や2,000円の補助ではなくて、もっと補助を出してやるとか、また私は12月議会に中学３年生のインフルエンザ、そういう補助を出すということだって、本当に微々たる金です。そういうのもちゃんと予算化しないで、こういうことでは、私は自分の気持ちとしては、町長以下、執行部も頑張っていますけれども、賛成はできません。そういう立場から反対します。

○議長（大島瑠美子君）　次に、賛成討論を許します。

齊藤實君。

○４番（齊藤　實君）　私は、賛成という立場から討論させていただきますと、長瀞町一般会計予算、非常に財政の厳しい中、ご努力いただきまして、立派な予算書ができ上がったかなという気がしております。

一部、なお、補助金あるいは委託金については今後大いに検討し、そういう中から、少ない金で上手にこれから予算を運営していただきたいという立場から賛成をいたします。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第14号　平成20年度長瀞町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立多数。

よって、議案第14号は可決されました。

◇

◎議案第１５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第２、議案第15号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第15号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製しましたので、地方自治法第211条第１項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ８億4,776万3,000円となり、前年度予算と比較し、7,233万4,000円、7.9％の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第15号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計予算書により説明させていただきます。予算書の129ページをごらんいただきたいと思います。第１条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億4,776万3,000円とするものです。平成19年度当初と比較いたしますと、増減額では7,233万4,000円の減額となっております。

歳入歳出の主な内容につきましては、説明書により説明させていただきます。134から135ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算の内容から説明させていただきます。款１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税でございますが、１億7,470万4,000円を調製させていただきました。医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額となっております。

後期高齢者支援金分につきましては、20年度から始まります後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、後期高齢者の支援金に充てるため、新規に課税されるものでございます。所得割額と均等割額により算出した合計金額となっております。

介護納付金分につきましては、所得割額と均等割額により算出した金額となっておりまして、現年課税分は89.80％を調製し、1,017万7,000円を見込んでおります。滞納繰り越し分につきましては、医療費分737万2,000円、介護納付金分50万円を見込んでおります。

目２退職被保険者等国民健康保険税ですが、2,303万円を調製させていただきました。退職被保険者につきましては、医療給付費の現年課税分は94.37％を調製し、1,678万2,000円を、後期高齢者支援金の現年課税分は94.37％の337万5,000円を、介護納付金の現年課税分は96.17％で267万5,000円を見込んでおります。

次に、136、137ページをごらんいただきたいと思います。款５国庫支出金、目１療養給付費負担金でございますが、１億5,975万1,000円を調製させていただきました。これは、歳出の一般被保険者療養給付費や老人保健拠出金、介護納付金分の法定割合分として国庫からいただくものでございます。内容につきましては、説明欄にありますように、療養給付費等負担金分として１億963万1,000円、老人保健拠出金負担金分3,384万7,000円、介護納付金負担金分1,627万2,000円でございます。

目２高額医療費共同事業負担金の351万3,000円でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の４分の１の相当額でございます。

目３特定健康診査等負担金の100万4,000円でございますが、平成20年度から各保険者に義務づけられました特定健康診査費用の基準額の３分の１としていただくものでございます。

項２国庫補助金、目１財政調整交付金3,891万8,000円ですが、普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、3,885万1,000円を見込んでおります。特別調整交付金につきましては、保険事業の実施に伴います啓発冊子分の交付金として６万7,000円を見込んでおります。

次に、款６療養給付費交付金、目１療養給付費交付金5,527万円でございますが、この交付金につきま

しては、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款７の前期高齢者交付金、目１前期高齢者交付金１億5,718万4,000円でございますが、前期高齢者の医療費の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、138ページ、139ページをごらんいただきたいと思います。款８の県支出金、項１県負担金、目１高額医療費共同事業負担金351万3,000円でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、県から負担金として支払われるもので、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の４分の１に相当する額でございます。

目２特定健康診査等負担金100万4,000円でございますが、特定健康診査費用に充てるためいただくものでございます。

項２県補助金、目１国民健康保険事業補助金５万6,000円ですが、保険事業促進費として啓発用経費の３分の１の額について県から補助されるものでございます。

目２の都道府県財政調整交付金3,075万1,000円でございますが、説明欄にありますように、普通調整交付金として平成19年度の療養給付費負担金の一定割合が交付されるもので、2,892万5,000円を見込ませていただきました。また、特別調整交付金につきましては、医療費通知やレセプト点検等に充てる経費として所要額の３分の１の額について県から交付されるものですが、182万6,000円を見込ませていただいております。

款９の共同事業交付金、目１高額医療費共同事業交付金1,611万5,000円につきましては、国保団体連合会で高額医療費共同事業として実施しているもので、80万円を超える高額の医療費が発生した際に交付金として連合会から交付されるものですが、事業実施のために県内すべての市町村がみずから支払った医療費の規模に応じ拠出金を出し合い、高額医療が発生した市町村に交付金として交付されるものでございます。

目２の保険財政共同安定化事業交付金8,723万2,000円につきましては、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える部分の一定割合に相当する額から高額医療費共同事業交付金の交付額を差し引いた額が国保連合会から交付されるものでございます。

次に、款11の繰入金、目１一般会計繰入金の7,081万7,000円でございますが、節１の保険基盤安定繰入金901万2,000円は、低所得者の国保税の軽減分の補てん財源として、県が４分の３、町が４分の１負担するもので、県から民生費負担金として一たん一般会計に入りまして、一般会計から町負担分を上乗せして国保特別会計に繰り出されるものでございます。

節２の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）373万7,000円は、低所得者を多く抱える市町村を支援するものですが、一たん一般会計に歳入された分に町負担分を上乗せし、国保会計にやはり繰り出されるものでございます。

節３職員給与費繰入金につきましては、国保担当職員３名分の給与費でございます。

節４出産育児一時金等繰入金210万円でございますが、国保に加入している方の出産に対し、１件当たり35万円を支給しておりますが、法定負担分として支給額の３分の２を繰り入れるものでございます。

140から141ページをお開きいただきたいと思います。節６その他一般会計繰入金3,193万4,000円は、医療費の支払いに対しまして、財源の不足が見込まれることによります財源化医療費繰入金でございます。

款12の繰越金でございますが、その他繰越金として前年度繰越金と同額の2,400万円を見込ませていた

だきました。

款13諸収入、項３受託事業収入、目１特定健康診査等受託料16万3,000円でございますが、各医療保険者に義務づけられました特定健康診査を国保以外の保険者から受託した場合に、そのかかった費用を受け入れるものでございます。

以上で歳入予算の説明を終わります。

続きまして、歳出予算の内容につきまして、主なものを説明させていただきます。144、145ページをお開きください。款１総務費、目１一般管理費2,559万1,000円でございますが、国民健康保険事業を運営するに当たりましての職員の人件費やレセプト点検業務、国保連合会に対します電算処理の業務委託等でございます。

項２徴税費239万9,000円でございますが、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、146、147ページをごらんください。目１運営協議会費21万2,000円につきましては、国民健康保険運営協議会の運営に要する費用で、委員の報酬や費用弁償等でございます。

款２の保険給付費、項１療養諸費、目１の一般被保険者療養給付費につきましては、４億3,735万3,000円を見込ませていただきました。これは、一般被保険者の医療費のうち、保険者負担金として７割分を保険医療機関等に支払うものでございます。

目２の退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者の医療費の７割分で5,100万1,000円を見込ませていただきました。

目３一般被保険者療養費381万5,000円でございますが、一般被保険者が接骨、はり、きゅう、それからマッサージを受けたときやコルセット等の補装具をつくったとき、その７割分を除いた額を本人等に支払いを行うものでございます。

目４退職被保険者等療養費52万9,000円につきましても、退職被保険者が療養に要した費用について、一般被保険者の療養費と同様に支払いを行うものでございます。

目５の審査支払事務費150万7,000円ですが、国保連合会への診療報酬審査支払事務、レセプト電算システム等の事務の委託に要する費用でございます。

次に、項２高額療養費、目１の一般被保険者高額療養費でございますが、5,190万2,000円を見込ませていただきました。これは、被保険者が同一の月内に病院、診療所、薬局等で受けた診療に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

目２退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者分の高額療養費で430万4,000円を見込ませていただきました。

項３葬祭諸費、目１の葬祭費ですが、120万円を見込ませていただきました。これは、被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行う方に葬祭費として５万円をお支払いするものでございます。

次に、148から149ページをごらんいただきたいと思います。項５出産育児諸費、目１出産育児一時金の315万円ですが、これは被保険者の出産に対しまして、出産育児一時金としてその世帯主に35万円を支給するもので、９人分を見込ませていただきました。

次に、款３の後期高齢者支援金等、目１後期高齢者支援金9,944万1,000円でございますが、後期高齢者医療制度に係る費用のうち４割相当額を支援金として、それから病床転換支援金でございますが、社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

目２後期高齢者事務費拠出金１万6,000円でございますが、社会保険診療報酬支払基金において後期高

齢者支援金を徴収し、広域連合に後期高齢者交付金を交付する業務等に対する事務費として拠出するものでございます。

次に、款４前期高齢者納付金等、目１前期高齢者納付金22万円と前期高齢者関係事務費に充てるための拠出金１万5,000円でございます。

次に、款５老人保健拠出金、目１老人保健医療費拠出金1,748万7,000円でございますが、これは老人保健特別会計の大半の財源となる社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。

次に、150、151ページをごらんいただきたいと思います。目２老人保健事務費拠出金33万5,000円でございますが、社会保険診療報酬支払基金に対し、事務費分として支払うものでございます。

款６介護納付金4,786万1,000円でございますが、医療保険者は、40歳から65歳未満の第２号被保険者から納入いただいた介護保険料について、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

款７共同事業拠出金、目１の高額医療費拠出金1,405万4,000円でございますが、運営基盤の安定化を図るため、各保険者からの拠出金等を財源に国保連合会で実施している高額共同事業のための拠出金でございます。

目３保険財政共同安定化事業拠出金7,303万円でございますが、各市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費について国保連合会から共同安定化事業交付金が交付されますが、その財源に充てるための拠出金でございます。

款８保健事業費、目１特定健康診査等事業費824万2,000円でございますが、メタボリックシンドロームに着目した健診、保健指導の必要性が指摘され、健康保険法等の一部を改正する法律等に基づき、20年度から保険者に実施が義務づけられました、40歳から74歳までの被保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査、保健指導等を実施するための費用や35歳以上の加入者に対する人間ドック費用の一部助成経費で、疾病の早期発見のための事業を実施する経費等でございます。

次に、152、153ページをごらんください。款９基金積立金５万円は、町の国民健康保険給付費支払基金に積み立てるものでございます。

次に、154、155ページをお開きください。款12の予備費でございますが、19年度と同額の300万円を調製させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　今度の国民健康保険特別会計については、後期高齢者医療制度の導入によっていろんなさま変わりをしております。

しかし、我々町民は、この制度について本当に何が何だかわからないというような、それで質問なのですけれども、やはりこれは、今度の後期高齢者において、75歳以上から高齢者は国保会計から無理やり離脱させられてしまうのです。そして、年金から天引きです。しかし、我々、後期高齢者のちょっと説明を見ますと、65歳からはまた医療費の問題として年金の何か引かれるような話も聞いているし、相当、後期高齢者だけ、75歳以上からだなんてとんでもない、我々が65歳になった人も含めて天引きされてしまうのです。それはどうなっているかについて報告願いたい。

それで、今、国保会計は赤字で、一般会計から繰り入れがいっぱいされているのですけれども、今度の

国保会計は、今までの世帯数から今度の国保会計の世帯数と人口について説明願いたいと思います。

今まで、この状態では国保会計の世帯数もうんと減りますから、また75歳の人は別になってしまうのですから、医療費の問題についてもちょっといろんな問題が出てくるのではないかと思います。そういう点で、では税収についてどういうふうにしていくかについて考えがありましたら報告願いたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、国保で65歳から74歳の方が今度年金から天引きというお話でございますが、これは年間18万円以上の年金をいただいている方についてでございます。世帯の中で、65歳から74歳だけがいる世帯ということになってまいります。もし、例えば息子さんとか、また例えばご夫婦でも、一方が76歳とか77歳とかとなっている、今度、そうしますと国保にいってしまいますけれども、その65から74の間に入っている世帯だけですので、ちょっと数のほうはまだ出しておりませんけれども、対象者は実際のところは少ないのではないかと考えております。65歳以上の世帯ですから、高齢者世帯になりますよね。それで、75歳から後期高齢のほうへいってしまいますので、そこへいかない間の世帯ということになりまして、またなおかつ年間18万円以上の年金をもらっている方ということになりますので。場合によっては、きのうもちょっとお話がありましたけれども、年間18万で、介護保険とか後期のほうも入ってまいりますので、普通徴収になる方も、天引きではなくてということになるかと思います。

それから、国保の加入者の話ですが、今現在ですと、１月末でございます、国保の加入者は3,559人おります。このうち、来年度、４月から1,200人が後期高齢のほうにいく予定ですので、約1,800ぐらいでしょうか、残りが国保の対象になるかと思います。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　続きまして、国保税の徴収対策についてということでございますが、国保運営の担当であります町民福祉課との協力体制を図りまして、計画的な徴収業務により税収確保に努めていきたいと考えております。また、町民福祉課と連携しまして、被保険者証の更新時に滞納者との接触する機会を確保いたしまして、保険税の納税相談、納税指導を行い、国保税の納付理解を求めているところと考えているところでございます。

それと、先般、町民福祉課のほうから、国保調整金ということで、徴収のほうが上がって、金額的にはちょっとわからない、前年よりも国保の調整交付金のほうがふえるということをお話をいただきまして、徴収のほうが評価されていることでポイントが上がって、当初思ったよりもお金をもらったというお話は聞いておりますが、具体的な数字等、ちょっと控えておりませんので、申しわけないのですけれども、それは言えないのですけれども、また２月28日現在でも前年より上回った徴収率を上げております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　私ももうすぐ65歳になります。それで、私は思うのに、全くこの問題については、どこの自治体もてんてこまいしておりますし、ましてや相当の人たちが今度後期高齢者からなるという、いろんな意味では全く不透明な中で、保険料が幾らになるかとか、そういう中で、職員も恐らく、今役場職員をふやすわけにいかないということで、私見ていて思うのには、町民福祉課長なんかもうてんてこま

いしていますし、いろんな幅が広い中でこの長瀞の90人体制でやっていくことについては、今、私が言いたいのは、きのう、役場職員の全員体制を組んでほしいという中で、村田議員がいい意見を言ってくれたのですけれども、今、参事方式でやっているとすべてが、２人の課長、一番忙しいのが地域整備観光課長と町民福祉課長が今なので、私は、この参事方式というのはこれから改めて、役場職員が全員が認識を同じにするという意見を、やはりやってもらって、議会の答弁でももう少し、主任みたいな人が答弁に立ってもいいような状態になるのではないかと思います。

今、町の執行部と議員と町民が一体となってまちづくりせねばならない時期にこれからどんどん来るのではないかと思います。だからといって、今の自民党、公明党の政権について黙っていてはだめだと思うのです。そういう意味でも、この税金の問題、これから後期高齢者と老人保健も抱えていますから、どういう、今は答えられないだろうけれども、私が言いたいのは、職員体制について、何人で国保会計等やっていくのかお願いしたいと思います。最後の質問ですけれども。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　３人でやらせていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　歳入のところでちょっとお尋ねをいたします。

139ページに職員給与費繰入金、これは３人分だという説明があって、金額がこうだったのですけれども、前年と比べると54万円もふえていて、そんなに給料が上がるのかなということが一つ疑問です。

今、質問の答えの中に、何人でやるのだと言ったら３人だということで、１人、計算すると680万円ぐらいの給料をとっている人というか、費用がかかっている人が仕事をするので、優秀な人がやっているのだと思いますから、間違いなく仕事はできると思います。というのは、費用がうんとかかっている人が、仕事ができない人に費用をかけているということだと、これは非常に問題だということです。

それからもう一つ、基金に繰入金とか、基金からいただくというふうなことを言っていますが、出金と入り金で、これはどっちが幾ら多いのか。それで、出したり入れたりして、余計な事務がふえているというふうな感じがしますけれども、制度上やむを得ないといえばそれまでなのですが、出すほうが少なくてもらうほうが多いのなら何かメリットがあるなというふうに感じますが、トータル、足し算、私できませんから、して、どっちがどうなのですか、出したり入れたりしているようですけれども。その２つをお答えください。金出したり入れたりするから、余計仕事がふえるのだよ。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　139ページでしたか、繰入金の2,084万7,000円の内訳でございますが、給料、職員手当、それから共済費、旅費とか入ってまいります。ですので、純粋な給料だけではないわけなのですけれども、特に人も今のところかわっておりませんので、純然な給料の引き上げ分かと思われます。詳しいことはまた後ほど、もう一度させていただきたいと思います。

それから、高額の共同事業の関係でございますが、長瀞の場合は出すよりもいただくほうが多いようでございますが、ことしの19年度の今の状況、それから18年度の状況をちょっと数字持ってきておりませんので、また改めまして出させていただきたいと思います。数字で出させていただきます。済みません、よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　私は、今度のこの国民健康保険特別会計については、後期高齢者医療制度が導入されて、いろんな意味ではまだまだ国民にはわからない。今この会計見たって、私は予算書を25日もらって見ても、何がどういうふうに変わるのかというのがわからない。

私は一番言いたいのは、今度の、国民健康保険といって、国民の健康を守るための健康保険制度ができてもう随分たっていまして、今、アメリカ並みに、金のない人は医者にかかるな、年寄りは早く死んでほしい、そういうやり方だというふうに私は思っています。だから、我々はこの問題については、ここの小さな町の自治体で云々言ってもなかなか改善されないと思いますけれども、気持ちの上では、今度の国民健康保険特別会計についてすんなり賛成という気にはなれないのです。そのためにも、やはりこれからいろんな形で問題点が出てくると思いますから、反対しておきます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第15号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案の原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立多数。

よって、議案第15号は可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３４分

再開　午前１０時５０分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第１６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第３、議案第16号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第16号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計予算の提案理由を申し上げます。

平成20年度長瀞町老人保健特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製しましたので、地方自治法第211条第１項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出それぞれ9,540万7,000円となり、前年度予算と比較し、６億7,543万9,000円、87.6％の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第16号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

163ページをお開きいただきたいと思います。第１条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,540万7,000円とさせていただくものでございます。19年度と比較いたしますと、６億7,543万9,000円の減額でございます。

歳入歳出の主なものについてご説明させていただきます。168、169ページを見ていただきたいと思います。まず、歳入についてでございますが、款１支払基金交付金、目１医療費交付金は、過年度分を合わせまして5,048万8,000円を見込ませていただきました。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、医療給付や医療費支給等に充てるための交付金でございます。

次に、目２審査支払手数料交付金でございますが、レセプトの審査支払いに要する経費として社会保険診療報酬支払基金から交付をしていただくものでございます。

次に、款２国庫支出金、目１医療費負担金でございますが、こちらも医療給付や医療費の支給に当てるためのもので、国からいただくものでございます。

次に、款３県支出金で目１県負担金でございますが、医療給付等の支払いに要する財源として、こちらも県からいただくものでございます。

次に、款４繰入金で一般会計繰入金でございますが、医療費分の支払いに充てるため702万7,000円を、また事務費分として133万円を繰り入れさせていただくものでございます。

次に、款５繰越金でございますが、19年度からの繰り越しとして100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出につきましてご説明をさせていただきます。172ページ、173ページをごらんください。款１総務費でございますが、老人保健事業の運営をする上でのレセプト点検の委託料やシステムのレンタル料などの諸経費でございます。

款２医療諸費、目１の医療給付費でございますが、病気やけがなどの治療に伴います費用の９割分で、国保連合会や支払基金を通じまして医療機関へ支払うものでございます。

目２の医療費支給費ですが、接骨やマッサージ、それからコルセットなどをつくったときの医療費について現金給付として被保険者に支払うものでございます。

次に、目３の審査支払事務費でございますが、レセプトの内容の審査及び支払いを行うため、国保連合会に委託するものでございます。

目４の高額医療費でございますが、老人医療費の負担額を超えた医療費分として支給をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第４、議案第17号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第17号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計予算の提案理由を申し上げます。

平成20年度長瀞町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製しましたので、地方自治法第211条第１項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ５億1,535万5,000円となり、前年度予算と比較し、759万8,000円、1.5％の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第17号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

174ページをお開きいただきたいと思います。第１条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を５億

1,535万5,000円とするものでございます。前年と比較いたしますと、14.9％の伸びとなっております。

それでは、179ページ、180ページをごらんいただきたいと思います。款１保険料でございますが、目１第１号被保険者保険料、こちらにつきましては、特別徴収、普通徴収を合わせまして9,305万8,000円を見込ませていただきました。

次に、款３国庫支出金、目１介護給付費負担金でございますが、これは保険給付費の財源として法定割合分を国からいただくものでございます。

項２国庫補助金、目１調整交付金でございますが、保険給付費の財源としてやはり一定額を国からいただくものでございます。

次に、目２地域支援事業交付金でございますが、各種介護予防事業の実施のための経費に充てるもので、同じく国からいただくものでございます。

目３地域支援事業交付金につきましては、介護保険サービスを適切に利用するための計画策定や達成状況の評価を行うケアマネジメント事業などに充てるものでございます。

次に、款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金でございますが、支払基金から保険給付費の財源の法定割合分として交付されるものでございます。

目２の地域支援事業支援交付金でございますが、各種予防事業や普及啓発事業の財源として基金から交付をされるものでございます。

款５県支出金の目１介護給付費負担金でございますが、やはり歳出の保険給付費の法定割合分を県からいただくものでございます。

次に、項２県補助金、目１地域支援事業交付金でございますが、各種介護予防事業や啓発事業実施のための財源としていただくものでございます。

目２地域支援事業交付金でございますが、介護予防ケアマネジメント事業や任意事業実施のための交付金としていただくものでございます。

次に、181、182ページをごらんいただきたいと思います。款７繰入金、目１介護給付費繰入金でございますが、介護サービスの実施に要する経費としまして、保険給付費の法定負担分として一般会計から繰り入れをさせていただくものでございます。

目２地域支援事業繰入金の介護予防事業でございますが、各種介護予防事業実施のための財源としてやはり一般会計から繰り入れをするものでございます。

目３の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）でございますが、介護予防ケアマネジメント事業や任意事業をやるための繰り入れでございます。

それから、目４その他一般会計繰入金でございますが、認定調査や認定審査会などの事務費に充てるための財源として繰り入れるものでございます。

次に、基金繰入金でございますが、介護保険事業に要する費用に不足が生じるため、基金から繰り入れるものでございます。

それから、款８の繰越金でございますが、前年と同額の100万円を見込ませていただきました。

次に、183、184ページをごらんいただきたいと思います。款９の諸収入、目６の一般・特定高齢者施策事業参加費13万8,000円でございますが、介護予防事業として実施する特定高齢者に対する栄養改善教室や運動機能改善教室などの参加費でございます。

続きまして、歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。185、186ページをごらんいただきたい

と思います。款１総務費、目１一般管理費の102万5,000円でございますが、被保険者証の発行や標準負担額減額認定証の発行事務、介護保険システムの保守点検委託料などの業務を行うための諸費用でございます。

項２徴収費、目１賦課徴収費でございますが、保険料の賦課徴収のための諸費用でございます。

項３介護認定審査会費の目１認定調査費でございますが、介護保険サービスを受けるため、認定を受ける必要があります。その調査費用等の経費でございます。

目２の認定審査会共同設置負担金でございますが、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会の運営に関する経費に充てるための負担金でございます。

続いて、187、188ページをごらんいただきたいと思います。款２の保険給付費、目１介護サービス等諸費でございますが、介護サービス計画に基づきまして、在宅の要介護者が訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などを利用した際のサービスの９割分を給付するものでございます。

目２の地域密着型介護サービス給付費も、同じように介護サービスを受けた場合のサービス費の９割分を支給するものでございます。

それから、目３の施設介護サービス給付費でございますが、こちらは介護施設に入所した際の９割分を支給するものでございます。

目４の居宅介護福祉用具購入費でございますが、在宅の要介護者が入浴や排せつ等に用いる福祉用具を購入した際に、やはり９割分を償還払い方式により支給するものでございます。

目５の居宅介護住宅改修費でございますが、やはり在宅の要介護者が生活しやすいよう、手すりの取りつけなど住宅改修を行ったときの費用を償還払いで支払うための経費でございます。

目６の居宅介護サービス計画給付費でございますが、在宅の要介護者がサービスを使う場合のサービス計画作成の費用に充てるものでございます。

項２の介護予防サービス等諸費、目１の介護予防サービス給付費でございますが、こちらは在宅の要支援者が指定介護予防サービスなどを受けたときの現物給付として支給するものでございます。

それから、目３、目４、目５と、福祉用具購入費、住宅改修費、サービス計画給付費とありますが、要介護者と同じように、要支援者のサービス計画や住宅改修などにかかった費用の現物給付や９割分を支給するための費用でございます。

次に、189、190ページをごらんいただきたいと思います。項３その他諸費、審査支払手数料でございますが、各種サービスの明細書の審査を国保連合会に委託しておりますので、その事務費用として支払うものでございます。

項４の高額介護サービス等費でございますが、要介護者が居宅サービス、施設サービスを利用して保険給付を受けて支払った額が一定額を超えた場合に、超えた分を支払うことによりまして要介護者の負担軽減を図るための財源でございます。

項５特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービス、それから短期入所サービスなどを利用した要介護者のうち、町民税が非課税の方などの低所得者の食費、居住費について負担限度額を超えた場合に、その差額を介護給付費として支給するものでございます。

次に、款４地域支援事業費、目１介護予防特定高齢者施策事業費でございますが、65歳以上の要支援該当一歩手前の方に対して、症状の改善となるような事業の展開を行うものでございます。

次に、目２介護予防一般高齢者施策事業費でございますが、こちらは一般の高齢者を対象にいたしまし

た介護を受けるようにならないための予防事業を行うものの費用でございます。

次に、項２包括的支援事業・任意事業費でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくため、要介護にならないようにやはり予防することを目的とした計画を作成しまして、それにかかわる費用でございます。

次に、193、194ページをごらんください。予備費でございますが、昨年と同額の、不測の事態が生じた場合の財源といたしまして300万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　181ページの一般会計繰入金の中の介護給付費繰入金6,064万2,000円ですか、これが町の純粋なる介護保険のほうの持ち出しということで理解していいのでしょうか。あとの地域支援事業ですとか、これは介護予防ということで使われるということで、この6,064万2,000円、これが介護保険のほうに入るということで理解をして。

それと、その6,064万2,000円の中に、例えば生活保護ですとか低所得者ですか、そういう方で介護保険が支払えない、そういう方たちのお金はこの中に含まれているわけでしょうか。その１点お伺いします。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　繰入金の6,064万2,000円でございますが、これは保険給付費、居宅介護とか地域密着型、施設とかいろんなサービスに係る費用のほうの所要額の12.5％分を繰り入れをさせていただいているもので、低所得者分のほうは含まれておりません。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　ということは、低所得者はどこの部分に含まれるわけなのですか。

それとあと、多分お支払いができないという方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方が幾人ぐらいいらっしゃるのかがわかりましたらばちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　申しわけありません。ちょっと数字も出ておりませんので、改めて回答させていただきます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

梅村務君。

○８番（梅村　務君）　１点だけなのですけれども、広域市町村圏組合の認定審査会の負担金が630万5,000円という数字がありますね。これは、毎年認定を受ける人が出た場合に認定する、あるいは再認定もあると思うのです。その件数というのはどのくらいあります。それだけ教えてください。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　これは、審査会、広域で実施しておりまして、秩父にあるわけなのですけれども、50人の委員さんがおりまして、毎日審査をやっていただいておりますが、長瀞町では350人ほどおります。年間でやっていただくのも、やはり同じくらいの人数でございます。今、初めは６カ月に１回ということでしたけれども、１年とか、中には状態が変わらない、障害などが固定した方は１年半ぐらいの期間がありますので、初めての方は６カ月ぐらいでやっておりますが、長瀞の方としては350件ぐらい

をやってもらっております。

○議長（大島瑠美子君）　梅村務君。

○８番（梅村　務君）　それで、350人ぐらいの再認定も含めてぐらいの平均があるということだけれども、長瀞町の介護保険を受けている方、それは今何人ぐらいでしょう。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　認定者数は、11月現在で、ちょっと前になりますけれども、これはレセプトというか、請求が来てからの話になりますので、認定者としては358人になりますが、サービスを受けている方はこれの７割ぐらいでございます。

〔「７割」と言う人あり〕

○町民福祉課長（浅見初子君）　はい。全員の方が受けているわけではございません。認定申請を初めされるときは受けたいというか、そういう気持ちもありましても、実際になりますとまだ大丈夫だという方もいらっしゃったり、受けない方が何人かいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第５、議案第18号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第18号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を申し上げます。

平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製しましたので、地方自治法第211条第１項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9,539万円となり、前年度予算と比較し、皆増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　それでは、議案第18号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度にかわるものとして新たに設立された医療保険制度で、75歳以上の方全員が加入する制度でございます。

それでは、202ページをごらんいただきたいと思います。第１条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,539万円とするものでございます。

歳入についてご説明をさせていただきます。207、208ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料、目１後期高齢者医療保険料でございますが、7,840万6,000円を調製させていただきました。この保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合の条例に基づきまして、所得に対する所得割額としまして7.96％、それから均等割額としまして１人４万2,530円の合算額でございます。年金からの特別徴収は6,143万2,000円、普通徴収保険料は、徴収率を95.45％とさせていただきまして、1,697万4,000円で調製させていただきました。

款３繰入金、目１一般会計繰入金でございますが、まず節１の事務費繰入金は、予備費や保険料徴収に係る経費として一般会計から繰り入れるものでございます。

節２の保険基盤安定繰入金、これは保険料軽減分でございますが、低所得者の保険料の軽減分の補てん財源として県からいただいたのを一たん一般会計に入れまして、町負担分を上乗せしまして繰り入れをさせていただくものでございます。

以上で歳入のほうは終わらせていただきます。

211、212ページをごらんください。歳出について説明させていただきます。款１総務費、目１一般管理費46万2,000円でございますが、後期高齢者医療制度に係る医療費適正化のためのパンフレットや後期高齢者医療のシステムの保守点検委託料などでございます。

項２徴収費97万2,000円でございますが、こちらは保険料の収納に要する費用でございます。

款２の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは被保険者から徴収させていただきました保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を広域連合に納めるものでございます。

款３の予備費でございますが、不測の事態が生じた場合の財源とするため、100万円を計上させていただきました。

以上で終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　まず、歳入の問題ですけれども、7,840万6,000円、先ほどの説明では、特別徴収保険料が6,143万2,000円と普通徴収保険料が1,778万4,000円ということで、合わせて7,840万6,000円と、75歳以上と65歳以上の人から膨大な保険料を徴収するわけですよね。この内訳について、今の説明だと75歳以上からは特別徴収と、この普通徴収という保険料はどういうふうな徴収の仕方をするのか。

あと、ファクスで何日か前に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会選挙ということで選ばれたメンバー

を見ますと、たったの20人です。その20人の中には、町村長の割り当てが３人ということで、これでは、秩父郡の町村長は入っていませんし、あと町村議会議員のメンバーでも秩父郡市の広域連合の議員は入っていません。そこで質問なのですけれども、この広域連合議会についてのいろんな意見があると思うのです。今本当に、こんな膨大な、いろんな問題点がちゃんと決まっていない、保険料がどうなる、減免制度はどうする、払えない人についてはどうするとか、いろんなことの問題点をこれから抱えるわけですけれども、これの議会に対する意見の、議員でなくては議会で発言できないわけです。こんなたったの20人で、本当に意見が出て改善されるのかについて心配です。これについてどういうふうにするのかについて。

また、この決まりの中には、みんな心配されるのは、保険料の引き下げの減免制度とか、あと医療費の、年寄りがうんとふえれば、それに応じて保険料が上がってくるというような心配もされている。とりあえず、そういう問題についてどういうふうに解決するかということについてはほとんど決まっていないのです。広域議会で何か昨年の11月にやったのだって、本当に意見が出ているのは、私たち共産党の議員の１人で出て、さいたま市議の加川さんだけで、発言がうんと少ないという報告をされています。こんなことでいいのかなというふうに心配されるのです。

それで、あともう一つは、この後期高齢者医療制度について、役場の職員がまた、町民福祉課長の、その携わる職員は長瀞ではだれなのでしょうか。職員は何人なのですか。それは決まっていますか。

何点か質問しましたけれども、よろしく答えていただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お尋ねの広域連合の議員の数が20人という話ですけれども、私も初めて聞きまして、実は20人というのは初めて聞きました。ただ、この前の人づくり広域連合の会議の前にその会議があったようでありまして、新座の市長が連合長、それで町村会長の美里の野口町長と、あと市長の代表が副連合長になっているはずであります。はっきり申し上げると、副連合長もよくわからないと、きのうかな、申し上げたように、共産党の人たちだと思われる人が大勢傍聴に来ていて、質問をされた人も多分そのようだった。しかし、よく連合長は勉強されていて、お答えをしていただいて解決がつきましたと。ただ、初めてのことですから、やってみないとわからないというのが、広域連合の議員の人たちも基本的にはそういう考えを持っていますというお話を承ったところでありまして、それ以上のコメントはちょっと差し控えさせていただきます。

それから、この町から携わる職員は１名ということになっております。

○議長（大島瑠美子君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

普通徴収の徴収方法というふうなことのご質問かと思いますが、普通徴収は、きのう後期高齢者の条例のほうでちょっとお話しさせてもらいましたけれども、介護保険と同じように８期に分けまして徴収をさせていただきたいと考えております。75歳以上の方が対象となりますので、普通徴収と特別徴収の関係でございますが、普通徴収につきましては、75歳になったばかりのときは、介護保険も同じなのですけれども、すぐ社会保険庁のほうに連絡いたしましても、３カ月とか４カ月とか後になりますので、しばらくの間普通徴収でないとできないシステムになっておりますので、そういう関係で普通徴収の方がいるのと、あとは今度、ことし初年度ですけれども、今まで社会保険に入っていた方、後期高齢者の対象になりましても、先ほどの社会保険庁のほうへの通知が、４月の時点でこちらではその方の所得というか、いろんなことがわかりませんので、６カ月おくれまして10月から特別徴収の扱いになったりしますので、そういう

関係でことしの数字が出ております。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　この間も言ったように、国会で、自民党、公明党の絶対安定多数で小泉政権でできた決まりだということで、何も言えないでこのままどんどん進んでいくことについては反対です。そのために私は反対討論をします。

まず、今答弁の中でも言ったように、埼玉県後期高齢者医療広域連合議員20名が選ばれて議会をやっても、本当によくわからない、質問されても答えられないことが随分あって、ましてや保険料が、本当に国民年金が５万ぐらいの人がいるのに取るということについては、ちゃんと減免制度とかやるのかというようなことを言われても、保険証は取り上げますとか、そういうことは決まったようですけれども、救済策なんか本当にまだまだあいまいです。今、国民が相当怒っているのです、この後期高齢者医療制度について。知れば知るほど、こんなひどいものはない、年寄りは死んでもらうというような感じです。

さっき言ったように、今の医療制度がなぜこうなったかというのは、もうご存じのように、アメリカのまねをしようとしているのです。私が「シッコ」という映画を見に行って感じたのは、国民には、カナダやフランスやイギリスや、そういうところで医療費が無料になって、あとキューバですか、ああいうところが本当に老後は安心して生活している姿をやっているのですけれども、アメリカ並みにやるということについては、絶対国民は疲弊しますし、発展がございません。それで、景気は回復しません。そういう中で、この問題について黙っているわけにはいきません。そういう立場から、時間もないですから、反対していきます。

○議長（大島瑠美子君）　次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第18号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立多数。

よって、議案第18号は可決されました。

◇

◎議案第１９号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第６、議案第19号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君）　事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第19号　長瀞町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員会委員小内智広氏の任期が平成20年３月31日に満了となりますが、引き続き小内氏を委員として任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第19号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり同意されました。

◇

◎議案第２０号の説明、質疑、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第７、議案第20号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君）　事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第20号　長瀞町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育長村田六郎氏から、一身上の都合により、平成20年３月31日で退職したい旨の申し出があり、本人の意志もかたく、諸事情を考慮し、退職することに同意いたしましたので、村田教育委員の後任として新井祐一氏を任命したいというものでございます。

新井祐一氏は、皆野町にお住まいで、昭和45年３月に明治大学二部を卒業され、同年５月、皆野町日野沢小学校で教壇に立ち、以来、県内を初め秩父管内の中学校、また名栗少年自然の家次長等を歴任され、平成10年４月、熊谷市吉岡中学校長、平成13年４月、長瀞中学校長、平成16年４月から現在に至るまで横瀬中学校長として活躍をいただき、本年３月末日をもって定年退職を迎えることになりました。

長瀞町には、昭和49年４月から昭和55年３月まで長瀞中学校の国語の教師として、また平成13年４月から平成16年３月までは長瀞中学校長としてご勤務いただき、通算で４年もの長きにわたり、長瀞町の学校教育推進にご尽力をいただきました。その豊かな経験と知識の上、明朗快活、温厚で誠実な性格が後輩教員からも尊敬され、慕われているところであると伺っております。長瀞町の教育行政を担うリーダーシップ役として、必ずやご活躍いただけるものと確信をいたします。

長瀞町教育委員会委員として新井祐一氏を任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議がありますので、ただいまから質疑を行います。

染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　教育委員長がかわるというので、中学校の校長先生だったらしいけれども、住所というのは、住まいは長瀞でなくてもいいのかい、教育委員というのは。関係ない。こっちでわかった。

だけれども、住所が皆野だから、一応聞くのはいいのだから、長瀞にもそういう人物も大分、先生とかそういう方が定年になっているのだけれども、長瀞にはちょうどいなかったのか。それをちょっと町長に聞きたいのだ。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

長瀞町の人というのも私も考えて、一番最初にそこの先生のところにお願いに上がりました。しかし、体調が万全でないということで、１年間はまだ活動をするような状況になっていないというお言葉をいただき、お断りをされたわけでございまして、内容をお聞きするとやむを得ないのかなという考えが私のほうに浮かび、教育というのは、その地域、私は基本的に長瀞町の人にやっていただくというのが基本的な考え方でありまして、今でもその考え方は変わっておりません。しかし、教育というのは、その地域を含めて包括的に考えてもいいのではないかという思いを持っておりまして、この新井先生にお願いをしたところでございます。

いろいろ苦慮したという部分がおありだと思いますが、地域のため、長瀞町のために、本人は９年間と

言っておりましたが、中学校でお世話になった、その恩返しを、もし皆さんのご同意がいただければ全力で長瀞町のために頑張っていきたいという決意をいただき、ご承認がいただければ頑張りますというお言葉をいただいて今日の提案となったわけでございます。よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４２分

再開　午前１１時４３分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　確かに中学校で９年か、それで一生懸命尽くしてというのだけれども、もう一度聞きたいのだけれども、一応は、長瀞町には案外、公務員、先生とかこうだとか、お巡りあたりも随分、定年だこうだなんてなったのがいるのだよ。秩父郡でも、長瀞なんか、小さい町の割には先生上がりなんというのが随分いるらしいよね。立派な方がいるか、教育委員にならなければ教育長になれないのだけれども、いろいろな人が、別にそういう先生ではなくても教育委員なんというのはやっていたよね。

教育委員から恐らく推薦されて、村田さんがやめた後、教育長になるのかもしれないけれども、こういう人事案件というのもある程度は議会のほうにも、今度はこういう人が出てくるのだよというぐらいのことを知らせてもらったほうが、幾ら人事案件でも。今度、本当にもう、長瀞町が存続するのだかしないのだかわからないのに、そういう、今これから難しい時期になるのだから。人事案件は今度、前に議会のほうの議運でもいいから知らせてもらうように執行部のほうもしてもらいたいと思うのです。それは意見だから。これはどんな、教育、村田さんも長い間やってもらってご苦労さんだったけれども、本当に、人事案件、いろいろな方が出るというときは、議会の前に議運というのがあるのだから、今度は一回、知らせるようにしてくれない。それで終わりだから。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

今、染野議員から非常に重要な発言がありまして、私たちもそういうことについてしっかり検証してみたいと思います。よその町村等々の人事案件に対する提出に至るまでの前の、例えば議員に前もってご審議をいただくような方法をとっているのかどうかについても検討し、そういうことが必要であれば、私たちもそれに対して積極的にかかわっていってもらったほうがいいと思います。確かにぽんと出て、ここですぐということについてのいろんな問題が出てくると思います。私も先ほど申し上げたように、町のしかるべき人にお願いをしたという経緯は先ほど申し上げたとおりであります。しかし、そういう健康上の問題ということであれば、それを強引にということにもいきませんので、今回の提案となったわけでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はありませんか。

村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　今、人事案件のお話でございますけれども、教育委員は学校の校長先生とかそういう人でなくてはだめだというのではなくて、普通の人もやっているわけですよね。今現在、教育委員の中

にも、学校の先生だったかどうだか私はわかりませんけれども、そういう人がいるわけです。さきの小内智広さんは、学校の先生ではなくて方丈様だよね。ほかの、先生やったのかどうか私はわからないですけれども、そういうことで、やはり今見ていますと、校長先生も一般のところから行って、非常に、東京都なんかの新聞を見たりしていますと、学校の中へ塾を持ち込んだとか、いろんなことをやる時代になっています。それから、まことに口幅ったい話ですけれども、校長先生は、だって、この間の川口の校長先生みたいな人も出てくるわけです。だから、非常に、それは先生は絶対的な信頼というか、そういうものもいいのかなということもあります。

それで、推薦するからには、その人の身辺調査とか、そういうことはきっちりやられていると思いますけれども、先ほど来、選ぶことについて、もう少し細かいことの決まりとか、そういうものがあるのでしたら、その辺も我々にも知らせていただいて、判断材料がなくて、正直言って、私が校長先生に、この人を見たかもしれないのですけれども、よくわからないのです。ですから、いいか悪いか判断しろよと言われても判断材料がないのです。そういうこともありますので、その辺のことを説明していただくと非常に助かります。ただこの文言と、町長が言ったように、長瀞の中学校の教員として長い間手伝ってというか、教育をしてくれたということは、それはそうかなというふうに思いますけれども、あとのことはちょっとわからない、ほかの人はわかっているのかもしれないですけれども、私はわからないのです。そういうことがありますので、もう少し、日銀の総裁ではないですけれども、顔を見せてもらうとか写真を見せてもらうとか、何か書いたものを配ってもらうとか、何か判断材料をいただきたいというふうに思いますので、今後よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はありませんか。

梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今、２番議員の言われたことは正しいと思うのです。学校教育に対する知識、認識というものが今相当変わりつつある。そういう中で、学校先生の経験者ということに限定しないということがひとつ必要だと思うのです。

それと、町長が町うちの人のところへ行ったと言うけれども、その人一人だと、これは二番煎じは失礼だと思っているのかどうか、その辺の認識。長瀞町にほかに該当者がいないのか。やっぱり町うちの人を、今まで伝統的にそれをやってきたわけです。慣例ではなく、結構。だから、そういうふうな……

〔「教育委員会は必ずしも、そうだよね、県から何人も来ています」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　教育委員会は、そうではなくて、早く言えば教育長候補ですよね、はっきり言って。それは組織の中で違うよと言われればそれまでだけれども、だれがなるかわからないのだといえばそれまでだけれども、わかっているわけです、入札と同じで。そういうことをやっぱりある程度加味して、だから、恐らく町うちのいいと思っている人は結構いると思う、はっきり言って。それはすばらしい人物であるということはわかります。だから、その辺、やっぱりもういないのかな、町うちにはそういう人材がいないのかとちょっと寂しいし……

〔「町長の親なんて、昔教育長やったことあるんだから」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　知っています。

それで、要するに、私が言いたいのは、では隣町まで行って探さなくてはならないのかということなの

です。それについて、いわゆる町うちの、年齢的にも60前後、前はだめだ、校長さんに限定してしまうのだから。60過ぎの人でも、前の人だっていいではないですか。民間人でもいいと思います。今の教育委員を見たってわかるでしょう、早く言えば。それで、４人の職業を今見ればわかるでしょう。教育長という１つの役職に適した人は学校出身者でなくてはいけないという概念は捨ててください。私はそれをはっきり言っておきます。今回はこれを賛成するかどうかという問題はまた別問題として、そういう前提を、もっと自由奔放の教育行政をできる人でもいいのです、はっきり言って。だから、そういうふうな面でひとつ希望しておきますけれども、町長、何か考えがあったら言ってください。

○議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　この問題については、教育委員会の委員を皆さんに同意を求めているわけでございますが、今、村田議員、それから梅村議員がおっしゃったようなことが基本にあることは間違いありません。

今まで、県からも何人か教育委員としておいでになって教育長ということになりました。私も、先ほどから申し上げていますように、長瀞町の人に対しても、いろんな面からお考えがあるかも含めた人を見つけてみました。しかし、なかなか同意をしていただくという方がおいでにならないことと、仕事をほかにまだ持っているということ、それから民間の方、一般の方から教育長を、例えば教育長候補として選ぶときに、何を基準にしてどういうふうに選ぶかということになってくると、非常に範囲が広くなって、私たちの力ではとても及ばないということになりますと、どうしても教育関係に関係した人ということの中から選ぶということが、県のことも考えました。しかし、今、県のほうとしても、適任者ということについてはわからないと、教育関係に直接関係のない人間を派遣するということについても問題があるというようなお考えを基本的に聞きましたので、長瀞町で一度探しましたが、それは現職の人間であります。現職、まだ定年になる前の人ですが、健康上の問題でどうしてもお引き受けできないということでお断りをいただきましたので、そのことも話して新井先生には同意をいただきました。基本的には長瀞町ということも考えましたということもお話をしてあります。しかし、学校で９年間おいでになって、いろんな意見があると思います、その先生が万能ではない。ですから、批判もあると思いますし、いろんな考え方があると思います。しかし、そういうことを考えていますと、時間がどんどん過ぎていって、なかなか、適任者というのは大勢おいでになるのでしょうけれども、見つけられなかったというのが、私たちの偽らざる現実を申し上げるとそうなります。

一般の方でもいいではないかという言葉は、私もそのとおりだと思いますし、それから長瀞町の人間でなくてもいい、ただ、長瀞町の中で、ほかのことについては長瀞町の人間というのはある程度限定して考えなければいけないというふうに基本的に考えています。ただ、教育の問題は多少エリアを広くして、外国人では困ると思いますが、そういうことを考えてもいいのではないかなと私は最近考えています。教育委員が今、村田教育長を除いて４人おいでになりますが、全部直接教育に関係したという人ではありません。それは、私は基本的に考えたのは、一般の家庭の主婦だとか、それから教育に関心のある人だとかということで、一般論としての教育を教育委員会の中で議論していただきたいというのが大きなテーマでありました。ですから、今、教員をやられた方では現職の村田六郎氏しかおらないわけであります。今度も、皆さんのご同意がいただけると思いますが、いただけるとすると新井さんしかいないということになるわけであります。この中で教育長の互選をしていただくということになりますから、先ほど梅村議員がおっしゃったような形になるだろうという想定は私もしております。

町うちの適任者がいるだろうというお話がありますが、私たちの考えている範囲で何人かそういう方がおいでになります。そういう人たちも、現在仕事を持っていたり、そういうようなことがあって、特に現職を引き抜くということにつきましては、給与の大幅な減額ということもありますし、県から例えばということになると1,000万を超えるような、例えば教育長候補というともう1,000万円を超えて1,200万円ぐらいになってしまうのです。そういう状況で、本当に声をかけても、教育長として来てくれるというような人はほとんど皆無だと思います。そういう状況をいろいろ勘案した結果、この人に、私たちはベストだとは思いません、ベターだというふうに考えてお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大島瑠美子君）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第20号　長瀞町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立多数。

よって、議案第20号は同意されました。

暫時休憩いたします。

休憩　正　　午

再開　午後零時０１分

○議長（大島瑠美子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第２１号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第８、議案第21号　長瀞町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君）　事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第21号　長瀞町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀞町公平委員会委員新井寛恭氏の任期は平成20年３月31日で満了となりますが、引き続き新井氏を公平委員会委員として選任することについて同意をいただきたいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君）　お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第21号　長瀞町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり同意されました。

◇

◎請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君）　日程第９、請願第１号　後期高齢者医療制度に対する意見書に関する請願を議題といたします。

事務局長に請願書を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君）　朗読が終わりました。

紹介議員、渡辺强君の趣旨説明を求めます。

渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　では、趣旨説明をしたいと思います。

ご存じのように、小泉内閣から福田内閣が生まれまして、後期高齢者医療制度の実施を強行しようとしていることに怒りと抗議の声が広がっております。中止、撤回、見直しを求める地方自治体の決議は500を超えて全自治体の３割に迫り、反対署名も350万人に上っています。廃止法案を衆議院に提出した日本共産党など野党４党が、５日、共同で緊急集会を開きました。参加した団体の代表から、高齢者を差別する制度を断じて認められないとの厳しい抗議の発言が相次ぎました。

後期高齢者医療制度は、2006年の６月に医療構造改革の名で小泉内閣と自民党、公明党が強行しました。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出し、負担増と治療制限を強いる仕組みで囲い込むという、世界に例のない差別医療制度です。75歳以上の人口比率が高まった場合も、後期高

齢者の医療給付がふえた場合も保険料の負担がふえる過酷な制度でございます。年金を担保にとる悪質な金融業者のようなやり方をやめるべきです。

後期高齢者医療制度に自動的に移される65歳以上の重度障害者にも不安が広がっています。本人が申請すれば現行制度にとどまることができますが、その場合、自治体によっては障害者の医療費助成制度の適用除外とされています。例えば大阪市の場合、月１万5,000円の年金しかない人でも、天引きは介護と医療の保険料を合わせて4,400円余りで、年金の３割を担保します。明らかに生存権の侵害でございます。天引きなら未納は発生しないという徴収側の一方的な発想であり、年金が月１万5,000円以上の人から保険料を天引きする強制徴収は高齢者の暮らしを直接脅かします。まして、事のついでに、65歳以上の高齢者の国民健康保険料も年金から天引きすることに何の道理もありません。既に65歳以上の高齢者は年金から介護保険料を天引き、対象から外されてしまいます。自治体に今までどおりの助成を続けさせる必要があると同時に、問題だらけの後期高齢者医療制度そのものを中止に追い込むことが重要でございます。

福田康夫首相は、世代間の公平を図り、持続可能な制度とする必要があるとして、後期高齢者医療制度は適切だと答弁しています。しかし、若い世代にとっても、日本の医療保険が生涯保険でなく、75歳で断ち切られ、差別的な医療制度に強制加入させられるという新たな将来不安をもたらします。あえて差別制度を導入するのはなぜか。石川県で、自治体職員らを前に厚労省の担当者は、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと説明しています。厚労省の社会保障審議会でも、病院での取り組みには金がかかると議論し、特別部会の報告では、後期高齢者の心身の特性として、いずれも避けることのできない死を迎えるとまでまとめています。厚労省の課長は講演で、家で死ねということに、病院に連れてくるなとの発言をしました。いずれ死ぬのだから、別枠の制度に囲い込んで医療を抑制するとともに、療養病床の大幅削減と軌を一にして、終末期の高齢者を病院から追い出し、医療費を削減する、余りにも過酷な高齢者いじめです。

これは、私は一生懸命文章を考えてきたのですけれども、いろいろなことをまとめてきて、こういう状態の中で、この後期高齢者医療制度は本当に廃止するか、撤回するかしていかなければならないと思ってこれを読み上げました。ぜひ賛同していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大島瑠美子君）　これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第１号　後期高齢者医療制度に対する意見書に関する請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大島瑠美子君）　起立少数。

よって、請願第１号　後期高齢者医療制度に対する意見書に関する請願は不採択とすることに決定いたしました。

◇

◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（大島瑠美子君）　日程第10、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君）　以上で、今期定例会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　定例会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会では、平成20年度当初予算を初め、当面する町政の重要議案を提案いたしましたが、大変慎重にご審議をいただき、議決、同意等をいただき、まことにありがとうございました。これらの審議の過程や一般質問でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応していきたいというふうに考えております。町の組織の中でも、皆さんのご意見をいただきましたので、私も考えていたこととあわせて改善をしていきたいというふうに考えているところでございます。

平成20年度も、長瀞町にとっては厳しい年になることが予測されるわけでございますが、さらに気持ちを引き締め、住民サービスを低下させることのないよう、前向きに取り組んでまいる所存でございます。新年度も当面する事業、課題等に対し、議員の皆様のご指導、ご協力をいただきながら、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のごあいさつといたします。長い間ありがとうございました。

◇

◎教育長退任あいさつ

○議長（大島瑠美子君）　３月31日付で勇退されます村田教育長より退任のあいさつのため発言を求められ

ておりますので、ここであいさつを許します。

村田教育長。

○教育長（村田六郎君）　議長さんからお許しをいただきましたので、お疲れのところ、貴重なお時間をちょうだいいたしますが、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

先ほど来、後任の方の人事等でいろいろご迷惑をおかけしておりましたが、任期がちょっと残っておったのですけれども、わがままを言いまして申しわけございません。町長さんには、いろいろお世話になりまして、また辞任を認めていただきまして本当にありがとうございました。

議員の皆様方には、先ほど来話が出ていました、私がお世話になったときに、14名の議員さんですか、お二人ぐらいきり存じ上げていなかったのです。そんなものですから、当時はあんな者がというふうなこともあったかと思いますが、とにかく、陰に陽に、温かくご指導していただきましたおかげで何とか務まったのかなと、そういうふうに思います。今後、議員の皆様方、ご健勝にてご活躍されまして、町政発展のためにご尽力いただきますようご祈念申し上げまして、御礼のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

◇

◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君）　閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成20年度当初予算を初め、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第であります。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政発展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

また、ただいま退任のごあいさつをいただきました村田教育長には、長期間、町教育の発展のためにご努力、ご尽力いただきましたことに対しまして深く感謝申し上げます。今後も、長瀞町の教育のためにご指導、ご協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成20年第１回長瀞町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会　午後零時１９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２０年　６月　６日

議　　長　　大　　島　　瑠　美　子

署　名　議　員　　梅　　村　　　　務

署　名　議　員　　染　　野　　光　　谷

署　名　議　員　　渡　　辺　　　　強